

三重県地域防災計画 —風水害等対策編—

令和5年3月修正

三重県防災会議

<目 次>

第1部 総 則

第1章 計画の目的・方針

- 第1節 計画の目的と方針…………… 9
第2節 計画の位置づけ及び構成…………… 12

第2章 計画関係者の責務等

- 第1節 県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割…………… 17
第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱…………… 19

第3章 三重県の特質及び風水害等の状況

- 第1節 三重県の特質…………… 30
第2節 三重県における既往の風水害等の状況…………… 32
第3節 近年の気象及び災害の傾向…………… 35

第2部 災害予防・減 災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

- 第1節 県民や地域の防災対策の促進…………… 45
第2節 防災人材の育成・活用…………… 50
第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化…………… 53
第4節 ボランティア活動の促進…………… 57
第5節 企業・事業所の防災対策の促進…………… 61
第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進…………… 65

第2章 安全な避難空間の確保

- 第1節 避難対策等の推進…………… 69

第3章 風水害に強い県土づくりの推進

- 第1節 水害・高潮被害予防対策の推進…………… 75
第2節 地盤災害防止対策の推進…………… 82
第3節 農地・森林・漁村の防災対策の推進…………… 86

第4章 緊急輸送の確保

- 第1節 輸送体制の整備…………… 89

第5章 防災体制の整備・強化

- 第1節 災害対策機能の整備及び確保…………… 94
第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保…………… 100
第3節 医療・救護体制及び機能の確保…………… 105
第4節 応援・受援体制の整備…………… 111
第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進…………… 114
第6節 防災訓練の実施…………… 121
第7節 災害廃棄物処理体制の整備…………… 125

第6章 特定自然災害への備え

- 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策…………… 128

第3部
台風接近時等
の減災対策

第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策

- 第1節 三重県版タイムラインについて 137
第2節 三重県版タイムラインにおける事前行動項目 139

第2章 災害対策本部機能の確保

- 第1節 準備・警戒体制の確保 143
第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 174

第3章 避難誘導體制の確保

- 第1節 避難所の確保及び早期避難の促進 187
第2節 避難行動要支援者・要配慮者の保護 191
第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保 193

第4章 災害未然防止活動

- 第1節 公共施設等の災害未然防止体制の確保 195
第2節 水防活動体制の確保 199
第3節 県民・企業等による安全確保 201

第4部
発災後の応急
対策

第1章 災害対策本部活動の実施

- 第1節 災害対策活動の実施体制の確保 207
第2節 通信機能の確保 211
第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等 224
第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 237
第5節 応援・受援体制の整備 241
第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 247

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策

- 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 251
第2節 水防活動 259
第3節 公共施設被災時の応急対策 262
第4節 ライフライン施設被災時の応急対策 265
第5節 ヘリコプターの活用 270

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

- 第1節 救助・救急活動 274
第2節 医療・救護活動 278

第4章 緊急避難対策

- 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保 284
第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策 292
第3節 学校・園における児童生徒等の避難対策 297

第5章 特定自然災害対策

- 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策 300

第5部
被災者支援・
復旧対策

第1章 災害対策本部活動体制の確保

- 第1節 災害対策本部の継続・廃止 307
第2節 災害救助法の適用 310

第2章 避難者支援等の活動

- 第1節 避難所の運営 314

第2節	緊急輸送手段の確保	318
第3節	救援物資等の供給	321
第4節	給水活動	329
第5節	ボランティア活動の支援	334
第6節	防疫・保健衛生活動	338
第7節	災害警備活動	342
第8節	遺体の取扱い	345
第3章	社会基盤施設等の復旧・保全	
第1節	公共施設等の復旧・保全	348
第2節	農作物等の被害軽減対策	354
第3節	ライフライン施設の応急復旧・保全	357
第4節	流木等漂着物対策	364
第4章	復旧に向けた対策	
第1節	廃棄物対策活動	366
第2節	住宅の保全・確保	370
第3節	文教等対策	374
第4節	中小企業・農林漁業復旧対策	379
第5節	災害義援金等の受入・配分	381
第5章	復旧にかかる支援措置	
第1節	災害復旧事業にかかる財政支援	384
第2節	被災者の生活再建に向けた支援	388

第6部
事故等による
災害対策

第1章	重大事故等対策	
第1節	危険物施設等の事故対策	397
第2節	航空機・列車事故等突発的災害への対策	413
第3節	海上災害への対策	416
第4節	原子力災害対策	429
第2章	火災対策	
第1節	大規模火災の対策	433
第2節	林野火災の対策	442

第1部 総則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的と方針

第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、三重県防災会議が作成する計画であり、県の地域に係る、風水害等への災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とします。

第2項 計画の基本方針

この計画は、防災機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、各機関の具体的な活動計画によるものとします。

なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民や関係者等への周知を図るものとします。

第3項 計画の見直し方針

1 見直しの背景

(1) 伊勢湾台風とその後の防災対策

昭和34年9月26日に潮岬に上陸した伊勢湾台風は、全国では5,098人、三重県内でも1,281人に上る死者・行方不明者を生じる未曾有の大災害となり、明治以降、国内で最大の被害が生じた台風として記録されています。

この伊勢湾台風を契機に国の防災対策体制が大きく見直されることとなり、同台風時の水位等を基準とした防潮堤や堤防の整備が全国的に進められるとともに、災害対策の基本に関する総合的な法律として災害対策基本法が昭和36年に成立し、中央防災会議、地方防災会議の設置や、防災基本計画、地域防災計画の策定などが規定され、総合的・計画的な防災体制の整備が図られて、本県の風水害対策も大きく進みました。

(2) 近年の風水害の傾向と新たな対策の必要性

詳しくは第3章において後述しますが、昭和50年代以降、気象災害による被害は大幅に減少しており、伊勢湾台風後に進められた防災対策は、全国的にも一定の効果を上げてきたものと考えられます。

しかしながら、地球温暖化などの影響から、台風の大型化など、近年の気象現象に変化が見られ、災害の様相がこれまでとは変わりつつあるため、従前の対策だけでは対応ができなくなってきています。

本県における風水害を例にあげると、平成16年の「台風第21号とその前線によりもたらされた豪雨」では、最大1時間降水量が当時の宮川村（現大台町）で139mm、総降水量は尾鷲市で876mmを記録し、これにより生じた土砂災害や河川氾濫により、県内だけで死者・行方不明者が合わせて10名に達するなど、大きな災害となりました。

また、平成23年の台風第12号による「紀伊半島大水害」では、県南部を中心に総降水量が各

地で1,000mmを超える大雨となり、土砂災害や浸水被害により、県内で3人の死者・行方不明者が生じました。

これら、甚大な被害をもたらした風水害被害の特徴は、大型の台風等により局所的に想定を超えた大量の雨が降り、大規模な土砂災害や浸水被害を発生させるというもので、このケースの災害が全国的にも増加してきています。

また、局地的な大雨や竜巻など、突発的に発生して深刻な被害を生じさせる気象事象や、地域によってはひとたび発生すると大きな社会的混乱を招くこととなる雪害も増加傾向にあり、これら風水害への対応も災害対策上の新たな課題となっています。

こうしたことから、これら風水害への対応を図るため、これまでの計画に新たな視点からの対策等を加えることとし、その方針等を本計画で示すこととしました。

2 計画見直しのポイント

前述の変遷しつつある近年の気象現象に対応するための計画の見直しのポイントと概要は次のとおりです。

①台風発生から到達までのリードタイムを生かした事前の防災行動計画、いわゆる「タイムライン」について、本県の考え方を示す。

台風の影響で起こる洪水や土砂災害などによる風水害が、毎年全国各地で発生しています。一方、台風は事前に予測できることから、台風発生から到達までの間、時間的余裕があり、このリードタイムを生かした事前の防災行動計画、いわゆる「タイムライン」を活用した防災・減災対策を取り入れる動きが、国内外で始まっています。このため、三重県においても、台風の発生から到達までのリードタイムを生かした事前対策に万全を期すため、「第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策」において、「第1節 三重県版タイムライン」、「第2節 三重県版タイムラインにおける事前行動項目」を設け、本県における「タイムライン」の考え方について説明しています。

②局地的大雨や竜巻など、時間的余裕のない突発的な気象現象や大きな社会的混乱を招く恐れのある大雪など、特定の自然災害に備えるための対策を盛り込む。

近年の気象現象の特徴として、気象庁から「非常に激しい雨」、「猛烈な雨」という表現で発表される局地的大雨や、近年、我が国でも多くの被害事例が寄せられている竜巻など、時間的余裕がない突発的な気象事象についても、その発生が増加傾向にあります。加えて、ひとたび県内で発生すると大きな社会的混乱を生じるおそれのある大雪なども、近年、各地で大きな被害が報告されています。これまでの計画で掲げてきた対策では対応しきれない、こうした特定の自然災害について、今回の計画から、新たに「第2部 災害予防・減災対策」に「第6章 特定自然災害への備え」、「第4部 発災後の応急対策」に「第5章 特定自然災害対策」を設け、自助・共助に重点を置いた対策を示すこととしました。

また、風水害以外でも、今回の計画では、次のとおり事故等にかかる災害対策について、東日本大震災による原子力発電所の爆発事故の発生を踏まえるなどした見直しを図ることとしています。

③計画における事故等にかかる災害対策を整理するとともに、新たに原子力災害対策を加える。

災害対策基本法では、自然災害の他に、大規模な火事、もしくは爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故等も対策の対象に掲げ、防災基本計画においてこれら事故等への対策を掲げています。また、平成23年の東日本大震災に伴って発生した福島第一原子力発電所の爆発事故を受け、防災基本計画において原子力災害対策の強化が図られました。今回の見直しにあたっては、これまで自然災害と並列で記載してきたこれら事故対策を自然災害と別立ての構成とし、新たに「第6部 事故等による災害対策」を新設することで、事故対策をまとめて記載しています。加えて、東日本大震災の教訓を踏まえ、近隣の原子力発電所の事故を想定し、この第6部に、新たに「原子力災害対策」の節を設けて、本県における必要な対策を掲げることとしました。

第2節 計画の位置づけ及び構成

第1項 計画の位置づけ

三重県地域防災計画は、この「風水害等対策編」の他、「地震・津波対策編」及び「添付資料」の3編からなり、「風水害等対策編」には、基本法第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地滑りその他の異常な自然現象と、大規模な火事、もしくは爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故を対象とした対策を記載しています。地震及び津波に関する対策については、「地震・津波対策編」に別途まとめて記載しています。

「添付資料」については、「第1部 地勢及び気象編」、「第2部 災害予防編」、「第3部 発災後対策編」及び「第4部 関係法令・要綱・要領・協定・覚書等編」に分冊されており、「風水害等対策編」と「地震・津波対策編」を補完するための資料をまとめて記載しています。

第2項 計画の構成

第1部 総 則	○ 計画の目的や方針、県、市町、防災関係機関、県民等の防災上の責務や役割、三重県の特質や既往の風水害の状況等について書かれています。
第2部 災害予防・減災対策	○ 発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において風水害等に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について書かれています。
第3部 台風接近時等の減災対策	○ 台風等発生から発災までの事前の減災対策について書かれています。また、防災・減災対策へのタイムラインの導入の必要性和導入方針について書かれています。
第4部 発災後の応急対策	○ 県災対本部の部隊活動を中心に、災害発生直後に取り組むべき、緊急性の高い応急対策について書かれています。
第5部 被災者支援・復旧対策	○ 県災対本部の部隊活動を中心に、気象事象が収まった後の被災者支援や被災後の復旧に関する対策について書かれています。
第6部 事故等による災害対策	○ 重大事故や大規模火災、林野火災などの事故等対策について書かれています。

<地域防災計画（風水害等対策編）の構成>

第1部 総則			
第1章	計画の目的・方針	第1節	計画の目的と方針
		第2節	計画の位置づけ及び構成
第2章	計画関係者の責務等	第1節	県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割
		第2節	県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第3章	三重県の特質及び風水害等の状況	第1節	三重県の特質
		第2節	三重県における既往の風水害等の状況
		第3節	近年の気象及び災害の傾向

第2部 災害予防・減災対策			
第1章	自助・共助を育む対策の推進	第1節	県民や地域の防災対策の促進
		第2節	防災人材の育成・活用
		第3節	自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化
		第4節	ボランティア活動の促進
		第5節	企業・事業所の防災対策の促進
		第6節	児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進
第2章	安全な避難空間の確保	第1節	避難対策等の推進
第3章	風水害に強い県土づくりの推進	第1節	水害・高潮被害予防対策の推進
		第2節	地盤災害防止対策の推進
		第3節	農地・森林・漁村の防災対策の推進
第4章	緊急輸送の確保	第1節	輸送体制の整備
第5章	防災体制の整備・強化	第1節	災害対策機能の整備及び確保
		第2節	情報収集・情報伝達機能の整備及び確保
		第3節	医療・救護体制及び機能の確保
		第4節	応援・受援体制の整備
		第5節	ライフラインにかかる防災対策の推進
		第6節	防災訓練の実施
		第7節	災害廃棄物処理体制の整備
第6章	特定自然災害への備え	第1節	局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策

第3部 台風接近時等の減災対策			
第1章	タイムラインに基づく防災・減災対策	第1節	三重県版タイムラインについて
		第2節	三重県版タイムラインにおける事前行動項目
第2章	災害対策本部機能の確保	第1節	準備・警戒体制の確保
		第2節	予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保
第3章	避難誘導體制の確保	第1節	避難所の確保及び早期避難の促進
		第2節	避難行動要支援者・要配慮者の保護
		第3節	学校・園における児童生徒等の安全確保
第4章	災害未然防止活動	第1節	公共施設等の災害未然防止体制の確保
		第2節	水防活動体制の確保
		第3節	県民・企業等による安全確保

第4部 発災後の応急対策			
第1章	災害対策本部活動の実施	第1節	災害対策活動の実施体制の確保
		第2節	通信機能の確保
		第3節	自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等
		第4節	災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用
		第5節	応援・受援体制の整備
		第6節	国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等
第2章	緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策	第1節	緊急の交通・輸送機能の確保
		第2節	水防活動
		第3節	公共施設被災時の応急対策
		第4節	ライフライン施設被災時の応急対策
		第5節	ヘリコプターの活用
第3章	救助・救急及び医療・救護活動	第1節	救助・救急活動
		第2節	医療・救護活動
第4章	緊急避難対策	第1節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保
		第2節	避難行動要支援者・要配慮者対策
		第3節	学校・園における児童生徒等の避難対策
第5章	特定自然災害対策	第1節	局地的大雨・竜巻・雪害の対策

第5部 被災者支援・復旧対策			
第1章	災害対策本部活動体制の確保	第1節	災害対策本部の継続・廃止
		第2節	災害救助法の適用
第2章	避難者支援等の活動	第1節	避難所の運営
		第2節	緊急輸送手段の確保
		第3節	救援物資等の供給
		第4節	給水活動
		第5節	ボランティア活動の支援
		第6節	防疫・保健衛生活動
		第7節	災害警備活動
		第8節	遺体の取扱い
第3章	社会基盤施設等の復旧・保全	第1節	公共施設等の復旧・保全
		第2節	農作物等の被害軽減対策
		第3節	ライフライン施設の応急復旧・保全
		第4節	流木等漂着物対策
第4章	復旧に向けた対策	第1節	廃棄物対策活動
		第2節	住宅の保全・確保
		第3節	文教等対策
		第4節	中小企業・農林漁業復旧対策
		第5節	災害義援金等の受入・配分
第5章	復旧にかかる支援措置	第1節	災害復旧事業にかかる財政支援
		第2節	被災者の生活再建に向けた支援

第6部 事故等による災害対策			
第1章	重大事故等対策	第1節	危険物施設等の事故対策
		第2節	航空機・列車事故等突発的災害への対策
		第3節	海上災害への対策
		第4節	原子力災害対策
第2章	火災対策	第1節	大規模火災の対策
		第2節	林野火災の対策

第3項 計画の修正

この計画は、基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正するものとします。各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとします。

第4項 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 1 県 災 対 本 部 ……三重県災害対策本部をいう。
- 2 地 方 部 ……三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 3 市 町 災 対 本 部 ……市町災害対策本部をいう。
- 4 県 水 防 本 部 ……三重県水防本部をいう。
- 5 県 水 防 支 部 ……三重県水防本部の支部をいう。
- 6 防 災 関 係 機 関 ……国(指定地方行政機関、自衛隊等)、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 7 基 本 法 ……災害対策基本法をいう。
- 8 救 助 法 ……災害救助法をいう。
- 9 要 配 慮 者 ……高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- 10 避 難 行 動 要 支 援 者 ……要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 11 その他の用語については、災害対策基本法の例によります。

第2章 計画関係者の責務等

第1節 県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割

第1項 県・市町・防災関係機関の実施責任及び役割

1 県

- ① 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。
- ② 県は、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、指定地方公共機関をはじめとする防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- ③ 県は、市町及び防災関係機関が実施する防災対策を支援するとともに、総合調整を行う。

2 市町

- ① 市町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。
- ② 市町は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

3 指定地方行政機関

- ① 指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。
- ② 指定地方行政機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- ① 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。
- ② 指定公共機関及び指定地方公共機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ① 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から風水害等予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施する。
- ② 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県、市町その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

第2項 県民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

1 県民

- ① 県民は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭等における防災・減災対策を講じるよう努める。
- ② 県民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、地域の安全は皆で守る共助の取組に努める。

2 自主防災組織

- ① 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。
- ② 自主防災組織は、地域において県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

3 事業者

- ① 事業者は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。
- ② 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 県の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報 (9) 被災者の救助に関する措置 (10) ボランティアの受け入れに関する措置 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (12) 被災県営施設の応急対策 (13) 災害時の文教対策 (14) 災害時の交通及び輸送の確保 (15) 自衛隊の災害派遣要請 (16) 災害復旧の実施 (17) 災害廃棄物の処理に関する措置 (18) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 (19) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (20) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
県警察	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害警備体制 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 二次災害の防止 (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置 (9) 社会秩序の維持 (10) 被災者等への情報伝達活動 (11) 相談活動 (12) ボランティア活動の支援

第2項 市町の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
市町	(1) 市町防災会議及び市町災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化 (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報 (10) 地域住民に対する避難指示等 (11) 被災者の救助に関する措置 (12) ボランティアの受け入れに関する措置 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (14) 被災市町営施設の応急対策 (15) 災害時の文教対策 (16) 災害時の交通及び輸送の確保 (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整 (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置
市町消防	(1) 火災の予防・警戒・鎮圧 (2) 災害の防除及び被害の軽減 (3) 救助・救急活動 (4) 災害情報の収集・連絡等

第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 指定地方行政機関

機関名	内 容
中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制 (5) 情報の収集及び連絡
東海財務局	(1) 災害復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整 (5) 金融上の諸措置

東海北陸厚生局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の情報収集、連絡調整 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整
東海農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置。
近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災を考慮した森林施業 (2) 国有保安林、治山施設等の整備 (3) 国有林における予防治山施設による災害予防 (4) 国有林における荒廃地の復旧 (5) 災害対策用復旧用材の供給
中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡 (2) 電力、ガスの供給の確保に関する事 (3) 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整 (4) 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置 (5) 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行う
中部近畿産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導 (2) 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行うことによる(1)の円滑な実施

<p>中部運輸局</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達あつせん、特定航路への就航勧奨 (3) 港湾荷役が円滑に行われるための必要な指導 (4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 (5) 特に必要があると認める場合の船舶運航事業者、もしくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 (6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 (10) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣することによる、被災地方公共団体が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援
<p>大阪航空局 中部空港事務所</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 航空保安施設の管理運用 (2) 航空機乗組員に対する航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供 (3) 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するための航空交通管制 (4) 航空輸送の要請に速やかに対応するための緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携した緊急輸送の適切な実施に必要な措置
<p>第四管区海上保安本部</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集及び伝達に関すること (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること (3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること (4) 船舶交通の障害の除去に関すること (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること (6) 法令の海上における励行に関すること
<p>東京管区气象台 (津地方气象台)</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

<p>東海総合通信局</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事 (5) 非常通信協議会の運営に関する事 (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
<p>三重労働局</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業者に対する二次的災害防止のための指導・監督の実施 (2) 事業場における労働災害発生状況の把握 (3) 労働災害と認められる労働者に対する迅速・適正な保険給付等の実施

<p>中部地方整備局 近畿地方整備局</p>	<p>1 災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 (4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施 (5) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施 (6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への達手段の確保 (8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）に関する計画等の情報共有 <p>2 初動対応</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施。 <p>3 応急・復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力 (3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施 (4) 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図る (5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (6) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (7) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保 (8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 (9) 所管施設の緊急点検の実施 (10) 情報の収集及び連絡 (11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 (12) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施 (13) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動
----------------------------	--

国土地理院中部 地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用促進支援を実施 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用促進支援を実施 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用促進支援を実施 (4) 災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施
中部地方環境事 務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局 東海防衛支局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所有財産の使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援

2 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

3 指定公共機関

機関名	内 容
西日本電信電話 株式会社三重支 店	<p>災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社NTT ドコモ東海支社 三重支店	<p>災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
KDDI株式会 社中部総支社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置

ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
楽天モバイル株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
日本銀行名古屋支店	<p>災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 <ul style="list-style-type: none"> ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 <ul style="list-style-type: none"> ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) 海外中央銀行等との連絡・調整
日本赤十字三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (2) 救援物資の配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付及び配分 (5) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会津放送局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。 (2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。 (3) 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知 (4) 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
中日本高速道路株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の建設、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
独立行政法人水資源機構	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施
東海旅客鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等 (2) 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止

<p>西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</p>	<p>(1) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配 (2) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送 (3) 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免 (4) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査 (5) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理 (6) 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理 (7) 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理 (8) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理</p>
<p>中部電力パワーグリッド株式会社三重支社／株式会社JERA西日本支社、関西電力送配電株式会社和歌山支社</p>	<p>(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (5) 電力供給施設の早期復旧の実施 (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施</p>
<p>東邦ガス株式会社（東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ））</p>	<p>(1) ガス施設の災害予防措置及び防災応急対策に係る措置の実施 (2) 発災後に備えた要員及び資機材の確保</p>
<p>日本郵便株式会社</p>	<p>(1) 災害時における郵便業務の確保 ① 郵便物の送達の確保 ② 郵便局の窓口業務の維持 (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 ④ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。</p>
<p>独立行政法人国立病院機構</p>	<p>(1) 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置 (2) 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療 (3) 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援</p>

4 指定地方公共機関

機関名	内 容
公益社団法人三重県医師会	(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動
三重テレビ放送株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重エフエム放送株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重交通株式会社	(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分 (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
一般社団法人三重県トラック協会	(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
近畿日本鉄道株式会社	(1) 災害により線路が不通となった場合のバスによる代行輸送又は連絡他社線による振替輸送 (2) 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理
一般社団法人三重県LPガス協会	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給
公益社団法人三重県歯科医師会	(1) 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施
株式会社ケーブルコムネット三重	災害発生に際して、県内CATV事業会社8社が所有する電気通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。 (1) 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順位に基づく、要員、資材、輸送方法等の確保並びに早急な災害復旧措置を行う。 (2) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行う。 (3) 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。 (4) 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。
一般社団法人三重県建設業協会	(1) 応急仮設住宅の建設への協力 (2) 災害時における公共土木施設の調査、緊急に復旧する工事及び緊急に道路を啓開する工事への協力

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
産業経済団体 (農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等)	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
文化、厚生、社会団体(日赤奉仕団、婦人会、青年団等)	(1) 被災者の救助活動及び義援金品の募集等への協力
危険物施設等の管理者	(1) 市町等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施
各港湾施設の管理機関	(1) 港湾施設(防潮堤、水門、防潮扉、岸壁等)の維持管理並びに災害予防、復旧の実施
土地改良区	(1) 防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工、並びに防災管理の実施
一般乗合旅客自動車運送事業者 (三重交通株式会社を除く)	(1) 三重交通株式会社に準ずる。
鉄道事業者(東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社を除く)	(1) 近畿日本鉄道株式会社に準ずる。
ガス事業者(東邦ガス株式会社、一般社団法人三重県LPガス協会を除く)	(1) 東邦ガス株式会社及び一般社団法人三重県LPガス協会に準ずる。

第3章 三重県の特質及び風水害等の状況

第1節 三重県の特質

第1項 地形の概要

三重県の概形は、南北の長さが約 170 km、東西は約 80 kmと、南北に細長い不等辺四角形をしており、令和元年7月1日現在の総面積は、5,774.42k m²である。

本県の北は、養老山脈と木曾川をはさんで、岐阜、愛知県と接し、西は鈴鹿山脈、信楽山地、笠置山地及び台高山脈を隔て滋賀、奈良両県に連なり、一部京都府とも境する。南は、熊野川を境として和歌山県に続いており、東及び南東部は伊勢湾、熊野灘がひらける。したがって本県の地形は、おおむね西に高く東に低い形となり、水系も鈴鹿川、櫛田川、宮川など東流するものが多い。

地理区としては、地質構造上西南日本を内帯・外帯に分けるいわゆる中央構造線が本県のほぼ中部を櫛田河谷から伊勢市へ東西、又は東北東に走っており、これによって地形も大きく南北に二分される。両者は、山地・盆地・低地・海岸において対照的な地形を呈する。

北部は、北北西に延びて鈴鹿山脈に対局する養老山脈を除けば、すべて南北方向から南西方向へと湾曲するかたちの鈴鹿山脈、布引山脈、高見山地などが互いに雁行配列をなし、中山性の山地で山頂部には、準平原遺跡である小起伏面を残している。これらの山地は、近畿地方において、中央構造線より北側の地域に一般的にみられる地壘性の山地であり、ことにその東側及び南側には見事な断層崖地形がみられる。また山麓には、第三系の丘陵、洪積台地、沖積平野や海岸平野が階段状に広がり、海岸線も滑らかで、広く伊勢平野や伊賀盆地を形成している。総じて、東へ行くほど標高は低くなり、愛知県境近くの沿岸部には、県内における地盤高が最低となる海拔ゼロメートル地帯が広がる。

南部は、南北方向にのびる背梁山台高山脈と、これに直交あるいは斜交するかたちで東西又は東北東方向に二列の稜線が走り、北部の高見山地も含めて互いに平行配列している。

これらの山地は、東及び南へ次第にその高度を減じ、北部のように丘陵、平地がほとんどなく、屈曲に富む沈水性の海岸で熊野灘に没している。リアス式海岸が続く熊野灘沿岸地域は、海岸線から主分水界までの距離が短く、この地域を流れる河川は、急勾配を一気に流れ下り、熊野灘に注いでいる。

第2項 気象の概要

大陸と大洋にはさまれた日本は、世界でも有数の多雨地帯であるモンスーンアジアの東端に位置し、夏から秋にかけて多くの台風が接近または上陸するとともに、季節の変わり目には梅雨前線や秋雨前線が停滞するなど、大雨等による風水害被害を受けやすい場所に位置している。1971年から2000年にかけての日本の年平均降水量は、世界平均880mmの約2倍に相当する1,718mmに達し、しかも、その降水量は季節ごとの変動が激しく、梅雨期と台風期に集中している。

このように降水量の多い日本にあって、三重県は、県南部の尾鷲市から大台ヶ原にかかる地域を中心に、年降水量が3,000mm～4,000mmに達するなど、全国屈指の多雨地帯を抱えており、さらに南東部にかけて太平洋に面していることから、台風による影響も受けやすいという特徴がある。

気候はおおむね温和だが、地形が複雑なため、地域的な差異が大きい。年平均気温を見ると、北中部の山地では12℃と最も低く、伊賀地方で13℃前後、伊勢平野で15℃前後、志摩及び熊野灘沿岸地方は16℃となっている。また、伊賀地方では、内陸型盆地気候の特性として、気温の年較差とともに日較差が大きくなっている。

冬季における平野部での積雪は少ないものの、強い冬型の気圧配置になると、鈴鹿山麓や伊賀盆地では、日本海から流れてくる雪雲の影響で局地的な大雪に見舞われることがある。

第2節 三重県における既往の風水害等の状況

第1項 県内における戦後の主な気象災害

戦後以降に死者及び行方不明者が発生した主な気象災害の概要は、以下のとおりである。

昭和期については、死者・行方不明者が発生した気象災害の件数が非常に多いため、死者・行方不明者の合計が10人を超えたもののみ記載しているが、昭和20年代から40年代までは、10人以上の人的被害を伴う災害が頻繁に発生している。中でも昭和34年の伊勢湾台風では、1200人を超える死者・行方不明者を生じるなど、最悪の被害を記録している。

一方で、昭和50年代以降で10人以上の被害を出したのは、24人の死者・行方不明者が生じた、昭和57年の「梅雨前線、台風10号及び低気圧による暴風雨と大雨」のみとなっている。それ以外では、相当規模の台風等が幾度も襲来したにもかかわらず、10人を超える人的被害の発生は見られていない。

平成期に入ってから、10人以上の被害を出したのは、平成16年の「台風第21号及び前線による豪雨」のみとなっている。下表で、平成元年以降は、死者・行方不明者の合計が1人以上の気象災害についても記載しているが、これによると、平成元年代に比べ、平成10年以降は、人的被害を伴う災害の発生が増加している。

(別表) 三重県に影響を及ぼした戦後の主な気象災害の概要

発生年月日	災害の名称 (カッコ内は主な被害地域)	死者・行方不明者	災害の概要
1953. 8. 15 (昭和28)	前線による大雨 (北勢、伊賀)	32	日本海から南下した前線が停滞して豪雨となり、伊賀地方では山崩れにより多数の人命が失われる大惨事となった。
1953. 9. 25 (昭和28)	台風第13号 (全域)	50	熊野灘を北上、志摩半島を横断した台風と満潮時が重なったため、高潮により海岸線はほとんど壊滅し、未曾有の大災害を蒙った。
1956. 9. 25 ～27 (昭和31)	台風第15号 (全域)	12	台風は、志摩半島沖を通過し、御前崎付近に上陸した。大雨のため関西線加太付近で山崩れが発生し、列車転落により多数の犠牲者が出た。
1958. 1. 26 ～27 (昭和33)	低気圧 (全域)	11	日本海低気圧の発達で海上は大しけとなり、紀勢町、南勢町の漁船が相次いで遭難、南勢町田曾浦ではタンカーが沈没した。
1959. 9. 25 ～27 (昭和34)	伊勢湾台風 (全域)	1,281	非常に大きな暴風域を保ったまま潮岬付近に上陸し、三重県の西側を北上した。台風経路の右側にあたる伊勢湾沿岸には、26日夜に来襲し、高潮と烈風により壊滅的な被害を受けた。
1961. 6. 24 ～29 (昭和36)	昭和36年梅雨前線豪雨 (全域)	17	活動を活発化させながら、24日から本州南岸に停滞した梅雨前線と、台風第6号の影響により、三重県内では北部と南部で大雨が降り、特に北勢地方で被害が甚大であった。
1967. 10. 27 ～28 (昭和42)	台風第34号 (全域)	23	熊野灘から志摩半島をかすめた台風の影響で、尾鷲で1時間雨量97mmを観測するなど、短時間の豪雨となり、熊野市飛鳥町の国道42号改修工事現場で、鉄砲水のため多数の犠牲者が出た。
1971. 9. 9 ～10 (昭和46)	三重県南部の集中豪雨 (南部(尾鷲市、熊野市))	42	台風第25号の通過後、前線が北上、活動が活発化して、尾鷲では最大1時間雨量92mm、総降水量1,095mmに達する記録的豪雨となり、急傾斜地の

			崩壊により人的被害多数の災害となった。
1982. 7. 11 ～8. 3 (昭和 57)	梅雨前線、台風第 10 号及び低気圧による暴風雨と大雨 (全域)	24	この期間中、低気圧の通過に伴う南岸付近に停滞していた梅雨前線の北上や活動活発化による大雨（7月 11～12 日、14～17 日、24～27 日）、大気不安定による短時間強雨（7月 29 日）が発生した。7月 31 日からは台風第 10 号の北上に伴い、県内は中部を中心として大雨となり、嬉野町小原では民家 4 棟が土砂に押しつぶされるなどした。8月 2 日からは台風からかわった低気圧と前線の活動活発化により、再び県内は大雨となり、志摩半島方面は記録的な豪雨となった。
1990. 9. 29 ～30 (平成 2)	台風第 20 号 (全域)	2	和歌山県白浜町付近に上陸した後、県南部から志摩半島を通過した台風により県内全域で激しい風、雨に見舞われ、松阪市と大台町では、増水した川に転落して 2 人が死亡した。
1991. 9. 18 ～19 (平成 3)	秋雨前線と台風第 18 号による豪雨 (全域)	2	南海上を北上する台風第 18 号に刺激された秋雨前線の活動が活発化し、18 日夜から 19 日朝にかけて県内全域で激しい雨に見舞われた。熊野市では土砂崩れにより 2 人が死亡した。
1998. 9. 21 ～24 (平成 10)	台風第 7 号・8 号による大雨 (全域)	3	台風第 8 号に続いて第 7 号が上陸し、三重県の西側を通過した。県内各地で暴風に見舞われ、上野市や四日市市で観測史上第 1 位の最大瞬間風速を観測し、死者や負傷者が出るなど被害が発生した。
2000. 9. 10 ～14 (平成 12)	秋雨前線及び台風第 14 号による豪雨 (全域)	1	南海上の台風第 14 号や日本海の前線の影響で南から暖かく湿った空気が入り、大気の状態が不安定となって、県内各地で豪雨となった。四日市市では水路に流され 1 人が死亡した。
2001. 8. 20 ～22 (平成 13)	台風第 11 号による暴風雨 (全域)	1	台風は、和歌山県串本町付近に上陸した後、尾鷲市付近、志摩半島を通過した。上野市では風倒木の除去作業中に感電して 1 人が死亡した。
2004. 9. 28 ～30 (平成 16)	台風第 21 号及び前線による豪雨 (全域)	10	本州付近に停滞していた前線に向かって暖かく湿った気流が流れ込み、県内では、28 日夜から激しい雨が降り出し、29 日朝から昼過ぎにかけて、紀勢・東紀州や中部を中心に記録的な大雨となった。宮川村では大規模な斜面崩壊や土石流が発生し、死者 6 人、行方不明者 1 人、海山町で町内を流れる船津川のはん濫により死者 2 人、松阪市で川に流され死者 1 人など、大災害となった。
2011. 7. 18 ～20 (平成 23)	台風第 6 号による豪雨 (全域)	1	台風第 6 号の接近に伴い、18 日朝から 20 日昼前にかけて県内で大雨となり、海上でも 9 m を超える波を観測し、猛烈なしけとなった。伊賀市で近所に外出後、行方不明となった 1 人が死亡した。
2011. 8. 31 ～9. 4 (平成 23)	台風第 12 号による豪雨 (全域)	3	台風第 12 号は、9 月 3 日 10 時前に高知県東部に上陸した後、ゆっくりとした速度で北上した。県内は 1 日から 5 日にかけて南部を中心に長時間にわたって激しい雨が降ったため、宮川観測所で総降水量が 1,630.0mm となるなど記録的な降水量となり、土砂災害、浸水害が多数発生した。御浜町で堤防の一部が破れ半壊した家屋に巻き込ま

第1部 総則

第3章 三重県の特質及び風水害等の状況

			れて1人が死亡、紀宝町では浸水区域内の家屋で1人が死亡したほか1人が行方不明となった。
2012. 9. 30 ～10. 4 (平成 24)	台風第 17 号による大雨 及び高潮 (全域)	1	台風第 17 号は、強い勢力を維持したまま、三重県沿岸を北上して、県内では大雨となり、台風の接近が満潮時刻と重なったため、潮位が高くなって大雨や高潮による浸水害が四日市市、鳥羽市などで発生した。鈴鹿市では1人が濁流に巻き込まれて死亡した。
2013. 9. 14 ～16 (平成 25)	台風第 18 号による大雨 (全域)	2	台風第 18 号は、大型の勢力を維持したまま三重県沿岸を北上し、台風が接近した 15 日夜から 16 日朝にかけて、非常に激しい雨が降った。津市内で放置車両があり乗車していたと思われる 2 人が死亡した。
2017. 10. 21 ～23 (平成 29)	台風第 2 1 号 (全域)	2	台風第 21 号は、10 月 23 日 3 時頃に超大型の強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。三重県では 21 日から台風第 21 号や前線の影響により雨が降り、23 日にかけて大雨となった。また、台風が三重県に最も接近した 23 日未明には暴風となった。この台風により 2 名 (度会町、伊勢市) が死亡した。また、汁谷川や外城田川等の中小河川の内水氾濫により、伊勢市、玉城町では床上浸水被害が多数発生した。

[引用文献、参考文献]

『創立百年誌 津地方気象台創立 100 周年記念誌』(平成元年 7 月 津地方気象台)

『災害の概況』(三重県)

津地方気象台ホームページ「三重県における主な気象災害 (1945 年以降)」

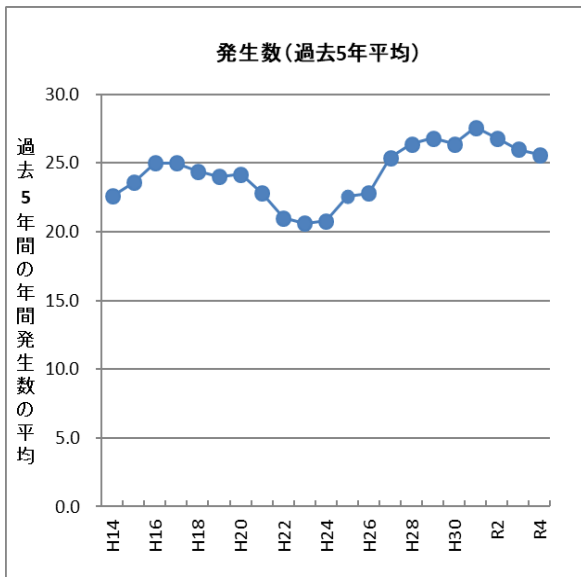
第3節 近年の気象及び災害の傾向

第1項 近年の気象の傾向

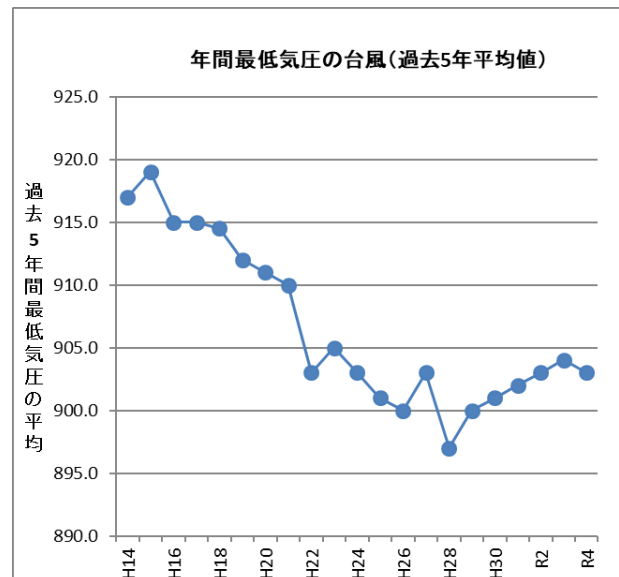
1 台風の発生傾向

日本に接近する台風については、発生回数そのものは、過去5年間平均は25回を超えている。加えて、年間で最も強い勢力の台風が示した最低気圧の値を過去5年平均としてみたとき、20年前から比較すると平均気圧は下がってきており、気象庁も「地球温暖化に伴う台風やハリケーンといった熱帯低気圧の活動の予測研究によると、非常に強い熱帯低気圧の数は増えると予測される。」と指摘している。日本近海での海水温の上昇などの影響を受け、南海上で発生した台風が勢力を弱めないうまま日本に接近するケースが増加していることなどが考えられる。

【図表 台風の発生回数】



【図表 台風の最低気圧の推移】



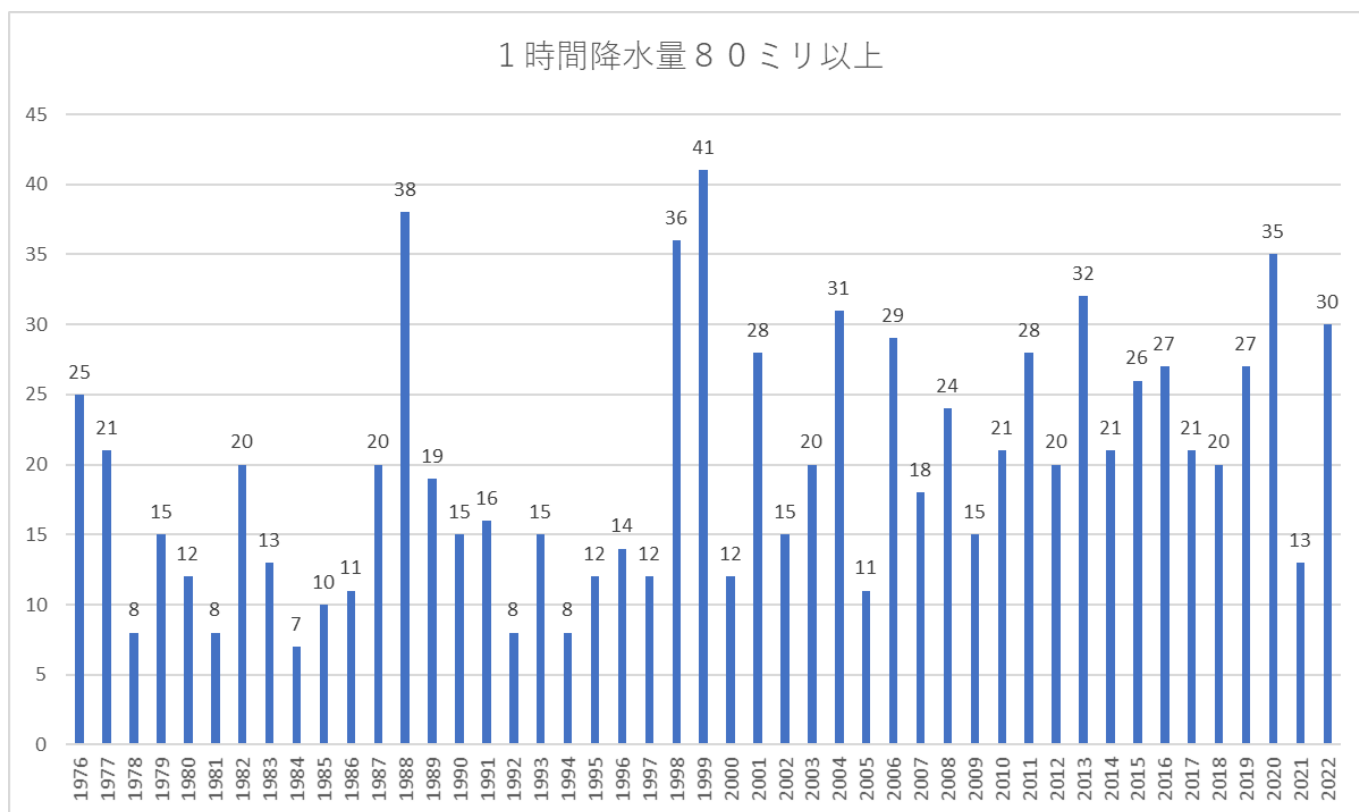
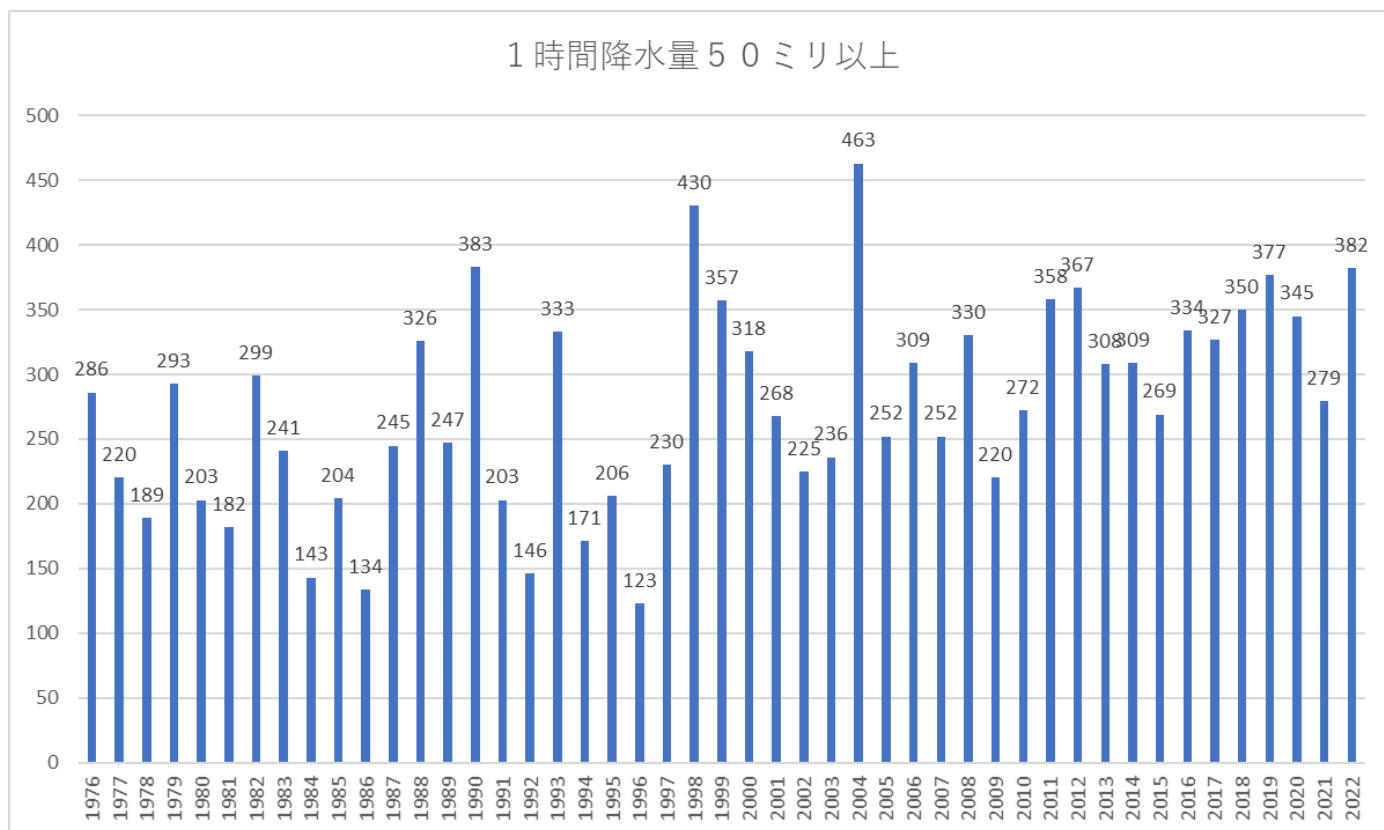
気象庁ホームページ「過去の気象データ」を基に作成)

2 大雨の発生傾向

大雨の発生傾向として、全国のアメダス地点(約1,300地点)における、1時間降水量50ミリ以上(非常に激しい雨)、同80ミリ以上(猛烈な雨)の年間観測回数は増加傾向にあり、こうした傾向は、県内20地点においても同様である。

なお、次々と発生する発達した雨雲(積乱雲)が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる強い降水をともなう雨域(長さ50~300km程度、幅20~50km程度)は「線状降水帯」と呼ばれ、毎年のように各地で発生している。

【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（全国 1,300 地点）】
 （上）1時間降水量50ミリ以上 （下）1時間降水量80ミリ以上

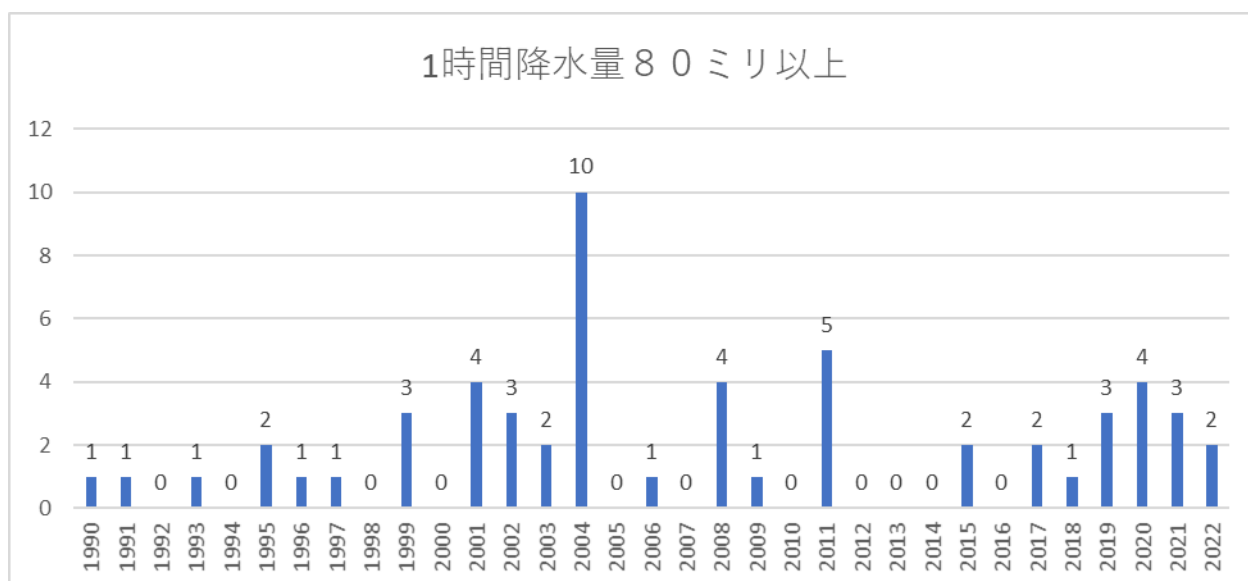
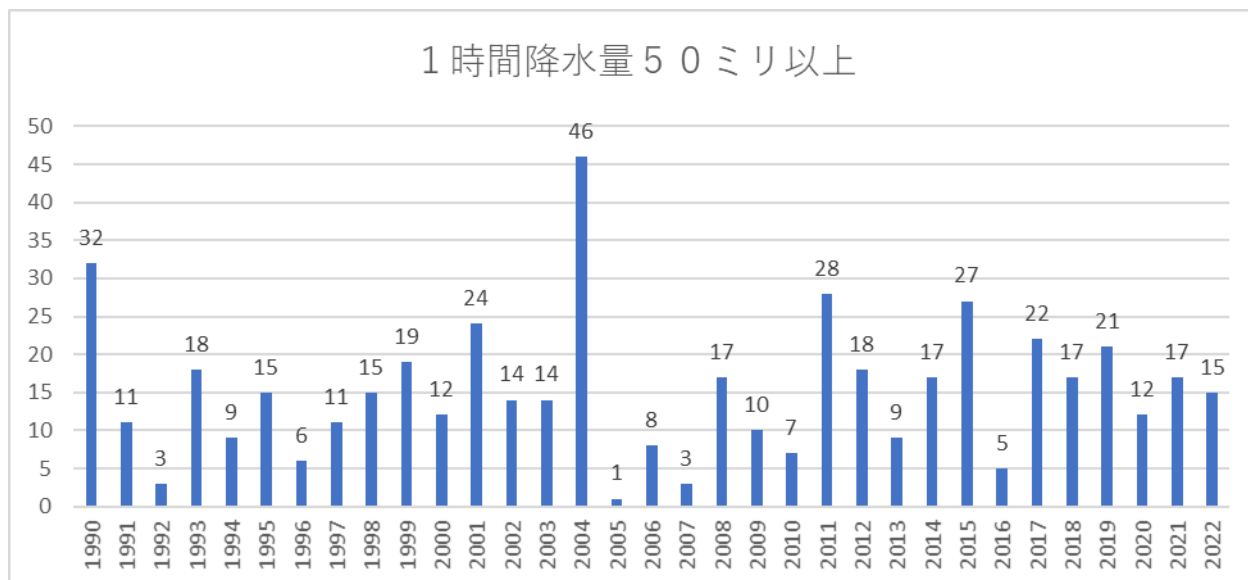


（津地方気象台からの提供資料を基に作成）

【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（三重県 20 地点）】

（上）1 時間降水量 50 ミリ以上 （下）1 時間降水量 80 ミリ以上

〔 20 地点：津、亀山、笠取山、四日市、白山、小俣、上野、粥見、北勢、藤坂峠、桑名、名張、南伊勢、鳥羽、紀伊長島、阿児、宮川、尾鷲、熊野新鹿、御浜 〕



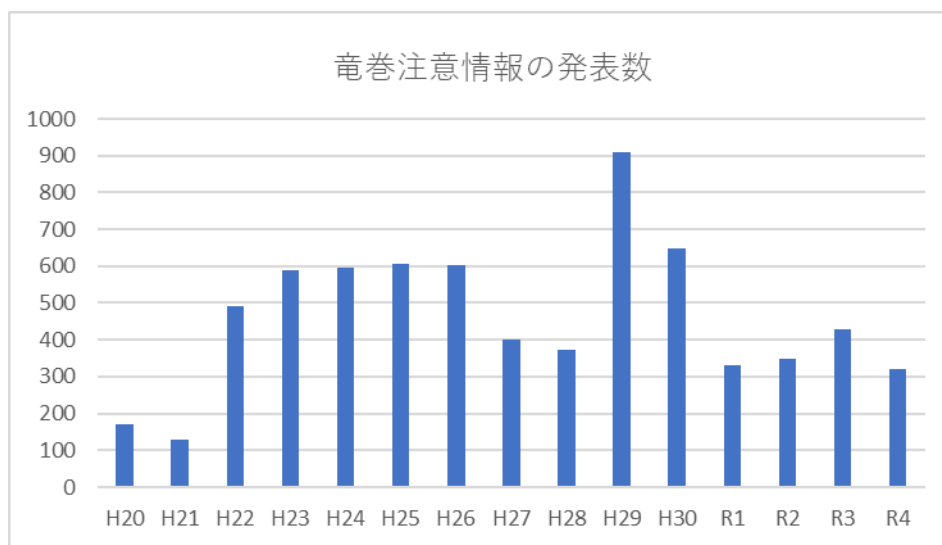
（津地方気象台からの提供資料を基に作成）

3 竜巻の発生状況

気象庁では平成20年から竜巻注意情報を発表している。竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風（以下「竜巻等」）に対して注意を呼びかける情報で、雷注意情報を補足する情報として発表しており、発表回数は年平均473回、実際に発生が確認された竜巻等は、年平均で約32件（平成20年～令和3年、海上竜巻を除く）に上っている。

三重県においては、平成20年度の発表開始以降、令和3年12月までの間に18件（現象区分の不明を除く）の発生が確認されている。

【図表 全国の竜巻注意情報の発表回数（平成20年～令和3年）】

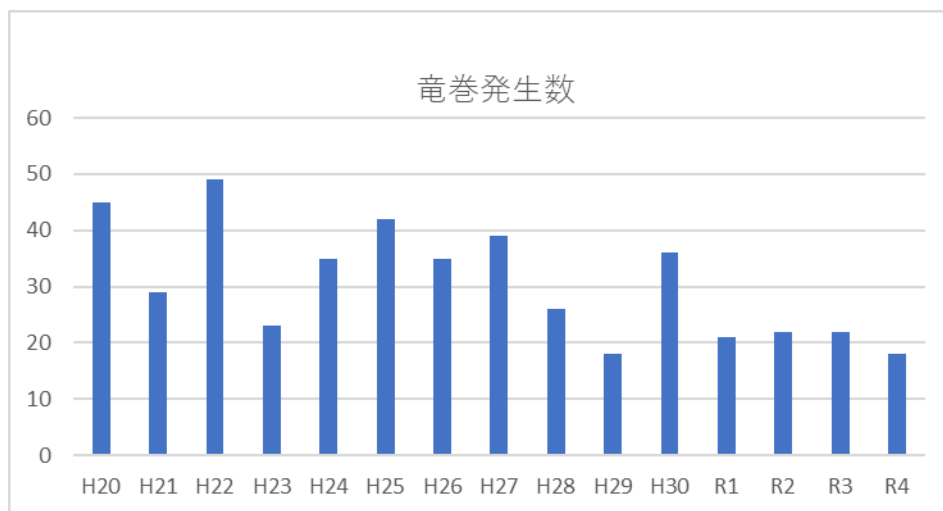


※平成20年については、同年3月26日の竜巻注意情報の運用開始から同年12月31日までの約9か月間。

※平成22年5月27日の竜巻発生確度ナウキャストの提供開始に伴い、発表基準が変更されたため、同年前後の発表回数を単純に比較することはできない。

※平成28年12月15日までは県単位、それ以降は、「〇〇県南部」のように県を1から4程度に区域を分けて発表。

【図表 全国の竜巻発生数】



※集計対象は、「竜巻」及び「ダウンバースト」又は「ガストフロント」と認定した事例の年ごとの発生確認数。ただし、水上で発生しその後上陸しなかった事例（いわゆる「海上竜巻」）は除外。

（気象庁ホームページ「竜巻等の突風データベース」を基に作成）

4 大雪の発生状況

降雪の状況については、平年に比べてどの程度増減していたかを示す統計値（偏差）を見てみると、降雪量の観測が開始された昭和37年から、北日本、東日本（三重県含む）、西日本とも減少傾向を示している。

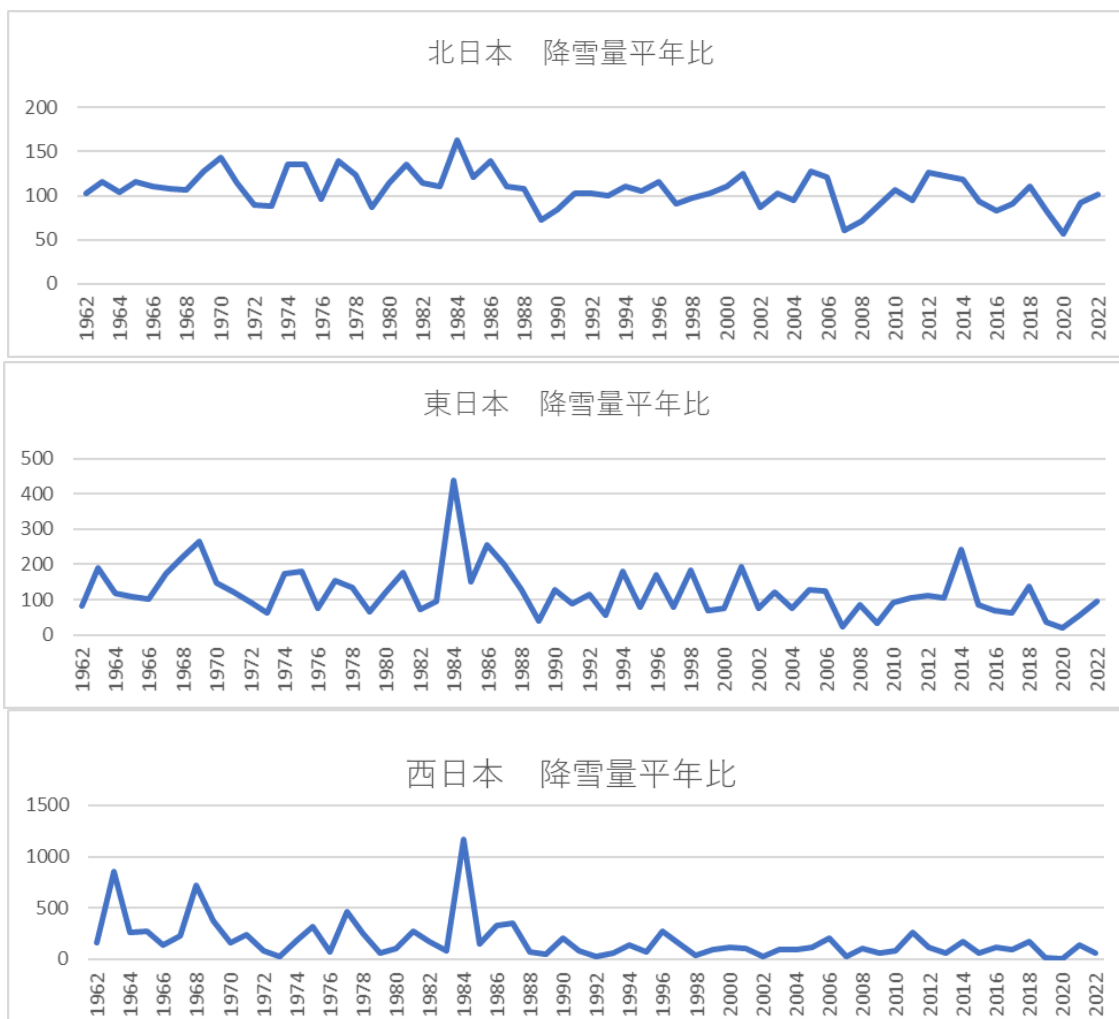
しかし、このような傾向下において、平成26年2月、普段はあまり雪が降らない太平洋岸に、大雪が降り、一時的に全県が孤立状態となった山梨県では、甲府市において、これまでの最高49cmの2倍以上となる114cmの積雪が記録された。

また、三重県においても記録的な大雪に見舞われ、津市では統計開始以降第7位となる13cmの積雪となり、津地方気象台からは、中部から南部にかけて大雪警報が発表された。

県中部での警報発表は平成7年以来19年ぶり、県南部での発表は、気象台に記録が残っている昭和37年以降、初めてのことであった。

平成29年1月には、北部や伊賀の広範囲で大雪となり、いなべ市北勢で55cm、亀山市関町坂下鈴鹿峠（下）で33cm、四日市市塩浜で17cmの積雪深となり、この大雪の影響で社会生活に大きな混乱が生じた。

【図表 降雪量の前年比の推移】



※単位：% 100より上側が前年比増、下側が前年比減。（気象庁ホームページ「過去の気象データ」を基に作成）

第2項 三重県における災害の傾向

1 洪水被害の傾向

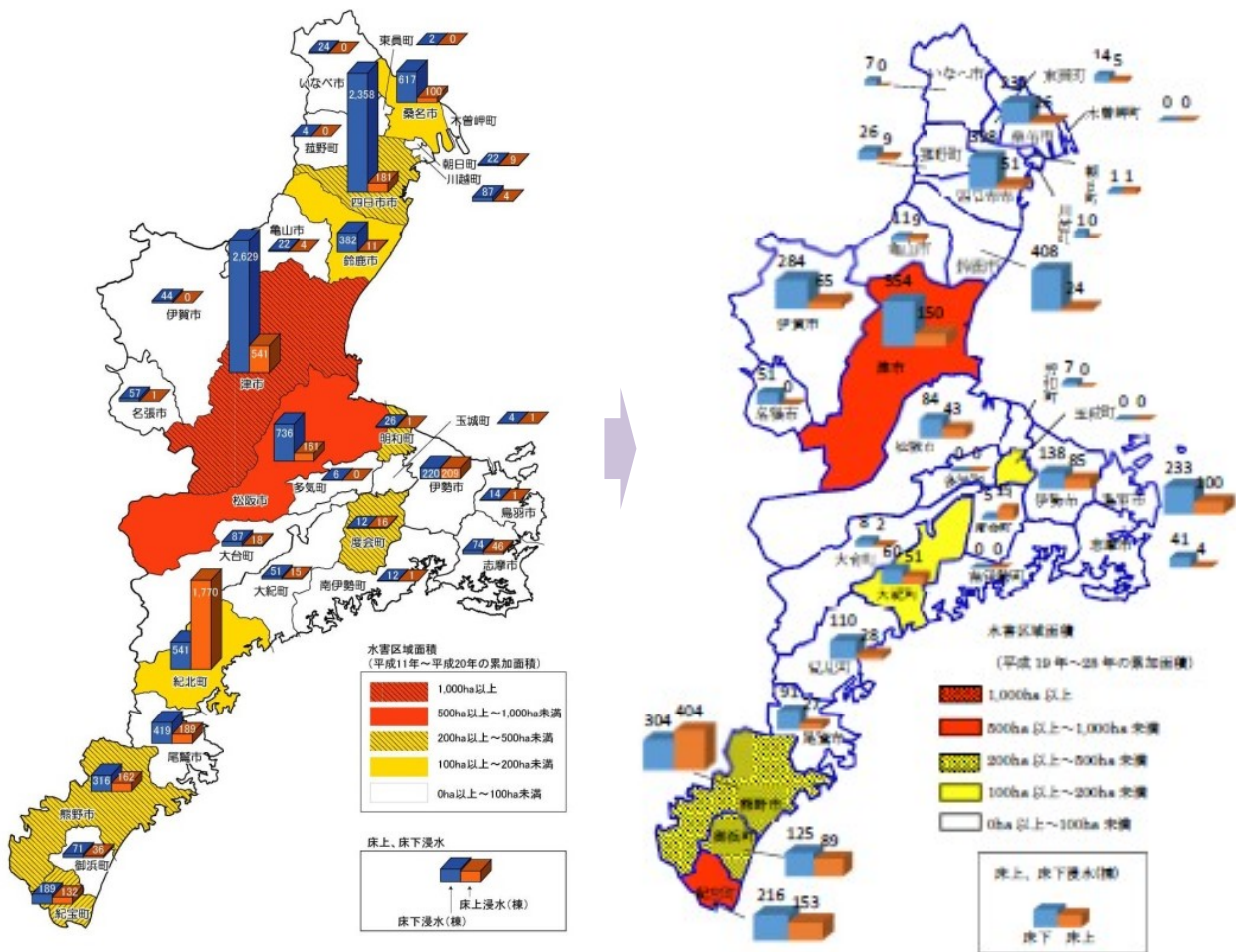
以下の「図表 県内の洪水被害の状況」は、左の図が平成11年から平成20年までの10年間の被害状況、右の図が平成19年から平成28年までの10年間の被害状況を表したものとなっている。

洪水による浸水面積と浸水家屋数はやや低減傾向となっているが、左の図では、東海豪雨をもたらした平成12年台風第14号により、県北部を中心に大きな浸水被害があったことが顕著に表れており、右の図では、平成23年の紀伊半島大水害による浸水被害が、県南部とりわけ紀南地域において顕著であったことがわかる。

【図表 県内の洪水被害の状況】

(平成11年～20年の被害状況)

(平成19年～28年の被害状況)



(国土交通省「水害統計」等を基に作成)

一方、深刻な家屋被害状況として、全壊（流出を含む）もしくは半壊に至った家屋数をみると、平成19年～28年の被害のほうがかなり大きくなっており、紀伊半島大水害による被害が甚大であったことがわかる。

【図表 全壊及び半壊棟数】

	全壊棟数	半壊棟数	計
平成11年～20年（10年間）	29棟	72棟	101棟
平成19年～28年（10年間）	82棟	1,088棟	1,170棟

※上記の棟数には、洪水のほか土砂災害等による被災も含まれる。

（三重県「消防防災年報」を基に作成）

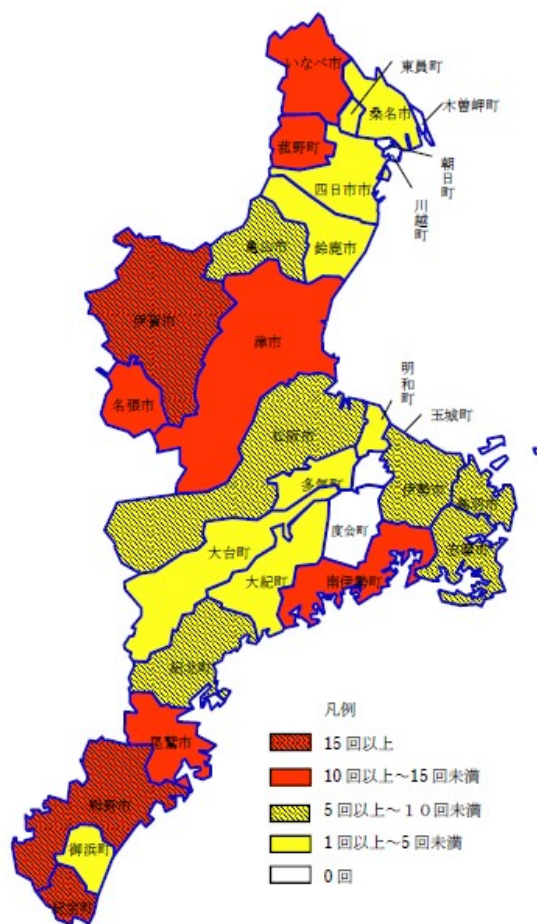
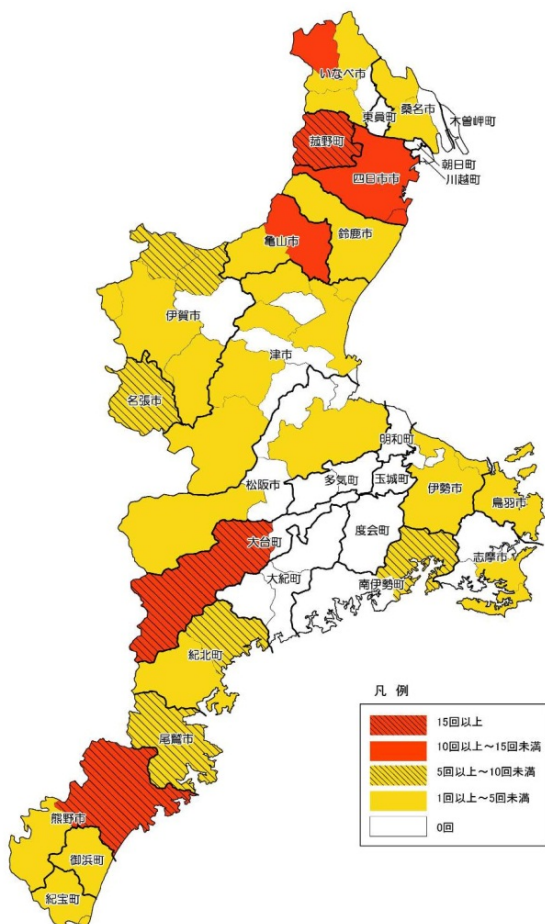
2 土砂災害被害の傾向

三重県における、がけ崩れ、土石流、地すべりなど土砂災害の発生状況については、下図のうち、左の図が平成11年から平成20年までの10年間の発生状況、右の図が平成20年から平成29年までの10年間の発生状況を表したものとなっており、この9年の間に、発生回数は増加傾向を示している。

【図表 県内の土砂災害の発生状況】

（平成11年～20年の発生状況）

（平成20年～29年の発生状況）



※左図中の細い実線は、旧69市町村(平成15年11月までの)の旧行政界を表す。
（三重県防災砂防課資料「市町別（年別）災害発生件数」を基に作成）

3 高潮災害の状況

高潮災害については、伊勢湾台風をきっかけに海岸整備が推進されてきたこともあり、昭和40年代以降、大きな被害の発生は少なくなっている。

しかし、海外に目を転じてみると、平成25年11月に、その年の台風としては最も強い台風第30号がフィリピン中部を襲い、暴風・高潮により、死者6,166人、行方不明者1,785人の甚大な人的被害を発生させるなど、改めて高潮災害の発生が懸念されている。

【図表 全国の主な高潮災害】

発生日	主な原因	主な被害区域	最高潮位 (T.P.m)	死者・行方不明者(人)	全壊・半壊 (戸)
大正6年10月1日	台風	東京湾	3.0	1,324	55,733
昭和9年9月21日	室戸台風	大阪湾	3.1	3,036	88,046
昭和17年8月27日	台風	周防灘	3.3	1,158	99,769
昭和20年9月17日	枕崎台風	九州南部	2.6	3,122	113,438
昭和25年9月3日	ジェーン台風	大阪湾	2.7	534	118,854
昭和34年9月26日	伊勢湾台風	伊勢湾	3.9	5,098	151,973
昭和36年9月16日	第2室戸台風	大阪湾	3.0	200	54,246
昭和45年8月21日	台風第10号	土佐湾	3.1	13	4,439
昭和60年8月30日	台風第13号	有明海	3.3	3	589
平成11年9月24日	台風第18号	八代海	4.5	13	845
平成16年8月30日	台風第16号	瀬戸内海	2.7	3	11
平成16年10月20日	台風第23号	室戸	2.9	3	13
平成22年2月24日	低気圧	富山湾	0.1	1	11

※死者・行方不明者(人)、全壊・半壊(戸)は、高潮以外によるものも含む。

※T.P.とは、東京湾平均海面を表す。

(内閣府「風水害等対策パンフレット(高潮災害とその対応)」を基に作成)

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 県民や地域の防災対策の促進(予防1)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 自宅や学校、勤務先等の周辺が風水害発生時にどのような被害を受ける危険性があるのかについての認識や、災害種別ごとの避難場所、家族間の連絡方法の確認、備蓄など、県民が風水害等からわが身を守るための備えが十分でない。



【この計画がめざす状態】

- ・ ほとんどの県民が、自宅等周辺の風水害時に想定される被害の様相や避難場所、家族間の連絡方法等を把握しており、また、自宅の防災対策、地域における避難計画づくりや避難訓練の実施など、防災の日常化の定着に向けた取組が進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	県民	(1) 風水害に関する情報の提供 (2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施
	市町	(1) 市町の地域防災対策に関する普及・啓発事業への支援
市町	自治会等地域コミュニティ	(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施
	住民	(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	地域住民	(1) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
防災活動に取り組むNPO等	住民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
県民を顧客として事業を展開している防災関係機関	県民	(1) 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
県民	(1) 自宅や通勤・通学先等の風水害時の被害想定把握 (2) 家族防災会議の開催 (3) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県民を対象とした対策

(1) 風水害に関する情報の提供(防災対策部、政策企画部)

県民が本県で想定される風水害に関する正しい知識と危機意識を持ち、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページやマスメディア、SNS等を活用した新たなツール等を通して本県が重視する風水害対策に関する情報等を発信する。

- ① 台風・大雨時の防災対策
- ② 局地的大雨時の防災対策
- ③ 竜巻発生時の防災対策
- ④ 雪害時の防災対策

(2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施(防災対策部、環境生活部、警察本部)

県民に対して事前の防災・減災対策及び発災時の防災行動等を適切に進めるための具体的な防災関連情報を伝えるため、各防災関係機関への協力を求めながら、要配慮者に配慮した多様な手段を用いた普及・啓発活動を実施する。

- ① 気象情報全般に関する知識等の普及・啓発
- ② 特別警報に関する知識等の普及・啓発
- ③ 国土地理院と連携して実施する自然災害伝承碑を活用した取組など、各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発
- ④ 避難指示等の市町が発表する災害関連情報と避難活動等の取るべき対応に関する知識等の普及・啓発
- ⑤ 早期避難に関する知識等の普及・啓発
- ⑥ 生活必需品の備蓄など発災後を自らの力で生き延びるための防災対策に関する知識等の普及・啓発
- ⑦ 災害用伝言ダイヤルなど、災害時の家族間等の連絡手段に関する知識等の普及・啓発
- ⑧ 救助活動への協力、要配慮者への支援など、災害発生時に取るべき自助、共助の防災活動に関する知識等の普及・啓発
- ⑨ 外国人住民の防災対策における自助・共助の取組を促進するための、防災訓練等の実施及び啓発
- ⑩ 発災後の生活再建を円滑に進めるための防災・減災対策に関する知識等の普及・啓発
- ⑪ その他、風水害に関して県民に伝えるべき知識等の普及・啓発

2 市町を対象とした対策

(1) 市町の地域防災対策に関する普及・啓発事業への支援(防災対策部)

市町が防災の一次的責務者として地域や住民等に対し、地域の実情に応じた防災思想・防災知識の普及活動を促進するため、県として必要な支援を行う。

- ① 被害想定等風水害対策の啓発にかかるコンテンツの提供
- ② 地域の研修会や訓練等への防災技術専門員等の派遣
- ③ 「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター（以下、「みえ防災・減災センター」という。）への相談窓口の設置
- ④ 「避難所運営マニュアル策定指針」の提供
- ⑤ デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「Myまっぷラン+（プラス）」の提供
- ⑥ その他、市町の防災思想・防災知識の普及活動を促進するために必要な支援

■市町が実施する対策

1 自治会等地域コミュニティを対象とした対策

(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

- ① 地域独自の防災訓練実施等への支援
- ② 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援
- ③ 地域の実情に応じた各避難所ごとの避難所運営マニュアル作成支援
- ④ デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「My まっぷラン+（プラス）」等を活用した避難計画及び地区防災計画作成の促進

2 住民を対象とした対策

(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

住民の自助の取組や共助への参画を促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域で発生し得る風水害に対応した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

- ① 住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや風水害発生時の行動マニュアルなどの配布
- ② 市町の災害特性に応じた防災訓練の実施
- ③ 防災講演会(研修会)等の実施
- ④ 市町広報等による定期的な啓発による危機意識の醸成
- ⑤ 「My まっぷラン」の作成に向けた普及・啓発

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 地域・住民の防災対策の促進
- (2) 地域・住民に求める自助・共助による防災対策活動
- (3) その他必要な事項

■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

県や市町が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業や、各避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練、避難計画づくり等、地域独自の防災訓練への積極的な協力を努める。

2 防災活動に取り組むNPO等の対策

(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

県民の防災意識の向上及び自助・共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報発信するとともに、県民に対して必要な協力を呼びかけるよう努める。

(2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、県や市町が実施する県民や住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力を努める。

■県民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策

1 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、県民の自助・共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに、防災対策上、発災時に県民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

2 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の事業活動の中で、県や市町が実施する県民や住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力する。

■県民が実施する対策

1 自宅や通勤・通学先等の風水害時の被害想定把握

市町が提供する洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所マップ等を確認し、自宅や家族の通勤・通学先等が風水害時に受ける可能性がある被害を把握し、必要に応じて洪水や土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所を確認する。

2 家族防災会議の開催

自宅や家族の通勤・通学先等における風水害時の被害想定や、洪水、土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所、非常時の連絡方法等を家族間で共有し、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担・取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的に開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

あわせて、各家庭において、3日分以上の食料、飲料水、簡易トイレの備蓄や、非常持ち出し品等(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の常備に努める。

3 “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

被災した場合であっても早期の生活再建につなげることができるよう、自然災害による損害を補償する保険に加入する等の対策を講じる。

【参 考】

この計画における避難場所及び避難所の用語の定義は以下のとおりとする。

- 避難場所 : 災害等から緊急かつ一時的に避難するための場所
- 指定緊急避難場所 : 基本法第49条の4第1項の規定に基づき、洪水や高潮等の災害種別ごとに市町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所
- 避難所 : 災害により短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う建物（避難所が避難場所を兼ねている場合もある）
- 指定避難所 : 基本法第49条の7第1項の規定に基づき、市町が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所
- 福祉避難所 : 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来す人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所として市町が指定した施設

また、本計画においては、原則として、住民とは市民又は町民、地域とは市町内の自治会等で区分される特定の地域、地域住民とは地域に居住等をしている住民のことを指す。

【主担当課】

- ・地域防災推進課、広聴広報課、ダイバーシティ社会推進課、警備第二課


【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊・総務広報隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第2節 防災人材の育成・活用(予防2)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における女性や若者の防災人材及び災害ボランティアの人数や割合が少ない。また、これまで育成してきた防災人材の地域での活用が十分ではない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を牽引している。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	県民	(1) 地域や企業等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用 (2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用
	市町(自主防災組織)	(1) 自主防災組織のリーダーに対する教育・啓発 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 関係団体等が行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
市町	住民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用
	自主防災組織	(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
自主防災組織	自主防災組織構成員	(1) 構成員に対する教育・啓発
「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
県民	(1) 県・市の防災人材育成事業への積極的な参画

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県民を対象とした対策(防災対策部・環境生活部)

(1) 地域や企業等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域や企業において防災活動を先導できる人材として、みえ防災・減災センターにおいて、みえ防災コーディネーターなどを引き続き育成するとともに、みえ防災・減災センターにおいて、「みえ防災人材バンク」の枠組みにより育成した防災人材の市町の防災関係事業や地域の防災活動における活発な活

用を促進する。

※ みえ防災・減災センターは、三重県と三重大学が相互に連携・協力し、防災人材の育成と活用、調査研究、情報の収集と発信、交流促進等に取り組み、三重県における地域防災力の向上に資することを目的とし、平成26年4月に設置された。

※ みえ防災コーディネーターとは、地域や企業において、自主的に地域防災力向上にかかる活動を行うとともに、県や市町の要請により、地域で実施される防災訓練や研修会、タウンウォッチングなどに出向き、講義や助言等を行うことにより地域の防災リーダーとしての役割を果たす者をいう。

※ みえ防災人材バンクとは、みえ防災・減災センターにおいて、みえ防災コーディネーター等の防災人材の情報を集約し、市町・企業・地域等からの要請に応じて適切な人材を紹介し、防災人材の活用を促進するための制度をいう。

(2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては女性への配慮が不可欠なことから、医療系、福祉系、教育系、行政系それぞれの分野において専門性のある職業に従事している女性を対象とした防災講座を開催するとともに、みえ防災コーディネーターや自主防災組織リーダー等についても女性を対象とした防災講座を開催するなど、主体的に行動できる女性人材の育成を図る。

また、育成した人材が情報交換をできるネットワークの構築、継続的なフォローアップを行うとともに、防災人材における若者の割合が低いことから、若い世代の防災人材育成に取り組む。

2 市町(自主防災組織)を対象とした対策(防災対策部)

(1) 自主防災組織のリーダーに対する教育・啓発

自主防災組織のリーダー等を対象とした育成講座については、市町の求める人材の育成となるよう、講座の内容については常に市町と調整を行いながら継続的に育成を行っていく。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

みえ地震・津波対策の日、みえ風水害対策の日、津波防災の日等に合わせ、地域やNPO等との連携を促進する事業を実施するとともに、通常行う事業においても、可能な限り相互連携を行う。

(3) 市町職員に対する研修

市町職員が災害対応全体を掌握できる能力を身につけることができるよう、実践的な研修を実施することにより、地域の防災・減災力の底上げを図る。

3 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)

(1) 関係団体等が行う人材育成への支援

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する災害ボランティアの活用を担う人材の育成事業を支援する。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

多様な防災人材の交流と連携を促進し、互いの役割や活動内容を学び合うことで、各々の活動の質を高めるとともに、災害時の協力関係を構築する。

■市町が実施する対策

1 住民を対象とした対策

(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織リーダー等と連携して、みえ防災コーディネーター等の防災人材の活用を図る。

2 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

県が実施する自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 防災人材の育成及び活用

(2) その他必要な事項

■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 構成員に対する教育・啓発

県や市町が実施する人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

2 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等の対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

① 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施

② 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

(2) 構成員に対する教育・啓発

県や市町の人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

■県民が実施する対策

1 県・市の防災人材育成事業への積極的な参画

県民は県や市が実施する防災人材育成事業等に積極的に参画するとともに、地域の防災活動等に積極的に参画するように努める。

【担当課】

・地域防災推進課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課

【監修部隊】

・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化(予防3)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】
 ・ 自主防災組織や消防団の活動状況にばらつきがあり、また、各組織間の連携が十分でない。さらに、これら組織に対し、東日本大震災や紀伊半島大水害等で顕在化した課題について十分な情報共有がなされていない。



【この計画がめざす状態】
 ・ 自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化して相互の連携が進み、活発に自主防災組織の訓練が実施され、消防団員数の増加が図られている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	自主防災組織	(1) 自主防災組織の育成及び活性化の促進 (2) 自主防災組織の結成促進
	市町(消防団)	(1) 消防団の育成及び活性化の促進
	県民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進
市町	自主防災組織	(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進 (2) 自主防災組織の結成推進
	消防団	(1) 消防団の育成及び活性化の推進
	住民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
自主防災組織	地域の消防団、他地域の自主防災組織等の防災関係団体	(1) 自主防災活動の活性化
消防団	地域の自主防災組織、他地域の消防団等の防災関係団体	(1) 消防団活動の活性化

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
県民	(1) 自主防災組織や消防団の活動への参画

第3項 対策

■県が実施する対策

1 市町(自主防災組織)を対象とした対策(防災対策部)

(1) 自主防災組織の育成及び活性化の促進

市町との連携のもと、みえ防災・減災センターの活用を図りながら、自主防災組織の育成及び活性化の促進を図る。

- ① 自主防災組織のリーダー等の人材育成を目的とした研修等教育・啓発活動の実施

- ② 自主防災組織への女性の参画促進に向けた支援
- ③ 自主防災組織のネットワーク化や地域の消防団、他の防災関係団体等との連携に向けた支援
- ④ 避難所運営マニュアル策定指針や避難行動要支援者対策に関する考え方など、自主防災組織の活動に求められる最新の情報やコンテンツの提供
- ⑤ 自主防災組織実態調査による活動の実態と問題点の把握
- ⑥ 結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるための支援

(2) 自主防災組織の結成促進

地域の自主防災体制を強化するため、市町と連携し、自主防災組織の未結成地域における組織の立ち上げを促進する。

2 市町(消防団)を対象とした対策(防災対策部)

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員入団促進キャンペーン月間(2月)に消防団員募集の働きかけを行うなど、三重県消防協会の協力を得ながら消防団の育成及び活性化を促進する。

また、それぞれの地域において消防団と自主防災組織の連携した取組が推進されるよう支援を行う。

3 県民を対象とした対策(防災対策部)

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団の活動内容や実績等の広報により、自主防災組織や消防団の活動や役割への県民の理解を深め、協力や参画の意識を高める。

- ① 「みえの防災大賞」の表彰や「みえの防災活動事例集」の配布等による優良自主防災組織活動の紹介
- ② 県内・県外の自主防災組織交流会を通じた優良事例の情報共有
- ③ 防災啓発番組における自主防災活動の紹介

■市町が実施する対策

1 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

- ① 訓練等の自主防災活動に対する支援
- ② 自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画を定めた防災計画の作成指導
- ③ 防災資機材の整備にかかる支援
- ④ 自主防災組織リーダー等の人材育成
- ⑤ 組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化、地域の消防団との連携による組織の活性化推進
- ⑥ 必要に応じ、地域の住民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の設置の促進

(2) 自主防災組織の結成促進

自主防災組織の未結成地域を有する市町においては、同地域における自主防災組織の立ち上げを推進するとともに、結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行う。

また、地域の消防団や他地域の自主防災組織等との連携強化を図るための人材の育成を図る。

2 消防団を対象とした対策

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

3 住民を対象とした対策

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 自主防災組織の活動支援及び活性化
- (2) 自主防災組織の活動内容(平常時及び災害時)
- (3) 自主防災組織の結成促進
- (4) 消防団の育成及び活性化の促進
- (5) その他必要な事項

■自主防災組織や消防団が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、必要な資機材等の整備などにより、自主防災組織活動の活性化を図る。

また、地域の消防団等との連携を強化する体制の整備に努める。

さらに、県が実施する防災大賞表彰式や自主防災組織交流会、防災活動事例集の活用等により、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図る。

2 消防団の対策

(1) 消防団活動の活性化

消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、地域住民の消防団への参加・協力や、地域の自主防災組織との連携強化に努める。

また、市町消防への協力や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

さらに、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、新たな情報や事例の収集、地域の消防団との交流を図る。

■県民が実施する対策

1 自主防災組織や消防団の活動への参画

県民は地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団に参画又はこれら組織が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

【担当課】

- ・ 消防・保安課、地域防災推進援課

【監修部隊】

- ・ 総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第4節 ボランティア活動の促進 (予防4)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、県内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない。



<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分に発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援
	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築
	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進
市町	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 災害ボランティア人材の育成等
	防災活動に取り組むNPOボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援
	住民・企業	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
「みえ災害ボランティア支援センター」	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

一) 関係団体等	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築
企業	従業員等	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
県民	(1) 災害ボランティア等への参画

第3項 対策

■県が実施する対策

1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)

(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化

「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県災対本部や関係機関、県外のボランティアネットワーク等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制の強化を図る。

(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築

広域で活動する多様な支援主体が情報共有や連携・協働するための「県域協働プラットフォーム」を設置・運営するための分野や県域を越えた協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

(3) 関係団体等が行う人材育成への支援

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する災害ボランティアの活用を担う人材の育成事業を支援する。

2 NPO・ボランティア等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)

(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

(2) 多様な分野のNPO・ボランティア等による災害時に専門性を活かした活動の促進

平常時に多様な活動を展開しているNPO・ボランティア等に対し、情報提供や研修会の実施等により、災害時にもその専門性を活かしたボランティア活動が積極的に行える様に働きかける。

3 各市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)

(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援

市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンターの運営に関わる人材の育成を図る。

(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築

情報共有や連携・協働するための「地域協働プラットフォーム」を設置・運営できるようにするため、地元内外で活動する多様な支援主体を対象とした研修会や訓練等の交流の場を提供する。

4 県民・企業を対象とした対策(環境生活部)

(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、災害時における県民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

■市町が実施する対策

1 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策

(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備

市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要な近隣の市町及び関係団体等と協力関係・連携体制の構築

情報共有や連携・協働するための「現地協働プラットフォーム」を設置・運営するため、平常時からの交流を通して地元内外で活動する多様な支援主体との連携・協力体制を構築する。

(3) 災害ボランティア人材の育成等

災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

2 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等を対象とした対策

(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

3 住民・企業を対象とした対策

(1) 災害ボランティアへの参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、住民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) ボランティアの活動環境の整備
- (2) ボランティア関係団体の協力体制の構築
- (3) ボランティア人材の確保・育成
- (4) その他必要な事項

■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策

1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

- ① 災害ボランティアセンターの運営に関わる人材の育成研修の実施
- ② 多様な支援主体をつなぐ研修等の実施、交流の場の提供

2 各市町等の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築

各市町等が災害ボランティアセンター等を運営するにあたっての技術的支援等を行うとともに、ボランティア受入にあたってセンター間の総合的な連携体制の構築を図る。

■県民や企業が実施する対策

1 企業の対策

(1) 従業員等の災害ボランティア等への参画促進

企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

2 県民の対策

(1) 災害ボランティア等への参画

可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努める。

【担当課】

・災害対策推進課、地域福祉課、ダイバー
シティ社会推進課

【監修部隊】


・被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進 (予防)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業・事業所の事業継続計画（BCP）等の作成が進んでいない。また、地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業・事業所の事業継続計画（BCP）等の作成及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)等の作成促進 (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の促進 (3) 企業防災力の向上に向けた普及啓発の推進
	市町(自主防災組織、自治会等)	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進に向けた啓発
市町	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)等の作成促進 (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 自衛消防組織の活動支援
	自主防災組織、自治会等	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進
ライフライン事業者	企業・事業所	(1) 災害発生時のライフライン復旧対策の促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
企業・事業所	市町(自主防災組織、自治会等)	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進
みえ企業等防災ネットワーク	関係企業・事業所	(1) 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築
自主防災組織、自治会等	企業・事業所	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

【自助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
企業・事業所	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)等の作成 (2) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (3) 自衛消防組織の充実強化
	従業員等	(1) 防災教育・防災訓練の実施

第3項 対策

■県が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策

(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)等の作成促進(防災対策部、雇用経済部)

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画(BCP)等の作成・点検を促進する。

- ① 企業・事業所によるBCP等の作成を推進するための情報提供と条件整備の推進
- ② 洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者にかかる避難対策を含めたBCP等の作成の促進
- ③ サービス業など多様な業種のBCP等の作成支援

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の促進(防災対策部)

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携を促進し、地域の防災力の向上が図られるよう支援する。

- ① 地域の防災訓練への参加促進と協力
- ② 救援物資の調達に関する協定の締結など、企業・事業所による地域における防災対策に関する社会貢献活動の実施及びその事例のPR

(3) 企業防災力の向上に向けた普及啓発の推進(防災対策部)

普及・啓発活動を通じた企業・事業所の防災力の向上を図るための支援を行う。

- ① 防災対策にかかる優良企業表彰等の実施
- ② 従業員への防災教育や防災訓練等への講師派遣等の支援

2 市町(自主防災組織、自治会等)を対象とした対策(防災対策部)

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進に向けた啓発

企業や事業所と連携した地域の防災対策の進め方や効果等の啓発を図り、連携を促進する。

- ① 優良事例の紹介等

■市町が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策

(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)等の作成促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画(BCP)等の作成・点検を促進する。

特に洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者にかかる避難対策を含めたBCP等の作成・点検の促進に努める。

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に市町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

(3) 自衛消防組織の活動支援

企業・事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。

2 自主防災組織、自治会等を対象とした対策

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 企業・事業所における防災対策の促進
- (2) 企業・事業所と地域が連携した防災対策の促進
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<ライフライン事業者が実施する対策>

1 災害発生時のライフライン復旧対策の促進

災害時において発生する電気・ガス・水道・道路・鉄道等地域住民の生活に大きな影響を与えるライフライン被害について、ライフライン企業等関係機関・関係自治体により構成される「三重県ライフライン企業等連絡会議」において、構成員間の情報共有や協力関係の構築を図り、迅速かつ的確な復旧対策を検討する。

■企業・事業所が実施する対策

1 防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、過去の災害の教訓などをふまえた防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成・点検に努める。

特に洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者については、避難対策を含めたBCP等の作成・点検に努める。

2 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の暴風対策や浸水対策等の安全性の確保及び二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

3 自衛消防組織の充実強化

災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実強化に努める。

4 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

- ① 自然災害から、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。
- ② 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

5 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、災害の予防及び発災時の対策に備える

よう努める。

- ① 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。
- ② 業種や事業規模に応じ、災害時に市町や各種団体と協働で災害対応を行うため、救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努める。

■みえ企業等防災ネットワークが実施する対策

1 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築

防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力をを行い、防災力診断やBCP等の作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図る。

■自主防災組織、自治会等が実施する対策

1 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

【主担当課】

・地域防災推進課、雇用経済総務課

【監修部隊】

・生活・経済再建支援部隊

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進 (予6)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- 学校やその周辺並びに通学路等における風水害時のリスクの把握、警報発表前の対応や非常時の避難対策等の検討、児童生徒等への防災教育、家庭や地域との連携をさらに充実する必要がある。
- また、幼稚園や保育所等における防災対策についても同様の状況にある。



【この計画がめざす状態】

- すべての学校や園などにおいて風水害時のリスク把握が行われており、警報発表前の対応や非常時の避難対策等により、児童生徒等の安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により、児童生徒等並びに家庭や地域への防災啓発が図られている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	県立学校	(1) 児童生徒等の安全確保 (2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (3) 学校施設の安全点検
	児童生徒等	(1) 防災教育の推進
	教職員	(1) 学校防災人材の育成と活用
	児童生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域(地域住民)	(1) 地域と学校が連携した防災対策の推進 (2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進
	私立学校、民間の園等	(1) 防災対策の推進
	児童福祉施設等	(1) 防災対策の推進
県立学校	県立学校	(1) 児童生徒等の安全確保 (2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (3) 学校施設の安全点検
	児童生徒等	(1) 防災教育の推進
	児童生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域(地域住民)	(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進
市町	公立小中学校等	(1) 児童生徒等の安全確保 (2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (3) 学校施設の安全点検
	児童生徒等	(1) 防災教育の推進

	教職員	(1) 学校防災人材の育成と活用
市町	児童生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域(地域住民)	(1) 地域と学校が連携した防災対策の推進 (2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進
	公立幼稚園	(1) 防災対策の推進
	児童福祉施設等	(1) 防災対策の推進
私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者	私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者	(1) 防災対策の推進

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
保護者・児童生徒等	(1) 家庭における防災についての話し合い

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県立学校施設や児童生徒等、教職員を対象とした対策(教育委員会)

(1) 児童生徒等の安全確保

児童生徒等の安全を確保するため、学校における防災教育及び防災対策がさらに充実するよう、支援する。

(2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校での災害に備えた防災体制の整備、各学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画の策定、見直し、計画に沿った訓練の実施を支援する。

(3) 学校施設の安全点検

学校施設の点検を随時行い、必要な補修が行えるよう、学校を支援する。

(4) 児童生徒等への防災教育の推進

防災ノート等の活用による防災教育を継続して推進する。

(5) 教職員(公立小中学校等教職員を含む)の学校防災人材の育成と活用

学校防災リーダー等を中心とした防災教育・防災対策を推進する。

また、初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上、新任管理職研修等に防災教育の内容を盛り込む。

(6) 三重県災害時学校支援チームの設置・運営

被災した学校を支援するため、災害時における学校運営等の専門知識と実践的な対応能力を備える教職員を育成し、「三重県災害時学校支援チーム」を設置・運営する。

(7) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育を推進する。

2 地域及び住民を対象とした対策(教育委員会)

(1) 地域と学校が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について円滑に検討できるよう、学校と地域、家庭との連携を一層促進する。

(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、

文化財所有者等と地域との連携を推進する。

3 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者を対象とした対策(環境生活部、子ども・福祉部)

(1) 私立学校、民間の園等の防災対策の推進

県立学校に準じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、低学年児童等に配慮した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

(2) 児童福祉施設等の防災対策の推進

県立学校、公立小中学校等・園の防災対策を参考に、施設に応じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、乳幼児に配慮した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

また、放課後児童クラブにおける防災対策の促進について市町等に働きかける。

■県立学校が実施する対策

1 県立学校施設や児童生徒等、教職員を対象とした対策

(1) 児童生徒等の安全確保

児童生徒等の安全を確保するため、情報収集と伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒等、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

また、あらかじめ暴風警報等の発表や交通機関の運休が見込まれる場合等の対応について検討する。

(2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。

また、伊勢湾台風や紀伊半島大水害等の教訓をふまえ、各学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画の策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(3) 学校施設の安全点検

学校施設の点検を随時行い、必要な補修を行う。

(4) 児童生徒等への防災教育の推進

防災ノート等の活用による防災教育を継続して行う。

(5) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

2 地域及び住民を対象とした対策

(1) 地域と学校が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施に努め、災害時に学校と地域が担う役割分担などを整理・確認する。

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に話し合いを行うなどして、検討しておく。

■市町が実施する対策

1 公立小中学校等の防災対策の推進

「<県が実施する対策> 1 県立学校施設や児童生徒等、教職員を対象とした対策及び2 地域及び住民を対象とした対策」、「<県立学校が実施する対策>」に準じる。

2 公立幼稚園の防災対策の推進

「<県が実施する対策>3 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者を対象とした対策」の「民間の園」に準じる。

3 児童福祉施設等の防災対策の推進

公立の児童福祉施設については、公立小中学校等・園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

また、民間児童福祉施設については、公立小中学校等・園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組むよう指導する。

放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進するとともに、民間事業者に対する指導を図る。

4 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 公立小中学校等・園の防災対策の推進
- (2) 児童福祉施設等の防災対策の推進
- (3) 文化財の防災対策の推進
- (4) その他必要な事項

■私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者が実施する対策

1 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の防災対策の推進

県立学校、公立小中学校等・園、児童福祉施設等に準じた防災対策を講じるよう努める。

■保護者・児童生徒等が実施する対策

1 家庭における防災についての話し合い

学校等での防災教育を家庭で共有するとともに、防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努める。

【担当課】

・子どもの育ち支援課、子ども福祉・虐待対策課、私学課、教育総務課、学校経理・施設課

【監修部隊】

・被災者支援部隊（教育対策隊）


※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進(予防)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所等の整備や住民一人ひとりの避難経路、場所等の検討が十分ではない。また、避難行動要支援者のための避難対策、要配慮者や女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定や福祉避難所の指定等について、多くの地域で取組が進んでいない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所等の整備が進み、住民一人ひとりが個別の避難計画を策定している。また、地域の避難対策や避難所運営において、女性や障がい者など、避難者の多様性に配慮した対策が図られるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定が進むなど、避難行動要支援者・要配慮者対策に最大限配慮した地域づくりが進んでいる。
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	市町等 地域住民等	(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備 (2) 避難指示等の基準の策定・見直し (3) 避難誘導対策 (4) 情報伝達体制の整備 (5) 避難者支援のための資機材、物資の確保 (6) 避難所運営及び避難者支援対策 (7) 避難行動要支援者・要配慮者対策 (8) 観光客、帰宅困難者等対策 (9) ペット対策 (10) 避難所外避難者対策 (11) 感染症対策
市町	地域住民等	(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知 (2) 指定避難所、避難路の整備・周知 (3) 避難指示等の基準の策定・見直し (4) 避難誘導対策 (5) 情報収集体制の整備 (6) 避難所運営対策 (7) 避難者支援のための資機材、物資の確保 (8) 避難行動要支援者・要配慮者対策 (9) 観光客、帰宅困難者等対策 (10) ペット対策 (11) 避難所外避難者対策 (12) 感染症対策

【共助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
自主防災組織等地域	地域住民	(1) 地域の避難対策の推進
要配慮者関連施設	入所者等要配慮者	(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進
不特定多数の者が利用する施設	施設利用者	(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進
観光事業者等	観光客等	(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
県民	(1) 避難指示等発令時における避難行動の検討 (2) 地域の避難対策への協力 (3) ペットの同行避難対策

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県における対策及び市町を対象とした対策

(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備（関係各部）

公園等の県有地や一定規模の県有施設等について、防災上の総合的な利用計画等を策定していく中で、可能な施設等を市町の指定緊急避難場所、指定避難所として活用することを検討するとともに、これら指定緊急避難場所、指定避難所への備蓄や安全に避難するための避難路の整備を推進する。

(2) 避難指示等の基準の策定・見直し（県土整備部、医療保健部、子ども・福祉部、防災対策部）

市町における適切な避難指示等の発令体制を整備するため、避難指示等の判断基準・伝達マニュアルの策定・見直しや、これらを用いた避難訓練等の実施を働きかける。

また、市町が「避難情報に関するガイドライン」（内閣府作成）を参考にして、避難指示等に係る発令の判断基準等の設定や見直しを行うにあたり、気象台や河川事務所等と連携し、説明会の開催や技術的助言等の支援を行う。

(3) 避難誘導対策（防災対策部）

市町の避難指示等に関する意思決定に際し、基本法に基づく県からの助言の実施や、気象台から県への要員の派遣など、国・県・市町間の連携強化・情報共有を図る体制をあらかじめ整備する。

不特定多数の県民等が利用する施設については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施を促進する。

(4) 情報伝達体制の整備（防災対策部）

避難指示等の情報を警戒レベルを付して、速やかに住民に伝達するため、県・市町・放送事業者・通信事業者間等で情報伝達について相互理解を深めるとともに、連携体制を構築する。

また、大雨、洪水等の警報や土砂災害警戒情報などの防災気象情報について、市町の的確な避難指示等の発令に資するため、平常時から気象台と連携し、できるだけ分かりやすく市町に情報提供するとともに、市町担当者の理解の向上を図る。

(5) 避難者支援のための資機材、物資の確保（防災対策部）

簡易トイレ、毛布、発電機等の避難者支援に必要な資機材、物資について、防災拠点等における確保を推進する。

(6) 避難所運営及び避難者支援対策（防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部）

「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を活用した、各市町の指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促す。

また、男女共同参画の視点や要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築の支援を行う。

災害時に避難所の運営や避難者の健康管理等を支援するために、平常時において災害時の保健師等の活動に関する研修等の実施や専門機関の連携体制の構築を図るとともに、「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」に基づいた連携体制づくりなど、事前対策の充実を図る。

(7) 避難行動要支援者・要配慮者対策（防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部）

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町や地域における情報伝達体制の整備や「避難行動要支援者名簿」の作成を通じ、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有及び、個別避難計画の策定や、避難行動要支援者が参画する防災訓練の実施を働きかける。

また、市町における福祉避難所の指定状況や運営マニュアル等の策定状況を把握し、福祉避難所の確保を支援するとともに、要配慮者関連施設間の相互支援協定等の締結を促進する。あわせて、災害時に福祉避難所の運営を指揮する災害時福祉支援リーダーを養成する。

避難所の運営に際しては、「避難所運営マニュアル策定指針」等を用いた、要配慮者に配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進するとともに、福祉避難所の運営マニュアル作成を支援する。

(8) 観光客、帰宅困難者等対策（防災対策部、雇用経済部）

平常時から情報共有する場を設けるなど、観光関連団体等との連携を密にして啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として、旅館・ホテルや飲食店等の施設等を飲料水や道路情報等の提供場所、一時休憩場所又は一時避難所として利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。

(9) ペット対策（医療保健部）

県は、市町、（公社）三重県獣医師会等の関係団体等と連携し、飼い主責任を基本とした同行避難を想定した危機管理体制を整備する。

(10) 避難所外避難者対策（防災対策部）

市町と連携し、「避難所運営マニュアル策定指針」を用いた避難所外避難者対策を促進する。

(11) 感染症対策（防災対策部）

「避難所運営マニュアル策定指針」等により、市町の避難所運営における感染防止対策を促進するとともに、感染防止対策資機材を備蓄する。

また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設等を避難所として活用する取組を支援する。

■市町が実施する対策

1 地域等を対象とした対策

(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知

切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、洪水や高潮、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、地域・住民に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性をハザードマップ等で確認するほか、必要に応じて管内の警察署及び他の防災関係機関と協議するなどして、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努める。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民、観光客等に対する周知を図る

(2) 指定避難所、避難路の整備・周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等、内閣府令で定める基準

に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域・住民に周知する。

なお、指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図る。

(3) 避難指示等の基準の策定・見直し

避難指示等に係る発令の具体的な判断基準等を未だに定めていない市町にあつては、「避難情報に関するガイドライン」を参考にして、可能な限り定量的かつわかりやすい判断基準を速やかに設定する。また、既に発令の判断基準を定めている市町にあつても、「避難情報に関するガイドライン」などを踏まえた再点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

(4) 避難誘導対策

避難指示等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や気象台から県への要員の派遣など、国・県・市町間の連携強化・情報共有を図る体制をあらかじめ整備しておく。

不特定多数の住民等が利用する施設については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施に努める。

(5) 情報収集体制の整備

防災気象情報の収集については、「避難情報に関するガイドライン」を参考とし、必要に応じ、地方気象台、国土交通省河川事務所、県建設事務所等に助言を求めるとともに、最新の情報の入手・把握の体制整備に努める。

また、市町長が気象台長等との間で気象に関する情報を必要な時に確実に交換することができるようにするなど、都道府県や気象台、河川管理者等との間の情報連絡体制をあらかじめ整備し、緊密な連携が図れるようにしておく。加えて、同一の水系を有する上下流の市町間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、平素から連絡体制を整備する。

(6) 避難所運営及び避難者支援対策

県の実施する避難所運営及び避難者支援対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、特に各指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。

(7) 避難者支援のための資機材、物資の確保

食料、飲料水、生活必需品等避難者支援を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

(8) 避難行動要支援者・要配慮者対策

県の実施する避難行動要支援者・要配慮者対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難行動要支援者・要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、各市町地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難計画を作成するよう努める。

(9) 観光客、帰宅困難者等対策

県の実施する観光客、帰宅困難者等対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた観光客、帰宅困難者等対策を講じるよう努める。

(10) ペット対策

市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

(11) 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所における避難所外避難

者対策を推進する。

(12) 感染症対策

県が実施する避難所運営支援策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。

また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 指定緊急避難場所、避難路の整備・周知
- (2) 指定避難所、避難路の整備・周知
- (3) 避難指示等の基準の策定等
- (4) 避難誘導対策
- (5) 避難所運営対策
- (6) 避難者支援のための資機材、物資の確保
- (7) 避難行動要支援者・要配慮者対策（避難行動要支援者名簿掲載基準、個別避難計画の作成・活用方針等）
- (8) 観光客、帰宅困難者等対策
- (9) ペット対策
- (10) その他必要な事項

■自主防災組織等が実施する対策

1 地域の避難対策の推進

市町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備、地域や個人の避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 要配慮者関連施設の対策

(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、市町の福祉避難所の指定に協力する。

2 不特定多数の者が利用する施設の対策

(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、市町の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力する。

3 観光事業者等の対策

(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

市町等と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努める。

■県民が実施する対策

1 避難指示発令時等における避難行動の検討

居住する地域に警戒レベルが付された避難情報等が発令された場合や、浸水被害、土砂災害等が発生した場合に備え、あらかじめハザードマップや過去の災害の記録等から地域で起こりうる災害の想定を確認しておき、自宅に待避するか、最寄の避難場所等に避難するかなど、万一の場合にとるべき避難行動の検討に努める。

また、自宅にとどまる場合には、想定される災害に応じ、たとえば土砂災害については、山側とは反対側の2階の部屋に待避するなど、地域で起こりうる災害の想定を踏まえ、自宅が災害に巻き込まれた場合でも、最低限、身の安全を守る行動がとれるよう、万一の場合に備えた避難行動の検討に努める。

2 地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、避難行動要支援者の支援対策など、地域の避難対策に協力するよう努める。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難を想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に努める。

【主担当課】

- ・地域防災推進課、地域福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、食品安全課、健康推進課、ダイバーシティ社会推進課、観光政策課

【監修部隊】

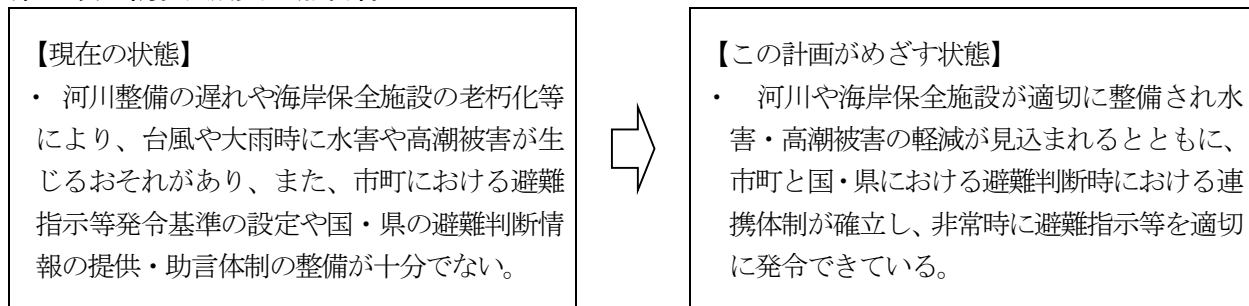
- ・総括部隊（総括隊）
- ・被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第3章 風水害に強い県土づくりの推進

第1節 水害・高潮被害予防対策の推進 (予防8)

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	県民	(1) 河川の整備 (2) 海岸保全施設の整備 (3) 施設の維持管理 (4) 避難判断情報等の提供体制 (5) 水防体制の整備 (6) 湛水防除対策 (7) 老朽ため池対策
市町	住民	(1) 河川の整備 (2) 海岸保全施設の整備 (3) 施設の維持管理 (4) 避難判断情報の収集 (5) 避難判断基準の設定 (6) 要配慮者利用施設の水害対策 (7) 水防体制の整備 (8) 湛水防除対策 (9) 老朽ため池対策
その他の防災関係機関	住民	(1) 河川の整備 (2) 海岸保全施設の整備 (3) 施設の維持管理 (4) 避難判断情報等の提供体制 (5) 水防体制の整備

第3項 対策

■県が実施する対策

1 河川の整備 (県土整備部)

(1) 計画的な河川整備の推進

県内の河川では、近年でも台風等に伴う豪雨により、浸水等の被害が発生していることから、重要度、緊急度、効率性を考慮し、優先度を検討のうえ県管理河川の計画的な整備を推進し、浸水被害の軽減を図る。

(2) 河川のソフト対策の推進

近年、局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、従来から実施しているハード対策に加え、市町や住民の避難判断の参考となる雨量・水位情報の確実な発信や中小河川において洪水に特化した水位計・監視カメラの設置に努めるとともに、市町が洪水ハザードマップを作成するために必要な洪水浸水想定区域図の策定等のソフト面からの減災対策を実施する。

2 海岸保全施設の整備(農林水産部、県土整備部)

(1) 海岸保全施設整備の推進

県内の海岸保全施設は、その大部分が築後50年以上を経過し老朽化や地盤沈下による機能の低下が進行している状態であり、また、砂浜海岸では侵食の進行に伴い消波機能の低下が進んでいる。

このため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の整備を推進するとともに、老朽化により機能が低下した施設について防護機能の回復に取り組むことにより、高潮・高波による被害の軽減を図る。

3 施設の維持管理(農林水産部、県土整備部)

(1) 巡視・点検の実施

各施設管理者が定める三重県公共土木施設パトロール等維持管理業務実施要綱や維持管理業務実施マニュアル等に基づく巡視・点検を行い、県管理公共土木施設等の状況を的確に把握するとともに、施設の維持管理に必要な情報及び資料の収集に努める。

(2) 維持工事の実施

巡視・点検により、対策が必要になった施設の維持修繕工事を実施し、適切に維持管理する。

4 水防体制の整備(県土整備部)

「三重県水防計画」に基づき、必要な水防体制を確立する。

5 湛水防除対策(農林水産部)

近年、局地的な集中豪雨や台風時に人家や農地等に水被害が起こることが想定されているため、その防除事業が必要になっている。

県内の湛水防除事業実施地区に対する、排水機、排水路、樋門及び堤防の防災施設の整備事業を計画的に施行する。

6 老朽ため池対策(農林水産部)

県内のため池は、農業用水の貴重な水源として重要な役割を果たしているが、多くは江戸時代以前に築造されたもので、堤体及び洪水吐き等の老朽化が著しく、地震や集中豪雨による決壊の危険性があるため、耐震及び老朽化対策の改修工事を実施する。

■市町が実施する対策

1 河川の整備

「<県が実施する対策> 1 河川の整備」に準じる。

2 海岸保全施設の整備

「＜県が実施する対策＞2 海岸保全施設の整備」に準じる。

3 施設の維持管理

「＜県が実施する対策＞3 施設の維持管理」に準じる

4 避難判断情報の収集

国及び県から、河川の水位情報や高潮情報等、市町が避難指示等を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努める。

5 避難判断基準の設定

国及び県から提供を受けた河川の水位情報等に基づき、避難指示等を発令するための基準の設定に努める。

6 要配慮者利用施設の洪水対策

水防法に基づく浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものについて、施設の名称及び所在地、洪水予報等の伝達方法を市町地域防災計画に定める。

また、施設管理者等が作成する避難確保計画及びその計画に基づく避難訓練結果の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行う。

7 水防体制の整備

「＜県が実施する対策＞4 水防体制の整備」に準じる

8 湛水防除対策

「＜県が実施する対策＞5 湛水防除対策」に準じる

9 老朽ため池対策

「＜県が実施する対策＞6 老朽ため池対策」に準じる

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 河川の整備
- (2) 海岸保全施設の整備
- (3) 施設の維持管理
- (4) 避難指示等を判断する情報の収集
- (5) 避難判断基準の設定
- (6) 要配慮者利用施設の洪水対策
- (7) 水防体制の整備
- (8) 湛水防除対策
- (9) 老朽ため池対策

■その他の防災関係機関が実施する対策

<中部地方整備局、近畿地方整備局が実施する対策>

1 河川の整備

「<県が実施する対策> 1 河川の整備」に準じる。

2 施設の維持管理

「<県が実施する対策> 3 施設の維持管理」に準じる。

3 水防体制の整備

「<県が実施する対策> 4 水防体制の整備」に準じる

■参 考

1 洪水調節ダムの現況

(1) 宮川ダム

宮川ダムは、宮川の統合開発事業の一環として多気郡大台町地内に建設された洪水調節、不特定利水、及び発電を目的とした多目的ダムである。

洪水調節は、ダム地点での計画高水流量、毎秒2,500 m³の内、毎秒1,000 m³を調節し、下流岩出付近における計画高水流量、毎秒8,400 m³を7,600 m³に低減を図るものである。

昭和32年5月に完成し、以後各年の出水時期においては、下流地域の水害の軽減に貢献している。

ダムの位置	……………	多気郡大台町久豆
水系	……………	宮川水系宮川
ダムの型式	……………	重力式コンクリートダム
堤頂長	……………	231m
堤高	……………	88.5m
堤体積	……………	389,000 m ³
総貯水容量	……………	70,500,000 m ³
有効貯水容量	……………	56,500,000 m ³
洪水調節容量	……………	24,500,000 m ³
警報装置	……………	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置を19局設置している。

(2) 君ヶ野ダム

君ヶ野ダムは、下流の雲出川改修計画と相まって津市美杉町地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、上水道及び工業用水の供給を目的とした多目的ダムである。

洪水調節は、ダム地点での計画高水流量、毎秒1,100 m³の内、毎秒650 m³を調節し、下流大正橋付近での計画高水流量、毎秒5,000 m³を毎秒4,500 m³に低減を図るものである。

昭和47年3月に完成し、以後各年の出水時期においては、下流地域の水害の軽減に貢献している。

ダムの位置	……………	津市美杉町八手俣
河川名	……………	雲出川水系八手俣川
ダムの形式	……………	重力式コンクリートダム
堤頂長	……………	323m
堤高	……………	73m
堤体積	……………	331,000 m ³
総貯水容量	……………	23,300,000 m ³

有効貯水容量	……………	19,700,000 m ³
洪水調節容量	……………	15,800,000 m ³
警報装置	……………	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置を12局設置している。

(3) 滝川ダム

滝川ダムは、滝川生活貯水池建設事業として、伊賀市高山地内に建設された洪水調節、不特定利水及び水道用水の供給を行う多目的ダムである。

洪水調節は、ダム地点での計画高水流量、毎秒20 m³の内、毎秒12 m³を調節する。

平成12年10月に完成し、比自岐川流域や木津川流域の水害の軽減に貢献している。

ダムの位置	……………	伊賀市高山
河川	……………	淀川水系木津川支川比自岐川小支川滝川
ダムの形式	……………	重力式コンクリートダム
堤頂長	……………	120m
堤高	……………	29.8m
堤体積	……………	30,000 m ³
総貯水容量	……………	282,000 m ³
有効貯水容量	……………	230,000 m ³
洪水調節容量	……………	110,000 m ³
警報装置	……………	サイレン並びに音声による警報装置を1局設置している。

(4) 青蓮寺ダム

青蓮寺ダムは、淀川水系木津川上流総合開発計画の一環として、名張市青蓮寺及び中知山地内に建設された、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水、農業用水及び発電を目的とした多目的ダムである。

洪水調節は、下流河道の整備状況、実績洪水等を考慮し、ダム流入量、毎秒977 m³に対して、最大毎秒450 m³の一定量の放流を行う。

昭和45年に完成し、以後各年の出水期には、名張地区及び木津川・淀川流域の水害の軽減に貢献している。

ダムの位置	……………	名張市青蓮寺及び中知山
河川	……………	淀川水系名張川支川青蓮寺川
ダムの形式	……………	アーチ式コンクリートダム
堤頂長	……………	275m
堤高	……………	82m
堤体積	……………	175,000 m ³
総貯水容量	……………	27,200,000 m ³
有効貯水容量	……………	23,800,000 m ³
洪水調節容量	……………	8,400,000 m ³
警報装置	……………	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置25局を設置している。

(5) 室生ダム

室生ダムは、淀川水系木津川上流総合開発計画の一環として、奈良県宇陀市室生大野地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給を行う多目的ダムである。

洪水調節は、下流河道の整備状況、実績洪水等を考慮し、計画流入量、毎秒 730 m³に対して、最大毎秒 300 m³の一定量の放流を行う。

昭和 49 年に完成し、ダムは、奈良県内に位置するものの、下流約 12 kmにある名張地区及び木津川・淀川流域の洪水の軽減に青蓮寺ダムと相まって大きく貢献している。

ダムの位置	……………	奈良県宇陀市室生大野
河川	……………	淀川水系名張川支川宇陀川
ダムの形式	……………	重力式コンクリートダム
堤頂長	……………	175m
堤高	……………	63.5m
堤体積	……………	153,000 m ³
総貯水容量	……………	16,900,000 m ³
有効貯水容量	……………	14,300,000 m ³
洪水調節容量	……………	7,750,000 m ³
警報装置	……………	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置 15 局を設置（瀬古口まで）している。

(6) 比奈知ダム

比奈知ダムは、淀川水系木津川上流総合開発計画の一環として、名張市上比奈知地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給及び発電を目的とした多目的ダムである。

洪水調節は、下流河道の整備状況、実績洪水等を考慮し、ダム流入量、毎秒 924 m³に対して、最大毎秒 300 m³の一定量の放流を行う。

平成 11 年に完成し、名張川流域や木津川・淀川流域の洪水の軽減に貢献している。

ダムの位置	……………	名張市上比奈知
河川	……………	淀川水系木津川支川名張川
ダムの形式	……………	重力式コンクリートダム
堤頂長	……………	355m
堤高	……………	70.5m
堤体積	……………	430,000 m ³
総貯水容量	……………	20,800,000 m ³
有効貯水容量	……………	18,400,000 m ³
洪水調節容量	……………	9,000,000 m ³
警報装置	……………	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置 11 局を設置（青蓮寺川の合流点まで）している。

(7) 蓮ダム

蓮ダムは、橿田川水系蓮川の三重県松阪市飯高町地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持、発電及び水道用水の供給を目的とした多目的ダムであり、平成 3 年より管理を行っている。

洪水調節計画は、蓮ダム地点の計画高水流量 1,700 m³/s のうち、700 m³/s の洪水調節を行う計画である。平成 6 年 9 月の洪水により、中流部において多くの家屋の浸水被害が発生したことから、平成 12 年に操作規則を変更し、暫定計画として 350 m³/s 一定量放流方式としている。橿田川の治水基準点（両郡橋）においては、目標流量 4,100 m³/s を 3,500 m³/s に低減させる計画である。

ダムの位置	……………	松阪市飯高町大字森
-------	-------	-----------

水系	……………	櫛田川水系蓮川
ダムの形式	……………	重力式コンクリートダム
堤頂長	……………	280m
堤高	……………	78m
堤体積	……………	484,000 m ³
総貯水容量	……………	32,600,000 m ³
有効貯水容量	……………	29,400,000 m ³
洪水調節容量	……………	17,000,000 m ³
警報装置	……………	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置 25 局を設置している。

(8) 川上ダム

川上ダムは、淀川水系前深瀬川の三重県伊賀市阿保地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給を目的とした多目的ダムである。

洪水調節計画は、川上ダム地点の計画高水流量 850 m³/s のうち、780 m³/s の洪水調節を行う計画である。

令和5年に完成し、木津川・淀川流域の水害の軽減に貢献している。

ダムの位置	……………	伊賀市阿保及び青山羽根
水系	……………	淀川水系木津川支川前深瀬川
ダムの形式	……………	重力式コンクリートダム
堤頂長	……………	334m
堤高	……………	84m
堤体積	……………	473,000 m ³
総貯水容量	……………	31,000,000 m ³
有効貯水容量	……………	29,200,000 m ³
洪水調節容量	……………	14,400,000 m ³
警報装置	……………	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置 9 局を設置している。

【主担当課】

- ・施設災害対策課、港湾・海岸課、河川課、防災砂防課、農業基盤整備課、水産基盤整備課


【監修部隊】

- ・社会基盤対策部隊（施設整備隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第2節 地盤災害防止対策の推進 (予防9)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨等に伴い発生が予測される各種地盤災害について、砂防事業や地すべり対策事業等の土砂災害対策や宅地災害等防災対策等の進捗が十分でなく、また、土砂災害にかかる避難対策が進んでいない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地盤災害の対策に資する事業が着実に進められるとともに、発生危険性が高まった場合や発生した場合に速やかに避難指示や土砂災害緊急情報等を発令・伝達できる体制の整備が適切に図られている。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対策(活動)項目
県	(1) 土砂災害の防止 (2) 宅地災害の防止 (3) 被災宅地危険度判定体制の整備 (4) 地盤沈下対策 (5) 要配慮者利用施設の土砂災害対策 (6) 土砂災害に関する情報等の提供体制の整備
市町	(1) 土砂災害対策 (2) 土砂災害関連情報の収集 (3) 避難判断基準の設定 (4) 応急仮設住宅供給体制の整備 (5) 要配慮者利用施設の土砂災害対策
その他の防災関係機関	(1) 崩壊危険地域の災害防止

第3項 対策

■県が実施する対策

1 土砂災害の防止

(1) 砂防事業 (県土整備部)

土石流による災害を防止するため、砂防堰堤や溪流保全工等の砂防設備を整備する。

(2) 地すべり対策事業 (農林水産部、県土整備部)

地すべりは、地形及び地質調査、地表移動量調査並びに地下水調査等を行ったうえで対策を実施する。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業 (県土整備部)

傾斜が30度かつ高さが5m以上の急傾斜地のうち、人家に被害を及ぼすおそれのある箇所について、被害規模や緊急性等を総合的に勘案のうえ、急傾斜地崩壊防止施設を整備する。

(4) 総合的な土砂災害対策 (県土整備部)

土石流、地すべり及びがけ崩れといった土砂災害から人命を守るため、従来から実施してきた施設整備などのハード対策だけでなく、市町の警戒避難体制を支援するため土砂災害警戒情報の通知、県が整備した三重県土砂災害情報提供システムによる「土砂災害危険度情報」の提供や、土砂災害防止法に基

づく土砂災害警戒区域等の指定などソフト対策をあわせて推進する。

2 宅地災害の防止（県土整備部）

(1) 計画・方針

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、三重県宅地開発事業の基準に関する条例等により、安全かつ良好な宅地の確保を図る。

(2) 現況

宅地造成工事については、都市計画区域及びその他の区域に区分して、それぞれ一定規模以上の面積について、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき、審査のうえ許可及び完了検査を実施する。

また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、改善指導等を行う。

(3) 事業計画

① 宅地防災月間の選定

梅雨期及び台風期に備え、地域住民をはじめ、市町及び宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、5月を宅地防災月間と定め、期間中は開発施工区域内を中心に巡視を計画的に行うとともに、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して県民へのPRに努める。

② がけ地近接等危険住宅移転事業

土砂災害特別警戒区域、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域に存する危険な既存不適格住宅の移転により、安全な住環境の整備に努める。

③ 大規模盛土造成地マップの作成・公表

豪雨等で滑動崩落の可能性がある大規模盛土造成地について調査を行うとともに、抽出された盛土造成地について「大規模盛土造成地マップ」の作成・公表を行う。

3 被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）

(1) 被災宅地危険度判定士の養成

降雨等による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

また、関係団体と協議のうえ、市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。

項 目	現状（R4.3 末現在）
被災宅地危険度判定士	1,209 人

(2) 被災宅地危険度判定体制

判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、行政庁間（国、県、市町）で相互に緊密な連携を取るとともに、市町の地域防災計画等に反映させるための体制整備に努める。

また、被災宅地危険度判定制度について、住民に対し、制度の周知に努める。

4 地盤沈下対策（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

(1) 調査・観測の継続実施

地盤沈下の動向を把握するため、県内の沖積平野及びその関連地域において一級水準測量を継続実施するとともに、県内に設置されている地盤沈下観測所等において地盤沈下と密接な関係のある地下水位の変化及び地層の収縮状況の観測を行う。これらの調査・観測結果は、定期的に住民及び防災関係機関に提供し、地盤災害予防対策に資する。

(2) 地下水の揚水規制と代替水の確保・供給

工業用水法に基づく指定地域内及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく規制区域内の井戸及び揚水設備について地下水揚水の規制指導を行うとともに、工業用を始めとする各用途に必要な代替水の確保及び供給に係る事業の促進を図る。

(3) 防災対策

揚水規制区域においては、河口ポンプ場の増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防のかさ上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。

5 要配慮者利用施設の土砂災害対策（医療保健部、子ども・福祉部、県土整備部）

土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者が利用する病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む土砂災害警戒区域等について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施する。

6 土砂災害に関する情報等の提供体制の整備（県土整備部）

(1) 基本法第61条の2に基づく技術的助言を行うための体制整備

市町から、基本法第61条の2の規定に基づく避難指示等に関する技術的助言を求められた場合に備え、県と市町との間に発災時における連絡体制を事前に定める。

(2) 土砂災害防止法に基づく調査・情報提供体制の整備

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を進めるとともに、地すべりが発生した際には、必要に応じ、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施したうえで、土砂災害緊急情報を市町へ通知するなど、適切かつ迅速な調査、情報発信等ができるよう体制を整備する。

また、河道閉塞等に伴う土石流については、実施主体である国の緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知に対して必要な協力ができるよう、連絡調整を行う。

■市町が実施する対策

1 土砂災害対策

警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について定める。

- ① 避難所の設置
- ② 避難指示等の発令時期決定方法
- ③ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
- ④ 避難誘導責任者
- ⑤ 避難所の位置、避難経路及び避難指示等の住民への周知
- ⑥ 土砂災害警戒区域等の把握、住民への周知
- ⑦ 土砂災害警戒区域等のパトロール
- ⑧ その他必要事項

特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害から人命を守るために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

2 土砂災害関連情報の収集

気象台や県から、雨量や土砂災害警戒情報等を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるための発災時における連絡体制の整備に努める。

3 避難判断基準の設定

収集した土砂災害関連情報に基づき、避難指示等を発令するための基準の設定に努める。

4 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。
また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるような体制を整備する。

5 要配慮者利用施設の土砂災害対策

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、土砂災害が発生するおそれがある場合に、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市町地域防災計画に定める。

また、施設管理者等が作成する避難確保計画及びその計画に基づく避難訓練結果の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して指示を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 土砂災害警戒区域等の把握
- (2) 土砂災害防止対策
- (3) 宅地災害の防止対策
- (4) 上記危険地域における情報、予警報の発令・伝達体制
- (5) 上記危険地域における警戒、避難、誘導體制
- (6) 被災宅地危険度判定体制の整備
- (7) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 崩壊危険地域の災害防止

(1) 国道防災事業（中部地方整備局、近畿地方整備局）

一般国道指定区間内の崩壊、落石等の危険のある箇所には防災事業を実施する。

【主担当課】

・ 農業基盤整備課、防災砂防課、建築開発課、住宅政策課

【監修部隊】

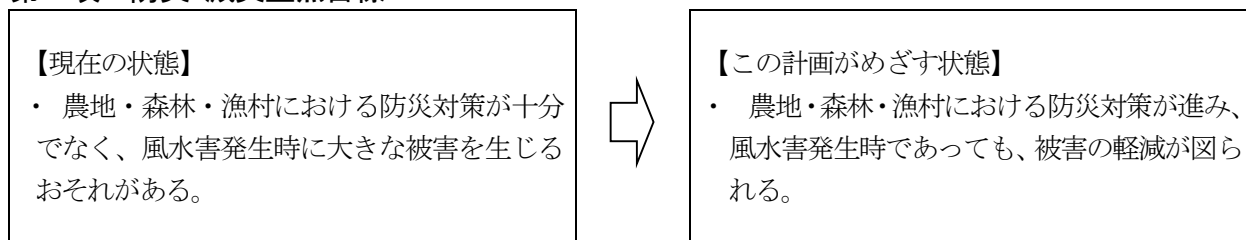
・ 社会基盤対策部隊（施設整備隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第3節 農地・森林・漁村の防災対策の推進 (予防10)

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	県民	(1) 農地の防災対策 (2) 森林の防災対策 (3) 漁村の防災対策 (4) 災害時の農作物等被害軽減対策
市町	住民	(1) 農地の防災対策 (2) 森林の防災対策 (3) 漁村の防災対策 (4) 災害時の農作物等被害軽減対策

第3項 対策

■県が実施する対策

1 農地の防災対策（農林水産部）

(1) 海岸保全施設の整備

海岸保全区域内で、高潮、波浪その他により被害が発生するおそれのある背後農地を防護するため、海岸保全施設の新設、改修を行う。

(2) 基幹水利施設の補修

国営又は県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹的施設について、緊急に必要な補強工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る。

(3) 農業水利施設の保全対策

県営土地改良事業で造成された農業水利施設について、不具合が生じる前に機能診断を適切に行うとともに、劣化の予防的な保全対策を実施し、施設管理の合理化を図る。

(4) 排水機場の整備

局地的大雨や台風時の人家や農地等への湛水被害を防止するため、排水機場を整備・改修することにより、浸水被害の被災を軽減し、安全性の確保、耐震化及び長寿命化を図る。

2 森林の防災対策（農林水産部）

(1) 流域保全・山地災害対策

林地荒廃は、土砂生産源となる可能性が高く、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の一つの要因となっていることから、荒廃地の現況を把握し、崩壊地復旧及び土砂流出防止等のための治山施設等を緊急度の高いものから計画的に施工する。

また、局地的大雨による災害は、県民の生命及び財産に多大な被害を与えるため、山地災害危険地区について住民への周知を図るよう努めるとともに、緊急な箇所については、治山事業を重点的に実施する。

(2) 保安林整備対策

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調節の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されており、過去の風水害等によって保安林としての機能が低下しているところも少なくないので、保安林の改良・整備を推進する。

3 漁村の防災対策（農林水産部）

(1) 漁港海岸保全整備事業

漁港背後集落を高潮等の災害から守るため、海岸堤防の整備を図る。

4 災害時の農作物等被害軽減対策（農林水産部）

(1) 稲種子の確保

稲種子については、緊急非常事態に備え、三重県米麦協会が機能できるよう組織強化を図る。

さらに、県内での対応が不可能な場合に、近県米麦協会に協力要請できるシステムを構築する。

(2) 病虫害防除用農薬の確保

病虫害防除に備え、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬商業協同組合と連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保に努める。

(3) 防災営農技術の確立並びに普及

防災営農技術について、それぞれの部門ごとに災害に対応した防災技術指針を確立し、これを関係機関及び農業団体等に示すとともに、研修会等を開催して普及を図る。

防災に必要な技術指針は、次の事項を基として定めるものとする。

ア 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術

イ 災害に耐え、被害を僅少に食い止めるための技術

(4) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

家畜保健衛生所において、家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のために必要な措置（検査、注射、消毒等）を行うほか、市町農業団体の関係職員及び獣医師等に対し必要な技術の伝達指導を行う。

■市町が実施する対策

1 農地の防災対策

「<県が実施する対策> 1 農地の防災対策」に準ずる。

2 森林の防災対策

「<県が実施する対策> 2 森林の防災対策」に準ずる。

3 漁村の防災対策

「<県が実施する対策> 3 漁村の防災対策」に準ずる。

4 災害時の農作物等被害軽減対策

「<県が実施する対策> 4 災害時の農作物等被害軽減対策」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 農地の保全対策
- (2) 家畜伝染病の発生予防等の対策
- (3) 漁港海岸保全施設の対策
- (4) その他必要な事項

【主担当課】

- ・農業基盤整備課、農産園芸課、森林・林業経営課、治山林道課、水産基盤整備課、畜産課

【監修部隊】


- ・総括部隊（総括隊・総務広報隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備(予防11)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時の陸上及び海上輸送にかかる現在の緊急輸送体制について、風水害や広域支援を想定した検証が十分でない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域的な応援・受援計画、救援物資等の供給計画等に基づき、風水害時における陸上及び海上、航空輸送にかかる緊急輸送体制の見直し及び整備が着実に進められている。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県		(1) 緊急輸送体制の確保 (2) 陸上輸送対策 (3) 航空輸送対策 (4) 海上輸送対策
	運送事業者等	(1) 運送事業者等との連携体制の構築
市町		(1) 緊急輸送体制の確保 (2) 陸上輸送対策 (3) 航空輸送対策 (4) 海上輸送対策
	運送事業者等	(1) 運送事業者等との連携体制の構築
輸送・運搬等を担う防災関係機関等	県及び関係機関等	(1) 発災時の災害対策体制の整備

第3項 対策

■県が実施する対策

1 緊急輸送体制の確保(防災対策部、農林水産部、県土整備部、警察本部)

緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設(道路、港湾、漁港等)、防災上の拠点及び輸送拠点について、これらが発災時にも機能するよう整備を進めて、緊急輸送体制を整備するとともに、関係機関等に周知する。

また、信号機、情報板等の道路交通関連施設の機能を確保するとともに、災害時の広域的な交通管理体制を整備する。

2 陸上輸送対策

(1) 緊急輸送道路の指定（防災対策部、県土整備部）

陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送体制の整備を図るため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。

① 緊急輸送道路

県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。

ア 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要な港湾、空港等を連絡する道路

- a 広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路
- b 広域幹線道路である一般国道（指定区間）
- c 防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路
- d 第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記 a, b, c を連絡、補完する道路

※a, b のうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、広域防災拠点等）を連絡する道路

- a 第1次緊急輸送道路と防災拠点である市町庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点を連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路

その他の道路

- a 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路
- b 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点である J R 貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅、救助活動拠点、地域内輸送拠点（市町物資拠点）、製油所、進出拠点とを連絡する道路

② 防災上の拠点となる施設

ア 第1次

- a 県庁及び地方生活圏の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（県の拠点総合庁舎）
- b 県内の港湾のうち救援物資等の備蓄・集散上の最重要となる港湾とその管理の拠点（四日市港、国土交通省四日市港湾事務所、四日市港管理組合）
- c 地方中心都市（地域防災総合事務所等所在地）の市庁舎
- d 広域救護活動等の拠点（陸上自衛隊駐屯地）

イ 第2次

- a 市町内の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（市町庁舎・市町分庁舎）
- b 道路管理の拠点（国土交通省、中日本高速道路株式会社の各事務所）
- c 救援物資等の備蓄・集散上の拠点（重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、広域防災拠点及びヘリポート）
- d 救援活動等の拠点（海上保安庁、警察、消防本部各庁舎）
- e 医療活動の拠点（災害拠点病院及び災害医療支援病院等）

ウ 第3次

- a 鉄道輸送の拠点（JR、近鉄の主要駅）
- b 救助機関の活動拠点
- c 市町の地域内輸送拠点
- d 燃料供給拠点
- e 広域応援部隊の進出拠点

(2) 緊急輸送道路等機能の確保（県土整備部、警察本部）

道路管理者等は、低地を通過する道路、鉄道等のアンダーパスなど、風水害時に冠水のおそれがある箇所をあらかじめ把握し、広く県民へ周知を図るとともに、代替路を確保する。その上で、発災後の速やかな復旧が可能となるよう、排水作業が行える体制を構築する。

そのために、道路管理者等は、国、市町、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進する。

発災に伴う交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

(3) 輸送機能の確保（防災対策部、警察本部）

① 緊急通行車両（規制除外車両を含む）の事前届出

発災時に緊急通行車両としての指定が見込まれる車両について、「緊急通行車両等標章交付のための事前届出制度」に基づく手続きを促進する。

② 輸送車両の燃料供給等

災害時に緊急通行車両等への優先的な燃料供給等を行うための環境整備を推進する。

3 航空輸送対策（防災対策部）

(1) 飛行場外離着陸場の確保

道路等の寸断に備え、飛行場外離着陸場適地を関係機関と協議のうえ指定するとともに、これらの場所が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知を図る。

また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材について備蓄するよう努める。

4 海上輸送対策（農林水産部、県土整備部）

(1) 漁港・港湾施設の復旧体制の確保

漁港・港湾管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保等の体制整備を図る。

5 運送事業者等との連携体制の構築（防災対策部）

あらかじめ（一社）三重県トラック協会を始めとする運送事業者等との緊急輸送にかかる協定を締結しておく等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

■市町が実施する対策

1 市町における対策

(1) 緊急輸送体制の確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路・漁港等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を進めて、緊急輸送体制の確保を図るとともに、関係機関等

に周知する。

(2) 陸上輸送対策

① 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路の指定について、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図る。

② 緊急輸送道路機能の確保

「<県が実施する対策> 2 陸上輸送対策 (2) 緊急輸送道路機能の確保」に準じた対策等を行う。

(3) 航空輸送対策

① 飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等への周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

(4) 海上輸送対策

① 漁港施設の復旧体制の確保

漁港の管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保等の体制整備を図る。

2 運送事業者等を対象とした対策

(1) 運送事業者等との連携体制の構築

「<県が実施する対策> 5 運送事業者等との連携体制の構築」に準じた対策等に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 緊急輸送体制の確保
- (2) 陸上輸送対策
- (3) 航空輸送対策
- (4) 海上輸送対策
- (5) 運送事業者等との連携体制の構築
- (6) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

< (一社) 三重県トラック協会の対策 >

1 発災時の災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ① 協会員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
- ② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づく体制の確立

- ① 「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」における県と協会との連絡体制の整備を図る。
- ② 「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、災害時に県から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制等の整備を図る。
- ③ 県が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

<その他の協定締結事業者及び事業者団体の対策>

1 発災時の災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ① 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 協定に基づく体制の確立

- ① 協定における県と事業者及び事業者団体との連絡体制の整備を図る。
- ② 協定に基づき、災害時に県から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制や方法について整備を図る。
- ③ 県が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

【担当課】

- ・災害対策推進課、水産基盤整備課、道路企画課、道路建設課、道路管理課、港湾・海岸課、施設災害対策課、警備第二課

【監修部隊】

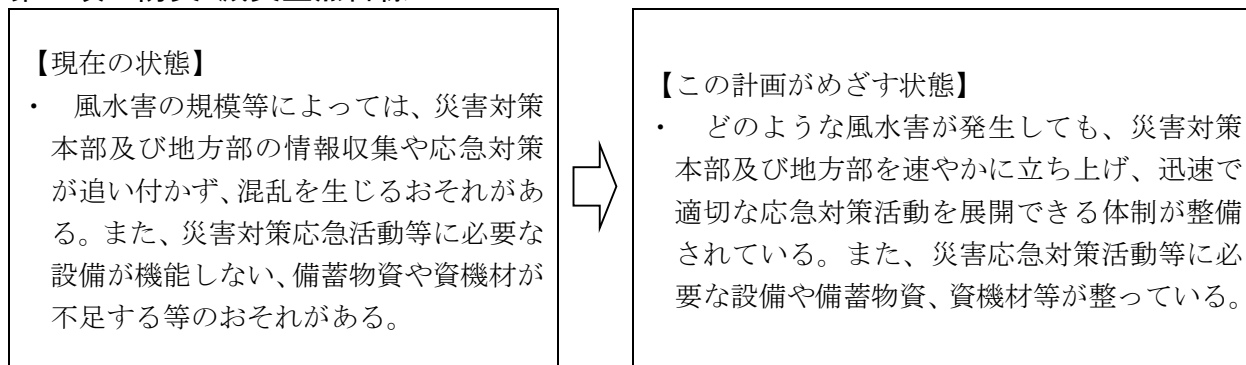
- ・総括部隊（総括隊）
- ・社会基盤対策部隊（施設整備隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保 (予防12)

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県		<p>【県災対本部に関する対策】</p> <p>(1) 県災対本部機能等の整備・充実</p> <p>(2) 職員参集体制の整備・充実</p> <p>(3) 災害対策要員の確保対策</p>
		<p>【地方部に関する対策】</p> <p>(1) 地方部機能等の整備・充実</p> <p>(2) 職員参集体制の整備・充実</p>
		<p>【警察本部に関する対策】</p> <p>(1) 災害警備機能の整備・充実</p>
		<p>【職員に関する対策】</p> <p>(1) 職員への防災教育・防災訓練の実施</p> <p>(2) 職員の防災対策の推進</p>
	市町・防災関係機関・事業者	(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の確立
	防災関係機関	(1) 救助対策にかかる協力体制の構築
	消防関係機関	(1) 消防防災力の充実強化
市町		<p>(1) 災害対策本部機能等の整備・充実</p> <p>(2) 職員参集体制の整備・充実</p> <p>(3) 職員への防災教育・防災訓練の実施</p> <p>(4) 職員の防災対策の推進</p>
	消防関係機関	<p>(1) 消防力の強化</p> <p>(2) 救助・救急機能の強化</p>

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県災対本部に関する対策

(1) 県災対本部機能等の整備・充実

① 県災対本部機能の強化（防災対策部）

県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、災害対応工程管理システム（BOSS）を用いた研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。

② 県災対本部職員用物資の備蓄（防災対策部）

大規模な風水害時には、県災対本部職員の食料や飲料水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県災対本部の活動を維持するため、県災対本部職員用物資の備蓄を図る。

③ 災害対策活動用物資・資機材の備蓄（各部）

応急対策や復旧対策の災害対策活動に必要な物資・資機材の備蓄を推進する。

④ 本庁舎施設及び設備の整備（防災対策部、総務部）

大規模な風水害時には、停電・断水が想定されることから、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、自家発電施設の燃料の確保対策など必要な検討を進める。

⑤ 広域防災拠点の機能強化（防災対策部）

各地域における応急対策活動を展開する拠点施設として、県内の5地域6箇所に整備した広域防災拠点について、拠点間及び市町が整備する地域防災拠点施設や民間施設等とのネットワーク化を図るとともに、県内外からの広域応援・受援活動に対応するため、さらなる機能強化を検討する。

⑥ 災害時の報道対応の充実（政策企画部・防災対策部）

応急対策時の災害対応を適切に進めながら、県民への情報の伝達を迅速・的確に行うため、県災対本部に隣接した場所に報道用スペースを確保するなど、円滑に報道対応を進めるための仕組みを検討する。

⑦ 常設の活動スペース確保（防災対策部）

発災後に迅速で適切な応急対策活動を展開できるよう常設の活動スペース確保に向けた検討を行う。

(2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部）

① 職員参集体制の整備

災害発生時の迅速な初動体制を確保するため、職員への一斉メールシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

また、本庁舎周辺に居住する職員を緊急初動対策要員として継続的に指定し、初動体制の確立・定着を図る。

② 緊急派遣チームの整備

市町から被害状況や支援要請などの情報収集や総括的支援を行うため、緊急派遣チーム要員を指定するとともに、発災時に速やかに地方部に参集し市町へ派遣する体制を整備する。

(3) 災害対策要員の確保対策（防災対策部）

① 県職員OBの活用検討

退職した県職員OBの災害対策要員としての具体的な活用の方法を検討する。

② 他県等からの応援職員の活用

「第4節 応援・受援体制の整備」に記載する内容により、他県等からの応援職員の活用を図る。

(4) 業務継続体制の確保対策（防災対策部）

① 三重県業務継続計画の策定

災害発生時に、災害対応業務のみならず、優先度の高い通常業務についても業務継続体制の確保を図るため、「三重県業務継続計画」を策定し、災害時であっても業務の継続が必要な非常時優先業務や、それに必要な人員、機材や業務システム及びそれが使用できない場合の代替手段等をあらかじめ定める。

また、組織や業務の改正等を適切に反映するために計画を定期的に見直すとともに、計画に基づく訓練や検証等を実施し、必要に応じて内容の改善を図るなど、実効性のある業務継続体制の確保に努める。

2 地方部に関する対策

(1) 地方部機能等の整備・充実（防災対策部）

① 地方部機能の強化

災害対応力の向上を図るため訓練・検証を実施するとともに、防災関係機関との連携強化等を推進する。

② 地方部用物資の備蓄

災害時の地方部の活動を維持するため、地方部用物資の備蓄を図る。

③ 地方部庁舎施設及び設備の整備

災害を想定した庁舎管理に努めるとともに、防災情報基盤の整備を図る。

(2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部）

① 職員参集体制の整備

本部の対策に準じ、災害発生時の迅速な初動体制を確保するため、職員への連絡体制の整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

県各地方庁舎周辺に居住する職員を緊急初動対策要員として継続的に指定し、初動体制の確立・定着を図る。

3 警察本部に関する対策（警察本部）

(1) 災害警備機能の整備・充実

① 警察施設の整備・充実

② 警備体制の整備

- a 職員の招集・参集体制の整備
- b 警察災害派遣隊の整備
- c 災害装備資機材の整備充実
- d 警察施設等の災害対策
- e 教養訓練の実施
- f 災害警備用物資の備蓄等
- g 業務継続性の確保

③ 情報収集・連絡体制の整備

④ 情報通信の確保

⑤ 交通の確保に関する体制及び施設の整備

4 県職員に関する対策

(1) 県職員への防災教育・防災訓練の実施（防災対策部）

県職員一人ひとりが自分事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はも

とより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げるよう、三重県職員防災人材育成指針に基づき、県職員の防災人材育成を図る。

ア 防災人材育成において向上させるべき能力

- 災害（被災）イメージ力
- 災害対応の全体像把握力
- 心構え
- 災害対応のマネジメント能力
- 個別業務の処理能力

イ 防災人材育成の際に盛込む事項

- ① 過去の災害記録（災害エスノグラフィーなど）
- ② 職員等が果たすべき役割
- ③ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ④ 職員が各家庭において実施すべき防災対策
- ⑤ 気象情報に関する知識
- ⑥ 風水害に関する知識
- ⑦ 図上訓練等を通じた各所属ごとに作成した災害時事務マニュアルの内容検証
- ⑧ 「タイムライン」「三重県広域受援計画」「三重県復興指針」などの三重県が定めた各種計画や指針

ウ 災害時に迅速、的確な行動がとれるよう防災危機管理ハンドブックを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

(2) 職員の防災対策の推進（防災対策部、総務部）

職員は、「第1章 第1節 県民や地域の防災対策の促進」において県民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに県の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

5 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の確立（防災対策部、地域連携・交通部）

(1) 災害時用物資等の備蓄・調達（防災対策部）

大規模な風水害で物資が不足する場合等を想定し、三重県備蓄・調達基本方針に基づき、県と市町の役割分担を踏まえて、災害時用物資の備蓄・調達を行う。

(2) 災害時用物資等の受入・供給（防災対策部、地域連携・交通部）

大規模な風水害で物資が不足する場合等を想定し、各広域防災拠点の活動マニュアル、三重県災害対策本部運営要領、三重県広域受援計画等に基づき、災害時用物資等の受入・供給を行う。

(3) 災害時用物資等の調達等にかかる協力関係の構築（各物資等調達協定締結部署）

災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を促進し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を構築して災害時の物資等調達体制を強化する。

6 防災関係機関を対象とした対策（防災対策部、警察本部）

(1) 救助対策にかかる協力体制の構築

災害時の効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図る。

また、大規模災害時の初動期における人命救助を迅速に進めるため、ライフライン関係機関、建設関係団体等との連携を図り、人員、資機材等の提供などの協力を得られる体制を構築する。

7 消防関係機関等を対象とした対策

(1) 消防防災力の充実強化（防災対策部）

県消防学校において、消防職員、消防団員、消防防災関係者等を対象に教育訓練を実施し、各種事故や災害時に消防防災関係者等が相互に連携しつつ、迅速かつ的確に消防防災活動が行えるようその資質の向上を図り、県内消防防災力の充実強化を図る。

① 消防職団員・その他消防防災関係者等を対象とした教育訓練の実施

- ア 消防職員教育として、初任教育、専科教育、幹部教育、特別教育を実施する。
- イ 消防団員教育として、団員及び幹部教育の他、指導員及び機関員教育を実施する。
- ウ 企業の自衛消防隊員等を対象に消防防災教育を実施する。

② 消防業務の高度化への対応

災害の多様化等に伴う消防業務の高度化に対応するため、より専門的・実戦的な教育訓練(カリキュラム)を実施する。

■市町が実施する対策

<市町(災害対策本部)を対象とした対策>

1 災害対策本部機能等の整備・充実

(1) 災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保、浸水対策などの整備に努める。

(2) 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、市町災対本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努める。

(3) 現地災害対策本部機能の整備検討

市町本庁舎以外の機関など、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

2 職員参集体制の整備・充実

災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、災害対策要員への非常呼び出しシステムの整備、職員への防災一斉メールシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

3 職員への防災教育・防災訓練の実施

「<県が実施する対策> 4 職員に対する対策 (1)職員への防災教育・防災訓練の実施」に準じ、市町職員への防災教育・防災訓練の実施に努める。

4 職員の防災対策の推進

「<県が実施する対策> 4 職員に対する対策 (2)職員の防災対策の推進」に準じ、市町職員への防災対策の働きかけに努める。

<消防機関を対象とした対策>

1 消防力の強化

風水害による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1) 消防職員・消防団員の充実・資質向上等

消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別団員や青年・女性層の参加促進など、減少傾向にある消防団員の確保を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、活性化に努める。

(2) 消防用施設等の整備の推進等

風水害防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防自動車、消防用施設・設備等の整備を推進する。

(3) 消防水利の確保対策

災害時において、消防の用に供することを目的とする貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

2 救助・救急機能の強化

災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 災害対策本部機能等の整備
- (2) 職員参集体制の整備
- (3) 職員への防災教育・防災対策の推進
- (4) 消防力の強化
- (5) 救助・救急機能の強化
- (6) その他必要な事項

【担当課】

・ 消防・保安課、災害対策推進課、災害
即応・連携課、広聴広報課、総務課、
警備第二課


【監修部隊】

・ 総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 (予防13)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災直後(特に夜間等)の県災対本部、地方部、市町の災害対策機能が十分に整備できていない段階において、必要な情報を収集、伝達するための体制整備が十分でない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> いかなる状況において災害が発生しても県災対本部等が必要な情報収集と伝達ができる体制が、県、市町、防災関係機関において整っている。
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県		(1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実 (2) 被害情報収集・伝達手段の整備 (3) 情報の分析・整理レベルの向上 (4) 非常用電源の確保対策 (5) 訓練の実施 (6) 施設・設備の維持管理
	市町	(1) 市町の通信手段等の整備促進
	通信事業者、放送事業者	(1) 通信設備の優先利用の手続き
市町		(1) 災害情報収集・伝達体制の整備 (2) 被害情報収集・伝達手段の整備
	通信事業者、放送事業者	(1) 通信設備の優先利用の手続き
通信事業者、放送事業者等		(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県(災対本部)を対象とした対策

(1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実(防災対策部、政策企画部)

迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

ア 風水害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

県災対本部各班等が所管する情報を明確化するとともに、それら情報の収集・連絡体制の整備を図る。特に避難行動要支援者や孤立地域の住民、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図ると

ともに、防災情報システムを活用した災害関連情報の収集・共有の徹底を図る。

イ 「防災みえ.jp」ホームページ、メール等配信サービス、SNSを活用した新たなツール等による災害情報等の提供・伝達

三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」ホームページ、メール等配信サービス、SNS等の普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。

また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段の整備に努める。

ウ 通信手段途絶時等の体制整備

災害発生時、通信手段が途絶した場合等に備え、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定し、配備体制を整えるとともに、通信障害発生時に、迅速に通信を復旧できる体制の整備を図る。特に、被災地区や孤立地区等で障害が発生した場合でも、対応が可能な体制の整備に努める。

また、通信ボランティア等と連携し、アマチュア無線等を活用した情報収集体制の整備を図る。

通信障害発生時の県民への情報伝達体制として、放送事業者等の協力を得て、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害用伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発を図る。

エ 情報共有システムの整備

情報の共有化を図るため、関係機関が横断的に共有すべき防災情報の形式の標準化を進め、共通システムの構築を図るとともに各機関のシステム利用を推進する。

(2) 被害情報収集・伝達システム等の整備（防災対策部、警察本部）

県防災通信ネットワークを始めとして、確実な情報収集・伝達手段を確保する。

また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラなど、画像情報の収集・伝達システムの整備を推進する。

ア 県防災通信ネットワークの整備

県防災通信ネットワーク設備の維持管理を行うとともに、有効に活用できるよう必要に応じて設備及び機能の更新を行う。

イ 全国瞬時警報システムの維持・管理

県及び市町が整備している全国瞬時警報システム（Jアラート）について、定期的な点検及び作動テストを行い、その適正な維持に努めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進し、緊急情報伝達時の体制の強化に努める。

ウ ヘリコプターテレビシステムの活用

被災地の状況を迅速に把握するために有効なヘリコプターテレビシステムの活用を図る。

エ 移動通信の活用・整備推進

有線通信の途絶時の通信を確保するため、携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信の活用を推進する。

オ 防災情報プラットフォームの機能向上

県災对本部の情報収集機能等を強化するとともに、よりわかりやすく情報を提供するため、防災情報プラットフォームの機能の向上を図る。

また、防災情報システムによる情報収集及びJアラート等への情報提供が確実にできるよう、操作研修等によるシステムの利用について習熟を図る。

カ 緊急速報メール等情報提供手段の提供

避難に関する情報を、対象となる全ての人に迅速かつ的確に提供する体制のあり方について検討する。

キ 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

ク 災害対策業務へのICT活用の検討

災害現場で活用可能なICTについて、県と市町とで意見交換等を行う場を設け、災害対策業務へのICT活用を検討する

(3) 情報の分析・整理レベルの向上（防災対策部）

長期的な計画により、収集した情報を分析・整理できる人材の育成と、必要に応じて専門家の意見を活用できる体制を構築する。

また、情報の収集、整理、分析等を行い迅速かつ確実な対応ができるよう訓練等を行う。

さらに、防災対策に必要な防災関連情報の収集・蓄積を図る。

(4) 非常用電源の確保対策（防災対策部）

専用通信施設に、災害時の停電対策として非常用発電機やバッテリーを設置し、非常時の通信の運用確保を図る。

さらに、燃料、エンジンオイル等の備蓄、確保を行うとともに、発災時の不測の事態（点検道の遮断等）にも可能な限り対応できる体制整備を図る。

(5) 訓練の実施（防災対策部）

定期的又は随時に通信訓練等を実施し、災害時に備える。

(6) 施設・設備の維持管理（防災対策部）

防災通信ネットワーク等施設・設備の維持管理にあたっては、保守点検の徹底、計画性を持った設備更新等、適切に実施する。

2 市町を対象とした対策

(1) 市町の通信手段等の整備促進（防災対策部）

災害時において初動体制を確立し、被害概要を早期に把握するとともに、正確な情報を広く県民に伝えるため、県内市町の防災行政無線の整備を促進する。

このため、中継基地局の電源設備や建屋・鉄塔といった設備面の共用や無線システム全体の共用などを進め、市町の整備を支援する。

また、県・市町の防災行政無線の総点検に基づく対策を行う。

3 防災関係機関（通信事業者、放送事業者）を対象とした対策（防災対策部）

(1) 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について西日本電信電話株式会社三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

■市町が実施する対策

1 市町（災害対策本部）を対象とした対策

(1) 災害情報収集・伝達体制の整備

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

ア 風水害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と住民等への伝達体制の整備を図る。特に避難行動要支援者や孤立地域の被害者、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、県の防災情報システムを活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

(2) 被害情報収集・伝達手段の整備

ア 防災行政無線の整備等

市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、避難行動要支援者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備・確保に努める。

なお、防災行政無線の整備、維持管理にあたっては、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った設備更新等適切な管理に努める。

イ 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

ウ 緊急速報メール等情報提供手段の検討

避難に関する情報を、対象となる全ての人に迅速かつ的確に提供する体制のあり方について検討する。

2 防災関係機関(通信事業者、放送事業者)を対象とした対策

(1) 通信設備の優先利用の手続き

「<県が実施する対策> 3 防災関係機関(通信事業者、放送事業者)を対象とした対策 (1) 通信設備の優先利用の手続き」に準じた手続きを行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 情報収集・伝達体制の整備
- (2) 情報収集・伝達手段の整備
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策（通信事業者、放送事業者）

<固定通信事業者、移動通信事業者等の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 通信施設の防災対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法をあらかじめ定める。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて

検討する。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

<放送事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 放送施設の防災対策

災害時においても放送機能を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講じる。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な放送機能の復旧を図るため、放送用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法をあらかじめ定めておく。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各放送事業者は、放送の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

【担当課】

・災害対策推進課、広聴広報課、警備第二課

【監修部隊】

・総括部隊（総括隊・総務広報隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第3節 医療・救護体制及び機能の確保 (予防14)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水対策が不十分な災害拠点病院等がある。また、災害時の重要な情報共有の手段となる「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」に全病院が参加しているが、有床診療所の一部が未加入である。さらに、地域において災害時の医療・救護をコーディネートする機能が十分でない。
--



<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院等において医療に必要な施設の浸水対策がなされている。また、病院だけでなく、有床診療所もEMISに加入している。さらに、地域において、関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	災害時に医療を担う機関	(1) 医療体制の整備 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備 (3) 医療機能の確保
市町	災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医療・救護機能の確保
	住民(患者)	(1) 災害時医療・救護体制等の周知

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備 (3) 医療・救護機能の確保

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
県民(患者)	(1) 災害時の医療に関する事前対策

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策

(1) 医療体制の整備

ア 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の体制充実(医療保健部、子ども・福祉部)

県では、災害時における医療機関の被災状況を把握するため、医療機関の稼働状況を入力することで関係機関(国、都道府県、医療機関、消防等)と都道府県を越えて情報が共有できる広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の運用を行っており、病院だけでなく、有床及び透析施設を有する診療所を含めた医療機関のEMISへの加入促進に努める。

イ 関係機関との連携体制の構築（防災対策部、医療保健部）

- ① 県で設置した医療審議会災害医療対策部会、DMAT・SCU連絡協議会等において、大規模災害に対応できる体制整備を行うとともに、災害医療ネットワークづくりを進める。
- ② 各地域で設置した、医療機関、医師会・歯科医師会等医療関係団体、消防本部、市町、警察、保健所等が連携した地域災害医療対策会議において、大規模災害に対応できる災害医療ネットワークづくりを進める。
- ③ 災害時精神医療体制の構築・強化を図るため三重DPAT運営委員会を開催する。

ウ 災害医療コーディネーター機能の確保（医療保健部）

県災対本部に招へいする本部災害医療コーディネーターや地方部に招へいする地域災害医療コーディネーターによるコーディネーター機能が十分に発揮できる体制の整備に努める。

なお、災害医療コーディネーターは、被災地における医療救護班等の派遣及び配置、患者搬送及び収容先医療機関の確保、災害時における適切な医療提供体制の確保に関し必要な助言及び調整を行うとともに、平時においても関係機関との連携体制の維持や、研修及び訓練に積極的に参加し、資質の向上に努める。

エ 災害精神医療コーディネーター機能の確保（医療保健部）

災害時の精神科医療をコーディネートするDPAT統括者を複数名配置する。なお、DPAT統括者は、県災害対策本部において、本部災害医療コーディネーターと十分な連携を図る必要があるため、本部災害医療コーディネーターとして、研修及び訓練に積極的に参加するよう努める。

オ 災害拠点病院及び災害医療支援病院の整備（医療保健部）

災害時に、災害拠点病院や災害医療支援病院等が連携して、円滑に災害時の医療を提供できる体制の整備を進める。

【災害拠点病院と災害医療支援病院の指定状況及び役割等】

医療圏	災害拠点病院		災害医療支援病院	
	基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院		
北勢	県立総合医療センター	厚生連三重北医療センター	青木記念病院	
		いなべ総合病院		
		桑名市総合医療センター	四日市羽津医療センター 厚生連三重北医療センター菟野厚生病院	
		市立四日市病院		
		厚生連鈴鹿中央総合病院		鈴鹿回生病院
				亀山市立医療センター
中勢伊賀	県立総合医療センター	三重大学医学部附属病院		
		三重中央医療センター		
		伊賀市立上野総合市民病院		
		名張市立病院		
南勢志摩	県立総合医療センター	松阪市民病院		
		済生会松阪総合病院		
		厚生連松阪中央総合病院		

南勢志摩	県立総合医療センター	伊勢赤十字病院	
		市立伊勢総合病院	
		県立志摩病院	
東紀州		尾鷲総合病院	
		紀南病院	
役割・ 必要機能 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 ・ 重症傷病者の受け入れ機能 ・ DMAT等の受入機能 ・ 広域搬送への対応機能 ・ DMATの派遣機能 ・ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能 <p>基幹災害拠点病院は、災害医療に関して、県の中心的な役割を果たし、研修を行うなど県内の災害拠点病院の機能強化を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害拠点病院と連携し、又は支援し、主として被災地内の傷病者の受入及び搬送にあたる等、地域における必要な医療救護活動 ・ 医療救護班を派遣する体制の確保と様々な状況に応じた医療救護班の派遣 ・ 必要に応じて地域の医療機関等への応急用資器材の提供 	

カ 災害拠点精神科病院の整備（医療保健部）

災害時における精神科医療の拠点となる、災害拠点精神科病院の整備を進める。

キ 業務継続計画（BCP）の整備（医療保健部）

全病院がBCPの考え方に基づいた災害医療マニュアルを整備できるよう支援する。

ク 災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び医療救護班の編成と訓練の実施（医療保健部、防災対策部）

DMATは各災害拠点病院がそれぞれ1隊以上保有している。DPATは、三重DPAT協定病院がそれぞれ1隊以上保有している。また医療救護班は、（公社）三重県医師会、（公社）三重県病院協会、郡市医師会、（公社）三重県看護協会、（公社）三重県歯科医師会、日本赤十字社三重県支部、（独）国立病院機構の各病院、大学病院等の協力を得て編成することとし、各機関において、あらかじめメンバーを選定しておく。

いずれも日頃から関係機関と連携した訓練の実施や参加に努める。

なお、DMAT・DPAT及び医療救護班の基本的な編成は次のとおりとする。

- ① DMAT 1 隊の基本編成
 - 医師 1名
 - 看護師 2名
 - 業務調整員 1名
- ② DPAT 1 隊の基本編成
 - 精神科医師 1名
 - 看護師 2名
 - 精神保健福祉士または
臨床心理士または作業療法士 2名
- ③ 医療救護班 1 班の基本編成
 - 医師 1名
 - 看護師 2名

事務職員等 1名

④ 歯科医療救護班1班の基本編成

歯科医師 1名

歯科衛生士 1名

歯科技工士 1名

事務職員等 1名

※災害の規模や種類に応じ、薬剤師を追加するなど編成人数、職種については柔軟に対応する。

ケ SCUの整備（医療保健部）

① 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において、SCU候補地として指定している伊勢志摩広域防災拠点（県営サンアリーナ）、三重大学グラウンド及び県立看護大学に、SCUを展開するための必要な資機材及び消耗品の配備を進める。

② 被災地から診療可能な医療機関への搬送や重篤患者の災害拠点病院等への搬送体制の整備を図る。重篤患者の搬送については、ヘリコプターの有効活用を図るとともに、ヘリポートの確保に努める。

③ 病院間やヘリポートへの患者搬送手段の確保について検討を行う。

コ ドクターヘリの活用体制の確保（医療保健部）

ドクターヘリの災害時における活用体制について、検討を行う。

サ 透析患者の対応（医療保健部）

① 透析患者について、透析医会と災害時の透析関連情報の連絡体制を構築する。

② 透析患者の移送に備えて、地域別の透析患者数や透析施設等の状況把握を行う。

(2) 医薬品等の確保・供給体制の整備

ア 災害薬事コーディネーター機能の確保（医療保健部）

県災対本部に招へいする本部災害薬事コーディネーターや地方部に招へいする地域災害薬事コーディネーターによるコーディネーター機能が十分に発揮できる体制の整備に努める。

なお、災害薬事コーディネーターは、被災地において必要とされる医薬品・衛生材料等が迅速かつ円滑に供給されるよう、薬事に関する助言等を行うとともに、平時においても関係機関との連携体制の維持や、研修及び訓練に積極的に参加し、資質の向上に努める。

イ 医薬品・衛生材料等の備蓄（医療保健部）

災害直後の初動期に必要な外科系救急医薬品、衛生材料等を県直轄で備蓄するとともに、関係機関に流通備蓄を委託することにより県内各地域をカバーする。

ウ 医薬品・衛生材料等の調達・分配（医療保健部）

① 県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地内の救護所等へ供給するとともに医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う体制を構築する。

② 必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。

③ 輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センターに確保・供給を依頼する。

【協力機関及び役割】

三重県赤十字血液センター	血液製剤の供給
三重県医薬品卸業協会	医薬品・衛生材料の供給
一般社団法人三重県薬剤師会	医薬品・衛生材料の供給
一般社団法人三重県医薬品登録販売者協会	〃
三重県薬事工業会	〃

三重県医薬品配置協議会	〃
東海歯科用品商協同組合三重県支部	歯科用医薬品・衛生材料の供給
三重県医療機器販売業協会	衛生材料の供給
一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部	医療用ガスの供給

エ 援助物資の活用（医療保健部、防災対策部）

国及び他府県等からの援助物資（医薬品等）の活用を図るため、その受け入れ及び供給体制を構築する。

(3) 医療機能の確保（医療保健部）

二次救急医療機関等の施設の浸水対策等を計画的に進める。

■市町が実施する対策

1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策

(1) 医療・救護体制の整備

ア 救護所設置候補地の事前指定

救護所の設置場所については、災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関、消防署等周辺の公共施設及び空地等を、あらかじめ候補地として、選定・指定しておく。

また、診療所を始めとする民間医療機関の活用についても検討する。

イ 自主救護体制の確立

救護所の設置、医療救護班の編成・派遣について郡市医師会等と協議して計画を定める。軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護に関する計画を定めておく。

なお、地域ごとに設置されている地域災害医療対策会議に参加し、情報共有に努める。

ウ 救急搬送体制

災害時の救急搬送について消防機関等との連携に努める。

エ 医薬品等の確保体制

救護所等で使用する医薬品の調達方法をあらかじめ確認しておく。

(2) 医療・救護機能の確保

災害拠点病院等に対する水の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取組を進める。

市町長は、あらかじめ医療施設の利用について郡市医師会等と十分協議しておくほか、公立以外の医療機関の医師等についても、医療救護班の編成など災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取り組む。

2 住民を対象とした対策

(1) 災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じてあらかじめ住民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう促す。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 医療・救護体制の整備
- (2) 医療・救護機能の確保
- (3) その他必要な事項

■災害時に医療・救護を担う機関が実施する対策

1 医療・救護体制の整備

「県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (1) 医療体制の整備」、「市町が実施する対策 1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策 (1) 医療・救護体制の整備」に沿った対策を講じる。

災害時に医療・救護を担う機関は、災害時に備えて防災マニュアルを作成する。

2 医薬品等の確保・供給体制の整備

「県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備」に沿った対策を講じるが、透析施設においては、人工透析に必要な医療資材や水の備蓄、災害時の調達方法の事前調整を図る。

3 医療・救護機能の確保

「県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (3) 医療機能の確保」、「市町が実施する対策 1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策 (2) 医療・救護機能の確保」に沿った対策を講じる。

また、災害時における医療活動のための電気や水等の確保対策について、事前に検討しておく。

■県民が実施する対策

1 災害時の医療に関する事前対策

災害時の地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等を数日分確保し、持ち出せるよう事前準備に努める。

【担当課】

・消防・保安課、災害対策推進課、医療政策課、薬務課、健康推進課

【監修部隊】

・保健医療部隊

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第4節 応援・受援体制の整備 (予防15)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- 県内各地域における、県外及び県内の遠隔地方公共団体等からの応援を受け入れるための活動拠点の確保や受援体制の整備が十分でない。また、三重県内での応援体制についても十分な調整がなされていない。



【この計画がめざす状態】

- 県内各地域に広域応援受入のための拠点整備がなされ、発災直後からの応援受入ができる体制が整っている。また、三重県内での災害応援の必要が生じた場合においても、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かえる体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県		【県災対本部に関する対策】 (1) 県内市町間の応援・受援等にかかる計画の策定及び体制の整備 (2) 国及び県外地方公共団体との災害時連携体制の構築 (3) 防災関係機関の受援体制の整備 (4) 応援協定団体の受援体制の整備
		【地方部に関する対策】 (1) 県災対本部及び市町との災害時連携体制の構築
		【警察本部に関する対策】 (1) 広域的な派遣体制の確保 (2) 受援体制の整備
	防災関係機関	(1) 防災関係機関との連携体制の構築
市町		(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備 (2) 県外市町村との災害時連携体制の構築 (3) 防災関係機関の受援体制の整備 (4) 応援協定団体の受援体制の整備
	防災関係機関	(1) 防災関係機関との連携体制の構築

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県災対本部に関する対策

(1) 県内市町間の応援・受援等にかかる計画の策定及び体制の整備 (防災対策部)

三重県市町災害時応援協定に基づき、他市町への応援及び他市町からの応援を受け入れる受援対策を円滑に実施できるよう、必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図る。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(2) 国及び県外地方公共団体との災害時連携体制の構築 (防災対策部)

「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「中部9県1市災害時等の応援に関する

協定」、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、国（指定地方行政機関）を含め、応援に関する連携体制の整備を図る。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備（防災対策部）

自衛隊・消防・警察等県外からの応援が円滑に受けられるよう救助活動拠点を確保するとともに、三重県広域受援計画に基づく防災訓練を実施する。

また、消防の応援については消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(4) 応援協定団体の受援体制の整備（防災対策部等協定所管部局）

三重県が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう活動拠点を確保するとともに、連携強化を図るため防災訓練を実施する。

2 地方部に関する対策（防災対策部、各地域防災総合事務所等）

(1) 県災対本部及び市町との災害時連携体制の構築

各地域防災総合事務所等の所管区域市町との連絡調整や災害情報の収集及び県災対本部への伝達を担うため、市町との連携体制の構築・整備を図る。

また、事前の各地方部の役割分担及びこれに基づく災害時の連携体制を検討する。

3 警察本部に関する対策（警察本部）

(1) 広域的な派遣体制の確保

広域的な派遣体制を確保するため、警察災害派遣隊の整備を図る。

(2) 受援体制の整備

受援のために必要となる体制の整備を図る。

4 防災関係機関を対象とした対策（防災対策部）

(1) 防災関係機関（自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、海上保安庁、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、平常時よりその想定を行い、自衛隊や海上保安庁、警察、消防機関等との連携を図る。

■市町が実施する対策

1 市町（災害対策本部）を対象とした対策

(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、また、「三重県市町受援計画策定手引書」を参考に、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図る。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣府県の市町村に加え、遠方の市町村との締結を検討する。

また、これら市町村との相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図る。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

自衛隊・消防・警察等の応援を円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策につ

いて検討・実施する。

(4) 応援協定団体の受援体制の整備

各市町が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう、救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

2 防災関係機関を対象とした対策

(1) 防災関係機関（自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

「県が実施する対策 4 防災関係機関を対象とした対策 (1) 防災関係機関（自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等）との連携体制の構築」に準じた対策等を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備
- (2) 防災関係機関の受援体制の整備
- (3) その他必要な事項

【担当課】

・災害対策推進課、災害即応・連携課、警備第二課

【監修部隊】


・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進 (予防16)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ライフライン対策が各々の機関の個別の防災対策活動に頼った状態にとどまっており、公共、民間のライフライン関係機関の総合的な防災対策をコーディネートする機能が十分でない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ライフライン関係機関の有機的な連携体制が構築され、必要な情報共有や防災対策活動がなされて、総合的なライフライン対策に取り組んでいる。
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	施設利用者	(1) 水道施設（県管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（県管理）を対象とした対策 (3) 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策 (4) 電気施設を対象とした対策
市町	施設利用者	(1) 上水道施設（市町管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（市町管理）を対象とした対策

【共助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
電気事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備
ガス事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備
通信事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備
鉄道事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備
一般乗合旅客自動車運送事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備

三重県石油商業組合	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 協定に基づく体制の確立
-----------	--

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
県民	(1) ライフラインにかかる予防対策

第3項 対策

■県が実施する対策

1 水道施設(県管理)を対象とした対策(企業庁)

水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の受水市町等との連絡、協調に努める。

(1) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備、保管を図る。

(2) 応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、市町が実施する運搬給水への支援策として、浄水場等に給水車への応急給水設備を整備し、給水車に水道水を供給できる体制を確保する。

「三重県水道災害広域応援協定」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書」等に基づき、資機材等に関する情報共有を行う。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。

(3) 浸水対策の実施

洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

2 下水道施設(県管理)を対象とした対策(県土整備部)

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずる。

また、市町においても同様の措置が講じられるよう指導する。

(1) 被災の可能性が高い施設の把握及び施設管理図書の整備

災害時に被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図れるよう、事前に被災の可能性が高い施設の把握及び施設管理図書を整備・保存(保管)する。

(2) 応急復旧のための体制整備

下水道機能の維持及び早期復旧に向けた対応手順及び事前対策等を講じる。

また、県・市町間及び広域応援などの相互応援体制を整え、人員の配備及び必要な資機材等の情報共有を図る。

(3) 浸水対策の実施

洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

3 工業用水道施設(県管理)を対象とした対策(企業庁)

工業用水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の受水企業等との連絡、協調に努める。

(1) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備を図る。

(2) 応急復旧のための体制整備

工業用水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、応急復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。

また、「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」「工業用水道事業における災害相互応援に関する基本ルール(日本工業用水協会)」等に基づく他の公共団体からの応援や、資機材メーカーなどの関係会社等からの協力が迅速に得られるよう、広域応援体制を整備する。

(3) 浸水対策の実施

洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

4 電気施設を対象とした対策(防災対策部)

電気施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施することに努める。

(1) 長期停電への対策

市町や県内一般送配電事業者と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、県内一般送配電事業者と連携体制について協議しておく。

■市町が実施する対策

1 上水道施設(市町管理)等を対象とした対策

「<県が実施する対策> 1 水道施設(県管理)を対象とした対策」に準ずる。

2 下水道施設(市町管理)を対象とした対策

「<県が実施する対策> 2 下水道施設(県管理)を対象とした対策」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 上水道施設等を対象とした対策
- (2) 下水道施設を対象とした対策
- (3) その他必要な事項

■ライフライン関係企業が実施する対策

<電気事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(3) 長期停電への対策

県・市町と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、連携体制を協議しておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、隣接する電気事業者等への応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう、あらかじめ広域応援体制の措置方法を定めておく。

<都市ガス事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 災害対策用資材等の確保

早急なガス供給の復旧を図るため、施設・技術者等の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<LPガス事業者の対策>

1 設備面の災害予防

LPガス充填所を管理する事業者は、充填所に自家発電設備を設置する等により、LPガスの安定的な供給体制の構築に努める。

各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。

2 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

(一社)三重県LPガス協会各地域LPガス協議会内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、各地域LPガス協議会内の緊急動員体制を整備する。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

災害発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

<コミュニティガス事業者の対策>

「<都市ガス事業者の対策>及び<LPガス事業者の対策>」に準ずる。

<固定通信事業者の対策>

「第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 <その他の防災関係機関が施す対策> 固定通信事業者の対策」に準じる。

<移動通信事業者の対策>

「第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 <その他の防災関係機関が施す対策> 移動通信事業者の対策」に準じる。

<鉄道事業者の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(2) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ① 災害発生時の旅客の案内
- ② 避難誘導等混乱防止対策
- ③ 緊急時の通信確保・利用方法
- ④ 帰宅困難者対策等
- ⑤ 関係者の非常参集
- ⑥ 職場及び各家庭での風水害対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

- ① 気象情報等の把握及び関係部署、駅、列車等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。
- ② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

大雨時等の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその雨量等により運転規制等を

行うとともに、安全確認を行う。

洪水浸水予想区域内における乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定めておく。

3 災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<一般乗合旅客自動車運送事業者の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ① 災害発生時の乗客の案内
- ② 避難誘導等混乱防止対策
- ③ 緊急時の通信確保・利用方法
- ④ 帰宅困難者対策等
- ⑤ 関係者の非常参集
- ⑥ 職場及び各家庭での風水害対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

- ① 気象情報等の把握及び関係部署、車両等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。
- ② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。
- ③ 鉄道不通区間のバスによる代替輸送等について、あらかじめ連絡手段や輸送方法を鉄道事業者と検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

大雨時等の運転基準等をあらかじめ定め、発生時にはその雨量により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

洪水浸水予想区域内における乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定めておく。

3 災害時の広報体制の整備

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<三重県石油商業組合の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設の災害対策

災害時の被害軽減、安全性強化や石油類燃料の供給体制維持を図るため、中核給油所や小口燃料配送拠点等の整備を推進する。

2 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ① 組合員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。

- ② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 協定に基づく体制の確立

(1) 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく体制の確立

- ① 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」における県と組合との連絡体制の整備を図る。
② 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、災害時に県から石油類燃料の供給要請があった場合の供給体制や方法について整備を図る。

■県民が実施する対策

1 ライフラインにかかる予防対策

県民は、風水害によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための事前対策を講じるよう努める。

【担当課】

・災害即応・連携課、大気・水環境課、みどり共生推進課、道路管理課、下水道経営課、下水道事業課、水道事業課、工業用水道事業課

【監修部隊】

・社会基盤対策部隊（施設整備隊）
・被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第6節 防災訓練の実施 (予防17)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 台風の大型化や局地的大雨の頻発など、これまでとは風水害の様相が変わりつつあるが、この実態に即した実践的な訓練が実施できていない。 ・ また、地域ぐるみで災害に対処するための体制づくりができていない。
--



<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町をはじめ、防災関係機関と地域住民、企業が連携し、様々な自然災害を想定した実践的な防災訓練を日常的に行っており、地域の防災力が日に日に高まっている。
--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県		(1) 総合防災訓練の実施 (2) その他の防災訓練の実施 (3) 防災訓練時の交通規制の実施 (4) 訓練に基づく県地域防災計画等の検証
	市町	(1) 市町が実施する防災訓練への支援
	水防協力団体、自主防災組織等	(1) 水防協力団体、自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援
市町		(1) 多様な防災訓練の実施 (2) 県の防災訓練への協力・参画
	水防協力団体、自主防災組織等	(1) 水防協力団体、自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

【共助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
企業・事業所等	(1) 業種・業態に沿った防災訓練の実施 (2) 地域等と連携した防災訓練の実施
水防協力団体、自主防災組織等	(1) 地域課題に沿った防災訓練の実施 (2) 県・市町等の防災訓練への協力・参画

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
県民	(1) 地域等における防災訓練への参画

第3項 対策

■県が実施する対策

1 総合防災訓練の実施（防災対策部）

県内市町から会場を選定し、総合防災訓練を企画・実施する。

実施にあたっては、「住民参加」、「救助機関との連携」、「各地域の災害特性に応じたテーマの選定」の3点を考慮するとともに、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して、実動訓練を実施する。

また、男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の訓練への参画を進めるとともにこれら参加者に十分配慮する。

2 他の防災訓練の実施

地域の特性や防災環境の変化に配慮した効果的な訓練となるように、次の訓練を実施する。

(1) 水防訓練（県土整備部）

集中豪雨や台風に加え、水防管理団体等の協力を得て、水防活動の円滑な遂行を図るための水防訓練を実施するとともに、河川管理者は自らの業務に照らし可能な範囲で水防管理団体が行う水防のための水防訓練に参加する。

(2) 突発的・事故災害を想定した防災訓練（防災対策部）

航空機事故、列車事故、鉄道事故、油流出事故、危険物爆発事故、石油コンビナート火災等の突発的・事故災害を想定し、各団体、機関と連携した実践的な防災訓練を実施する。

(3) 広域的な防災訓練の実施（防災対策部）

近隣府県との相互の応援体制を確立するために、大規模な災害が発生し、被災府県等が独自に十分な応急対策活動が実施できない場合を想定した広域合同防災訓練を実施する。

(4) 図上訓練の実施（防災対策部）

県災対本部及び地方部の各部隊、市町災対本部、防災関係機関が一体となった応急対策活動、それぞれの役割分担、連携等の防災体制を検証し強化するため、総合図上訓練、機能別図上訓練を実施する。

(5) 情報伝達訓練の実施（県土整備部、防災対策部）

情報伝達経路の確認と防災関係機関相互の連携を深めるため、土砂災害をはじめ様々な風水害を想定した情報伝達訓練を実施する。

(6) 非常参集訓練の実施（防災対策部）

職員の災害対応力向上による県災対本部体制等の強化を図るため、時間外の発災を想定した全職員対象の非常参集訓練を実施する。

(7) 災対本部設置訓練（防災対策部、総務部）

県庁舎近隣に居住する職員（緊急初動対策要員）を対象とした、災対本部設置訓練を実施する。

3 防災訓練時の交通規制の実施（警察本部）

防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、必要な範囲で区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

4 訓練に基づく県地域防災計画等の検証（各部隊の平常時部局）

様々な訓練の実施により各部隊活動等を検証し、県地域防災計画等の改善を図る。

特に次の視点での検証を重視する。

- ① 多様な主体と連携した災害対応（特に避難行動要支援者等の要配慮者への対応）
- ② 広域的な応援・受援活動

③ 時系列に沿ったフェーズごとの災害対応

5 市町が実施する防災訓練への支援（防災対策部）

市町が実施する防災訓練を積極的に支援する。

また、訓練が地域の特性に基づくとともに、要配慮者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるように働きかける。

6 水防協力団体、自主防災組織企業等が実施する防災訓練への支援（防災対策部、県土整備部）

自主防災組織、企業等に対して、防災訓練の実施を呼び掛けるとともに、実施する防災訓練を積極的に支援する。

また、訓練が地域の特性に基づくとともに、要配慮者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるように働きかける。

■市町が実施する対策

1 多様な防災訓練の実施

市町の地域特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証する。訓練を実施するにあたっては、要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

2 県の防災訓練への協力・参画

市町は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

3 水防協力団体、自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

水防協力団体、自主防災組織、企業等に対して、防災訓練の実施を呼び掛けるとともに、実施する防災訓練を積極的に支援する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 防災訓練の実施内容
- (2) 水防協力団体、自主防災組織等が実施する防災訓練への支援
- (3) その他必要な事項

■企業・事業者等の対策

1 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。

また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

2 地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、県、市町、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するように努める。

■水防協力団体、自主防災組織等の対策

1 地域課題に沿った防災訓練の実施

水防協力団体、自主防災組織等が主体となって、防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、地域課題に沿った訓練や、障がい者、高齢者等の要配慮者に配慮した訓練になるように工夫する。

また、訓練への要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

2 県・市町等の防災訓練への協力・参画

県や市町等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

■県民が実施する対策

1 地域等における防災訓練への参画

県、市町、地域等が実施する防災訓練に積極的に参画するように努める。


【担当課】

- ・ 消防・保安課、災害対策推進課、
地域防災推進課、施設災害対策課、
警備第二課

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第7節 災害廃棄物処理体制の整備 (予防18)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民の生活環境を保全し、地域の早期復旧・復興のために迅速かつ適正な処理を目的として、県及び全市町で災害廃棄物処理計画が策定されているが、計画の実効性を高めるため、平常時からの対策が重要である。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県及び市町で策定された災害廃棄物処理計画に基づき、広域的な大規模災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系が構築されている。
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県		(1) 広域的な協力体制の整備
	市町	(1) 災害廃棄物処理を担う人材の育成
市町		(1) 教育訓練の実施と市町災害廃棄物処理計画の継続的な見直し (2) 広域的な協力体制の整備 (3) 廃棄物施設の風水害対策等

第3項 対策

■県が実施する対策

1 広域的な協力体制の整備 (環境生活部)

(1) 災害廃棄物処理に関する連絡会

県・市町・関係団体等で構成する「災害廃棄物処理に関する連絡会」を設置し、災害廃棄物処理に係る円滑な相互協力体制の維持・強化を図る。

(2) 災害廃棄物処理を担う人材の育成

県は、県及び市町が策定した災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、県、市町、民間事業者団体等を対象とした研修等を実施し、人材育成に努めるとともに、県と協定を締結している市町等、民間事業者団体等と訓練を実施し、災害廃棄物処理に対する対応力の強化を図る。

(3) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について、県と市町等が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、県は被災市町等の要請を受けて、応援調整を行うとともに、広域的な協力体制の整備に努める。

(4) 応援体制の整備

風水害による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互、民間団体等との応援体制の整備を推進する。

(5) 仮置場の候補地の選定

災害廃棄物等を広域で処理するための仮置場候補地を選定しておく。

(6) 災害時における廃棄物の処理に関する応援協定

県は、災害時に発生するがれきやし尿等の廃棄物処理について、以下のとおり、民間事業者団体と応援協定を締結していることから、被災市町等より廃棄物処理に対する応援要請がなされた際は、協定に基づき各団体へ協力を要請する。

団体名	協定締結日
三重県環境整備事業協同組合	平成16年 3月 30日
一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成16年 4月 28日
一般財団法人三重県環境保全事業団	平成16年10月 15日
一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成26年 3月 3日
太平洋セメント株式会社	平成27年 8月 28日

(7) 災害廃棄物処理計画の見直し

国の災害廃棄物対策指針や市町災害廃棄物処理計画、地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。

2 市町災害廃棄物処理計画の改定支援（環境生活部）

県は、市町が災害廃棄物処理計画を改定する際には、「市町災害廃棄物処理対策マニュアル」に基づき市町計画の改定支援を行う。

また、市町の計画が実効性のあるものとなるよう、人材育成のための研修会や関係団体等との連絡会議等を実施する。

■市町が実施する対策

1 教育訓練の実施と市町災害廃棄物処理計画の見直し

市町災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、平常時から職員の訓練や研修等を実施するとともに、市町地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。

2 広域的な協力体制の整備

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく体制整備

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について、県と市町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、県と必要な調整を行う。

また、市町は、広域的な協力体制の整備に努める。

(2) 応援体制の整備

市町は、風水害による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互、民間団体等との応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

市町は、災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

3 廃棄物処理施設の風水害対策等

(1) 管理体制

一般廃棄物処理施設が被災した場合には、災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平常時から風水害対策を十分に行っておく。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 教育訓練の実施と市町災害廃棄物処理計画の見直し
- (2) 広域的な協力体制の整備
- (3) 廃棄物処理施設の風水害対策等
- (4) その他必要な事項

【担当課】

・資源循環推進課

【監修部隊】


・社会基盤対策部隊（廃棄物対策隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。
災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第6章 特定自然災害への備え

第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策 (予防19)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 局地的大雨や竜巻などの事前に発生場所や発生規模の予測が難しく、公助での対応が困難な風水害に対し、対策の鍵となる県民や事業者による自助の備えや対応を促すための対策が十分でない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 局地的大雨や竜巻などに対する公助としての事前の防災・減災対策が適切に進められるとともに、これら災害が発災した際に、県民や事業者が適切な行動を取るための備えが進んでいる。
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	市町・県民	(局地的大雨対策) (1) 河川、道路の適切な維持管理 (2) 情報収集・伝達体制の整備 (3) 洪水浸水想定区域の指定 (4) 土砂災害警戒区域等の指定推進 (5) 都市型水害に強い土地利用の推進 (6) 局地的大雨対策に関する知識の啓発 (7) 排水機場の整備 (8) 農林業への被害防止 (9) 県民等の意識啓発
		(竜巻等突風対策) (1) 関係機関・市町との情報伝達体制の整備 (2) 県管理の港湾の体制整備及び事前対策 (3) 農林業への被害防止 (4) 県民等の意識啓発
		(雪害対策) (1) ライフライン施設等の機能の確保 (2) 災害情報の収集・伝達体制の充実 (3) 道路除雪対策 (4) 農林業への被害防止 (5) 県民等の意識啓発
市町	県・住民	(局地的大雨対策) (1) 河川、下水道及び道路の適切な維持管理 (2) 情報収集・伝達体制の整備 (3) 洪水ハザードマップの作成 (4) 土砂災害ハザードマップの作成・活用

市町	県・住民	(5) 都市型水害に強い土地利用の推進 (6) 局地的大雨対策に関する知識の啓発 (7) 排水機場の整備 (8) 農林業への被害防止
		(竜巻等突風対策) (1) 関係機関・県との情報伝達体制の整備 (2) 農林業への被害防止 (3) 住民等の意識啓発
		(雪害対策) (1) ライフライン施設等の機能の確保 (2) 災害情報の収集・伝達体制の充実 (3) 道路除雪対策 (4) 農林業への被害防止
ライフライン関連機関、廃棄物処理施設		(局地的大雨対策) (1) 施設の浸水対策の推進及び代替性の確保
津地方気象台		(竜巻等突風対策) (1) 津地方気象台の体制整備及び事前対策
ライフライン施設等		(雪害対策) (1) ライフライン施設等の機能の確保

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
県民・事業者	(局地的大雨対策) (1) 地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認 (2) 局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得 (3) 建築物等の地階における避難体制の整備
	(竜巻等突風対策) (1) 住居・施設等の予防対策 (2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の取得
	(雪害対策) (1) 車両の事前防護措置

第3項 対策

■県が実施する対策

1 局地的大雨対策

局地的大雨が発生すると、狭い範囲に非常に激しい雨が降ることにより、短時間での急激な河川の水位上昇や、道路の冠水、土砂災害の発生など、局所的に災害の危険性が高まることから、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

(1) 河川、道路の適切な維持管理（県土整備部）

県管理河川の有堤区間については、背後地の利用状況等を考慮した適切な維持管理を実施し、機能を確保する。

県管理道路については、豪雨等による災害を未然に防止するため、道路防災対策を推進するとともに、

定期的な点検など、適切な維持管理を実施し、道路利用者の安全を確保する。

また、アンダーパス等浸水時危険個所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び通行規制体制整備等による安全確保対策を講じる。

(2) 情報収集・伝達体制の整備（防災対策部）

局地的大雨の発生状況や危険箇所等の把握をするためには、通常的气象情報の収集に加え、気象庁が提供する「降水短時間予報」や「降水ナウキャスト」等による状況確認が重要であり、また、レーダー観測技術の向上等により提供される情報の内容や精度も日々進歩していることから、平時から局地的大雨対策に活用できる気象情報の種類や利用方法等についての研究を行い、災害対策活動における活用を検討する。

また、これらの情報の県庁内での共有や、市町・防災関係機関等への情報伝達体制の整備等について検討する。

(3) 洪水浸水想定区域の指定（県土整備部、各施設管理部署）

河川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域等を指定・公表し、市町の洪水ハザードマップ作成を支援する。

また、洪水浸水想定区域内の県有施設等について、必要に応じ、かさ上げや防水壁設置等の浸水対策を実施する。

(4) 土砂災害警戒区域等の指定推進（県土整備部、防災対策部）

土砂災害防止法に基づく基礎調査と土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

基礎調査結果は、防災砂防課ホームページ及び県土整備部・建設事務所において速やかに公表し、住民等への周知を図る。

また、土砂災害警戒区域等を基に市町が行う土砂災害ハザードマップの作成及び市町が行う土砂災害に関する防災訓練等の実施を支援する。

(5) 都市型水害に強い土地利用の推進（県土整備部）

浸水等のおそれのある区域については、都市的土地利用を誘導しないなど、水害に強い土地利用の推進に努める。

(6) 局地的大雨対策に関する知識の啓発（防災対策部）

局地的大雨から身を守るための対策に関する知識について、ホームページやマスメディア、防災パンフレット等を通じて啓発を図る。

(7) 排水機場の整備（農林水産部）

局地的大雨等による人家や農地等への浸水被害を軽減し、安全の確保を図るため、湛水被害を防止する排水機場の整備を行う。

(8) 農林業への被害防止（農林水産部）

局地的大雨による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

(9) 県民等の意識啓発（防災対策部、県土整備部）

県民・事業者等が「<県民・事業者等が実施する対策> 1 局地的大雨対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、県民等への啓発を行う。

2 竜巻等突風対策

竜巻は、発達した積乱雲に伴って発生する激しい渦巻き状の上昇気流で、地上で強い竜巻が発生すると、猛烈な風により短時間で狭い範囲に集中して甚大な被害をもたらす場合があることから、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

(1) 関係機関・市町との情報伝達体制の整備（防災対策部）

津地方気象台から竜巻等突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、その情報を市

町に的確に伝達することができるよう、体制を整備する。

(2) 県管理の港湾の体制整備及び事前対策（県土整備部）

港湾における竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、港湾において荷役等に従事する事業者との間で、気象情報のあり方や、竜巻等突風発生時の荷役等についての対応を事前に協議する。

(3) 農林業への被害防止（農林水産部）

竜巻等突風による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

(4) 県民等の意識啓発（防災対策部）

県民・事業者等が「<県民・事業者等が実施する対策> 2 竜巻等突風対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、県民等への啓発を行う。

3 雪害対策

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立などの雪害対策について、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

(1) ライフライン施設等の機能の確保（環境生活部、県土整備部、企業庁、警察本部）

ア 水道施設等（県管理）について、雪害に対する安全性の確保を図る。

イ 信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制の整備を図る。

(2) 災害情報の収集・伝達体制の充実（防災対策部）

津地方気象台から、大雪への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、その情報を市町に的確に伝達することができるよう、体制を整備する。

(3) 道路除雪対策（県土整備部）

大雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等についての体制整備を図る。

(4) 農林業への被害防止（農林水産部）

降積雪による農林業への被害を防止するため、農林業施設の雪害対策に努める。

(5) 県民等の意識啓発（防災対策部）

県民・事業者等が「<県民・事業者等が実施する対策> 3 雪害対策」に記す役割を適切に果たすことができるよう、県民等への啓発を行う。

■市町が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1) 河川、下水道及び道路の適切な維持管理

市町管理の都市地域河川の有堤区間について、背後地の利用状況を考慮した適切な河川改修・維持管理を実施し、堤防の安全性の向上を図る。

市町管理下水道施設について、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される浸水被害の軽減を図る。

市町管理道路について、浸水時の転落防止のための側溝蓋設置、道路占有者に対するマンホール蓋浮上・飛散防止対策の指導、アンダーパス等浸水時危険個所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び通行規制体制整備等による安全確保対策を講じる。

(2) 情報収集・伝達体制の整備

「<県が実施する対策> 1 局地的大雨対策 (2) 情報収集・伝達体制の整備」に準ずる。

(3) 洪水ハザードマップなどの作成・活用

県が作成する洪水浸水想定区域図等を活用して洪水ハザードマップなどを作成し、住民等への情報提

供を行うとともに、洪水からの避難・誘導訓練等への活用を図る。

(4) 土砂災害ハザードマップの作成・活用

県が指定する土砂災害警戒区域等を基に土砂災害ハザードマップなどを作成し、住民等への情報提供を行うとともに、土砂災害に関する防災訓練等への活用を図る。

(5) 都市型水害に強い土地利用の推進

「<県が実施する対策> 1 局地的大雨対策 (5) 都市型水害に強い土地利用の推進」に準ずる。

(6) 局地的大雨対策に関する知識の啓発

「<県が実施する対策> 1 局地的大雨対策 (6) 局地的大雨対策に関する知識の啓発」に準ずる。

(7) 排水機場の整備（農林水産部）

局地的な集中豪雨や台風時の人家や農地等への浸水被害を軽減し、安全の確保を図るため、湛水被害を防止する排水機場の維持管理を行う。

(8) 農林業への被害防止（農林水産部）

「<県が実施する対策> 1 局地的大雨対策 (8) 農林業への被害防止」に準ずる。

(9) 住民等の意識啓発

「<県が実施する対策> 1 局地的大雨対策 (8) 県民等の意識啓発」に準ずる。

2 竜巻等突風対策

(1) 関係機関・県との情報伝達体制の整備

「<県が実施する対策> 2 竜巻等突風対策 (1) 関係機関・市町との情報伝達体制の整備」に準ずる。

(2) 農林業への被害防止

「<県が実施する対策> 2 竜巻等突風対策 (3) 農林業への被害防止」に準ずる。

(3) 住民等の意識啓発

「<県が実施する対策> 2 竜巻等突風対策 (4) 県民等の意識啓発」に準ずる。

3 雪害対策

(1) ライフライン施設等の機能の確保

「<県が実施する対策> 3 雪害対策 (1) ライフライン施設等の機能の確保」に準ずる。

(2) 災害情報の収集・伝達体制の充実

① 「<県が実施する対策> 3 雪害対策 (2) 災害情報の収集・伝達体制の充実」に準ずる。

② 高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じて、消防機関・自主防災組織・近隣居住者等との連携協力による除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・点検を行うよう努める。

(3) 道路除雪対策

「<県が実施する対策> 3 雪害対策 (3) 道路除雪対策」に準ずる。

(4) 農林業への被害防止

「<県が実施する対策> 3 雪害対策 (4) 農林業への被害防止」に準ずる。

(5) 住民等の意識啓発

「<県が実施する対策> 3 雪害対策 (5) 県民等の意識啓発」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 局地的大雨対策
- (2) 竜巻等突風対策

(3) 雪害対策

■その他の防災関係機関等が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1) 施設の浸水対策の推進及び代替性の確保（ライフライン関連機関、廃棄物処理施設）

電気、ガス、電話、上下水道、工業用水道等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について浸水対策を進めるとともに系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

2 竜巻等突風対策

(1) 津地方気象台の体制整備及び事前対策

- ① 地域気象観測システム（アメダス）、気象ドップラーレーダー等により、竜巻等突風の発生に結びつく自然現象の監視に努め、これら観測システムの整備、点検及び維持管理を行う。
- ② 気象ドップラーレーダーデータを活用した技術開発により、竜巻等突風の監視・予測精度の向上が図れたことから、全国における竜巻注意情報の発表は令和元年6月から気象庁観測部（令和2年10月から気象庁大気海洋部）において実施している。
- ③ 竜巻等突風による災害の発生が予測された場合には、突風への注意に言及した雷注意報、竜巻注意報の発表に努め、竜巻注意情報等の防災気象情報の適時・的確な提供に努める。また気象庁では竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」の提供に努める。
- ④ 竜巻等突風による強風害が発生し、調査の必要を認めた場合には、速やかに現地調査を行い、その結果の公表及び防災関係機関等への情報提供に努める。

3 雪害対策

(1) ライフライン施設等の機能の確保

ライフライン事業者は、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設について、雪害に対する安全性の確保を図る。

■県民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難指示等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、本節では、県民や事業者による自助の対策を重視している。

1 局地的大雨対策

(1) 地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認

県民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺について、局地的大雨による浸水や土砂災害、交通支障等の災害がどの程度発生する可能性があるかを、県や市町等が公表している洪水や内水氾濫に関するハザードマップや土砂災害危険箇所などの情報も活用し、想定される災害を事前に確認するなどの対策を講じるとともに、発災の際に、避難所等に避難することが難しい場合を想定し、事前の対策について検討しておくよう努める。

(2) 局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得

県民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、局地的大雨への対処として有効な「警報・注意報」「早期注意情報（警報級の可能性）」「気象レーダー」「高解像度降水ナウキャスト」「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」「大雨警報（浸水害）の危険度分布」「洪水警報の危険度分布」や、「降水

短時間予報」「解析雨量」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）などを学習するよう努める。

(3) 建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数の利用が想定される地階を有する建築物の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を実施するよう努める。

2 竜巻等突風対策

(1) 住居・施設等の予防対策

県民・事業者等は、所有又は管理する住宅や事業所等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、屋根や外壁、アンテナや植木等の状況を定期的に確認し、必要に応じて補強等を行うよう努めるとともに、飛散防止フィルムの活用などによる窓ガラスの飛散防止対策などを講じるよう努める。

また、発災の際に、近隣の頑強な施設等に避難することが難しい場合を想定し、次善の対策について検討しておくよう努める。

(2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の習得

県民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、竜巻等突風への対処として有効な「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、竜巻等突風の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、〈気圧の変化で〉耳に異常を感じる）などを学習するよう努める。

3 雪害対策

(1) 車両の事前防護措置

降雪時においても車両を使用する県民・事業者等は、所有又は管理する車両への冬期におけるスタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンの携行を図る。

【主担当課】

- ・ 災害対策推進課、地域防災推進課、農業基盤整備課、農産園芸課、森林・林業経営課、水産基盤整備課、河川課、道路管理課、防災砂防課、港湾・海岸課、下水道経営課、下水道事業課

【監修部隊】

- ・ 総括部隊（総括隊）、社会基盤対策部隊（施設整備隊）

※ 【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。

災害対策統括部については、「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保」を参照。

第3部 台風接近時等の減災対策

第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策

第1節 三重県版タイムラインについて

1 第3部について

三重県地域防災計画（風水害等対策編）では、災害発生が予測された時点で取る事前対策について、この「第3部 台風接近時等の減災対策」に記載し、災害発生後に取り組むべき対策については、「第4部 発災後の応急対策」及び「第5部 被災者支援・復旧対策」に記載している。

特に、三重県では、頻発化・激甚化する近年の風水害に対して、発災後を中心とした対策だけではなく、よりきめ細かな事前対策が求められる、との考え方から、「いつ」、「誰が」、「何を」すべきかを時系列ごとに整理した「三重県版タイムライン」を策定しており、その基本的な考え方をこの第3部「第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策」に整理している。

続いて、「三重県版タイムライン」に基づき実施する具体的な対策について、「第2章 災害対策本部機能の確保」、「第3章 避難誘導體制の確保」、「第4章 災害未然防止活動」において整理する。

2 「三重県版タイムライン」の基本的な考え方

発災前から予測できる台風に対して、事前対策から発災後の対策までを、「いつ、誰が、何をするか」をタイムラインの考え方により時系列で整理し、各段階で「抜け・漏れ・落ち」のない対策を講じることを目的とする。

また、県地方災害対策部では、三重県版タイムラインに準じて「地方部タイムライン」を策定し、一体的な災害対策を行う。

①想定される運用時間（いつ）

概ね台風到達5日前から1日後（原則、県災害対策本部廃止まで）

②運用主体（誰が）

「三重県版タイムライン」の運用主体は、県災害対策本部における各部隊と、各部隊が災害対応上関係する機関とします。

〔 総括部隊の例：県（総括部隊）、市町、消防本部、津地方気象台、国土交通省、
警察本部、陸上自衛隊、海上保安庁 〕

③行動項目（何を）

県災害対策本部設置後の対策だけではなく、事前にすべき対策を洗い出し、その内容を行動項目として整理しています。

④対象とする災害

本県に影響を及ぼす可能性がある台風

⑤タイムラインステージ

台風の接近状況や県災害対策本部の体制に準拠したタイムラインのステージを設定し、下記ステージごとに記載された行動項目を取り組んでいきます。

〔 タイムラインステージ1：発動
タイムラインステージ2：準備段階
タイムラインステージ3：早期警戒
タイムラインステージ4：行動
タイムラインステージ5：緊急対応
タイムラインステージ0：解除 〕

⑥ 「ゼロ・アワー」の設定

タイムラインに基づく活動は、台風上陸や台風接近の影響による大雨・暴風等が想定される時点を「ゼロ・アワー」として設定し、そこに至るまでに得られる「リードタイム」を生かして行う。限られた時間内で各運用主体が連携し、タイムラインに基づく行動項目を確実に実施していくためには、「ゼロ・アワー」を設定し、「ゼロ・アワー」から遡った時間として得られる「リードタイム」を明確にする必要がある。

この「リードタイム」を把握することにより、各運用主体がどのタイミングでどのような防災行動を実施するかを整理し、迅速かつ効率的な防災行動が可能となる。

3 市町タイムラインによる防災対策

関係機関として「三重県版タイムライン」の運用主体となる市町は、住民に対する情報提供や避難指示の発令等、住民一人ひとりの避難行動に対して大きな役割を担っている。そのため、より現場に近い立場で幅広い防災対策を担う市町においても、市町タイムラインを策定し、これに基づいて県と市町とが一体となった防災対策を行う。

第2節 三重県版タイムラインにおける事前行動項目

1 三重県版タイムラインにおける事前行動項目

(1) 各章の主な特徴

①第2章 災害対策本部機能の確保

本章では県の災害対策本部体制とその活動を主たる対策項目を記載する。

②第3章 避難誘導體制の確保

主に市町が主体となって取り組むべき対策として、市町の役割の比重が高くなる対策項目であり、県や防災関係機関においては、市町が行う対策への支援や情報収集が主要な対策項目となる。

③第4章 災害未然防止活動

本章では県管理施設及び設備にかかる事前防災・減災活動を主たる対策項目として記載しており、これらは、同様の施設等を抱える市町や防災関係機関においても共通する対策であることから、県と市町で類似する項目が多いものと考えられる。

(2) 三重県版タイムラインにおける事前行動項目

【第2章 災害対策本部機能の確保】

(第1節 準備・警戒体制の確保 関連項目)

①タイムライン適用判断・進捗管理

本県では、主に気象警報の発表に基づき、災害対策本部を設置し、防災活動を行うが、本県に影響を及ぼす可能性のある台風が発生した場合は、災害対策本部を設置する前から、タイムラインの行動項目に基づき、事前対策を実施する必要がある。

このため、まずタイムラインを適用するかどうかの判断や、タイムラインに記載した行動項目の進捗管理、また各運用主体間で緊密な連携を図ることを目的とした行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「タイムライン発動」(総括部隊)
- ・「タイムライン(TL)ステージ移行の検討」(全部隊)
- ・「タイムライン進捗管理」(全部隊)

②ゼロ・アワーの設定

気象情報や水位情報等をふまえ、台風上陸や台風接近の影響による大雨・暴風等が想定される時点「ゼロ・アワー」として設定し、各運用主体が「ゼロ・アワー」から遡った時間として得られる「リードタイム」を基に、迅速かつ効率的な防災行動を実施することを狙いとして、これら「ゼロ・アワー」の設定に関する行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「ゼロ・アワー検討時期の判断」(総括部隊)
- ・「災害情報の分析(ゼロ・アワー)の設定」(総括部隊)

(第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 関連項目)

①台風・気象情報等の整理・情報提供

タイムラインを実施するためには、台風や気象情報、早期注意情報(警報級の可能性)等の様々な情報を収集し、本県に被害を及ぼす可能性を整理・分析する必要があることから、早期の段階から津地方気象台等との連携を図り、また、これらの情報を各運用主体間で共有することを目的とした行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「台風、気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）等の情報収集」（総括部隊）
- ・「台風進路、気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）等の情報共有」（総括部隊）
- ・「県内各港の体制状況の情報共有」（総括部隊）

【第3章 避難誘導體制の確保】

（第1節 避難所の確保及び早期避難の促進 関連項目）

①住民の早期避難に向けた支援

災害の発生が差し迫った状況下や、夜間における避難は危険が伴うことから、住民等が余裕を持って安全に避難できるよう、状況に応じた早期の避難を促すための対策を講じる必要がある。

よって、避難所開設の準備や、避難指示等、避難情報の発令の判断などが迅速かつ効率的に実施できるよう、市町の防災・減災活動に資する行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「緊急派遣チームの派遣判断」（総括部隊）
- ・「災害情報の分析（ゼロ・アワーの設定）」（総括部隊）
- ・「SNS（Twitter（ツイッター）・LINE（ライン））を活用した県民への防災気象情報の提供」（総括部隊）

②避難所指定されている県有施設の事前対策の確認

各市町の避難所に指定されている県有施設について、避難所の開設が想定される場合における事前対策の確認を行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「避難所指定県有施設の事前対策の確認」（被災者支援部隊ほか）

（第2節 避難行動要支援者・要配慮者の保護 関連項目）

①避難行動要支援者への情報伝達・早期避難支援体制

避難行動に時間を要するおそれのある避難行動要支援者については、特に早い段階で避難を実施し、安全を確保することが求められることから、早期避難を促すための多様な手段を用いた情報伝達等を効果的に進めるための県の支援について、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「避難行動要支援者の避難状況の把握」（被災者支援部隊）
- ・「避難が必要な要配慮者関連施設利用者の受入調整支援」（被災者支援部隊）

（第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保 関連項目）

①学校・園における児童生徒等の事前の安全確保にかかる対策

台風の接近が予想される場合等、気象警報が発表される前の段階において対応すべき、学校・園における児童生徒等の安全確保のために必要な情報収集や措置等について、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「休校措置状況等の把握・情報提供」（被災者支援部隊）
- ・「私立学校・園の管理者への安全確保の働きかけ」（被災者支援部隊）

【第4章 災害未然防止活動】

（第1節 公共施設の災害未然防止体制の確保 関連項目）

①タイムライン発動に伴う被害未然防止・安全確保対策

タイムライン発動に伴い、台風接近前までのリードタイムを生かした、各運用主体が管理する公共施設で行うべき被害未然防止対策や、関係施設への安全確保対策に資する行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「台風接近に伴う中止または延期するイベントの検討」(全部隊)
- ・「県有施設における被害未然防止対策の依頼」(全部隊)
- ・「関係施設への安全確保の周知依頼」(全部隊)

②道路の要注意箇所・区域等の事前対策

河川氾濫や土砂災害による通行支障が生じることが想定される道路や、内水氾濫による冠水が想定されるアンダーパス等について、発災前の点検や応急措置を行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「道路の要注意箇所(アンダーパス等)・区域等の事前点検」(社会基盤対策部隊)

③社会基盤施設の被災箇所確認・応急対策

災害発生に備え、被災箇所の確認や応急補修、通行止め等の応急対策を迅速に行うための事前の準備体制について、行動項目として整理している。

また、応急対策に必要な資機材等の事前の在庫確認や調達のあり方について、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「施設被災状況確認の体制準備・資機材の在庫確認」(社会基盤対策部隊)

④水道・下水道・工業用水道施設(県管理)の要注意箇所等の台風接近前対策

台風接近前のパトロールにより、各施設の異常の有無を確認し、必要に応じて防災対策等を行う体制などについて、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「水道・下水道・工業用水道施設(県管理)の台風接近前対策」(社会基盤対策部隊)

⑤ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の事前対策

災害発生に備え、ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の正常な動作を担保するための事前点検・確認体制等について、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「ダム・せき・水門・樋門・排水機場の事前対策」(社会基盤対策部隊)

⑥施工中工事現場等での安全確保対策

県が実施する施工中の建設工事現場等において、大雨や暴風による作業員や構造物等の被害を防止するため、現場作業の中断や構造物の被害防止等、事前の安全確保対策について、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「施工中工事現場等での安全確保対策」(社会基盤対策部隊)

(第2節 水防活動体制の確保 関連項目)

①雨量計・水位計の動作状況の事前確認等

水防活動における重要な指標となる雨量情報、河川水位情報を正確に計測するため、県が管理する雨量計・水位計の動作状況等、事前の確認体制について、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「雨量計・水位計の動作状況の事前確認」(社会基盤対策部隊)

(第3節 県民・企業等による安全確保 関連項目)

①「防災みえ.jp」や「SNS (Twitter (ツイッター)・LINE (ライン))」を活用した防災気象情報の提供など

台風情報や気象情報等の防災気象情報について、県民に注意喚起し早期の避難行動を促すため、「防災みえ.jp」や「SNS (Twitter (ツイッター)・LINE (ライン))」を活用して情報発信する行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「防災情報プラットフォームの運用」(総括部隊)
- ・「SNS (Twitter (ツイッター)・LINE (ライン))」を活用した県民への防災気象情報の提供」(総括部隊)

第2章 災害対策本部機能の確保

第1節 準備・警戒体制の確保(接近1)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）
地方部（総括班）

第1項 活動方針

○ 配備体制に応じて、県災対本部を設置し、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う体制を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害対策のための準備体制	総括部隊(総括班) 地方部(総括班)	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等(津地方気象台)
県災対本部(警戒体制)の設置	総括部隊(総括班、情報班、総務班、派遣班)	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(津地方気象台)
地方部(警戒体制)の設置	地方部(総括班)	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(津地方気象台)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害対策のための準備体制（総括部隊<総括班>、地方部<総括班>）

(1) 準備体制による職員配備

大雨注意報等の注意すべき気象情報が発表された場合、県災対本部及び地方部を速やかに設置できるよう、配備基準（「県の配備基準及び災対本部の概要 1 災害対策のための配備体制」参照）に基づく「準備体制」として、必要な職員を配備する。

(2) 気象情報・予警報等の収集・伝達

「準備体制」の配備要員は、津地方気象台から配信される気象警報、注意報等の気象情報の内容および気象情報配信システムによる地方部、市町への配信を確認するとともに、テレビやインターネット等、多様な手段による気象情報の収集に努める。

(3) 臨時庁議の開催

台風接近等に備え、県組織の態勢整備、情報共有等を図ることを目的として、必要に応じて、臨時庁議を開催する。

(4) 警戒体制への移行

大雨警報等の警戒すべき気象情報が発表された場合、「初動体制（防災宿日直）マニュアル」の

定める配備対象者への連絡等を行うとともに、配備基準（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制」参照）に基づく「警戒体制」へ移行し県災対本部を設置する。

2 県災対本部（警戒体制）の設置

(1) 警戒体制による職員配備（総括部隊＜総括班＞）

災害予防及び災害応急対策活動を実施するため、配備基準（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制」参照）に従い「警戒体制」要員としての職員を配備し、県災対本部を設置する。

(2) 気象情報・予警報等の収集・伝達（総括部隊＜情報班＞）

「第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 <県が実施する対策> 1 気象情報・予警報の収集・伝達」に基づき、台風・気象情報等に関する情報の収集や気象予警報等の伝達、情報提供等を行う。

(3) 被害情報等の収集・とりまとめ（総括部隊＜情報班＞）

「第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 <県が実施する対策> 4 被害情報等の収集・とりまとめ」に基づき、地方部を通じ市町から被害情報等を収集するとともに、とりまとめを行う。

(4) 災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞）

災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定や緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討等が必要と認められる場合、災害対策統括会議（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部（本庁）の概要」参照）を開催する。

(5) 本部員会議の開催（総括部隊＜総括班、総務班＞）

本部長の指示の共有や災害対策統括会議において決定された方針等の承認、緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有等が必要と認められる場合、本部員会議（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部（本庁）の概要」参照）を開催する。

(6) 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞）

気象状況の推移により、災害対策活動が困難になる等のおそれが認められる市町に対し、あらかじめ緊急派遣チーム（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部（本庁）の概要」参照）を派遣し、情報収集及び市町災害対策本部支援にあたらせる。

3 地方部（警戒体制）の設置（地方部＜総括部隊＞）

(1) 警戒体制による職員配備

災害予防及び災害応急対策活動を実施するため、配備基準「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制」参照）に従い「警戒体制」要員としての職員を配備し、地方部を設置する。

(2) 被害情報等の収集・とりまとめ

「第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 <県が実施する対策> 4 被害情報等の収集・とりまとめ」に基づき、市町から被害情報等を収集するとともに、県災対本部への報告を行う。

(3) 地方部調整会議の開催

地方統括部の編成や、地方部における災害予防対策の実施にかかる方針等の決定、緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討、地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等が必要と認められる場合、地方部調整会議（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 5 地方部の概要」参照）を開催す

る。

(4) 地方部員会議の開催

本部長の指示の共有や地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認、地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有等が必要と認められる場合、地方部員会議（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 5 地方部の概要」参照）を開催する。

(5) 地方部派遣チームによる情報収集等

気象状況の推移により、災害対策活動が困難になる等のおそれが認められる市町に対し、あらかじめ地方部派遣チーム（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 5 地方部の概要」参照）を派遣し情報収集及び防災情報システムの入力支援等にあたらせる。

【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】

1 タイムライン適用判断・進捗管理

本県では、主に気象警報の発表に基づき、災害対策本部を設置し、防災活動を行うが、本県に影響を及ぼす可能性のある台風が発生した場合は、災害対策本部を設置する前から、タイムラインの行動項目に基づき、事前対策を実施する必要がある。

このため、まずタイムラインを適用するかどうかの判断や、タイムラインに記載した行動項目の進捗管理、また各運用主体間で緊密な連携を図ることを目的とした行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「タイムライン発動」（総括部隊）
- ・「タイムライン（TL）ステージ移行の検討」（全部隊）
- ・「タイムライン進捗管理」（全部隊）

2 ゼロ・アワーの設定

気象情報や水位情報等をふまえ、台風上陸や台風接近の影響による大雨・暴風等が想定される時点を「ゼロ・アワー」として設定し、各運用主体が「ゼロ・アワー」から遡った時間として得られる「リードタイム」を基に、迅速かつ効率的な防災行動を実施することを狙いとして、これら「ゼロ・アワー」の設定に関する行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「ゼロ・アワー検討時期の判断」（総括部隊）
- ・「災害情報の分析（ゼロ・アワーの設定）」（総括部隊）

■市町が実施する対策

1 市町の活動体制

市町の地域に災害発生のおそれがある場合は、市町災対本部を設置し、災害対策活動を実施する。

また、管轄する地域の多い市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置についても、市町の実状をふまえ検討するとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。

(1) 市町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。

- ① 配備基準（参集基準）
- ② 組織体制
- ③ 組織内の事務分掌
- ④ 職員動員伝達系統

(2) 県緊急派遣チームとの連携

県災対本部から緊急派遣チーム要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 市町の活動体制
- (2) その他必要な事項

■ その他防災関係機関が実施する対策

＜国の実施する対策＞

1 特定災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生するおそれがあり、その規模が非常災害に該当するに至らない場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると内閣総理大臣が認めたときは、内閣府に特定災害対策本部が設置される。

特定災害対策本部は、防災担当大臣その他の国務大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。

2 非常災害対策本部の設置

非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると内閣総理大臣が認めたときは、内閣府に非常災害対策本部が設置される。

非常災害対策本部は、原則として内閣総理大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。

なお、当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置されている場合は、当該特定災害対策本部は廃止され、非常災害対策本部がその所掌事務を承継する。

3 緊急災害対策本部の設置

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、閣議にかけて内閣府に緊急災害対策本部が設置される。

非常災害対策本部は、原則として内閣総理大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。

なお、当該災害に係る特定災害対策本部または非常災害対策本部が既に設置されている場合は、当該対策本部は廃止され、緊急災害対策本部がその所掌事務を承継する。

＜その他の防災関係機関が実施する対策＞

1 活動体制の整備

県内に災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、市町及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

■県の配備基準及び災対本部の概要

1 災害対策のための配備体制

体制(※1)	準備体制	警戒体制	非常体制
配備基準	1 波浪警報が県内に発表されたとき。 2 大雨、洪水、高潮注意報のいずれかが県内に発表されたとき。 3 その他異常な原因による災害等が発生したとき。	1 次の警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪警報 (2) 大雨、大雪警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 次の特別警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪特別警報 (2) 大雨、大雪特別警報 (3) 波浪特別警報 (4) 高潮特別警報 3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで知事が必要と認めたとき。	1 県内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象もしくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、知事が必要と認めたとき。
本部設置	-	県災対本部設置	県災対本部設置
配備要員(※2)	各組織の配備計画による	各組織の配備計画による	全職員
業務	必要に応じ、速やかに警戒体制に移行するための情報連絡活動等を円滑に行う。	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合に、所掌する応急対策を迅速的確に行う。	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合に、県の総力をあげて応急対策活動にあたる。

※1 災害の規模及び地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整える。

※2 各部局等（警察本部を除く）は、配備基準に基づき、所管の班ごとに、配備計画をたてる。

※3 警察本部の配備基準及び具体的運用等については、「三重県警察災害警備計画」及び「三重県警察災害警備本部の設置等に関する要綱」に基づき実施するものとする。

2 職員の参集

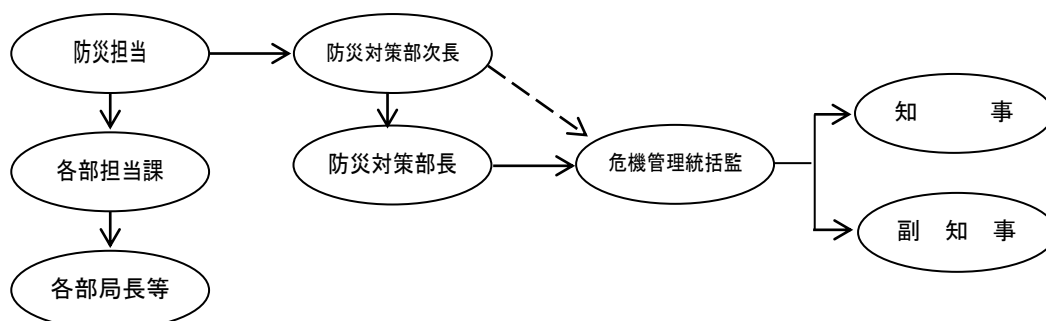
職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。

準備体制・警戒体制	非常体制
<p>各班の配備計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属の各部局等と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。</p>	<p>全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに、自ら所属機関へ参集する（第1参集場所）。交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、下記に定める順により最寄りの県の機関へ参集する。交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておくこととする。ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に県災対本部に参加するものとする。</p> <p>〔非常体制時参集場所〕</p> <p>（第2参集場所） 自己の業務に関係のある最寄りの県の機関</p> <p>（第3参集場所） 最寄りの県総合庁舎の総括班等</p> <p>（第4参集場所） その他の最寄りの県の機関（県立学校を含む）</p> <p>なお、緊急初動対策要員は所属部所に関係なくあらかじめ指定された各県庁舎の県災対本部及び各地方部の総括班に参集するものとする。</p>

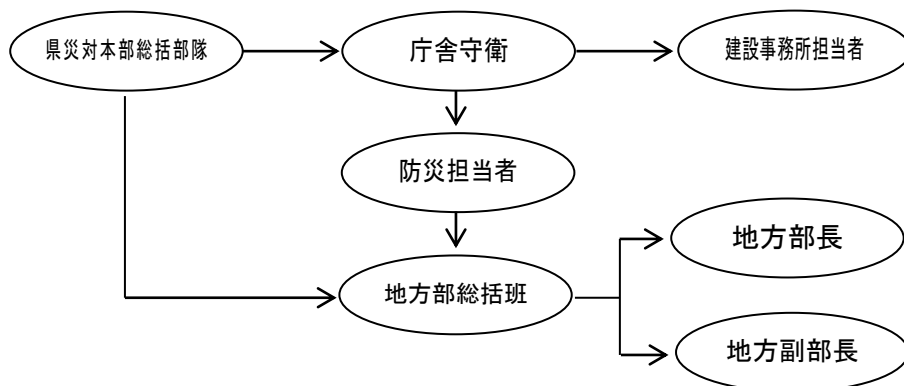
3 幹部職員への連絡系統

災害の発生又は発生のおそれを覚知した場合における知事等幹部職員への第1報等の連絡系統は、以下のとおりとする。

【県災対本部】



【地方部（標準例）】※各地方部ごとの連絡系統は、それぞれの地方部において定める



4 県災対本部（本庁）の概要

名称	三重県災害対策本部（県災対本部）			
本部長	知事			
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。			
設置場所		本部員会議	災害対策統括部 オペレーションルーム	
	警戒体制	プレゼンテーションルーム	災害対策室 (防災対策部内)	
	非常体制	県庁講堂又は プレゼンテーションルーム	県庁講堂	
	※不測の事態により県庁講堂が利用できない場合、行政棟内にスペースと機能を確保する。			
	施設名	所在地	代替施設名	所在地
	三重県庁 講堂棟	津市広明町13	三重県庁 行政棟	津市広明町13
設置基準	【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制」で定める基準による。			
廃止基準	県の地域内に災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。			
組織	別図1及び別表1参照			

活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <p>1 災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞） 本部長、災害対策統括部長（危機管理統括監）、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。</p> <p>① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定 ② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</p> <p>2 本部員会議の開催（総括部隊＜総括班、総務班＞） 本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。</p> <p>① 本部長の指示の共有及び災害対策統括会議において決定された方針等の承認 ② 緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有</p> <p>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞・各部隊） 県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊は三重県広域受援計画等に基づき、活動に必要な拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の被災状況の確認・機能確保調整を行うとともに、事前に定めた拠点が被災等によって利用できない場合は、他施設の利用について他部隊等と調整する。</p> <p>また、三重県広域受援計画等に定めのない拠点や他機関から県有施設等の使用の要請があった場合は、総括部隊は被災状況をふまえて災害応急対策の内容に応じた拠点等の調整を行う。</p> <p>4 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞） 県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、緊急派遣チームを組織し、市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。</p> <p>5 災害対策統括部調整会議の開催（総括部隊＜総括班＞） 総括班長は、災害の状況や各班長等の要請に応じて、全班長又は関係する部隊の班長等を招集し、災害対策本部内の災害対応に係る情報の共有、各部隊・班の間の調整を行う。</p>
所掌事務	三重県災害対策本部運営要領の定めるところによる。（別表2参照）
事務局	災害対策統括部（編成については、別表2参照。）
その他	<p>1 県災対本部長は、風水害等被害により石油コンビナート災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった運用を行う。</p> <p>2 県災対本部が設置されたとき、次の組織は包括される。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県水防本部（水防法に基づく） ・ 三重県水道災害対策本部（三重県水道災害広域応援協定に基づく） ・ 三重県災害廃棄物処理対策本部（三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく） </div> <p>3 国の非常（緊急、特定）災害現地対策本部が設置された場合には、当該対策本部と連絡調整を図る。</p>

5 地方部の概要

名称	三重県地方災害対策部（地方部）			
地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長			
地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する者			
設置場所	施設名	所在地	代替施設名	所在地
	桑名庁舎	桑名市中央町 5丁目71	三重県工業研究所金属研究室	桑名市大字志知 字西山208
	四日市庁舎	四日市市新正 4-21-5	三重県広域防災拠点(北勢拠点)	四日市市中村町 2281-2
	鈴鹿庁舎	鈴鹿市西条 5丁目117	三重県消防学校	鈴鹿市石薬師町 452
	津庁舎	津市桜橋 3-446-34	三重県工業研究所	津市高茶屋 5-5-45
	松阪庁舎	松阪市高町138	三重県農業大学校	松阪市嬉野川北町 530
	伊勢庁舎	伊勢市勢田町 628-2	三重県伊勢庁舎別館	伊勢市勢田町 628-2
	伊賀庁舎	伊賀市四十九町 2802	三重県広域防災拠点(伊賀拠点)	伊賀市荒木1856
	尾鷲庁舎	尾鷲市坂場町西町 1番1号	三重県広域防災拠点(東紀州〔紀北〕拠点)	尾鷲市光ヶ丘 28-61
	熊野庁舎	熊野市井戸町371	三重県職員公舎紀南寮	熊野市井戸町 1150-1
設置基準	「【参考】県の配備基準及び災对本部の概要 1 配備体制」で定める基準による。			
廃止基準	所管区域に災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。			
組織	別図2及び別表3に準じて、各三重県災害対策本部地方災害対策部運営要領の定めるところによる。			
活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <p>1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。</p> <p>① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定</p>			

	<p>③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</p> <p>④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等</p> <p>2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。</p> <p>① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認</p> <p>② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有</p> <p>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて拠点施設の被災状況を県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。</p> <p>4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。</p>
所掌事務	別表4に準じて、各三重県災害対策本部地方災害対策部運営要領の定めるところによる。
事務局	地方統括部
その他	<p>1 地方部の所管区域は、地域防災総合事務所（地域活性化局）の所管区域とする。ただし、水道事務所、一部の保健所等のように、平時の所管区域が地方部の所管区域と異なる事務所については、平時の所管区域を尊重し、必要に応じ、地方部・事務所間で情報共有を行う。</p> <p>2 地方部の配備体制、職員の参集、幹部職員への連絡系統等については、県災対本部（本庁）の基準等に準じ、地域特性、機関の規模及び任務に即応した体制を整える。</p>

6 現地本部の概要

名称	三重県現地災害対策本部（現地本部）
現地本部長	副本部長、本部員及び地方部長の中から知事が指名する者
設置場所	被災した市町を所管する地方部
設置基準	県の地域内に局地的な激甚災害が発生し、知事が現地での指揮の必要性を認めるとき
廃止基準	当該地域の応急対策が完了したと認められたとき
組織	別図3及び別表5参照
活動	被災地において知事の特命事項を処理し、地方部長の協力を得て、各防災機関との連絡調整にあたる。

7 職員の健康管理（総括部隊＜総務班＞）

(1) 連続勤務の制限

各部局及び各事務所等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交代で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならぬ。

(2) こころのケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。

8 職員の安否確認と動員（各部隊）

職員の安否確認は、各所属でとりまとめた後、総務部人事課で県庁全体をとりまとめる。

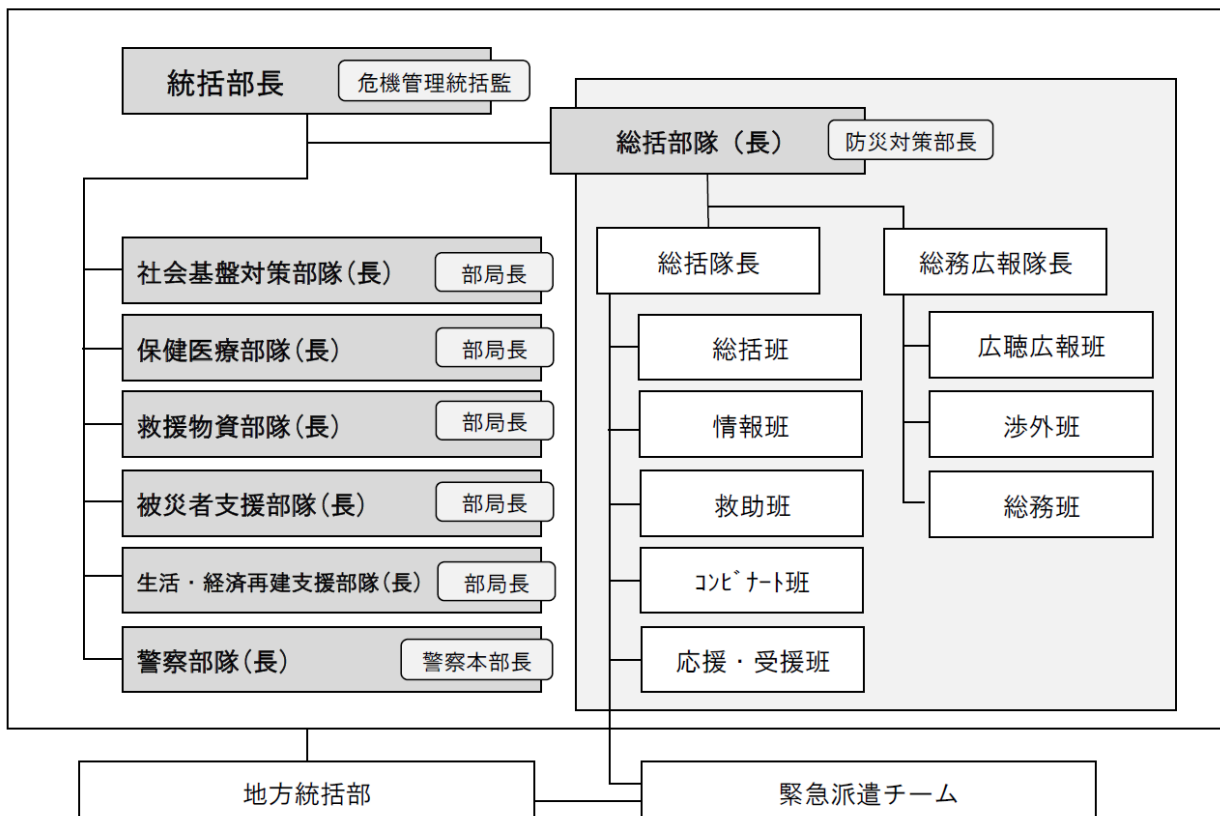
また、災害対策活動を実施するにあたり、県災対本部と地方部の間で職員の動員が必要な場合は、別に定める様式により文書で総務部長に要請する。

ただし、緊急の場合においては電話連絡等適宜の方法により要請できる。

【別図1】三重県災害対策本部 組織図



災害対策統括部 組織図



【別表1】災害対策本部の組織

名称	説明
本部長	知事
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。
本部員	危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長
各部局等	各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示をふまえ、所掌事務に係る業務を遂行する。
災害対策統括部	<p>県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。</p> <p>また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害対策統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。</p> <p>なお、部隊の立ち上げは、災害の規模や災害応急対策活動の内容に応じて、必要な部隊を立ち上げる。</p>
防災関係機関	<p>県災対本部は非常体制をとった場合等必要と認められる場合には、次の関係機関に対して、県災対本部への参加を要請する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四管区海上保安本部 ・ 中部地方整備局 ・ 津地方気象台 ・ 西日本電信電話株式会社三重支店 ・ 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社 ・ 東邦ガス株式会社 ・ 公益社団法人三重県医師会 ・ 一般社団法人三重県トラック協会 ・ 日本水道協会三重県支部 ・ 陸上自衛隊第33普通科連隊 ・ 東海農政局 ・ 消防機関の代表 ・ 日本赤十字社三重県支部 ・ 中日本高速道路株式会社 ・ みえ災害ボランティア支援センター <p style="text-align: right;">ほか</p> </div> <p>この場合、上記機関は迅速に県災対本部に参加する。</p>
本部員会議	本部長、副本部長、本部員により構成される。
災害対策統括会議	本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長 また、必要に応じ関係部隊長及び関係機関により構成される。

【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務

※各隊の必要職員数は兼務を含めた職員数とする。

1. 総括部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
総括部隊(87) ※派遣班の場合 (90)※応援・受援班の場合	部隊長	防災対策部長
	副部隊長	政策企画部長 総務部長 デジタル推進局長 出納局長
総括隊(51) ※派遣班の場合 (54) ※応援・受援班の場合	隊長	防災対策部次長
総括班(16)	班長	防災対策部 災害即応・連携課長 防災対策部 災害対策推進課長
	班員	防災対策部 災害即応・連携課(3) 防災対策部 災害対策推進課(6) 防災対策部 危機管理課(1) 防災対策部 地域防災推進課(1) 政策企画部 戦略企画総務課(2)
(燃料・電力・ガス供給・通信確保担当) (1)	班員	防災対策部 災害対策推進課(1)
情報班(13)	班長	防災対策部 地域防災推進課長
	班員	防災対策部 地域防災推進課(9) 政策企画部 (1) 総務部 (1) 出納局 (1)
救助班(11)	班長	防災対策部 危機管理副統括監
	班員	防災対策部 災害即応・連携課(2) 防災対策部 消防・保安課(4) 監査委員事務局(1) 人事委員会事務局(1) 労働委員会事務局(1) 海区漁業調整委員会事務局(1)
派遣班(4)	班長	防災対策部次長（総括隊隊長兼務）
	班員	防災対策部 災害即応・連携課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 総務部 人事課(1)
応援・受援班(7)	班長	総務部 人事課長
	班員	防災対策部 防災対策総務課(1) 防災対策部 災害即応・連携課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 総務部 人事課(1) 総務部 管財課(1) 医療保健部 食品安全課(1)
コンビナート班(5)	班長	防災対策部 コンビナート防災監
	班員	防災対策部 消防・保安課(4)
総務広報隊(31)	隊長	防災対策部副部長
総務班(12)	班長	防災対策部 防災対策総務課長
	班員	防災対策部 防災対策総務課(4) 防災対策部 危機管理課(2) 総務部 (4) 議会事務局(1)
(通信) (3)	班員	防災対策部 災害対策推進課(2) デジタル推進局 デジタル改革推進課(1)
渉外班(8)	班長	政策企画部 政策提言・広域連携課長
	班員	政策企画部 政策提言・広域連携課(3) 総務部 秘書課(4)

第3部 台風接近時等の減災対策
第2章 災害対策本部機能の確保

	広聴広報班(7)	班長	政策企画部 広聴広報課長
		班員	政策企画部 広聴広報課(6)
◆	所掌事務(総括部隊)		対応部課(※1)
総括隊	総括班		
	災害対策統括部の総括に関する事		災害即応・連携課
	現地災害対策本部及び地方部の設置・運営に関する事		災害即応・連携課
	関係機関及び各部隊との連絡及び調整に関する事		災害対策推進課
	県災对本部の設置・廃止の検討に関する事		災害即応・連携課
	情報分析、災害予防・災害応急対策の実施の推進にかかる方針等の企画・立案に関する事		災害即応・連携課
	緊急かつ迅速に対処すべき事案の検討に関する事		災害対策推進課
	本部長指示等の伝達に関する事		災害即応・連携課
	災害応急対策の実施状況の把握及び進捗管理に関する事		災害即応・連携課
	自衛隊の災害派要請及び撤収要請、第四管区海上保安本部への応急措置の実施要請の要否に関する事		災害即応・連携課
	国、全国知事会、他府県等への応援要請の要否の決定に関する事		災害即応・連携課
	緊急派遣チームの派遣の要否の決定に関する事		災害即応・連携課
	災害救助法の適用の要否の決定に関する事		災害即応・連携課
	災害救助法の運用に関する事		地域防災推進課
	被災者生活再建支援法の適用の要否の決定に関する事		災害対策推進課
	災害警戒、注意喚起の発信に関する事		災害即応・連携課
	避難指示等の発令に係る助言に関する事		災害対策推進課
	所掌事務外事案の対応調整に関する事		災害対策推進課
	(燃料・電力・ガス供給・通信確保担当)		
	県有車両、市町村の公用車両、救急車両等の燃料の確保		災害対策推進課
	その他、災害対応、避難者対応、重要施設の業務継続等に必要燃料・通信の確保		災害対策推進課
	情報班		
	気象情報等の収集及び伝達に関する事		地域防災推進課
	被害状況の収集、整理に関する事		地域防災推進課
	災害応急対策の実施状況等の伝達に関する事		地域防災推進課
	国、全国知事会、他府県等への被害状況等の報告に関する事		地域防災推進課
	避難所・避難者等情報の把握に関する事		地域防災推進課
	救助班		
	自衛隊との活動調整に関する事		災害即応・連携課
	県内消防機関との連絡調整に関する事		消防・保安課
	防災ヘリコプターの運航管理、活動調整に関する事		消防・保安課
	消防応援活動調整本部との調整に関する事		消防・保安課
	第四管区海上保安本部との活動調整に関する事		災害即応・連携課
	サイレントタイムの設定に関する事		災害即応・連携課
	避難者の搬送支援にかかる車両、船舶、ヘリコプターの確保に関する事		災害即応・連携課
	派遣班		
	緊急派遣チームの派遣に関する事		災害即応・連携課
	応援にかかる調整に関する事		災害即応・連携課
	国、全国知事会、他府県等への職員応援にかかる要請、受入調整に関する事		災害対策推進課
	各部班の増員派遣要請に応じ、人員を派遣すること		人事課
	応援・受援班(一般事務職員) ※広域応援を受ける必要が生じた際に、派遣班を拡大させ設置。		
	応援要請に関する事		防災対策総務課 災害対策推進課
	対口支援団体の決定に関する事		災害対策推進課
	応援自治体職員の配置調整に関する事		災害即応・連携課 人事課
	応援県等の活動支援に関する事		管財課 食品安全課 災害即応・連携課
	受援状況の進行管理に関する事		災害即応・連携課 人事課

コンビナート班	
特別防災区域に係る災害応急対策、災害復旧等に係る連絡調整	消防・保安課
国や他都道府県との調整	消防・保安課

総務広報隊	
総務班	
本部員会議の運営に関する事	防災対策総務課
被害状況及び活動実施状況にかかる資料の取りまとめに関する事	危機管理課
総括部隊内の連絡調整に関する事	危機管理課
災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関する事	法務・文書課
職員の健康管理に関する事	福利厚生課
職員の罹災給付に関する事	福利厚生課
総務事務システムの運用に関する事	総務事務課
災害関係費の予算に関する事	財政課
物品調達(各所属で直接確保することが適当と認められる物品を除く)及び出納に関する事	会計支援課
出納事務(緊急支払い)に関する事	出納総務課
財務会計システムの運用に関する事	出納総務課
国、他府県等の災害応援職員の宿舎確保に関する事	防災対策総務課
本部職員等の食料・寝具等の確保に関する事	防災対策総務課
県有車両(集中管理自動車)の配車に関する事	管財課
(通信)	
防災通信ネットワークの運用に関する事	災害対策推進課
行政情報ネットワークの災害対策に関する事	デジタル改革推進課
渉外班	
政府、政党、中央省庁等への提言事項等の取りまとめに関する事	政策提言・広域連携課
災害見舞いに関する事	秘書課
本部長、副本部長の秘書に関する事	秘書課
全国知事会、中部圏知事会及び近畿ブロック知事会からの視察、慰問、激励等にかかる調整に関する事	政策提言・広域連携課
広聴広報班	
報道機関との連絡調整に関する事。	広聴広報課
県民への呼びかけ等知事会見に関する事。	広聴広報課
県ホームページの管理に関する事。	広聴広報課
各種広報媒体を活用した県民等への広報に関する事。	広聴広報課
県民からの問い合わせ、要望、意見に関する事。	広聴広報課
災害写真等の収集・整理に関する事。	広聴広報課

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものである。

2. 社会基盤対策部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
社会基盤対策部隊(30)	部隊長 副部隊長 (※1)	県土整備部長 農林水産部長 環境生活部 環境共生局長 企業庁長
施設整備隊(24)	隊長 (※2)	県土整備部 人権・危機管理監 農林水産部 人権・危機管理監 企業庁 企業総務課長
情報収集・分析班(9)	班長	県土整備部 人権・危機管理監（施設整備隊長兼務）
	班員	県土整備部（6） 農林水産部（1） 企業庁（1）
公共土木対策班(8)	班長	県土整備部 施設災害対策課長
	班員	県土整備部（7）
農林水産対策班(5)	班長	農林水産部 人権・危機管理監（施設整備隊長兼務）
	班員	農林水産部 農業基盤整備課(1) 農林水産部 治山林道課(1) 農林水産部 水産基盤整備課(1) 農林水産部 農林水産総務課(1)
水道・工業用水道班(2)	班長	企業庁 企業総務課長（施設整備隊長兼務）
	班員	企業庁(1)（情報収集・分析班兼務）
廃棄物対策隊(2)	隊長	環境生活部 環境共生局 資源循環推進課長
情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 環境共生局 資源循環推進課長（廃棄物対策隊長兼務）
	班員	環境生活部 環境共生局 資源循環推進課(1)

※1 災害の規模・内容等に応じ、災害対策統括部長（危機管理統括監）が、部隊長等の変更を指示する。

※2 隊長は、部隊長の指名に応じて就任する。

◆ 所掌事務（社会基盤対策部隊）

所掌事務	対応部課(※3)
施設整備隊	
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	各部局等関係課※
統括部隊・他部隊との連絡調整に関すること	各部局等関係課※
部隊内の情報収集・整理・資料の取りまとめに関すること	各部局等関係課※
部隊内の災害応急対策活動の把握及び情報共有に関すること	各部局等関係課※
受援調整に関すること	各部局等関係課※
公共土木対策班	
道路啓開に関すること	施設災害対策課 道路管理課
水防本部に関すること	施設災害対策課
道路情報の把握と提供に関すること	道路管理課
道路パトロールの実施と応急復旧に関すること	道路管理課
異常時における事前通行規制に関すること	道路管理課
建設業者の確保に関すること	建設業課 施設災害対策課
道路及び橋梁の応急復旧に関すること	道路建設課
港湾施設及び海岸保全施設の応急復旧に関すること	港湾・海岸課
河川の応急復旧、破堤・越水情報、水位情報、ダム情報の収集に関すること	河川課
砂防設備等の応急復旧、土砂災害関連情報の収集・発信に関すること	防災砂防課
都市公園施設の応急復旧に関すること	都市政策課
下水道施設の応急復旧に関すること	下水道事業課 下水道経営課
部内の災害対応事業用地に関すること	公共用地課
営繕工事中の現場の保全指導に関すること	営繕課

県有施設の災害復旧工事の設計施工に関する事	営繕課
気象予警報等の受理及び伝達に関する事	施設災害対策課
復旧資機材の確保に関する事	施設災害対策課 建設業課

農林水産対策班	
農地及び農業用施設の応急復旧に関する事	農業基盤整備課
農地海岸施設の応急復旧に関する事	農業基盤整備課
地すべり対策施設の応急復旧に関する事	農業基盤整備課
被災農作物の応急技術対策に関する事	農産園芸課
被災農作物の種苗対策に関する事	農産園芸課
家畜伝染病予防に関する事	家畜防疫対策課
罹災家畜収容に関する事	家畜防疫対策課
治山施設の応急復旧に関する事	治山林道課
林道等施設の応急復旧に関する事	治山林道課
地滑り及び崩壊地の安全対策に関する事	治山林道課・農業基盤整備
林業共同利用施設に係る災害対策に関する事	森林・林業経営課
自然公園等施設の災害対策に関する事	みどり共生推進課
林野火災対策に関する事	治山林道課
漁港施設及び漁港海岸施設の応急復旧に関する事	水産基盤整備課
漁業・養殖業の被害対策に関する事	水産振興課
水道・工業用水道班	
水道・工業用水道施設（県管理）の復旧に関する事	水道事業課 工業用水道事業課
廃棄物対策隊	
情報収集・分析班	
隊内の調整に関する事	資源循環推進課
市町廃棄物処理施設の被害状況の把握に関する事	資源循環推進課
廃棄物の発生量推計及び処理状況に関する事	資源循環推進課
市町仮置場の開設状況等にかかる情報収集に関する事	資源循環推進課
県災害廃棄物応援協定に基づく市町等広域要請・調整に関する事	資源循環推進課
ごみ処理に関する関係団体への応援要請・調整に関する事	資源循環推進課
し尿処理に関する関係団体への応援要請・調整に関する事	資源循環推進課
国、他府県への応援要請に関する事	資源循環推進課
廃棄物処理への技術的支援に関する事	資源循環推進課
受援調整に関する事	資源循環推進課

※3 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものである。

3. 保健医療部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
保健医療部隊(27)	部隊長	医療保健部長
	副部隊長	病院事業庁長
情報収集・分析班(12)	班長	医療保健部 人権・危機管理監
	班員	医療保健部 医療保健総務課(4)
		医療保健部 医療政策課(1)
		医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援班兼務
		医療保健部 薬務課(2) ※うち医療活動支援班兼務 1
		医療保健部 国民健康保険課(1)
		医療保健部 医療人材課(1)
医療保健部 長寿介護課(1)		
医療活動支援班(9)	班長	医療保健部 医療政策課長
	班員	医療保健部 医療政策課(5)
		病院事業庁 県立病院課 (1)
		医療保健部 健康推進課(1)
医療保健部 薬務課(2)		
保健衛生班(4)	班長	医療保健部 健康推進課長
	班員	医療保健部 食品安全課(1)
		医療保健部 感染症対策課(1)
医療保健部 健康推進課(1)		

◆ 所掌事務（保健医療部隊）	対応部課(※1)
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	医療保健総務課
統括部隊との連絡調整に関すること	医療保健総務課
部隊内の情報収集・整理に関すること	医療保健総務課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	医療保健総務課
受援の総合調整に関すること	医療保健総務課
医療情報の収集・分析・共有に関すること	医療政策課 健康推進課 薬務課
保健所、関係機関との連絡窓口に関すること	国民健康保険課 医療人材課 長寿介護課
派遣（職員含む）の総合調整に関すること	医療保健総務課
医療活動支援班	
本部の医療対策に関すること	医療政策課
医療救護班等の編成及び派遣に関すること	医療政策課
入院治療を要するものの収容に関すること	医療政策課
難病、透析患者等に対する医療支援に関すること	健康推進課
災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関すること	健康推進課
輸血用血液の供給に関すること	薬務課
医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること	薬務課
保健衛生班	
食品衛生に関すること	食品安全課
広域火葬計画に関すること	食品安全課
防疫に関すること	感染症対策課 食品安全課
保健師の派遣に関すること	健康推進課
毒物劇物取扱い施設に関すること	薬務課
食生活指導の支援に関すること	健康推進課

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ決めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

4. 救援物資部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
救援物資部隊（32）	部隊長	地域連携・交通部長
	副部隊長	地域連携・交通部 スポーツ推進局長 地域連携・交通部 南部地域振興局長
物資支援班（11）	班長	地域連携・交通部 地域連携・交通総務課長
	班員	地域連携・交通部（10）
物資活動班（18）	班長	地域連携・交通部 人権・危機管理監
	班員	地域連携・交通部（14） 環境生活部 暮らし・交通安全課（1） 農林水産部 農産園芸課（1） 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課（1）

◆ 所掌事務（救援物資部隊）	対応部課（※1）
物資支援班	
物資活動(実務)にかかる方針・計画の立案作成、調整及び進捗管理に関すること	地域連携・交通総務課
物資活動のための環境整備（広域物資輸送拠点・人員・資機材の確保）に関すること	地域連携・交通総務課
他部隊・関係団体等との連絡・調整、情報共有に関すること	地域連携・交通総務課
協定締結企業、関係機関に対するリエゾン及び物流専門家の派遣要請に関すること	地域連携・交通総務課
部隊内の情報収集・整理に関すること	地域連携・交通部
物資活動に必要な情報の管理（入力、集計、整理等）に関すること	地域連携・交通部
災害対策本部に関する各種会議にかかる庶務（資料作成等）に関すること	地域連携・交通部
報道対応に関すること	地域連携・交通部
物資活動班	
物資活動を円滑に行うためのマネジメントに関すること （広域物資輸送拠点の在庫状況や物資のニーズ把握、調達・入荷・出荷・輸送の指示）	地域連携・交通総務課
食料及び生活必需物資等の調達に関すること（協定締結事業者関係）	中小企業・サービス産業振興課 暮らし・交通安全課
災害救助用米穀等の緊急引渡しに関すること	農産園芸課
食料及び生活必需物資等の調達に関すること	(地域連携・交通部) (農林水産部) (環境生活部) (雇用経済部)
関係機関、協定締結団体等への協力要請に関すること	(地域連携・交通部) (農林水産部) (環境生活部) (雇用経済部)

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものである。

5. 被災者支援部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
被災者支援部隊(49)	部隊長	環境生活部長
	副部隊長	子ども・福祉部長 教育長
被災者支援隊(26)	隊長	環境生活部 環境生活総務課長
情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 環境生活総務課長（被災者支援隊隊長兼務）
	班員	環境生活部 環境生活総務課(1)
避難者支援班(9)	班長 班員	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課長
		医療保健部 長寿介護課(1)
		子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1)
		子ども・福祉部 障がい福祉課(1)
		子ども・福祉部 子ども福祉・虐待対策課(1)
		医療保健部 食品安全課(1)
		医療保健部 健康推進課(1)
環境生活部 環境共生局 大気・水環境課(1)		
環境生活部 ダイバーシティ社会推進課(1)		
応急住宅班(5)	班長	県土整備部 住宅政策課長
	班員	県土整備部 住宅政策課(2)
		県土整備部 建築開発課(1) 防災対策部 地域防災推進課(1)（総括部隊兼務）
水道応援班(3)	班長	環境生活部 環境共生局 大気・水環境課長
	班員	環境生活部 環境共生局 大気・水環境課(1) 企業庁(1)（社会基盤対策部隊兼務）
ボランティア班(6)	班長	環境生活部 ダイバーシティ社会推進課長
	班員	環境生活部 ダイバーシティ社会推進課(4) 子ども・福祉部 地域福祉課(1)
教育対策隊(20)	隊長	教育委員会事務局 学校防災推進監
情報収集・分析班(5)	班長	教育委員会事務局 学校防災推進監（教育対策隊長兼務）
	班員	教育委員会事務局 教育総務課(4)
教育対策班(15)	班長 班員	教育委員会事務局 教育総務課長
		教育委員会事務局 教育総務課(1)
		教育委員会事務局 教育財務課(1)
		教育委員会事務局 教職員課(1)
		教育委員会事務局 福利・給与課(1)
		教育委員会事務局 学校経理・施設課(1)
		教育委員会事務局 高校教育課(1)
		教育委員会事務局 小中学校教育課(1)
		教育委員会事務局 特別支援教育課(1)
		教育委員会事務局 生徒指導課(1)
		教育委員会事務局 保健体育課(1)
		教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課(1)
		教育委員会事務局 研修企画・支援課(1)
環境生活部 私学課(1)		
環境生活部 文化振興課(1)		

◆ 所掌事務（被災者支援部隊）	対応部課（※1）
被災者支援隊	
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	環境生活総務課
統括部隊との連絡調整に関すること	環境生活総務課
部隊内の情報収集・整理に関すること	環境生活総務課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	環境生活総務課
受援調整に関すること	環境生活総務課
避難者支援班	
社会福祉施設の災害対策に関すること	地域福祉課 長寿介護課 障がい福祉課 子どもの育ち支援課 子ども福祉・虐待対策課
児童及び母子世帯の援護対策に関すること	子どもの育ち支援課 子ども福祉・虐待対策課
高齢者・障がい者の援護対策に関すること	長寿介護課 障がい福祉課
透析患者、難病患者の援護対策に関すること	健康推進課
外国人への情報提供に関すること	ダイバーシティ社会推進課
水環境の保全に関すること	大気・水環境課
大気環境の保全に関すること	大気・水環境課
避難所でのペットの扱いに係る助言に関すること	食品安全課
避難生活実態及び避難生活ニーズ等の把握に関すること	(医療保健部) (子ども・福祉部) (環境生活部)※
避難生活の現状分析及び対策立案に関すること	(医療保健部) (子ども・福祉部) (環境生活部)※
水道応援班	
水道水の供給の調整に関すること	大気・水環境課
企業庁における応急給水活動等に関すること	水道事業課
応急住宅班	
被災宅地危険度判定支援本部の業務に関すること	建築開発課
被災建築物応急危険度判定支援本部の業務に関すること（地震災害のみ）	建築開発課
県営住宅の応急補修及び災害復旧工事の設計施工に関すること	住宅政策課
住宅相談の実施等に関すること	住宅政策課
応急仮設住宅の建設等に関すること	地域防災推進課 住宅政策課
公営住宅等の被災者への提供に関すること	住宅政策課
ボランティア班	
みえ災害ボランティア支援センターに関すること	ダイバーシティ社会推進課
ボランティアの受入の総合調整に関すること	ダイバーシティ社会推進課 地域福祉課
教育対策隊	
情報収集・分析班	
隊内の総合調整に関すること	教育総務課
部隊との連絡調整に関すること	教育総務課
隊内の情報整理に関すること	教育総務課
隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	教育総務課
受援調整に関すること	教育総務課
教育対策班	
私立学校の災害対策に関すること	私学課
被災児童生徒の安全確保に関すること	教育総務課
被災児童生徒の保健管理に関すること	保健体育課 生徒指導課
被災児童生徒の修学に関すること	教育財務課

第3部 台風接近時等の減災対策
第2章 災害対策本部機能の確保

被災児童生徒への教科書等の支給に関する事	小中学校教育課 高校教育課 特別支援教育課
教職員の確保に関する事	教職員課
教職員の罹災給付に関する事	福利・給与課
公立学校施設の災害に関する事	学校経理・施設課
災害時における学校給食対策に関する事	保健体育課
県立高校の災害対策に関する事	高校教育課
県立特別支援学校の災害対策に関する事	特別支援教育課
公立小中学校等の災害対策に関する事	小中学校教育課
社会教育施設の災害対策に関する事	社会教育・文化財保護課 文化振興課
文化財・歴史的文化的資料の災害対策に関する事	社会教育・文化財保護課 文化振興課
総合教育センターの災害対策に関する事	研修企画・支援課
被災児童生徒の避難に関する事	小中学校教育課 高校教育課 特別支援教育課

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものである。

6. 生活・経済再建支援部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
生活・経済再建支援部隊(18)	部隊長	雇用経済部長
	副部隊長	観光部長
情報収集・分析班(3)	班長	雇用経済部 人権・危機管理監
	班員	雇用経済部 雇用経済総務課(2)
生活再建支援班(6)	班長	防災対策部 災害対策推進課課長補佐（総括部隊兼務）
	班員	総務部 税込確保課・税務企画課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1)（総括部隊兼務） 環境生活部 暮らし・交通安全課(1) 雇用経済部 雇用対策課(1) 子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1)（被災者支援部隊兼務）
事業者再建支援班(5)	班長	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課長
	班員	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1) 雇用経済部 ものづくり産業振興課(1) 雇用経済部 三重県営業本部担当課(1) 観光部 観光政策課(1)
義援金受入・配分班(2)	班長	子ども・福祉部 地域福祉課長
	班員	子ども・福祉部 地域福祉課(1)（被災者支援部隊兼務）

◆ 所掌事務（生活・経済再建支援部隊）	対応部課(※1)
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	雇用経済総務課
統括部隊との連絡調整に関すること	雇用経済総務課
部隊内の情報収集・整理に関すること	雇用経済総務課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	雇用経済総務課
受援調整に関すること	雇用経済総務課
生活再建支援班	
罹災による県税の減免に関すること	税込確保課
被災者生活再建支援法の適用及び運用に関すること	災害対策推進課
生活必需物資等の需給等の監視・指導に関すること	暮らし・交通安全課
雇用情報の提供に関すること	雇用対策課
被災者に対する災害弔慰金の支給に関すること	子ども・福祉総務課
被災者に対する災害援護資金の貸付に関すること	子ども・福祉総務課
被災市町への財政支援に関すること	市町行財政課
職業能力開発施設の災害対策に関すること	雇用対策課
協定に基づく労働・社会保険分野の相談に関すること	災害対策推進課 雇用対策課
事業者再建支援班	
被災中小企業への融資及び経営相談に関すること	中小企業・サービス産業振興課 三重県営業本部担当課
中小企業の災害対策に関すること	ものづくり・イノベーション課 三重県営業本部担当課
立地企業の災害対策に関すること	企業誘致推進課
県内観光事業者への支援に関する関係機関との調整に関すること	観光総務課
義援金受入・配分班	
災害義援金品の受入・配分に関すること	地域福祉課
災害義援金の保管に関すること	出納総務課

※1 対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものである。

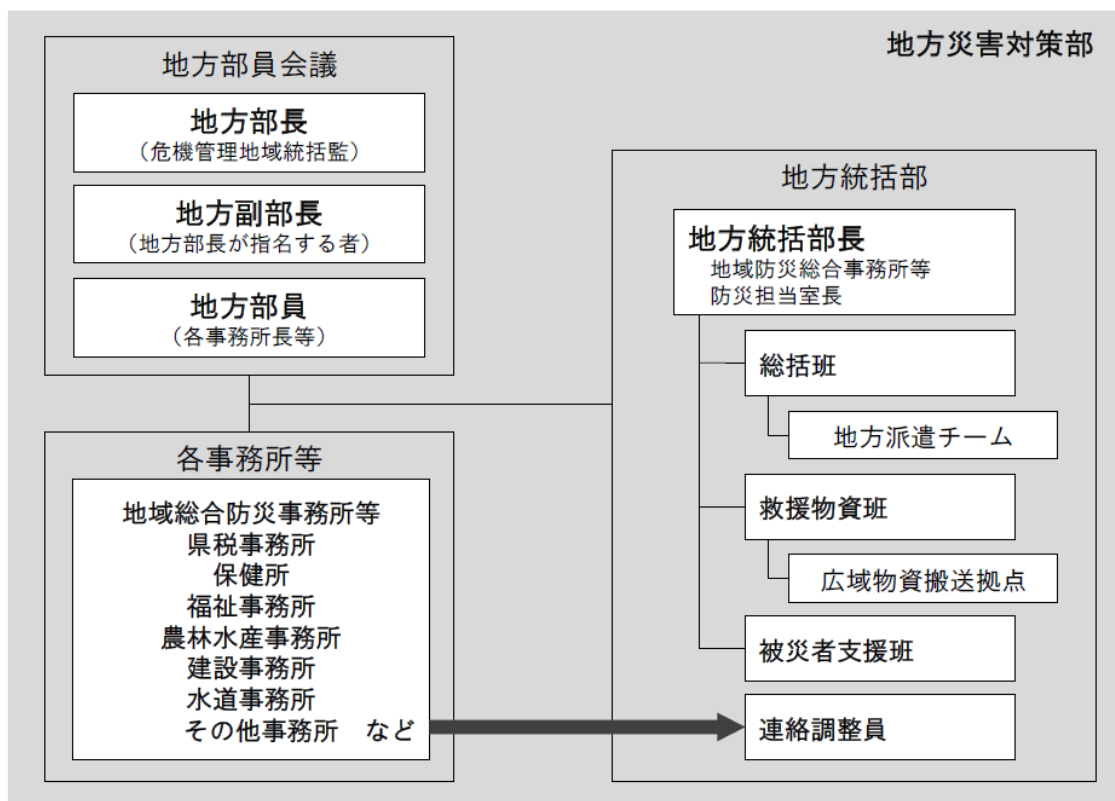
警察部隊

※ 警察部隊は、「三重県警察災害警備計画」及び「三重県警察災害警備本部の設置等に関する要綱」に基づき実施することとする。

事務内容	対応部
部隊内の総合調整に関する事	警備部
災害警備体制の確立に関する事	警備部
災害情報の収集・連絡等に関する事	警備部
救出救助活動に関する事	警備部
避難誘導に関する事	警備部
緊急交通路の確保に関する事	交通部
身元確認等に関する事	刑事部
二次災害の防止に関する事	警備部
危険箇所等における避難誘導等の措置に関する事	警備部・生活安全部
社会秩序の維持に関する事	生活安全部・刑事部
被災者等への情報伝達活動等に関する事	警備部
相談活動に関する事	警務部・生活安全部
ボランティア活動の支援に関する事	警備部・生活安全部

【別図2】

地方災害対策部 組織図（標準例） ※各地方部の体制は、それぞれの地方部において定める。



※平時業務と関連する災害対応のない事務所から、総括、救援物資、被災者支援等地方統括部業務を実施する職員を派遣する。
 ※平時関連業務（社会基盤対策、保健医療対策）を行う事務所等は、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。
 ※地方統括部各班および各事務所等において増員等が必要な場合は、地方部長の権限で地方統括部要員の配置を調整する。

【別表3】地方部の組織

名称	説明
地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長
地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する。
地方部員	各事務所長等
地方統括部	地方統括部は、あらかじめ各事務所職員で横断的に構成し、災害発生時、地方部長の指揮監督のもと、次に掲げる活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方部としての全体把握、総合調整 ・ 市町の災害情報の収集及び伝達 ・ 県から市町への支援情報等の提供 ・ 情報収集等を目的とした地方部派遣チームの派遣及び調整 ・ 救援物資対策、被災者支援対策にかかわる諸活動

各事務所等	<p>社会基盤対策・保健医療対策等平時の業務と関連する活動については、建設事務所、農林水産事務所、保健所及び水道事務所等関連の事務所が本部各部局等の指示等に基づき行う。</p> <p>また、平時の業務と関連する活動を行う事務所については、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。</p> <p>一方、救援物資対策・被災者支援対策等災害時固有に発生する活動については、地方統括部が本部の関係部隊の指示等に基づき行うことから、地方部の各事務所のうち、平時の業務と関連する災害対応のない所属については、地方統括部活動要員としてあらかじめ登録し、登録された職員は、災害発生時に地方統括部において活動する。</p>
地方部部員会議	地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される。
地方部調整会議	地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される。

【別表4】地方部の所掌事務（標準例）

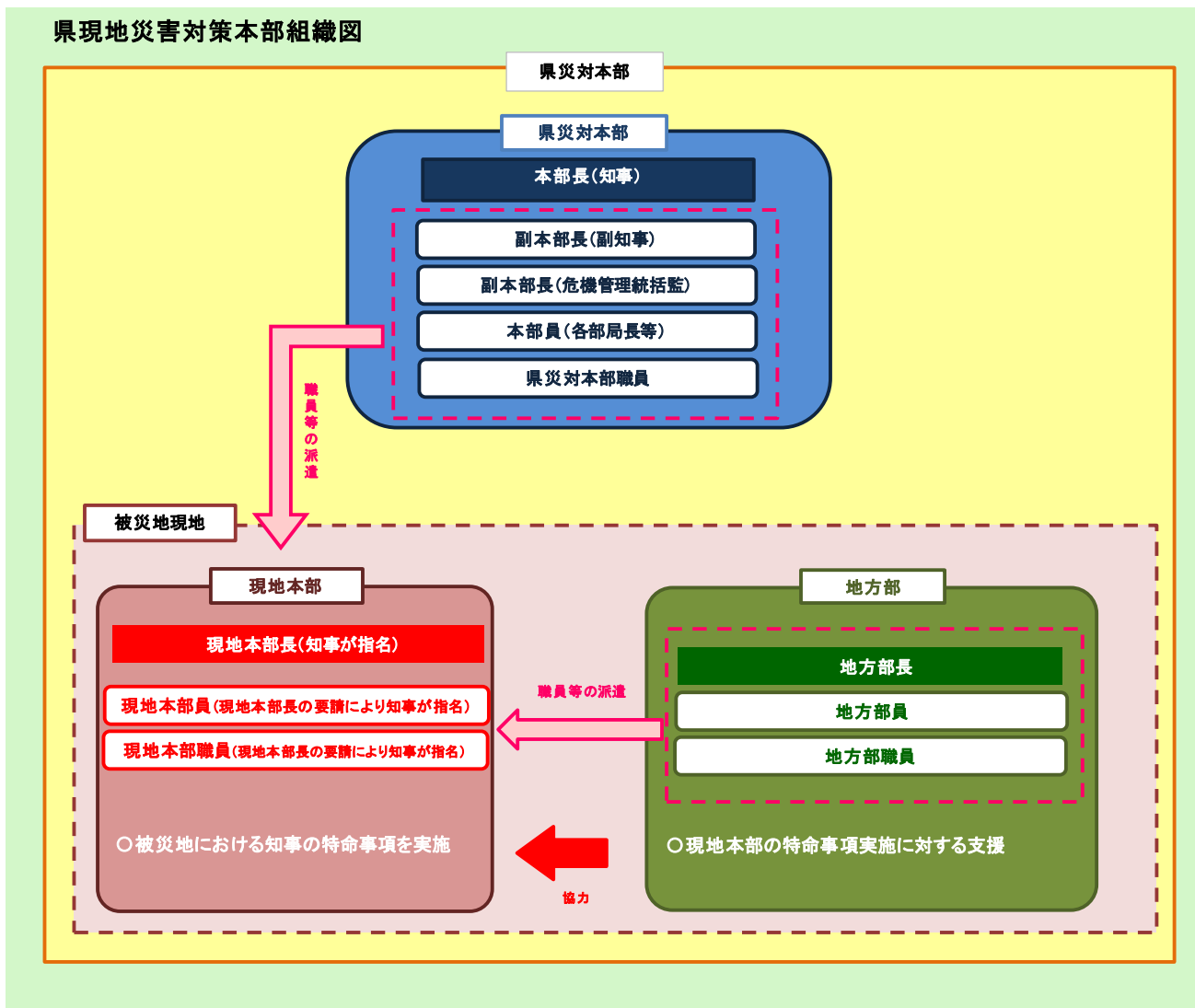
地方統括部各班及び各事務所等			所掌事務
地方統括部	総括班	対策係	・地方部の総括に関すること
			・現地災害対策本部及び地方部の設置・運営に関すること
			・地方統括部各班及び各事務所等との連絡及び調整に関すること
			・地方部の設置・廃止の検討に関すること
			・情報分析、災害予防・災害応急対策の実施の推進にかかる方針等の企画・立案に関すること
			・緊急かつ迅速に対処すべき事案の検討に関すること
			・本部長指示等の伝達に関すること
			・地方部内の災害応急対策の実施状況の把握に関すること
			・災害警戒、注意喚起の発信に関すること
			・避難指示等の発令に係る助言に関すること
			・広域防災拠点の開設・運営・管理に関すること
			・所掌事務外事案の対応調整に関すること
			・自衛隊の災害派遣要請及び撤収要請に関すること
			・救助機関（自衛隊・警察・消防・海保）の調整に関すること
			・避難者の搬送支援にかかる車両、船舶、ヘリコプターの確保に関すること
・派遣チームの派遣に関すること			
・他府県等応援職員にかかる受入調整に関すること			
・地方統括部各班及び各事務所等の増員派遣要請に応じ、人員を派遣すること			
情報係	・気象情報等の収集及び伝達に関すること		
	・被害状況の収集、整理に関すること		
	・県が実施する災害応急対策の実施状況等の伝達に関すること		
	・避難所・避難者等情報の把握に関すること		
総務係	・地方部員会議、地方部調整会議等の運営に関すること		
	・市町からの応援要請文書の收受に関すること		
	・災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関すること		
	・職員の健康管理に関すること		
	・防災通信ネットワークの運用に関すること		

		<ul style="list-style-type: none"> ・物品調達(各所属で直接確保することが適当と認められる物品を除く)及び出納に関すること ・出納事務(緊急支払い)に関すること ・財務会計システムの運用に関すること ・国、他府県等の災害応援職員の宿泊確保に関すること ・本部職員等の食料・寝具等の確保に関すること ・県有車両(集中管理自動車)の配車に関すること ・災害救助用臨時電話の施設に関すること ・災害派遣等従事車両証明書(緊急通行)の発行に関すること ・災害義援金の保管に関すること
	救援物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資要請情報の収集・整理に関すること ・救援物資ニーズの把握に関すること ・食料及び生活必需物資等の調達に関すること ・災害救助用米穀等の緊急引渡しに関すること ・広域物資輸送拠点(県物資拠点)の確保・運営に関すること ・入出庫管理、在庫管理に関すること ・関係機関、協定締結団体等への協力要請に関すること
	被災者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活実態及び避難生活ニーズ等の把握に関すること ・避難生活の現状分析及び対策立案に関すること ・医療・保健関係者による連絡会議への参加(情報収集、支援の調整)に関すること
地域防災総合事務所		<ul style="list-style-type: none"> ・市町廃棄物処理施設の被害状況の把握に関すること ・廃棄物の発生量推計及び処理状況に関すること ・市町仮置場の開設状況等にかかる情報収集に関すること ・県災害廃棄物応援協定に基づく市町等広域要請・調整に関すること ・ごみ処理に関する関係団体への応援調整に関すること ・し尿処理に関する関係団体への応援調整に関すること ・廃棄物処理への技術的支援に関すること ・水環境の保全に関すること ・大気環境の保全に関すること
県税事務所		<ul style="list-style-type: none"> ・罹災による県税の減免に関すること
保健所		<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること ・食品衛生に関する啓発・指導に関すること ・防疫、感染症に関すること ・保健師の派遣に関すること ・毒物劇物取扱い施設に関すること ・食生活指導の支援に関すること
保健所(一部 福祉事務所)		<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院等の情報収集、災害医療コーディネーターに関すること ・医療救護班派遣に関すること ・SCU候補地の情報収集、SCUの設置、運営に関すること ・患者搬送にかかる情報収集・調整に関すること
福祉事務所(一部 保健所)		<ul style="list-style-type: none"> ・日赤備蓄品に関すること ・社会福祉施設の被害情報把握に関すること

第3部 台風接近時等の減災対策
第2章 災害対策本部機能の確保

農林水産事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・農地及び農業用施設の応急復旧及び農地への湛水の応急復旧に関すること ・農道及び農地海岸施設の応急復旧に関すること ・被災農作物の応急技術対策に関すること ・被災農作物の種苗対策に関すること ・家畜伝染病予防に関すること ・罹災家畜収容に関すること ・治山施設の応急復旧に関すること ・林道等施設の応急復旧に関すること ・地滑り及び崩壊地の安全対策に関すること ・林業共同施設に係る災害対策に関すること ・自然公園等施設の災害対策に関すること ・林野火災対策に関すること ・漁港施設及び漁港海岸施設の応急復旧に関すること ・漁業・養殖業の被害対策に関すること
建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開に関すること ・水防支部に関すること ・道路情報の把握と提供に関すること ・道路パトロールの実施と応急復旧に関すること ・異常時における事前通行規制に関すること ・建設業者の確保に関すること ・道路及び橋梁の応急復旧に関すること ・港湾施設及び海岸保全施設の応急復旧に関すること ・河川の応急復旧、破堤・越水情報、水位情報・ダム情報の収集に関すること ・砂防設備等の応急復旧、土砂災害関連情報の収集・発信に関すること ・都市公園施設の応急復旧に関すること ・部内の災害対応事業用地に関すること ・営繕工事中の現場の保全指導に関すること ・県有施設の災害復旧工事の設計施工に関すること ・気象予警報等の受理及び伝達に関すること ・復旧資機材の確保に関すること ・施設被災情報の収集に関すること ・被災宅地危険度判定に関すること ・被災建築物応急危険度判定に関すること ・住宅相談の実施等に関すること ・公営住宅等の被災者への提供に関すること
流域下水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の応急復旧に関すること
水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・水道・工業用水道施設(県管理)の復旧に関すること ・水道事務所における応急給水活動等に関すること
県立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者(入院患者含む)の心身の治療に関すること

【別図3】



【別表5】現地本部の組織

名称	説明
現地本部長	副本部長、本部員及び地方部長の中から知事が指名する。
現地本部員	現地本部長の要請により、副本部長、本部員及び地方部員の中から知事が指名する。
現地本部職員	現地本部長の要請により、県災対本部及び地方部の職員の中から指名する。

第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 (接近2)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、総務班、広聴広報班）
社会基盤対策部隊（公共土木対策班）

第1項 活動方針

- 気象情報・予警報や水防警報、土砂災害警戒情報等を迅速・確実に市町等へ提供するとともに、県内の被害状況を収集・とりまとめる体制を確保する。
- 台風・気象情報等の整理・分析体制について、検討を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
気象情報・予警報の収集・伝達	総括部隊(総括班、総務班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・台風等気象情報・予警報(津地方气象台)
水防警報の発表・伝達	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・雨量・水位情報等(建設事務所)
土砂災害警戒情報の発表・伝達	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・大雨警報(土砂災害)の危険度分布等(津地方气象台)
被害情報等の収集・とりまとめ	総括部隊(情報班、総括班、派遣班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	県災対本部設置後速やかに	・避難・被害関連情報等(市町、防災関係機関)
被害情報等の関係機関への情報提供等	総括部隊(総括班、広聴広報班)	県災対本部設置後速やかに	・避難・被害関連情報等(市町、防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

■ 共通事項等

1 予報及び警報等の伝達

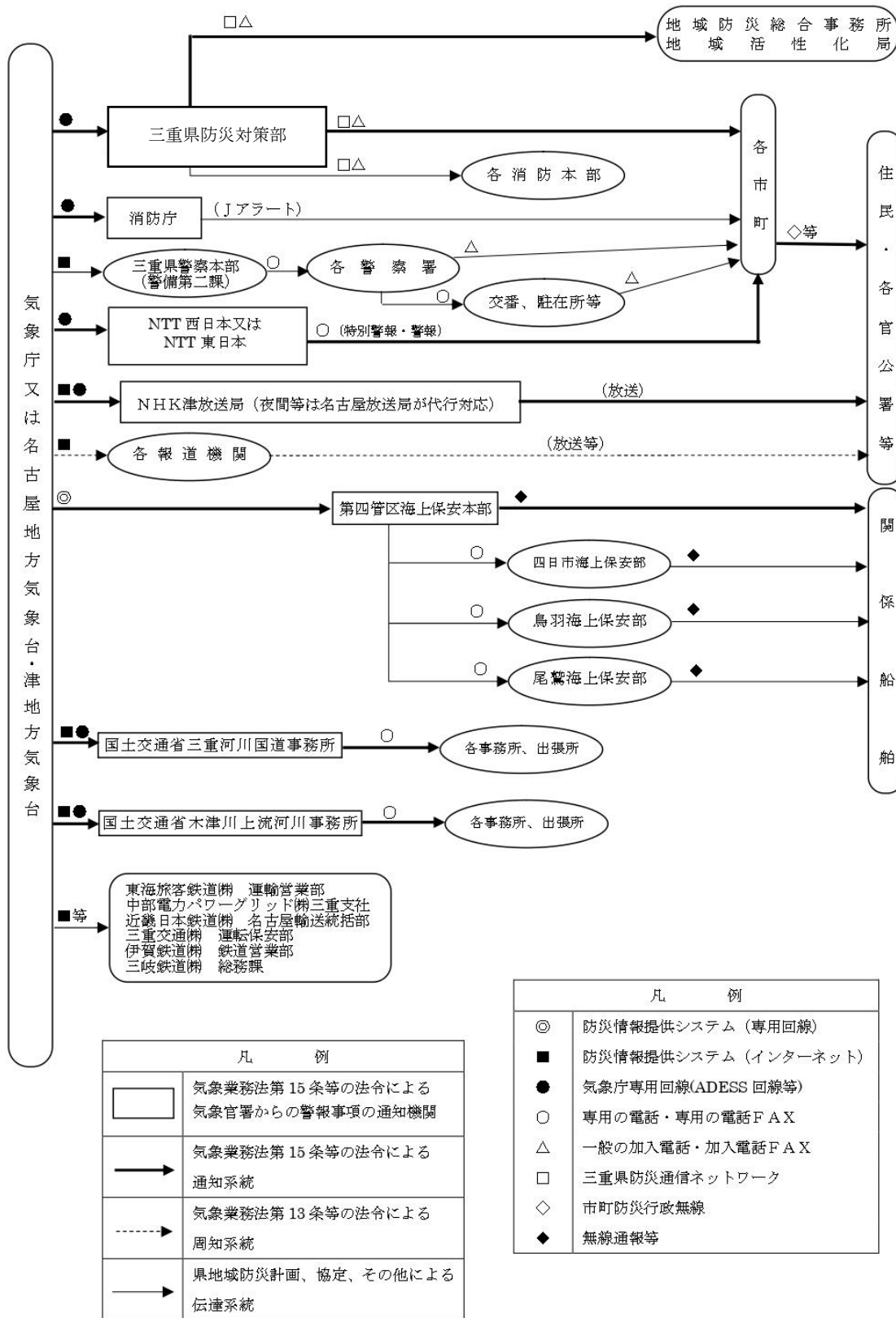
(1) 伝達系統

気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項伝達系統（津波警報を除く）

津地方气象台から発表される気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項の伝達は次の系統で行う。

なお、県における伝達系統については、「三重県災害対策本部運営要領」による。

防災気象情報伝達系統図



第3項 対策

■県が実施する対策

1 気象情報・予警報の収集・伝達

(1) 台風・気象情報等に関する情報の収集等(総括部隊<総括班>)

三重県に影響を与える可能性のある台風が発生した場合や大雨が予想される場合などには、気象庁等台風・気象関係機関のホームページやテレビ等から今後の進路や降雨予測等の情報を収集する。

(2) 気象予警報等の伝達(総括部隊<総務班>)

気象台等から気象予警報や気象情報等を受信した場合は、三重県防災通信ネットワークを使用して地方部及び市町へその情報文を伝達するとともに、庁内放送により県庁内への周知を図る。

(3) ホームページ等での情報提供(総括部隊<総括班、総務班>)

三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」ホームページ、メール配信サービス及びSNS等により情報を提供する。

2 水防警報等の発表・伝達(社会基盤対策部隊<公共土木施設対策班>)

(1) 雨量の監視・通報

県内に大雨・洪水注意報が発表された場合、水防本部は指定雨量観測所等の雨量報告を収集し、監視を行う。また、指定雨量観測所の雨量が三重県水防計画に定める通報基準を超過した場合は、気象台に通報を行うとともに、必要に応じ、水防本部と気象台の間で相互の雨量データを通報する。

(「三重県水防情報システム(レピス)」又は国土交通省「川の防災情報ホームページ」が正常に機能し、観測所の雨量を把握できる場合は、通報を省略できる。)

(2) 水位の監視

水防支部は、指定水位観測所の水位、潮位又は流量に関する情報を収集し、監視を行う。

(3) 水防警報・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)・高潮特別警戒水位到達情報の発表・通知

知事が指定する河川における指定水位観測所の水位が、三重県水防計画に定める発表基準を超過した場合は、水防警報、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報を発表し、水位を通報するとともに、直ちに関係水防管理団体等へ通知する。

知事が指定する海岸における気象予警報、基準水位観測所の水位が、三重県水防計画に定める発表基準となった場合は、水防警報、高潮特別警戒水位到達情報を発表し、水位を通報するとともに直ちに関係水防管理団体等へ通知する。

【三重県水防計画に定める指定水位観測所における河川水位の通報基準】

- ① 水防団待機水位(通報水位)に達したとき
- ② 氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき
「警戒レベル2相当情報[洪水]」
- ③ 避難判断水位に達したとき
「警戒レベル3相当情報[洪水]」
- ④ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき
「警戒レベル4相当情報[洪水]」
- ⑤ 堤防天端高に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれがある場合)
「警戒レベル4相当情報[洪水]」
- ⑥ 決壊や越水・溢水が発生したことを把握した場合(氾濫発生)
「警戒レベル5相当情報[洪水]」

- ⑦ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下回ったとき

「警戒レベル3相当情報〔洪水〕」

- ⑧ 避難判断水位を下回ったとき

「警戒レベル2相当情報〔洪水〕」

- ⑨ 氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき

- ⑩ 水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき

（「三重県水防情報システム（レピス）」が正常に機能し、三重県「防災みえ.jp」又は国土交通省「川の防災情報」ホームページで、観測所の水位を把握できる場合は、通報を省略できる。ただし、水位周知河川にかかる水位観測所は省略することができない。）

【三重県水防計画に定める基準水位観測所における海岸水位の通報基準】

- ① 高潮特別警戒水位に達したとき

「警戒レベル5相当情報〔高潮〕」

- ② 高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫若しくは浸水したものと推測される場合「警戒レベル5相当情報〔高潮〕」

- ③ 高潮特別警戒水位を下回ったとき。

（気象条件等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがない場合）

(4) 国からの水防警報・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報の伝達

国土交通大臣が指定する河川にかかる水防警報又は指定河川の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の通知を受けた時は、三重県水防計画に定めるところにより、水防管理者及び関係機関に対し伝達を行う。

また、必要に応じ報道機関の協力を求め、県民等への周知を図る。

3 土砂災害警戒情報の発表・伝達（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 雨量・大雨警報（土砂災害）の危険度分布等の監視

県内に大雨警報が発表された場合、三重県土砂災害情報提供システムにより、雨量及び大雨警報（土砂災害）の危険度分布等の監視を行う。

また、同システムを利用して、市町及び県民等に対し、雨量・大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を提供する。

(2) 土砂災害警戒情報の発表・伝達

大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合は、気象台と協議の上、共同して土砂災害警戒情報を発表する。

また、補完情報として、三重県土砂災害情報提供システムを用い、危険レベルを市町及び県民等へ提供する。

4 被害情報等の収集・とりまとめ

(1) 市町、防災関係機関等からの情報収集と提供

① 防災情報システムを利用した情報収集（総括部隊＜情報班＞）

県災対本部が設置された場合は、速やかに防災情報システムを立ち上げ、災害関連情報等の収集・共有体制を確立する。

また、地方部を通じて、市町に対し、防災情報システムによる市町災対本部設置状況、人的被

害、住家被害、避難状況、り災状況等の報告を求める。

② ライフライン・公共交通機関に関わる情報収集（総括部隊〈情報班〉）

NTT回線等を通じて、公共機関（鉄道、バス、定期船等）の運行状況や高速道路の通行情報、NTT、電気、ガス会社からの情報等を定期的に収集する。

③ 停電に関わる情報収集（総括部隊〈情報班〉）

停電が発生した場合は、電気事業者から停電発生状況、復旧見込み等の情報を収集する。

④ 道路管理者からの情報収集（社会基盤対策部隊〈公共土木対策班〉）

県内道路の状況（道路の通行止め等）について情報を収集し、災害対策本部に報告するものとする。

【防災関係機関等から収集する情報の内容】

情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段
1. 被害・復旧の状況			
① 人的被害・家屋状況・火災状況	総括部隊（情報班、救助班）	市町（※）、警察自衛隊、海上保安庁等	防災情報システム 電話
② 道路状況・交通状況			
市町管理道路	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム
県管理道路	社会基盤対策部隊（公共土木対策班）	地方部（建設事務所）	災害管理システム 道路情報管理システム 電話
国管理道路	総括部隊（情報班）	国土交通省管理事務所	電話
高速道路	総括部隊（情報班）	中日本高速道路株式会社	電話
公共交通機関	総括部隊（情報班）	公共交通事業者	電話
③ 堤防・護岸・漁港・港湾施設の状況			
市町管理施設	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム
県管理施設	社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）	地方部（建設事務所、農林水産事務所）	災害管理システム 電話
国管理施設	社会基盤対策部隊（公共土木対策班） 総括部隊（情報班）	国土交通省管理事務所 中部地方整備局・近畿地方整備局	電話
四日市港	総括部隊（情報班）	四日市港管理組合	防災情報システム 電話
④ ライフライン状況			
市町水道	被災者支援部隊（水道応援班）	市町（※）	電話
県営水道	社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）	地方部（水道事務所）	電話（衛星携帯電話含む）、業務用無線、MCA無線
停電状況	総括部隊（情報班）	電気事業者	電話、ホームページ
上記以外	総括部隊（情報班）	各事業者	電話
⑤ 医療施設関係状況	保健医療部隊（情報収集・分析班）	災害拠点病院 災害医療支援病院	広域災害救急医療情報システム（EMIS） 電話
⑥ 文教施設関係状況	総括部隊（情報班） 被災者支援部隊（教育対策班）	市町 市町教育委員会、各施設	防災情報システム 電話
⑦ その他の施設の状況			
市町施設、その他施設	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム
県立施設	各所管部隊	各施設	電話
2. 対策の実施状況			
① 住民避難の状況	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム

② 救護物資の状況	救援物資部隊（物資調整班）	市町（※）	電話
③ 避難所運営の状況	被災者支援部隊（避難者支援班）	市町（※）	電話
④ ボランティア受入状況	被災者支援部隊（ボランティア班）	みえ災害ボランティア支援センター	電話
⑤ 治安の状況	警察部隊	警察署	警察通信
⑥ その他の対策の状況	総括部隊（情報班）	市町（※） 各部隊 関係機関	防災情報システム 電話

※ 情報収集先が市町となっている情報については、各部隊は、原則として地方部を通じて情報収集する。

(2) 地方部派遣チームによる情報収集等（地方部＜総括班＞）

地方部（総括班）は、管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合は、地方部派遣チームを組織し、当該市町へ派遣して、市町災対本部との連絡調整、情報収集及び情報システムの入力支援等を行わせる。

(3) 緊急派遣チームによる市町支援（総括部隊＜派遣班＞）

総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認めた市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、災害対策活動の支援等を行わせる。

5 被害情報等の関係機関への情報提供等

(1) 市町への情報提供（総括部隊＜情報班＞）

県災対本部で収集した情報は、防災情報システムにより地方部を通じて市町に対し情報提供する。

(2) 報道機関への情報提供（総括部隊＜広聴広報班＞）

県災対本部は、市町や防災関係機関等から報告があった被害情報等を整理し、適宜に報道機関に提供する。

(3) 消防庁への報告（総括部隊＜情報班＞）

県災対本部は、市町から報告があった被害情報を整理し、消防庁へ報告する。

【消防庁への連絡先】

① 平日 9:30～17:45（消防庁応急対策室）

N T T 回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

② 夜間・休日（消防庁 消防防災・危機管理センター）

	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】

1 台風・気象情報等の整理・情報提供

タイムラインを実施するためには、台風や気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）等の様々な情報を収集し、本県に被害を及ぼす可能性を整理・分析する必要があることから、早期の段階から津地方気象台等との連携を図り、また、これらの情報を各運用主体間で共有することを目的とした行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「台風、気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）等の情報収集」（総括部隊）
- ・「台風進路、気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）等の情報共有」（総括部隊）
- ・「県内各港の体制状況の情報共有」（総括部隊）

■市町が実施する対策

1 被害情報等の収集と報告

(1) 被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に避難行動要支援者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

(2) 被害情報等の報告

地域内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する（「<県が実施する対策> 5 被害情報等の関係機関への情報提供等 (3) 消防庁への報告」を参照）。

(3) 緊急派遣チーム等との連携

県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 被害情報の収集の方法及び連絡系統
- (2) 気象予警報等の伝達体制
- (3) 収集する被害情報等の種類と収集・報告の方法
- (4) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<津地方気象台が実施する対策>

1 気象注意報・警報等の発表

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。警報及び注意報の種類とその概要は、別表1、2のとおりである。

別表1 特別警報、警報の種類と概要

種 類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

別表2 注意報の種類と概要

大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

2 水防活動等に必要なる予報及び警報等の発表

(1) 水防活動用予報及び警報

気象・高潮及び洪水について水防活動の利用に適合する注意報及び警報をいう。水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報・特別警報、水防活動用高潮注意報・警報は高潮注意報・警報・特別警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報、水防活動用津波注意報・警報は津波注意報・警報・特別警報（大津波警報）をもって代える。

(2) 洪水予報

別表3のとおり各气象台と国土交通省機関が共同して、洪水についての水防活動や行政機関・一般住民等への防災の利用に適合する予報を警戒レベルを付して、発表する。

別表3

水系名	河川名	洪水予報名	担当機関名
木曾川	木曾川	木曾川下流洪水予報	木曾川下流河川事務所 名古屋地方气象台
	長良川	長良川下流洪水予報	
	揖斐川	揖斐川下流洪水予報	
鈴鹿川	鈴鹿川	鈴鹿川及び鈴鹿川派川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方气象台
	鈴鹿川派川		
雲出川	雲出川	雲出川及び雲出古川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方气象台
	雲出古川		
櫛田川	櫛田川	櫛田川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方气象台
宮川	宮川	宮川洪水予報	三重河川国道事務所 津地方气象台
新宮川	熊野川	熊野川下流洪水予報	紀南河川国道事務所 和歌山地方气象台 津地方气象台
淀川	木津川	木津川上流洪水予報	淀川ダム統合管理事務所 大阪管区气象台
	服部川		
	柘植川		
	名張川	名張川洪水予報	
	宇陀川		

3 土砂災害警戒情報

津地方气象台及び三重県は、共同して降雨の状況等を監視し、発表基準を超過もしくは超過すると予想したときは、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。土砂災害警戒情報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

ア 气象台における伝達系統については、気象・洪水・高潮・波浪に関する警戒情報の伝達に準ずる。

イ 県における伝達系統については、「三重県災害対策本部運営要領」に準ずる。

4 気象情報（警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完など）の発表

台風その他について、その状況を具体的に説明するもので、注意報および警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる気象の現況やこれらの推移について、防災活動に活用できるよう随時に発表する。

<国土交通省（中部地方整備局、近畿地方整備局等）が実施する対策>

1 水防警報の発表

国土交通大臣が指定する河川、海岸又は湖沼について洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、水防上必要と認めた時に警報を発表する。

<電気事業者が実施する対策>

1 停電状況の把握および情報の配信

電気事業者は、管内の停電状況や復旧の見込みを速やかに把握し、災害対策本部や市町への情報共有を行うとともに、県民への情報周知に努める。

<移動通信事業者が実施する対策>

1 緊急速報メールによる情報の配信

各移動通信事業者は、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メールを配信し、情報の周知に努める。

<報道機関が実施する対策>

1 災害関係情報の県民への広報

報道機関は、気象庁や県災対本部等から得た情報等をもとに、県民に対して災害関係情報に関して必要な報道を行う。

<その他の防災関係機関が実施する対策>

1 被害情報等の収集と連絡

(1) 被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集する。

(2) 被害情報等の連絡

防災関係機関は収集した情報を防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて県災対本部へ連絡する。

2 災害関係記録写真、映像等の収集

防災関係機関は、災害写真、映像等を撮影、収集したときは、その内容を速やかに広聴広報班に報告することとし、広聴広報班は必要に応じて報道機関へ提供する。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

1 風水害からの自衛措置

(1) 気象情報の収集及び避難の準備

住民は、市町が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や高潮、土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビやラジオ、インターネットや防災行政無線、メール配信サービス等を通じて、気象情報や市町の発令する警戒レベルが付された避難情報の収集に注意を払う。

また、指定緊急避難場所や避難経路だけでなく、日常生活において自らが居ることが多い場所（自宅・勤務先・要配慮者利用施設等）の災害リスクを把握し、立ち退きが必要な場所なのか、上階への移動（垂直避難）等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等について確認しておき、自らの判断で主体的な避難行動をとるための準備を行う。

なお、立ち退き避難を行う場合は、市町により洪水や土砂災害等の災害種別ごとに避難場所が指定されているので、あらかじめ目的地となる避難場所や避難経路を確認しておく。

(2) 【警戒レベル3】高齢者等避難発令時の対応

自らが居住等する地域に市町から【警戒レベル3】高齢者等避難が発令された場合、高齢者や障害のある人等、避難を完了させるまでに時間を要する住民については、その避難支援者とともに、災害が発生する前までに避難を完了できるよう、必要な避難行動を取る。

また、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや、浸水しやすい局所的に低い土地等、早めの避難が望ましい場所に居住する住民についても、自主的な避難を開始する。

上記以外の住民についても、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持ち出し品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備える。

(3) 【警戒レベル4】避難指示発令時の対応

自らが居住等する地域に市町から【警戒レベル4】避難指示が発令された場合、居住者等は危険な場所から全員避難し、災害が発生する前までに避難行動を完了する。

具体的に取るべき避難行動は、立ち退き避難を基本とするが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できることが確認できれば、自らの判断で垂直避難等により安全を確保する。

(4) 【警戒レベル5】緊急安全確保発令時の対応

自ら居住等する地域に市町から【警戒レベル5】緊急安全確保が発令される状況において、未だ必要な避難行動が完了していない場合は、避難経路が浸水している等、指定緊急避難場所等への立ち退き避難が安全にできない可能性があるため、自宅等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動するなど、その時点において自らがいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する。

ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町長から必ず発令されるものではなく、また、本行動は避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。そのため、このような状況に至る前の段階で、必要な避難行動を完了していることが前提であることから、【警戒レベル3】高齢者等避難や【警戒レベル4】避難指示が発令されたタイミングで必ず避難できるよう、常に備えておく。

2 災害に関する現場情報の報告

市町からの避難指示等が発令されていない場合において、周辺の河川・海岸保全施設や急傾斜地等に異変が生じ、災害が発生する危険を認知した場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難するよう努める。

3 被害情報等の提供

人的被害や人家等の建物被害を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。また、道路等の公共施設における被害を発見した場合は、市町や施設管理者への報告に努める。

第3章 避難誘導体制の確保

第1節 避難所の確保及び早期避難の促進(接近3)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班）
社会基盤対策部隊（公共土木対策班）

第1項 活動方針

- 市町が適切に避難指示等を発令するための助言等を行い、市町の避難情報を集約するとともに、県内で大規模な被害の発生が危惧される台風等の接近が予想される時には、必要に応じ、市町の早期・広域避難を支援する体制を確保する。
- 早期・広域避難の実施体制および市町から避難所指定を受けている県有施設における受入体制整備について検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
市町避難情報の収集・とりまとめ	総括部隊(総括班、情報班)	県災対本部設置後	・避難所開設等情報(市町)
市町に対する避難指示等の判断支援	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	県災対本部設置後	・雨量、水位、土砂関連情報等(気象庁、県土整備部)
避難所指定県有施設での避難所開設	各施設管理者	所在市町で高齢者等避難等発表後	・高齢者等避難等(市町)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 市町避難情報の収集・とりまとめ(総括部隊<情報班>)

県災対本部が設置された場合、総括部隊(情報班)は、地方部を通じ、速やかに市町の避難指示等発令状況、避難所開設及び避難者情報等を収集する。

市町避難情報の収集は、県防災情報システムによることを原則とし、内容をとりまとめ、避難所情報として三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」や報道機関等を通じて公表する。

2 市町に対する避難指示等の判断支援(総括部隊<総括班>)

(1) 避難判断情報等の提供(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

社会基盤対策部隊(公共土木対策班)は、市町が避難指示等を判断するための情報として、雨量観測所の観測データや県管理河川の水位情報、大雨警報(土砂災害)の危険度分布等を三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」や「三重県川の防災情報」、「三重県土砂災害情報提供システム」等のインターネットホームページを利用して提供する。

(2) 避難に関する助言（総括部隊＜総括班＞、社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

総括部隊（総括班）および社会基盤対策部隊（公共土木対策班）は、河川氾濫や土砂災害の危険性が高まったと認める場合は、該当市町に対しその旨を通知し、当該市町が適切に避難指示等を発令できるように必要な助言を行う。

3 避難所指定県有施設の避難所開設・避難者受入（各施設管理者）

市町の避難所に指定されている施設の管理者は、市町から避難所の開設および避難者受入の要請があった場合には、それに協力する。

4 他の都道府県の市町村への広域避難の受入協議（総括部隊＜総括班＞）

災害が発生するおそれがある場合において、地方部を通じて、市町から他の都道府県の市町村への避難者の受入れについて、当該都道府県の市町村が所在する県との協議を求められた場合、当該都道府県に対して被災者の受入れについて協議する。

5 避難者の大規模移送支援（総括部隊＜救助班＞）

災害が発生するおそれがある場合において、地方部を通じて、市町から大規模な避難者移送の要請を受けたとき等は、災害時における緊急・救援輸送に関する協定に基づき、（公社）三重県バス協会の協力を得るなどにより、避難者の移送を支援する。

【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】

1 住民の早期避難に向けた支援

災害の発生が差し迫った状況下や、夜間における避難は危険が伴うことから、住民等が余裕を持って安全に避難できるよう、状況に応じた早期の避難を促すための対策を講じる必要がある。

よって、避難所開設の準備や、避難指示等、避難情報の発令の判断などが迅速かつ効率的に実施できるよう、市町の防災・減災活動に資する行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「緊急派遣チームの派遣判断」（総括部隊）
- ・「災害情報の分析（ゼロ・アワーの設定）」（総括部隊）
- ・「SNS（Twitter（ツイッター）・LINE（ライン））を活用した県民への防災気象情報の提供」（総括部隊）

2 避難所指定されている県有施設の事前対策の確認

避難所の指定や開設の要否の判断は主に市町の役割となるが、各市町の避難所に指定されている県有施設について、避難所の開設が想定される場合における事前対策の確認を行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「避難所指定県有施設の事前対策の確認」（被災者支援部隊ほか）
- ・「避難が必要な要配慮者関連施設利用者の受入調整支援」（被災者支援部隊）

1 避難の実施

(1) 避難実施体制の確立

市町は、災害発生危険等が予測される地域に対し、速やかに避難指示等を発令できるよう、雨量や河川水位情報、大雨警報(土砂災害)の危険度分布等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。

(2) 避難所の開設

[警戒レベル3]高齢者等避難、[警戒レベル4]避難指示、[警戒レベル5]緊急安全確保を発令する必要がある場合等は、あらかじめ指定されている避難所について、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って速やかに避難所を開設するとともに、住民等に周知を図る。

また、避難所を開設したときは、以下の事項についてただちに県に報告する。

- ① 避難の種類(自主避難、[警戒レベル3]高齢者等避難、[警戒レベル4]避難指示、[警戒レベル5]緊急安全確保)
- ② 避難所開設の日時及び場所
- ③ 箇所数及び収容人員

(3) 避難情報の発令

市町は、雨量や河川水位情報、大雨警報(土砂災害)の危険度分布等を確認し、あらかじめ定める避難指示等判断基準に達した場合は、災害発生危険のある地域に対し、速やかに[警戒レベル3]高齢者等避難、[警戒レベル4]避難指示、[警戒レベル5]緊急安全確保を発令するとともに、その旨を県に報告する。

住民等への情報伝達にあたっては、次の項目から必要な情報を明示して行い、同報無線や緊急速報メール、広報車、Lアラート、県災対本部を通じた放送関係機関への放送要請等を用い、住民等に対する避難情報の周知を図る。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難場所
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項等

また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、気象台の発表する気象予測等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など、避難指示等の判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合などは、避難行動をとりやすい時間帯における早期の避難所開設や、高齢者等避難の発令等を検討する。

(4) 避難行動の周知及び支援

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で、上階への移動や高層階に留まる等により、計画的に身の安全を確保することについても、住民等に周知を図る。

また、避難所への避難は避難者の自力避難を原則とするが、避難者が自力で避難できないなどの場合は、市町が手配した車両、船舶等を用いて避難を行う。

2 広域避難の実施

災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を同一市町内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため当該避難者を

一定期間他の市町に滞在させる必要があるときは、その受入れについて避難先の市町と協議する。
なお、避難者の受入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を県に要求する。

3 避難者の大規模移送の要請

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市町において措置できないときは、市町は県災対本部に避難者移送の要請をする。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 避難の実施体制
- (2) [警戒レベル3] 高齢者等避難、[警戒レベル4] 避難指示、[警戒レベル5] 緊急安全確保
避難の実施方法
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 住民等への避難情報の広報（放送機関）

市町からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

■県民が実施する対策

1 避難指示等発令時の行動

県民は、市町が発令する警戒レベルを付された避難指示等の意味を理解し、また、洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所図等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の想定を把握し、どのような段階でどのような避難行動（公設避難場所や屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、避難指示等が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとるよう努める。

第2節 避難行動要支援者・要配慮者の保護（接近4）

【主担当部隊】：被災者支援部隊（避難者支援班）

第1項 活動方針

- 避難行動要支援者・要配慮者の避難状況を把握するとともに、避難が必要な要配慮者施設の利用者の他施設への受入要請や、市町を越えた福祉避難所等への受入等の調整を図る。
- 市町の実施する避難行動要支援者の避難支援体制について、検討を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(部隊)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難行動要支援者・要配慮者の避難状況の把握	被災者支援部隊 (避難者支援班)	県災対本部設置後速やかに	・避難行動要支援者・要配慮者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況 (市町、要配慮者関連施設)
要配慮者施設利用者の受入調整支援	被災者支援部隊 (避難者支援班)	要配慮者に必要な災害応急対策情報等を入手後速やかに	・要配慮者への支援に資する情報 (関係部隊、市町、防災関係機関)
市町を越えた福祉避難所等への受入調整	被災者支援部隊 (避難者支援班)	市町からの要請があった場合等	・要配慮者への支援に資する情報 (関係部隊、市町、防災関係機関)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 避難行動要支援者・要配慮者の避難状況の把握・受入調整等（被災者支援部隊<避難者支援班>）

(1) 避難行動要支援者の避難状況の把握

県は、市町を通じ、避難行動要支援者の避難情報を収集する。

(2) 要配慮者施設利用者の受入調整支援

避難が必要な要配慮者施設利用者について、必要に応じ他施設での受入要請を行う。

(3) 市町を越えた福祉避難所等への受入調整

市町を越えて、要配慮者を、福祉避難所等へ入所させる必要がある場合は、市町・社会福祉施設と連携して受入等の調整を行う。

【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】

1 避難行動要支援者への情報伝達・早期避難支援体制

避難行動に時間を要するおそれのある避難行動要支援者については、特に早い段階で避難を実施し、安全を確保することが求められることから、早期避難を促すための多様な手段を用いた情報伝達等を効果的に進めるための県の支援について、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「避難行動要支援者の避難状況の把握」（被災者支援部隊）

■市町が実施する対策

1 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援

[警戒レベル3] 高齢者等避難等を発令した場合、避難行動に支障をきたす避難行動要支援者がいる場合は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動支援等を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 避難行動要支援者の避難行動支援
- (2) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 住民等への避難情報の広報（報道機関）

市町からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

2 要配慮者の避難受入（社会福祉施設等）

要配慮者の避難について、受入の要請があった場合は、可能な範囲で受け入れに努める。

■県民が実施する対策

1 地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、市町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用する等して地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保および避難行動要支援者の避難行動の支援に努める。

また、各市町及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 避難行動要支援者及び保護責任者の対策

避難行動要支援者及び避難支援等関係者は、個別避難計画等により地域住民等の協力を積極的に求め、その安全を確保する。

第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保（接近5）

【主担当部隊】：被災者支援部隊（教育対策班）

第1項 活動方針

- 大雨・暴風等による風水害被害等の発生のおそれがある場合において、学校・園における児童生徒等の保護および登下校や保護者への引き渡し等に際し、安全の確保を図る。
- 風雨等が強まる前の段階において、休校を判断するなど、児童生徒等の事前の安全確保対策について検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
児童生徒等の安全確保	被災者支援部隊 (教育対策班)	台風等気象情報・予警報発表 後速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報(気象台) ・通学路周辺の河川水位、 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布等(県土整備部等) ・公共交通機関の運行状況(交通機関等)
私立学校・園の管理者を対象とした対策	被災者支援部隊 (教育対策班)	台風等気象情報・予警報発表 後速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報(気象台) ・通学路周辺の河川水位、 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布等(県土整備部等) ・公共交通機関の運行状況(交通機関等)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 児童生徒等の安全確保（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

(1) 情報の把握・情報提供

気象予報・警報等、児童生徒等の安全確保のために必要な情報を収集し、県立学校に対し、また市町等教育委員会を通じて公立小中学校等に対し、情報提供する。

2 私立学校・園の管理者を対象とした対策（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

県立学校に準じて児童生徒等の安全確保を講じるよう働きかける。

【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】

1 学校・園における児童生徒等の事前の安全確保にかかる対策

台風の接近が予想される場合等、気象警報が発表される前の段階において対応すべき、学校・園における児童生徒等の安全確保のために必要な情報収集や措置等について行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「休校措置状況等の把握・情報提供」（被災者支援部隊）
- ・「私立学校・園の管理者への安全確保の働きかけ」（被災者支援部隊）

■ 県立学校が実施する対策

1 児童生徒等の安全確保

(1) 休校措置の判断

県立学校の校長は、始業前に所在市町に暴風警報が発表される恐れがあるなど、登校に危険が予想される場合は、学校の防災計画に基づき速やかに休校の措置を行う。

また、始業後に暴風警報が発表され、時間の経過とともに危険が増すことが予想される場合は、下校時の安全を確認したうえで速やかに児童生徒等を下校させる。

(2) 休校措置の連絡

県立学校の教職員は、休校措置の実施を判断した場合、あらかじめ定められた方法により、保護者等に対し速やかかつ確実に措置の内容等を連絡する。

(3) 児童生徒等の下校・引き渡し

下校措置を実施する際は、保護者等に直接引き渡すなど、児童生徒等の安全確保に十分配慮する。

また、児童生徒等を下校させる場合は、通学路等の安全を確認し、できる限り集団で下校させるなどの安全確保対策を行う。

(4) 帰宅困難児童生徒等の保護

帰宅途中での浸水や交通機関の運行休止、保護者等の不在等により帰宅が困難な児童生徒等については、校内や避難場所などの安全な場所において保護する。

■ 市町が実施する対策

1 児童生徒等の安全確保

「<県が実施する対策> 1 児童生徒等の安全確保」及び「<県立学校が実施する対策> 1 児童生徒等の安全確保」に準じる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 児童生徒等の安全確保
- (2) 休校・園措置の実施
- (3) その他必要な事項

第4章 災害未然防止活動

第1節 公共施設等の災害未然防止体制の確保(接近6)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班、水道・工業用水道班）

第1項 活動方針

- 県管理公共施設等の安全確保・被害情報収集体制を確立する。
- 県有施設、県管理道路および上下水道・工業用水道施設（県管理）の台風接近前の被害防止体制を検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(部隊)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
公共施設等の安全確保対策	社会基盤対策部隊<公共土木対策班、農林水産対策班、水道・工業用水道班>	台風発生後速やかに	・台風、気象情報等(気象台) ・施設の危険箇所等(施設管理者)
公共施設等の被害情報等の収集	社会基盤対策部隊<公共土木対策班、農林水産対策班、水道・工業用水道班>	災害対策本部設置後速やかに(大雨警報等発表後)	・施設の被害情報等(施設管理者)
ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の操作	社会基盤対策部隊<公共土木対策班、農林水産対策班>	雨量、水位等の状況に応じて	・雨量、水位等情報(気象台、建設事務所等)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 道路施設の安全確保・被害情報等の収集(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

(1) 県管理道路における安全確保対策

県管理道路について、アンダーパス等浸水時における通行止や、大雨時危険区間の雨量規制及び通行規制による安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

県管理道路における通行規制や被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

また、緊急輸送道路の確保に必要な高速道路、国道、市町管理道路等についても、通行規制

や被災状況等の情報を収集する。

2 港湾施設及び海岸保全施設の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 県管理港湾施設及び海岸保全施設における安全確保対策

県管理港湾施設及び海岸保全施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

県管理港湾施設及び海岸保全施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

3 漁港施設及び農地・漁港海岸保全施設の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 県管理漁港施設及び農地・漁港海岸保全施設における安全確保対策

県管理漁港施設及び農地・漁港海岸保全施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

県管理漁港施設及び農地・漁港海岸保全施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

4 下水道施設（県管理）の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 下水道施設における安全確保対策

下水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

下水道施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

5 水道施設（県管理）の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

(1) 水道施設における安全確保対策

水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

水道施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

6 工業用水道施設（県管理）の安全確保・被害情報等の収集（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

(1) 工業用水道施設における安全確保対策

工業用水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2) 被害情報等の収集

工業用水道施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努める。

7 ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の操作（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）

ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の管理者（操作責任者）は、雨量や水位の変動を監視し、必要に応じて適切な門扉開閉等の操作を行う。

また、操作に伴い放流を行う場合は、あらかじめ定める関係市町や機関等に対し、必要な事項を通知するとともに、住民に周知する等の措置を講じる。

【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】

1 タイムライン発動に伴う被害未然防止・安全確保対策

タイムライン発動に伴い、台風接近前までのリードタイムを生かした各運用主体が管理する公共施設で行うべき被害未然防止対策や関係施設への安全確保対策に資する行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「台風接近に伴う中止または延期するイベントの検討」（全部隊）
- ・「県有施設における被害未然防止対策の依頼（全部隊）」
- ・「関係施設への安全確保の周知依頼」（全部隊）

2 道路の要注意箇所・区域等の事前対策

河川氾濫や土砂災害による通行支障が生じることが想定される道路や内水氾濫による冠水が想定されるアンダーパス等について、発災前の点検や応急措置を行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「道路の要注意箇所（アンダーパス等）・区域等の事前点検」（社会基盤対策部隊）

3 社会基盤施設の被災箇所確認・応急対策

災害発生に備え、被災箇所の確認や応急補修、通行止め等の応急対策を迅速に行うための事前の準備体制について、行動項目として整理している。

また、応急対策に必要な資機材等の事前の在庫確認や調達のあるり方について、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「施設被災状況確認の体制準備・資機材の在庫確認」（社会基盤対策部隊）

4 水道・下水道・工業用水道施設（県管理）の要注意箇所等の台風接近前対策

台風接近前のパトロールにより、各施設の異常の有無を確認し、必要に応じて防災対策等を行う体制などについて行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「水道・下水道・工業用水道施設（県管理）の台風接近前対策」（社会基盤対策部隊）

5 ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の事前対策

災害発生に備え、ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の正常な動作を担保するための事前点検・確認体制等について、行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「ダム・せき・水門・樋門・排水機場の事前対策」(社会基盤対策部隊)

6 施工中工事現場等での安全確保対策

県が実施する施工中の建設工事現場等において、大雨や暴風による作業員や構造物等の被害を防止するため、現場作業の中断や構造物の被害防止等、事前の安全確保対策について行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「施工中工事現場等での安全確保対策」(社会基盤対策部隊)

■市町が実施する対策

1 公共土木施設等にかかる災害未然防止活動

(1) 市町管理道路

「<県が実施する対策> 1 道路施設の安全確保・被害情報等の収集」に準ずる。

(2) 市町管理漁港施設及び漁港海岸保全施設

「<県が実施する対策> 3 漁港施設及び農地・漁港海岸保全施設の安全確保・被害情報等の収集」に準ずる。

(3) 下水道施設(市町管理)

「<県が実施する対策> 4 下水道施設(県管理)の安全確保・被害情報等の収集」に準ずる。

(4) 上水道施設(市町管理)

「<県が実施する対策> 5 水道(県管理)施設の安全確保・被害情報等の収集」に準ずる。

(5) 市町管理せき・水門・樋門・排水機場等

「<県が実施する対策> 7 ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の操作」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 公共土木施設等にかかる災害未然防止活動
- (2) その他必要な事項

第2節 水防活動体制の確保(接近7)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班）

第1項 活動方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象・水象等に関する予報・警報等に基づき、速やかに水防活動を実施する体制を確立する。 ○ 雨量計、水位計等の動作状況を、事前に確認する体制について検討する。 |
|---|

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水防活動の実施	社会基盤対策部隊<公共土木対策班>	気象等に関する注意報・警報・特別警報の発表後速やかに	・雨量情報、水位情報(気象台、建設事務所等)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 水防活動の実施（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>）

(1) 水防活動実施のための人員配備

気象台から気象等に関する注意報、警報の発表があった場合や国土交通省から洪水予報又は水防警報発表の通知を受けた場合、その他水防本部長又は支部長が特に必要と認めて指示した場合、水防本部及び支部は、三重県水防計画の定めるところにより、水防活動を実施するための人員配備を行い、水防体制に入る。

(2) 水防活動の実施

水防体制の配備を行った場合、水防本部及び支部は、以下の水防活動を行う。

- ① 気象等に関する予報及び警報の受理、判断と連絡
- ② 気象情報の収集と連絡
- ③ 雨量、水位、流量、潮位、波高記録の収集
- ④ 水防警報、同解除の指令（知事指定の区域）
- ⑤ 洪水予報、水防警報、同解除の受理と通報（国土交通大臣指定の区域）
- ⑥ 水防報告のとりまとめ
- ⑦ 被害報告のとりまとめと公表
- ⑧ 水防活動の技術指導
- ⑨ 水防活動の現地応援
- ⑩ 水防資材の調達と輸送
- ⑪ 高潮等の予報通報
- ⑫ 避難立退指示の発動 など

【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】

1 雨量計・水位計の動作状況の事前確認等

水防活動における重要な指標となる雨量情報、河川水位情報を正確に計測するため、県が管理する雨量計・水位計の動作状況等、事前の確認体制について行動項目として整理している。

【主な行動項目】

- ・「雨量計・水位計の動作状況の事前確認」(社会基盤対策部隊)

■市町が実施する対策

1 水防活動の実施

(1) 巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 水防活動の実施

(2) その他必要な事項

第3節 県民・企業等による安全確保（接近8）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、総務班、広聴広報班）

第1項 活動方針

- 県民や企業が、自らの判断で風水害からの安全確保対策を講じ、適切な避難行動をとることができるよう、HPやメール等による気象情報等の提供を行う。
- 台風情報や気象予警報情報と合わせて、気象情報や避難判断情報等の活用情報等を県民等に提供し、自らを守るための事前の防災行動の実施を促進する対策を検討する

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
「防災みえ.jp」および「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達	総括部隊<総務班>	台風発生後速やかに	・台風情報、気象予警報等(気象台)
報道機関に対する避難・被害情報等の提供	総括部隊<総括班、広聴広報班>	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)
Lアラート(災害情報共有システム)を活用した情報提供	総括部隊<総務班>	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)

※ 「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 「防災みえ.jp」ホームページ、「メール配信サービス」及びSNS等による災害情報等の提供・伝達（総括部隊<総括班、総務班>）

(1) 「防災みえ.jp」ホームページでの災害情報等の提供

県民・企業等が災害情報を確認し、自らの防災行動や適切な避難行動へ活用することを促進するため、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」ホームページ（<http://www.bosaimie.jp>）により、三重県に關係する気象情報や被害情報、避難情報等の情報を提供する。

① 気象情報の提供

県民等が防災対策に活用するための参考情報として、気象庁及び一般財団法人日本気象協会が提供する情報をもとに、気象情報の提供を行う。

- 県内主要都市の天気予報
- 三重県および隣接県における警報・注意報の発表状況
- 台風の予想進路、暴風域に入る確率
- 気象衛星画像

- 市町ごとの観測地点別雨量・河川水位情報
- 県内主要地点における波高および潮位
- 県内雷情報
- 県内土砂災害警戒情報 など

② 災害情報の提供

県災対本部でとりまとめた情報をもとに、県内の避難情報や被害情報等の提供を行う。

- 県内災害対策本部設置状況
- 県内市町での避難指示等発令状況
- 県内市町での避難所設置等状況
- 医療・救護情報
- 被害状況 など

③ その他の情報の提供

市町や防災関係機関等のホームページのリンクなどにより、各市町避難所一覧や洪水等ハザードマップ、道路・交通情報、ライフライン情報等を提供する。

(2) 「メール配信サービス」による情報提供

県民・企業等が災害情報を確認し、自らの防災行動へ活用することを促進するため、あらかじめ登録を行った県民等を対象に、「メール配信サービス」により気象情報等を提供する。

① 気象警報・注意報

- 気象警報（特別警報含む）
- 気象注意報
- 土砂災害警戒情報
- 記録的短時間大雨情報
- 竜巻注意情報

② 台風情報

③ 避難所情報

④ 避難情報

⑤ 河川水位に関する情報 など

(3) SNS等による情報提供

県民・企業等が災害情報を確認し、自らの防災行動へ活用することを促進するため、あらかじめ登録を行った県民等を対象に、SNS等により気象情報や避難に必要な情報等を提供する。

① 気象警報・注意報

② 台風情報

③ 避難指示等の発令状況

④ 避難行動等の県民が取るべき行動に関する情報 など

2 報道機関に対する避難・被害情報等の提供（総括部隊＜総括班、広聴広報班＞）

県災対本部を設置した場合は、県内市町等から収集した避難情報、被害情報等を報道機関に提供し、報道機関を通じた県民・企業等への災害情報の提供を図る。

3 Lアラート（災害情報共有システム）を活用した情報提供（総括部隊＜総務班＞）

災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤である「Lアラート（災害情報共有システム）」を活用し、テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の多様なメディアを通じた住民への情報提供を図る。

【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】

① 「防災みえ.jp」や「SNS（(Twitter（ツイッター）・LINE（ライン））」を活用した防災気象情報の提供など

台風情報や気象情報等の防災気象情報について、県民に注意喚起し早期の避難行動を促すため、「防災みえ.jp」や「SNS（(Twitter（ツイッター）・LINE（ライン））」を活用して情報発信する行動項目を整理している。

【主な行動項目】

- ・「防災情報プラットフォームの運用」（総括部隊）
- ・「SNS（(Twitter（ツイッター）・LINE（ライン））」を活用した県民への防災気象情報の提供」（総括部隊）

■市町が実施する対策

1 洪水及び高潮ハザードマップ、避難所等の情報の提供

住民・企業等が、自らの防災行動や適切な避難行動等の判断材料としての活用を図るため、市町ホームページや防災パンフレット等により、市町内の洪水及び高潮時の浸水箇所等を示したハザードマップや、風水害被害等が発生した場合に避難をするための避難所情報等を提供する。

2 避難指示等の伝達・報告

市町において、[警戒レベル3] 高齢者等避難、[警戒レベル4] 避難指示、[警戒レベル5] 緊急安全確保を発令する場合は、防災行政無線、緊急速報メールや報道機関への情報提供等、様々な手段を用いて住民等への伝達を行う。

また、これらの避難情報を発令した場合は、速やかに県災対本部へ報告を行う。

3 被害情報等の報告

市町内で災害による被害等が生じた場合は、速やかに県に対し報告を行う。

また、市町ホームページ等において、被害状況の公表に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 避難情報、被害情報等の住民への提供
- (2) その他必要な事項

■企業・事業所が実施する対策

1 企業・事業所の安全確保対策

台風等の接近が予想される場合は、事業所内の施設や設置物等の固定状況など、危険個所の点検・補修等を行うとともに、鉢植えや立て看板等の配置物の収納など、安全確保対策を講じる。

2 従業員の安全確保対策

台風や大雨の影響により、道路の冠水や公共交通機関の運行休止等で従業員の通勤困難、帰宅困難等が生じるおそれがある時は、業務を休止し従業員を自宅待機させる等の措置による安全確保対策を検討する。

また、帰宅困難となった従業員対策として、必要に応じ食料や毛布等の確保に努める。

■地域・県民が実施する対策

1 避難所運営への協力

市町から要請があった場合は、自治会、自主防災組織等は、避難所運営マニュアルに基づき速やかに避難所を開設するとともに、主体的に運営・管理を行う。

2 自宅の安全対策

台風等の接近が予想される場合は、自宅敷地内の施設や設置物等の固定状況など、危険個所の点検・補修等を行うとともに、鉢植え等の配置物を収納するなど、安全確保対策を講じる。

3 適切な避難行動の実施

県民は、自宅や勤務場所、通学場所等で発生しうる洪水や土砂災害等の様相や、災害発生時の避難場所、气象台が発表する気象情報や予警報、市町が発令する警戒レベルを付された避難指示等の避難情報の意味をあらかじめ十分に理解しておく。

また、台風や大雨の影響が懸念される場合は、テレビやラジオ、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」や「メール配信サービス」等で最新の気象情報等を把握し、市町から避難判断情報が発令された場合は、自らの判断で速やかに適切な避難行動をとるよう努める。

4 危険な行動の自粛

台風に伴う自宅等の風雨対策については、なるべく早めに行うものとし、風雨が強まってからの作業は不慮の事故を招くため、これを自粛する。

また、特に農業及び漁業従事者等においては、台風の影響が強まってから農地・農業用施設、漁業用施設等を見回りに行き、水路や海等に転落して命を落とすような事故が多発していることから、台風が通過し安全な状況になるまでは見回りを控えるなど、危険な行動を自粛する。

第4部 発災後の応急対策

第1章 災害対策本部活動の実施

第1節 災害対策活動の実施体制の確保(発災1)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、総務班、派遣班）

第1項 活動方針

- 県災対本部は災害情報の収集、災害応急対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
- 大規模災害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合は、全庁的に災害対応を最優先して実施するために、県災対本部の配備体制を強化し、災害対策活動にあたる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害対策のための準備体制	総括部隊(総括班) 地方部(総括班)	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)
県災対本部(警戒体制)の設置	総括部隊(総括班)	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)
地方部(警戒体制)の設置	地方部(総括班)	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)
災害発生時の情報収集	総括部隊(情報班、派遣班) 各部隊	【災害発生直後】 災害が発生次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等(市町、各部隊)
災害応急対策実施方針の決定	総括部隊(総括班、総務班) 各部隊	【災害発生後】 災害情報を確認次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等(市町、各部隊)
災害派遣要請等の実施	総括部隊(派遣班)	【災害発生後】 災害応急対策実施方針を作成次第	・災害発生情報、被害情報等(市町、各部隊)
災害応急対策活動の実施	各部隊	【災害発生後】 災害応急対策実施方針を作成し、各機関との調整ができ次第	・災害発生情報、被害情報等(市町、各部隊)
災害応急対策活動体制の増強	総括部隊(総括班) 各部隊	【災害発生後】 災害情報を確認次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等(市町、各部隊)

※「活動開始(準備)時期等」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害対策のための準備体制（総括部隊＜総括班＞、地方部＜総括班＞）

「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保 <県が実施する対策> 1 災害対策のための準備体制」に基づき実施する。

2 県災対本部（警戒体制）の設置（総括部隊＜総括班＞）

「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保 <県が実施する対策> 2 県災対本部（警戒体制）の設置」に基づき実施する。

3 地方部（警戒体制）の設置（地方部＜総括班＞）

「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保 <県が実施する対策> 3 地方部（警戒体制）の設置」に基づき実施する。

4 災害発生時の情報収集

(1) 市町からの情報収集（総括部隊＜情報班、派遣班＞）

暴風や大雨等異常な気象事象等により災害が発生した場合は、速やかに市町から情報収集を行う。

なお、被災市町において災害情報の収集に支障が生じている場合等には、緊急派遣チーム又は地方部派遣チームを被災市町に派遣する等により、災害情報の収集に努める。

(2) 各部隊による情報収集（各部隊）

県が管理する公共施設等の被災状況については、各部隊においてとりまとめ、総括部隊へ報告する。

(3) 関係機関からの連絡員受入及び情報共有（総括部隊＜情報班＞）

必要に応じ、国土交通省、警察本部、海上保安庁、自衛隊等防災関係機関からのリエゾン（連絡調整員）の派遣を受け、県災対本部及び各防災関係機関との情報共有を図る。

5 災害応急対策に係る対応方針の決定

(1) 災害情報の共有・分析（総括部隊＜総括班＞、各部隊）

収集した災害情報は、速やかに県災対本部内及び地方部、防災関係機関との間で共有を図る。

また、収集した災害情報の内容から、人命救助のための救助部隊の派遣や緊急輸送道路の確保、救助者搬送病院および搬送手段等の確保、孤立地帯や避難者への救援物資輸送の実施等必要な対策についての分析を行う。

(2) 災害応急対策に係る対応方針案の作成（総括部隊＜総括班＞、各部隊）

災害情報の分析結果から、現地本部の設置や自衛隊等への災害派遣要請、道路啓開の実施、災害拠点病院での受入及び搬送手段の調整、DMA T派遣要請、域外搬送が必要な場合のSCU設置、救援物資の調達及び輸送体制の確保等必要な災害対策活動について、各部隊は災害応急対策に係る対応方針案を作成し、総括部隊＜総括班＞は、各方針案の総合調整を行う。

(3) 災害応急対策に係る対応方針の決定（総括部隊＜総括班＞）

災害対策統括会議は、災害応急対策実施方針案の内容を精査し、災害応急対策に係る対応方針を決定する。

(4) 災害応急対策実施方針の伝達（総括部隊＜総括班、総務班＞）

本部員会議を開催し、各本部員に対し、決定した災害応急対策に係る対応方針の指示・伝達を行う。

6 災害派遣要請等の実施（総括部隊＜救助班＞）

災害応急対策に係る対応方針において、自衛隊又は海上保安庁への災害派遣要請（応援措置の実施要請）を行うことを決定した場合は、「第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、要請を行う。

7 災害応急対策活動の実施（各部隊）

災害応急対策に係る対応方針において災害対策活動を実施することを決定した場合、各部隊は「第4部 発災後の応急対策」各節に基づき、必要な対策を実施する。

8 災害対策活動体制の増強

(1) 配備人員の増強（各部隊）

警戒体制において、災害の発生等により、災害対策活動にあたる人員の増員が必要と認められる場合は、各部隊はそれぞれの判断により配備人員の増強を図る。

(2) 非常体制への移行（総括部隊＜総括班＞）

県内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象、もしくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで知事が必要と認めたときは、県災害対策本部の配備体制を非常体制に切り替え、人員配置の増強（全職員）を図る。

(3) 現地本部の設置（総括部隊＜総括班＞）

県の地域内に局地的な激甚災害が発生し、被災市町の災害本部機能が麻痺するなど、知事が現地での指揮の必要性を認めたときは、現地本部を設置し、災害対策活動にあたる。

■市町が実施する対策

1 市町の活動体制

「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保 <市町が実施する対策> 1 市町の活動体制」に基づき実施する。

2 災害情報の収集・報告

(1) 災害発生情報の収集・報告

市町内に災害が発生したとの通報を受けた場合、市町は、その時点で可能な範囲で災害に関する情報を収集した上で、速やかに県に対し報告を行う。

(2) 詳細情報の収集・報告

市町内に災害が発生した場合、市町は、警察、消防機関や自治会等を通じて災害の詳細についての情報収集を行うとともに、必要に応じ、職員や消防団員等を現地へ派遣して情報収集を行う。

また、収集した情報は、随時、県に対し報告を行う。

3 災害派遣要請等の実施

自衛隊又は海上保安庁への災害派遣要請（応急措置の実施要請）が必要と判断した場合は、「第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、県への派遣要請（応急措置の実施要請）の要求を行う。

第4部 発災後の応急対策

第1章 災害対策本部活動の実施

4 災害応急対策活動の実施

災害応急対策活動の実施が必要と判断した場合は、「第4部 発災後の応急対策」各節に基づき、必要な対策を実施する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 市町の活動体制
- (2) その他必要な事項

第2節 通信機能の確保 (発災2)

【主担当部隊】：総括部隊（総務班）
社会基盤対策部隊（公共土木対策班）
警察部隊

第1項 活動方針

- 災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、多様な通信手段を確保する。
- 水害等の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、県と市町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
- 無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下、もしくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
- 大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信ルートを利用して情報の伝達を行う。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
通信手段の確保	総括部隊(総務班)	【発災直後】 固定及び移動通信網等途絶後速やかに	・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関) ・固定通信網や移動体通信網の通信事業者
通信途絶時の対応	総括部隊(総務班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 警察部隊	【通信途絶時】 県防災通信ネットワーク等が機能低下又は停止し、通信確保が困難な防災機関を認知した時点	・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関)
通信設備の応急復旧	総括部隊(総務班)	【発災24時間以内】 通信設備の故障等が判明した時点	・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関)
通信設備の機能維持	総括部隊(総務班)	【発災72時間以内】 長期停電等のおそれが判明した時点	・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

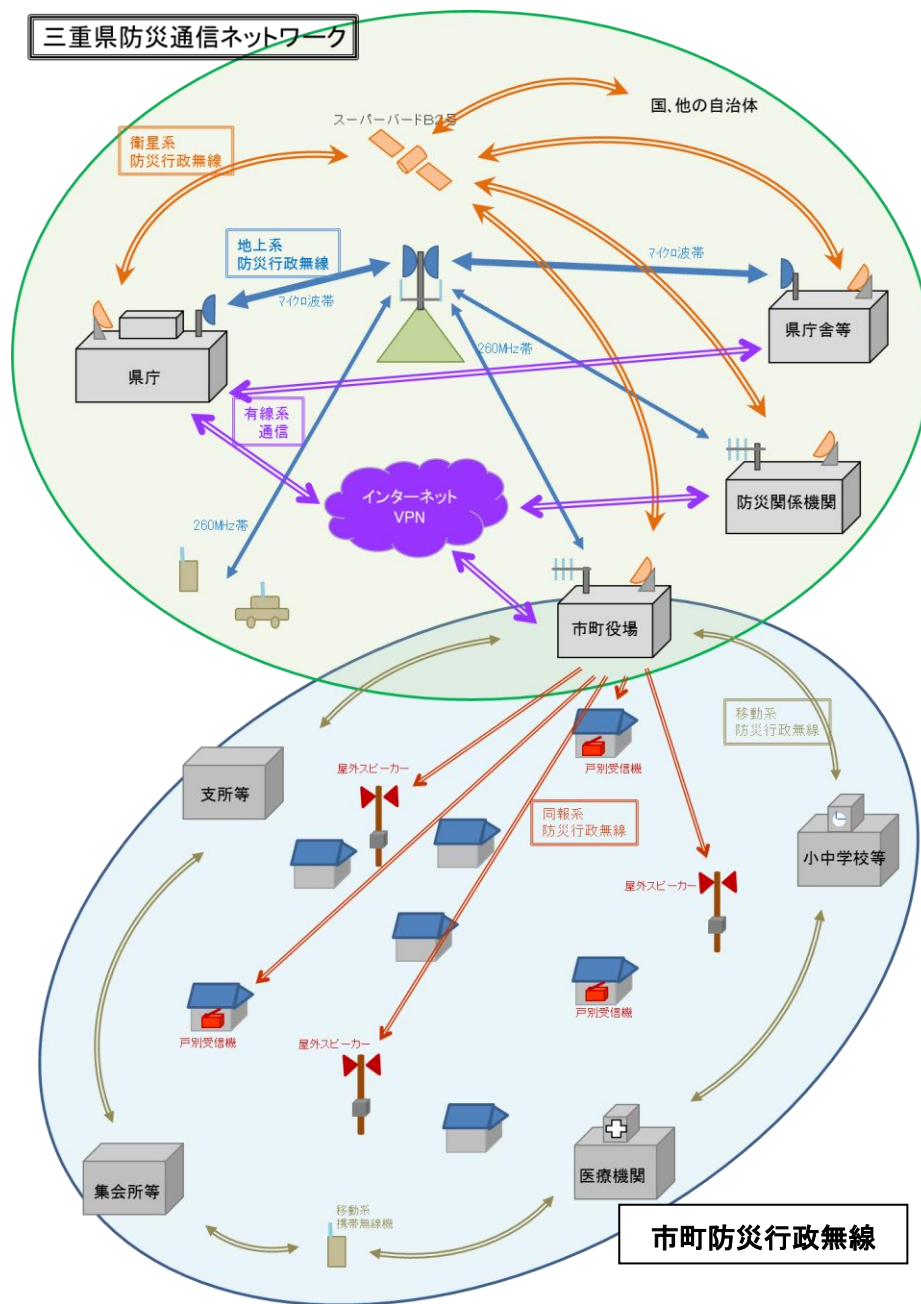
■計画関係者共通事項等

1 災害時に用いる通信手段の概要

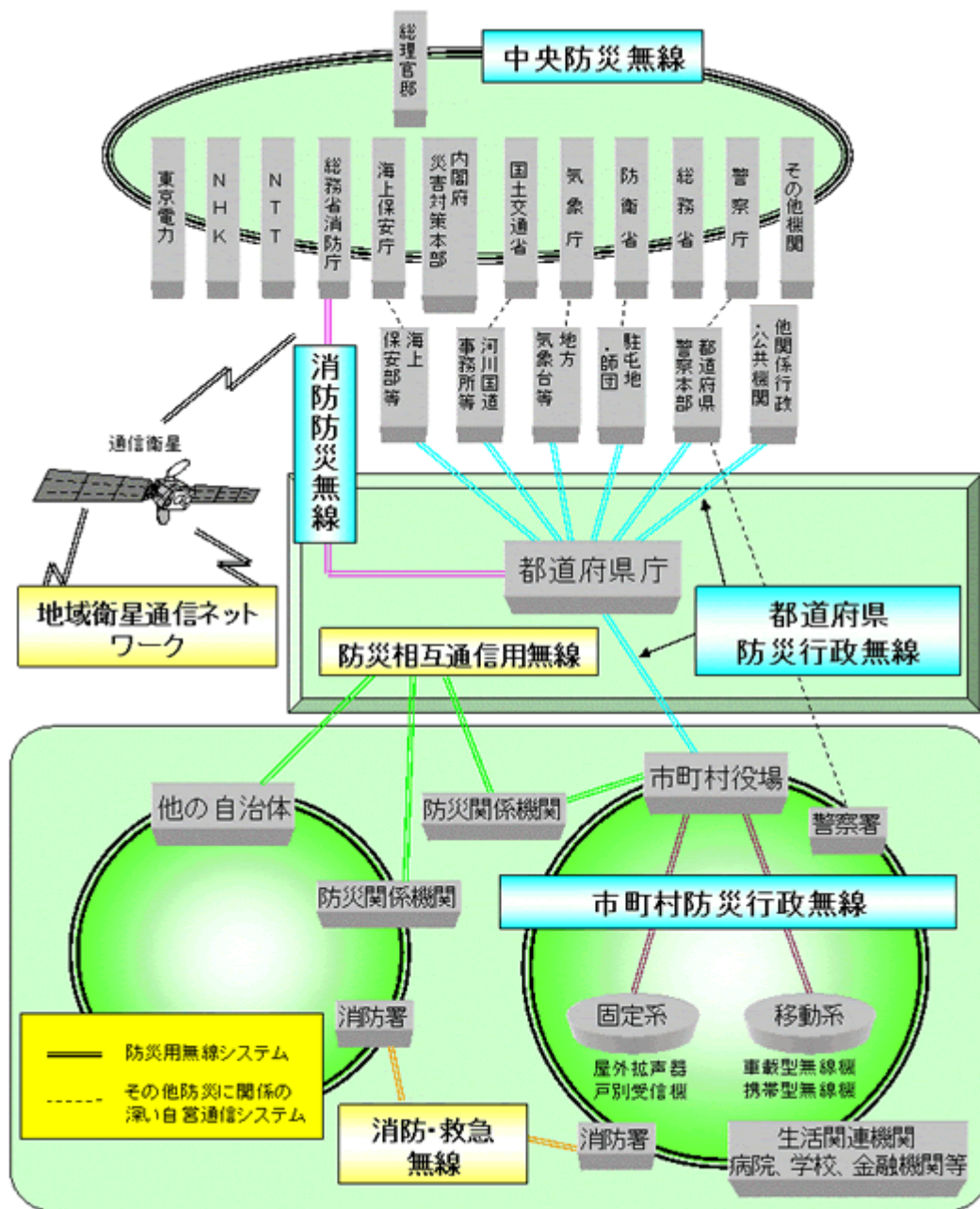
通信手段	種類	概要	課題
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な通信手段で取り扱いが容易 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	<ul style="list-style-type: none"> 地上系及び衛星系無線は、県と市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国関係機関との間で通信可能 地上系無線は雨雲等の影響を受けにくいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い 有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するための通信ネットワークで、大容量データ通信が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に対し相対的に弱い
市町防災行政無線	地上系無線	<ul style="list-style-type: none"> 市町から住民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための同報系と関係機関、公用車等に配備する移動系からなる 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、相対的に弱い
地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	<ul style="list-style-type: none"> 衛星系無線設置市町が国や全国自治体と直接連絡可能 	<ul style="list-style-type: none"> 風水害に対し、相対的に弱い
消防防災無線	地上系無線 衛星系無線	<ul style="list-style-type: none"> 県と消防庁間の電話、FAX及び消防庁からの一斉通報が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地上系無線は地震に、衛星系無線は風水害に対し、相対的に弱い
中央防災無線	地上系無線 専用有線回線	<ul style="list-style-type: none"> 県と中央省庁等間の電話、FAX及びテレビ会議等が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、相対的に弱い
三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ.jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ.jp」ホームページにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある

消防救急無線	地上系無線	・消防本部⇔消防署、消防車・救急車等の間の無線網	・地震に対し、相対的に弱い
衛星携帯電話	衛星携帯電話	・通信インフラの整備されていない場所での通話が可能	・風水害に対し、相対的に弱い ・衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない

県内無線系統イメージ図



全国の無線システムイメージ図



(総務省ホームページより)

■県が実施する対策

1 通信手段の確保(総括部隊<総務班>)

総括部隊(総務班)は、以下により関係機関等との通信手段の状況を確認し、使用可能な通信手段を把握するとともに、通信手段の確保に努める。

また、使用可能な通信手段の状況をもとに、各関係機関への通信方法を検討し、情報収集・伝達活動を行う総括部隊(情報班)に対し、通信方法や使用する通信機器等についての助言を行う。

(1) 通信状況の確認及び通信回線の確保

総括部隊(総務班)は、別表1に掲げる各関係機関との通信状況を速やかに確認し、公衆の固定通信

網や移動通信網が途絶え、一般的な通信手段が使用できない場合は、三重県防災通信ネットワーク等により、県と市町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

また、通信インフラやサーバ等の設備の被災等によりインターネット回線に接続ができない場合、同回線を利用して市町被害情報等を収集する三重県防災情報システムが使用できなくなるため、この場合も三重県防災通信ネットワーク等を使用して情報収集等を行う。

(2) 避難関連情報の伝達の優先

急激な河川水位の上昇や土砂災害警戒情報の発令など、避難判断情報等の伝達の必要がある市町で通信が途絶している場合には、それら市町を最優先して通信確保に努める。

(3) 通信統制の実施

三重県防災通信ネットワーク等による無線通信を円滑に行わせるため必要と認めるときは、統制管理者（三重県防災対策部長）は、普通通信を制限し、又は、通信統制を行い中止させることができる。

(4) 通信施設等の障害情報の報告

通信施設等の障害が発生した場合は、障害情報を総務省（東海総合通信局）に連絡する。

(5) 通信規定等

通信規定等については、「三重県防災行政無線通信の取扱等に関する訓令」（平成6年三重県訓令第6号）に定めるところによる。

防災通信ネットワーク設置個所一覧表

(令和5年3月現在)

種別等	設置個所数	設置場所等
地上系設備	中継所	24 多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面
	県庁舎等	13 県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	43 全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)
	消防本部	15 全消防本部
	警察関係	19 県警察本部、全警察署
	医療関係	21 総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕
	報道関係	3 NHK津、三重テレビ、三重エフエム
	県地域機関 県関係	19 君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、ダイバーシティ社会推進課 NPO 班、動物愛護センター、四日市港管理組合、防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀広域、北勢広域)、下水道(北勢北部、北勢南部、中南勢雲出、中南勢松阪、中南勢宮川)
	国関係	7 津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点
	ライフライン関係	5 三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT 西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内ch渡し〕
計	169	
衛星系設備	県庁舎等	11 県庁、県庁舎(志摩以外9)、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	31 全市町役場(防災担当課)
	消防本部	15 全消防本部
	警察関係	1 県警察本部
	医療関係	7 総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕
	県地域機関 県関係	10 君ヶ野ダム、宮川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀広域、北勢広域)
	国関係	3 久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部
	計	78
有線系設備	県庁舎等	13 県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	39 全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)
	消防本部	16 全消防本部、三重北消防指令センター
	警察関係	1 県警察本部
	医療関係	1 日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕
	県地域機関 県関係	12 君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀広域、北勢広域)
	国関係	2 久居自衛隊、明野自衛隊航空学校
	計	84

(別表1)

関係機関等名	通信手段	代替手段等
県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系、有線系) 三重県防災情報システム 三重県広域災害・救急医療情報システム(EMIS) インターネットメール 衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣
地方部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系、有線系) 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣
県単独庁舎等 <ul style="list-style-type: none"> 消防学校 航空隊事務所 東京事務所 県管理ダム 企業庁水道事務所 ダイバーシティ社会推進課 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク(地上系(東京事務所除く)、衛星系(航空隊(可搬型)、東京事務所、有線系(NPO、下水道事務所、東京事務所除く)) インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣
その他県単独庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣
県内市町	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系、有線系) 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 連絡員派遣 非常通信ルート
県警察 <ul style="list-style-type: none"> 警察本部 警察署 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系(警察本部のみ)) インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣
海上保安庁 <ul style="list-style-type: none"> 第四管区海上保安本部 四日市海上保安部 鳥羽海上保安部 尾鷲海上保安部 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク(地上系(海上保安本部を除く)、衛星系(海上保安本部)) インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣

第4部 発災後の応急対策
第1章 災害対策本部活動の実施

自衛隊 ・陸上自衛隊第33普通科連隊 ・陸上自衛隊航空学校	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） インターネットメール 	・連絡員派遣
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣 （代表機関のみ）
国機関	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系（東海農政局三重県拠点のみ）） 中央防災無線 地域衛星通信ネットワーク インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣 （中部地方整備局、東海農政局）
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 地域衛星通信ネットワーク インターネットメール 	—
津地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	・連絡員派遣
四日市港管理組合	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系、有線系） インターネットメール 衛星携帯電話 	—
報道機関 ・NHK津放送局 ・三重テレビ放送 ・三重エフエム放送	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	—
通信事業者 ・NTT西日本三重支店	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	・連絡員派遣
その他通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	—
ガス事業者 ・東邦ガスネットワーク供給防災部 供給防災センター	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	・連絡員派遣
その他ガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	—
交通事業者 ・三重交通	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	—
その他交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	—
電気事業者 ・中部電力パワーグリッド三重支社 ・JERA西日本支社	<ul style="list-style-type: none"> 三重県防災通信ネットワーク（地上系（中部電力パワーグリッド三重支社のみ）） 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	・連絡員派遣

その他電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	—
三重県医師会	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク (地上系) 三重県広域災害・救急医療情報システム (EMIS) インターネットメール 	・連絡員派遣
三重県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県広域災害・救急医療情報システム (EMIS) インターネットメール 	・連絡員派遣
三重県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網・移動体通信網 インターネットメール 	・連絡調整員
三重県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網・移動体通信網 インターネットメール 	—
日本赤十字社三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク (衛星系、地上系) インターネットメール 	・連絡員派遣
三重県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	・連絡員派遣
みえ災害ボランティア支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	・連絡員派遣
日本水道協会三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	・連絡員派遣
中日本高速道路株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	・連絡員派遣
運送事業者 ・三重県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク (地上系) インターネットメール 	・連絡員派遣
医療機関 <ul style="list-style-type: none"> 三重大学付属病院 伊勢赤十字病院 鈴鹿中央総合病院 松阪市民病院 尾鷲総合病院 紀南病院 上野総合市民病院 市立四日市病院 いなべ総合病院 済生会松阪総合病院 厚生連松阪中央総合病院 名張市立病院 三重中央医療センター 県立総合医療センター 志摩病院 伊勢市立伊勢総合病院 桑名市総合医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク (衛星系 (三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター)) (地上系 (三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、厚生連松阪中央総合病院、志摩病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター)) 三重県広域災害・救急医療情報システム (EMIS) インターネットメール 	—

2 通信途絶時の対応

(1) 無線機材の配置(総括部隊<総務班>)

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、被害状況等を把握するため、総括部隊(総務班)は無線機材を災害現地に配置し、災害状況報告及び県災対本部からの通報事項等に関する通信が確保できるように努める。

なお、浸水被害が発生した場合など、市町等の保有する無線機器や通信施設が損傷し、機能が低下、もしくは停止し、緊急に情報を伝達する必要がある場合は、総括部隊(総務班)は、以下の無線機材等の貸し出しを行うなど、通信確保の支援を行う。

また、移動通信機器(衛星携帯電話、簡易無線等)を保有する防災関係機関に対し、必要に応じて貸出の要請を行う。

- ① 本庁及び各庁舎に配備している地上系携帯型防災行政無線機器
- ② 本庁、防災ヘリコプター管理事務所、県広域防災拠点及び各消防本部に配備している衛星系可搬型防災行政無線機器
- ③ 国立大学法人三重大大学の練習船勢水丸及び三重大学内に配備している地上系防災行政無線機器

(2) 県と市町防災行政無線による非常時の通信(総括部隊<総務班>)

三重県防災通信ネットワークの地上系防災行政無線のシステムを共用して移動系防災行政無線を構築した市町及び、県と市町移動系防災行政無線とで通信の互換性を有する市町にあっては、「非常時の通信に関する応援協定」に基づき、相互通信(県と市町移動系防災行政無線とが相互に通信すること)を提供する。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害情報の収集・伝達上必要があれば、市町は県に対して相互通信を要請する。また県は、市町から応援要請が無い場合でも、必要と思われる場合は、相互通信を提供する。

(3) 警察通信(警察部隊)

警察無線設備を通じて通信する場合、あらかじめ指名された通信統制官(警察本部通信指令課長)又は警察署長に対して、使用する通信設備及び理由、通信の内容並びに発受信者等を事前に申し出て、その承認を得た上で使用する。

(4) 国土交通省の水防道路用マイクロ無線網による通信(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

国土交通省(本省、各地方整備局、各河川・道路事務所・出張所)と都道府県、独立行政法人水資源機構、中日本高速道路株式会社等の間を結ぶ通信網で、県(県土整備部)を通じて使用する。

(5) 非常通信ルートの確保(総括部隊<総務班>)

災害などで、三重県防災通信ネットワーク等の通信確保が困難と認められるときは、非常通信事務必携に従い、東海地方非常通信協議会事務局(東海総合通信局)と協議の上、国等の防災関係機関の協力を得て通信を確保する。

(6) アマチュア無線等の活用(総括部隊<総務班>)

アマチュア無線や漁業無線の活用等、地域の無線ネットワークの活用を図る。

(7) 通信の臨時確保の要請

三重県広域受援計画に基づき、通信支障の発生状況を確認し、通信の臨時確保のニーズ調査を行う中で、県施設の通信途絶が発生している場合は、県内の電気通信事業者に対して、通信の臨時確保の要請を行う。県内の電気通信事業者で対応できない場合は、国の緊急災害対策本部に対して要請を行う。

3 通信設備の応急復旧(総括部隊<総務班>)

三重県防災通信ネットワークの機器や通信施設が損傷し、機能が低下、もしくは停止した場合には、必要な要員や無線機材等を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

4 通信設備の機能維持(総括部隊<総務班>)

停電等に備え、通信機器用非常用発電設備の燃料確保等、通信設備の機能維持対策を行う。

■市町が実施する対策

市町防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

1 通信手段の確保

市町は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、市町防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、警戒レベルを付した避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、市町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 通信手段の確保
- (2) 通信途絶時の対応
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<固定通信事業者が実施する対策>

1 応急措置

(1) 各施設等に対する応急措置

ア 交換所

洪水・高潮等に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

イ トラフィック疎通状況、交換機等通信設備の監視強化

- ① 対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。
- ② 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

ウ 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

2 応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。

なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

(1) 緊急復旧（初動体制）

発災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

①対策

- ・ 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- ・ テレビ・放送回線の救済

- ・ 長期避難所への特設公衆電話設置

②復旧方法

- ・ 移動無線機等の活用
- ・ 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- ・ 中継送路のマイクロ方式による救済
- ・ 自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

① 対策

- ・ 重要加入者及び重要専用線の救済
- ・ 公衆電話の復旧
- ・ 孤立地域（村落）の通信途絶解消

② 復旧方法

- ・ 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
- ・ 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

<移動通信事業者が実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ① 設備の常時監視により被災状況の情報収集を行う。
- ② 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を行う。

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ① 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- ② 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ③ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- ④ 住民に対して協力を要請する事項
- ⑤ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

(4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要がある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

2 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設

備による復旧工事等により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

3 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

<東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）が実施する対策>

1 非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びMCA無線）や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、県、市町は必要に応じて要請を行う。

<その他の防災関係機関が実施する対策>

1 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には、「<計画関係者共通事項等> 1 災害時に用いる通信手段の概要」に掲げるいずれかの通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築する。

2 通信手段が確保できない場合の対応

(1) 非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信ルートを利用して通信する。

(2) 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

(3) 県災対本部への連絡員派遣

県災対本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じて連絡員を県災対本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努める。

3 通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下、もしくは停止した場合には、必要な要員や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等 (発災3)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、救助班、総務班）

第1項 活動方針

○ 県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合、迅速に派遣要請等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
自衛隊への第一報の報告	総括部隊(総括班)	【発災1時間以内】 災害発生情報入手直後	・被害状況(市町・県)
派遣及び応急措置の実施要請	総括部隊(総括班、救助班)	【発災3時間以内】 災害対策統括会議での意思決定後速やかに	・被害状況(市町・県) ・応援要請(市町)
受入体制の整備	総括部隊(救助班)	【発災6時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況(自衛隊・海上保安庁) ・受入状況(市町)
経費の負担区分の協議	総括部隊(総務班)	【発災24時間以内】 受入体制整備後、速やかに	・派遣状況(自衛隊・海上保安庁、県・市町)
撤収要請	総括部隊(総括班、救助班)	【支援が不要な状況になった時点】 災害対策統括会議での意思決定後速やかに	・活動状況(自衛隊・海上保安庁) ・撤収要請(市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 自衛隊災害派遣要請

(1) 第一報の報告(総括部隊<総括班>)

災害発生後速やかに、自衛隊に対して、自衛隊が派遣準備できるように第一報を入れる。

- 第一報：自衛隊が、正式な要請があったときに迅速に対応できるよう、派遣初動の準備体制を強化するための最低限の情報

(2) 派遣要請(総括部隊<総括班>)

知事は、市町長から別紙1などによる派遣要請の要求を受け、その派遣要請の事由を適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、別紙2により陸上自衛隊第33普通科連隊長へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

- 派遣要請窓口：陸上自衛隊第33普通科連隊 第3科

なお、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

《災害派遣要請の基準:3原則(公共性、緊急性、非代替性)》

- 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が必要な場合であって、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

《要請書に記載する事項》

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。)
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 連絡場所及び連絡者
- ⑤ その他参考となる事項

(3) 派遣部隊の受入体制の整備(総括部隊<救助班>)

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市町にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、市町その他関係機関相互の連絡調整にあたる。

(4) 経費の負担区分の協議(総括部隊<総務班>)

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

なお、自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として当該部隊が活動した地域の市町が負担するものとし、下記を基準とする。

- ① 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ② 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備費を含む)及び入浴料
- ③ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理
- ④ 県・市・町が管理する有料道路の通行料

(5) 派遣部隊の撤収要請(総括部隊<総括班、救助班>)

市町長から別紙3による撤収要請を受けた場合、又は自らの判断で自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認める場合、知事は、市町その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、別紙4により、撤収の要請を行う。

2 海上保安庁への応急措置の実施要請

(1) 応急措置の実施要請(総括部隊<総括班>)

知事は、市町長から別紙5などによる要請を受け、その要請の事由を適当と認めた場合、又は自らの判断で海上保安庁の応急措置の実施が必要と認める場合は、基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、別紙6により第四管区海上保安本部長へ応急措置の実施要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

- 派遣要請窓口：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課

なお、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

《応急措置の実施要請事項》

- ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ③ その他、県が行う災害応急対策の支援

《要請書に記載する事項(例)》

- ① 災害の状況及び応急措置を必要とする事由
- ② 応急措置を希望する期間
- ③ 応急措置を希望する区域及び活動内容
- ④ 連絡場所及び連絡者
- ⑤ その他参考となる事項

(2) 応急措置の受入体制の整備（総括部隊＜救助班＞）

知事は、海上保安庁の応急措置の実施が決定したときは、市町にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、市町その他関係機関相互の連絡調整にあたる。

(3) 経費の負担区分の協議（総括部隊＜総務班＞）

応急措置活動に要した経費は、海上保安庁と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

(4) 応急措置の撤収要請（総括部隊＜総括班、救助班＞）

市町長から別紙7による撤収要請を受けた場合、又は自らの判断で海上保安庁の応急措置の必要がなくなつたと認める場合、知事は、市町その他関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえで別紙8により、撤収の要請を行う。

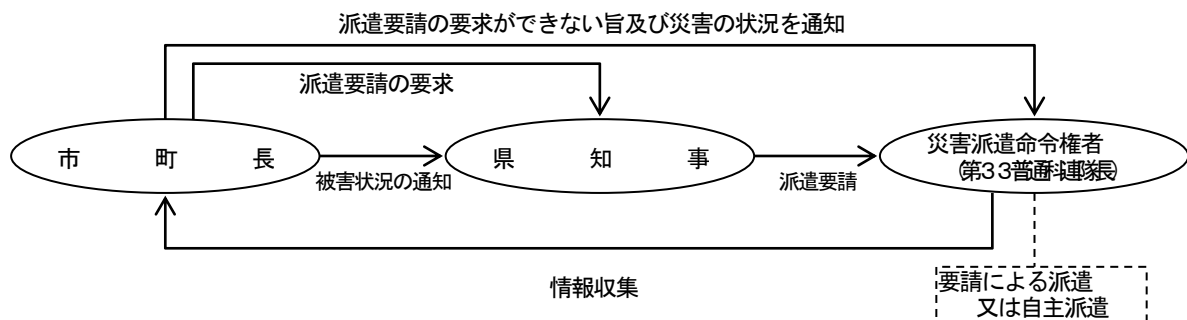
■市町が実施する対策

1 県への自衛隊災害派遣要請の要求

(1) 手続き

市町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、地域防災総合事務所長等を経由し、別紙1により、知事（総括班）へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、市町長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該市町の地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、市町長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。



《災害派遣要請の基準:3原則(公共性、緊急性、非代替性)》

- ① 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- ② 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

(2) 派遣部隊の受入体制の整備

市町は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ① 派遣部隊と市町との連絡窓口及び責任者の決定

- ② 作業計画及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- ④ 住民の協力
- ⑤ 派遣部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の市町が協議して負担区分を決める。

(4) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市町長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、別紙3により、知事へ撤収要請を行う。

2 県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求

(1) 手続き

市町長は、災害応急対策のため、海上保安庁の応急措置の実施を必要とするときは、要請する事項を明らかにして、地域防災総合事務所長等を経由し、別紙5により、知事(総括班)へ応急措置の実施要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事(総括班)へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、市町長が知事に応急措置の実施要請を求めることができない場合は、直接海上保安部又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。ただし、この場合、市町長は、事後速やかにその旨を知事に連絡しなければならない。

《支援要請事項》

- ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ③ その他、県が行う災害応急対策の支援

(2) 応急措置の実施部隊の受入体制の整備

市町は、海上保安庁からの応急措置の実施部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ① 応急措置の実施部隊と市町との連絡窓口及び責任者の決定
- ② 作業計画及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- ④ 住民の協力
- ⑤ 応急措置の実施部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

応急措置の実施部隊が活動に要した経費は、海上保安庁と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

(4) 応急措置の撤収要請

応急措置目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市町長は、知事その他関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ別紙7により、撤収の要請を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 県への自衛隊災害派遣要請の要求
- (2) 県への自衛隊災害派遣部隊の撤収要請
- (3) 県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求
- (4) 県への海上保安庁の応急措置の撤収要請

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 災害時の自主派遣（自衛隊法第83条第2項ただし書規定）

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待つとまがない場合においては、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

《自主派遣の判断基準》

- ① 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
- ② 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- ④ その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

2 災害派遣時に実施する救援活動（防衛省防災業務計画 第三 8災害派遣時に実施する救援活動）

- ① 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- ② 避難の援助（誘導、輸送）
- ③ 遭難者等の捜索救助
- ④ 水防活動
- ⑤ 消防活動
- ⑥ 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑨ 炊飯及び給水の支援
- ⑩ 救助物資の無償貸与又は譲与
- ⑪ 危険物の保安及び除去等

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町長等、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町長等に通知しなければならない。

- ① 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- ② 避難の措置・立入
- ③ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- ④ 他人の土地等の一時使用等
- ⑤ 現場の被災工作物等の除去等
- ⑥ 住民等を応急措置の業務に従事させること

4 連絡員の派遣

災害発生時等、県と連携して災害応急対策活動等に当たる場合は、県又は、市町災対本部に連絡員（リエゾン）を派遣し、災対本部との調整・連絡にあたらせる。

<海上保安庁の対策>

1 海難等の救助活動

海上保安庁は、海難等の救助活動等を行う。

また、原則として、救助活動等に必要な資機材を携行する。

自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

(別紙1) 災害派遣要請書(知事あて)

年 月 日

知事あて

(市町長) 印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 派遣を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

第4部 発災後の応急対策
第1章 災害対策本部活動の実施

(別紙2) 災害派遣要請書(陸上自衛隊第33普通科連隊長あて)

年 月 日

陸上自衛隊第33普通科連隊長 様

三重県知事 印

自衛隊の災害派遣要請について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づき自衛隊の派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 派遣を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙3) 撤収要請書 (知事あて)

年 月 日

知 事 あ て

(市町長) 印

自衛隊の撤収要請要求について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

第4部 発災後の応急対策
第1章 災害対策本部活動の実施

(別紙4) 撤収要請書(陸上自衛隊第33普通科連隊長あて)

年 月 日

陸上自衛隊第33普通科連隊長 様

三重県知事 印

自衛隊の撤収要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式

(別紙5) 応急措置実施要請書(知事あて)

年 月 日

知事あて

(市町長) 印

海上保安庁の応急措置の実施要請要求について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び応急措置を要請する事由
災害の状況(特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。)
応急措置を要請する事由
- 2 応急措置を希望する期間
- 3 応急措置を希望する区域及び活動内容
 - (1) 応急措置を希望する区域
 - (2) 応急措置を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙6) 応急措置実施要請書(第四管区海上保安本部長あて)

年 月 日

第四管区海上保安本部長 様

三重県知事 印

海上保安庁の応急措置の実施要請について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を要請します。

記

- 1 災害の状況及び応急措置を要請する事由
災害の状況(特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。)
応急措置を要請する事由
- 2 応急措置を希望する期間
- 3 応急措置を希望する区域及び活動内容
 - (1) 応急措置を希望する区域
 - (2) 応急措置を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙7) 撤収要請書 (知事あて)

年 月 日

知 事 あ て

(市町長) 印

海上保安庁の応急措置撤収要請要求について

このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 応急措置の実施要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

第4部 発災後の応急対策
第1章 災害対策本部活動の実施

(別紙8) 撤収要請書(第四管区海上保安本部長あて)

年 月 日

第四管区海上保安本部長 様

三重県知事 印

海上保安庁の応急措置撤収要請について

このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 応急措置の実施要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 (発災)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、派遣班、広聴広報班）

第1項 活動方針

- 災害が発生した場合、速やかに情報を収集するとともに、その情報を分析し、災害対策活動方針を検討するための体制を確保する。
- 県民に対し、速やかに正確な災害情報等を提供するための広報体制を整え、運用する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集	総括部隊 (情報班、派遣班)	【発災直後】 災害発生の情報を得た後速やかに	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)
災害情報の分析	総括部隊 (総括班)	【発災直後】 災害情報を収集次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)
情報の伝達	総括部隊 (総括班)	【発災後3時間以内】 災害情報の整理ができ次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)
県民への情報提供	総括部隊 (広聴広報班)	【発災後3時間以内】 災害情報の整理ができ次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)
県民対応窓口の設置	総括部隊 (広聴広報班)	【発災後24時間以内】 県民からの問い合わせ状況により	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害情報の収集、分析、伝達

(1) 災害情報の収集

① 災害発生情報の収集（総括部隊<情報班>）

洪水や高潮、土砂災害等の災害が発生したとの情報を得た場合は、速やかに災害の種別、場所、規模及び人的被害の有無等について、地方部を通じ被災市町からの情報収集に努める。

また、被災地域に避難指示（緊急）等が発令されているかを確認し、発令されていない場合は、必要に応じ当該市町に対し、発令を促す。

なお、災害情報等の収集は、防災情報システムによることを原則とするものの、必要に応じメールやFAX、電話や防災行政無線等を活用し、迅速な情報収集に努める。

② 市町からの情報収集が困難な時の対応（総括部隊<総括班、派遣班>）

災害の発生等により、市町からの必要な情報の収集に支障をきたす場合は、「第2節 通信機能の確保」に掲げる通信手段により当該市町との通信を確保するとともに、職員の安全が確保できる範囲内で、必要に応じ当該市町に緊急派遣チーム又は地方部派遣チームを派遣もしくは増派する等により、

情報収集体制の確保に努める。

③ その他の機関の情報の活用（総括部隊＜総括班、情報班＞）

必要に応じて、警察や消防機関、海上保安庁、JAXA、ドローン関係団体等から被災地における被害情報等の収集を行う。

また、テレビやインターネット等による災害関連情報の収集に努める。

(2) 災害情報の分析（総括部隊＜総括班＞）

収集した災害情報は、速やかに各部隊及び地方部との共有を図る。

また、災害情報を分析し、災害対策活動方針や災害対策活動体制の増強の検討を行うとともに、人的被害が発生している又は発生するおそれがある場合等においては、自衛隊の災害派遣要請を行う等、救助・救出のための体制整備の検討を行う。

(3) 情報の伝達（総括部隊＜総括班＞）

① 被災市町への情報伝達

被災市町に対し、発生した災害に対する県の災害対策活動方針や自衛隊派遣要請の必要性等を伝達・確認するとともに、被災市町の県への要望等の聴き取りを行う。

② 近隣市町等への情報伝達

被災市町での災害情報の概要について、近隣市町や同様の気象事象の発生が見込まれる市町等に対して情報共有を行い、災害発生に対する警戒を促す。

③ 防災関係機関等への情報伝達

県の災害対策活動の実施に関する防災関係機関等に対し、災害情報や県の災害対策活動方針等についての情報共有を図る。

2 県民への広報・広聴

(1) 県民への情報提供（総括部隊＜広聴広報班＞）

以下に掲げる県民に必要な情報について、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」により情報伝達を行うとともに、必要に応じてテレビ、ラジオ等の電波媒体、新聞紙面、広報誌等の印刷媒体等を活用し、広く県民に必要な情報が伝わるよう努める。

【広報内容】

- ① 災害の発生状況
- ② 災害による被害の状況
- ③ 気象状況
- ④ 災害対策本部に関する情報
- ⑤ 救助・救出に関する情報
- ⑥ 避難に関する情報
- ⑦ 被災者の安否に関する情報
- ⑧ 二次災害危険性に関する情報
- ⑨ 主要道路状況
- ⑩ 公共交通機関の状況
- ⑪ ライフラインの状況
- ⑫ 医療機関及び救護所等の状況
- ⑬ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑭ 公共土木施設状況
- ⑮ 防疫・衛生に関する情報
- ⑯ 教育施設及び学生・児童・生徒に関する情報
- ⑰ ボランティア及び支援に関する情報
- ⑱ 住宅に関する情報
- ⑲ 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）

上記の情報提供にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

県民に対して広範囲にかつ迅速に災害時の情報を伝達できる報道機関に対して、総括部隊（広聴広報班）は、災害、復旧に関する情報を迅速に提供する。また、報道機関が独自に行う取材活動についてもできる限り協力する。

また、避難情報等に関しては、Lアラート（災害情報共有システム）を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。

(2) 県民対応窓口の設置（総括部隊＜広聴広報班＞）

必要に応じ、県民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、県民対応窓口を設置する。

■市町が実施する対策

1 災害情報の報告

(1) 災害情報の収集・報告

市町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに地方部を通じ、県災対本部へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、通信の途絶等により県災対本部に連絡できない場合は、市町から直接、消防庁へ連絡する。

(2) 応急対策活動情報の報告

市町は、災害発生に伴い実施する応急対策の活動状況を、地方部を通じて県災対本部へ報告する。

2 住民への広報・広聴

(1) 住民への情報提供

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなど、的確な情報の提供に努める。

【広報内容】

- ① 災害の発生状況
- ② 災害による被害の状況
- ③ 気象状況
- ④ 災害対策本部に関する情報
- ⑤ 救助・救出に関する情報
- ⑥ 避難に関する情報
- ⑦ 被災者の安否に関する情報
- ⑧ 二次災害危険性に関する情報
- ⑨ 主要道路状況
- ⑩ 公共交通機関の状況
- ⑪ ライフラインの状況
- ⑫ 医療機関及び救護所等の状況
- ⑬ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑭ 公共土木施設状況
- ⑮ 防疫・衛生に関する情報

第4部 発災後の応急対策
第1章 災害対策本部活動の実施

- ⑯ 教育施設及び学生・児童・生徒に関する情報
- ⑰ ボランティア及び支援に関する情報
- ⑱ 住宅に関する情報

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

市町長が報道機関(ケーブルテレビを除く)による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

また、避難情報等に関しては、Lアラート(災害情報共有システム)を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。

(2) 住民対応窓口の設置

必要に応じ、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 県への自衛隊派遣要請の要求
- (2) 県への自衛隊派遣部隊の撤収要請
- (3) 県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求
- (4) 県への海上保安庁の応急措置の撤収要請
- (5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 被害状況等の収集、連絡(海上保安庁)

(1) 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した、あるいは通報を受けた海上保安官は、その旨を速やかに市町長に通報する。

■住民が実施する対策

1 被害状況等の収集、連絡

(1) 異常現象の発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町長又は警察官もしくは海上保安官に通報するよう努める。

第5節 応援・受援体制の整備 (災5)

【主担当部隊】：総括部隊（応援・受援班）

第1項 活動方針

<p>《応援体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県が締結している各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築し、積極的に被災地へ向けて展開する。 ○ 三重県市町災害時応援協定等に基づく市町間の応援体制の調整を迅速に行う。 <p>《受援体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 風水害では被害が局所的であることが多いことから、三重県市町災害時応援協定に基づく県内市町間の応援・受援調整を基本とする。 ○ ただし、県内市町間の調整で応援要員・救援物資等の資源が不足する場合は、国に対する要請、各協定等に基づく要請、及び三重県広域受援計画に基づき、応援要員・救援物資等の受け入れを迅速に行い、被災地へ効果的に展開する。
--

第2項 主要対策項目

応援体制（県内被災地へ）

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理	総括部隊 (応援・受援班)	随時	・被災状況(要請元自治体) ・応援要請内容(資源(人・物)等)
連絡要員の派遣	総括部隊 (応援・受援班)	【発災前】被害が予想される場合 【発災 48 時間以内】 ・各協定に基づく派遣基準	・被災状況(要請元自治体) ・移動ルート
応援内容の検討及び市町間の調整	関係部隊	【要請受理後直ちに】	・対応可能な資源(人・物)の確保状況(各部局)
応援市町への応援要請	関係部隊 総括部隊 (応援・受援班)	【要請受理後 24 時間以内】	・対応可能な資源(人・物)の状況(市町)
応援体制の構築	関係部隊	【要請受理後 72 時間以内】	・具体的な要請内容、進出拠点、(要請元自治体)

応援体制（県外被災地へ）

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請の受理	総括部隊 (応援・受援班)	随時	・被災状況(要請元自治体) ・応援要請内容(資源(人・物)等)
連絡要員の派遣	総括部隊 (応援・受援班)	【発災 48 時間以内】 ・各協定に基づく派遣基準	・被災状況(要請元自治体) ・移動ルート

応援内容の検討及び市町間の調整	関係部隊	【要請受理後直ちに】	・対応可能な資源(人・物)の確保状況(各部局)
応援市町への応援要請	総括部隊	【要請受理後 24 時間以内】	・対応可能な資源(人・物)の状況(市町)
応援体制の構築	関係部隊	【要請受理後 72 時間以内】	・具体的な要請内容、進出拠点、(要請元自治体)

受援体制（県外及び県内自治体等から）

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請	総括部隊 (応援・受援班)	【発災 12 時間以内】	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況
国に対する要請	総括部隊 (応援・受援班)	【発災 12 時間以内】	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況
連絡要員の受け入れ	総括部隊 (応援・受援班)	【発災 48 時間以内】	・受け入れ時期・人数等(応援自治体)
具体的な要請内容の検討	関係部隊(班)	【発災 48 時間以内】	・不足している資源(人・物)の状況(地方部・市町等)
受援体制の構築	関係部隊(班)	【発災 72 時間以内】	・受け入れ時期・資源(人数・数量)・場所

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

＜応援体制＞

1 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理（総括部隊＜応援・受援班＞）

三重県市町災害時応援協定をはじめとする各協定及び基本法第 68 条に基づく応援要請について確実に受理を行う。

2 緊急派遣チームの派遣（総括部隊＜派遣班＞）

県は必要に応じて、被災市町へ情報収集のための職員を派遣する。特に台風や前線による豪雨等、気象予報によってあらかじめ災害が予想される場合、通信の途絶等により、被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合、又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り速やかに被災市町へ職員を派遣する。

派遣された職員は、県災対本部と緊密に連絡を取りながら、被災市町の被害状況及び応援ニーズを的確に把握するよう努める。

3 応援内容の検討及び市町間の調整（関係部隊）

応援要請を受理した場合、直ちに被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行う。

また、応援可能な資源（人・物）の確保に努めるとともに、県内の応援可能な市町の資源（人・物）について確認し、県からの応援及び市町間の応援内容の調整を行う。

応援が不可能な場合は、直ちに要請連絡先へその旨を報告することとする。

4 応援市町への応援要請（関係部隊）

県は、3による調整が完了した場合には、関係市町へ応援要請を行う。

5 応援体制の構築（関係部隊）

県は、応援要請に基づく県の応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、県の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保しておく。

応援活動の実施にあたっては、県が行う応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

○県外被災地への応援の場合

1 各協定等に基づく応援要請の受理（総括部隊＜応援・受援班＞）

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書をはじめとする各協定及び基本法第74条第1項並びに第74条の3第2項や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援の要求について確実に受理を行う。

2 連絡要員の派遣（総括部隊＜応援・受援班＞）

県は、全国知事会や応援協定主管府県等の要請があった場合、応援要請があった被災都道府県へ連絡要員を派遣する。なお、被害が甚大で応援要請が行えない場合においては、必要に応じ、自主的に連絡要員を被災都道府県へ派遣する。

連絡要員は、県と緊密に連絡を取りながら、被災都道府県の応援ニーズを的確に把握することに努める。

3 応援内容の検討及び市町間の調整（関係部隊）

応援要請を受理した場合、直ちに被災都道府県と活動エリア・活動内容・期間について調整を行う。また、応援可能な資源（人・物）を確保する。

応援内容によって県内市町からの応援が必要と認められる場合には、県内市町間の応援内容の調整を行う。

応援が不可能な場合は、直ちに要請連絡先へその旨を報告することとする。

4 応援市町への応援要請（関係部隊）

県は、3によって調整が完了した場合には、県内市町へ応援要請を行う。

5 応援体制の構築（関係部隊）

県は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、県の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員を予め確保する。

応援活動の実施にあたっては、県の応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

《受援体制》（県外及び県内自治体等からの受援）

1 各協定等に基づく応援要請（総括部隊＜応援・受援班＞）

県は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第74条や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づき、他の都道府県に対し応援を求め、応急措置及び災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、県内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

2 国に対する要請（総括部隊＜応援・受援班＞）

県は、県内市町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認められるときは、基本法第70条第3項に基づき、指定行政機関若しくは指定地方行政機関に対し、応急措置の実施を要請する。

また、災害応急対策を実施するため必要があると認められるときは、基本法第74条の4に基づき、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

3 連絡要員の受け入れ（総括部隊＜応援・受援班＞）

県災対本部に国及び応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、各部隊は国及び応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

4 具体的な要請内容の検討（関係部隊）

各部隊は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

5 受援体制の構築（関係部隊）

各部隊は、三重県広域受援計画に基づき、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保し、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

国等を通じて海外からの支援の申し入れがあった場合、各部隊は、活動エリア・活動内容・期間について関係省庁及び関係機関と調整を行うとともに、必要に応じて通訳や翻訳作業を行うための人員を確保することとする。

それにあたり、各市町に対し、支援物資の受け入れ及び避難所への供給体制の整備、自治体応援職員やボランティアの受入体制の整備を働きかける。

【三重県広域受援計画（令和2年3月修正）の構成】

第1章 総則

第2章 緊急輸送ルートに関する計画

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画

第4章 医療・保健活動に関する計画

第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受け入れに関する計画

第6章 物資調達に関する計画

第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画

第8章 ボランティアの受け入れに関する計画

第9章 自治体応援職員の受け入れに関する計画

■市町が実施する対策

《応援体制》

1 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理

応援市町は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の3第4項や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

各市町間の個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによることとするとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

2 情報収集のための職員の派遣

各市町間の個別の応援協定等による応援を実施する応援市町は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣するよう努める。

連絡要員は、応援市町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

3 応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

4 応援体制の構築

応援市町は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、市町の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保しておく。

応援活動の実施にあたっては、市町の応援活動が自立的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

5 県外被災地への応援

三重県外における災害に対する応援（協定及び基本法第74条の3第4項）についても応援要請を受けた場合は、内容の検討を行い、応援体制の構築に努める。

《受援体制》

1 各協定等に基づく応援要請

被災市町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定等各協定及び基本法第67条並びに第68条や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

2 連絡要員の受入

被災市町災害対策本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

被災市町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての

確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4 受入体制の構築

被災市町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。
また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

＜＜応援体制＞＞

- (1) 各協定等に基づく応援要請の受理
- (2) 情報収集のための職員の派遣
- (3) 応援内容の検討
- (4) 応援体制の構築
- (5) その他必要な事項

＜＜受援体制＞＞

- (1) 各協定等に基づく応援要請
- (2) 連絡要員の受け入れ
- (3) 具体的な要請内容の検討
- (4) 受入体制の構築
- (5) その他必要な事項

【三重県が締結している広域相互応援協定一覧】

協定名称	協定自治体	主な応援内容	要請の連絡先	応援自治体
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書	全国知事会 (全都道府県)	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	中部ブロック 幹事県 近畿ブロック 幹事県	【カバー(支援)県】
中部9県1市災害時等の応援に関する協定	富山県、石川県、福井県 長野県、岐阜県、静岡県 愛知県、三重県、滋賀県 名古屋市	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	中部ブロック 幹事県	【主たる応援県】 ・隣接県
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	福井県、三重県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県 徳島県、関西広域連合	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	関西広域連合	【カウンターパート】 ・応援府県
紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定		(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣 (4)ヘリコプターの活用	奈良県 和歌山県	・奈良県 ・和歌山県
三重県市町災害時応援協定	三重県、市長会、町村会 (県内全市町)	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	※県地方災害 対策部及び応援市町	【県及び応援市町】

第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等^{災6}

【主担当部隊】：総括部隊（応援・受援班）

第1項 活動方針

- 災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣のあつせんを求め、要員を確保する。
- 応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令を発し、災害対策要員を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等	総括部隊 (応援・受援班)	【発災直後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況 (各部隊)
従事命令等	総括部隊 (応援・受援班)	【発災直後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況 (各部隊)
受援状況の進行管理	総括部隊 (応援・受援班)	【発災直後】 応援職員による活動が開始されたとき	・災害応急対策の実施状況 (各部隊)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等（総括部隊〈応援・受援班〉）

知事又は、県の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣のあつせんを求める。

(1) 国の職員の派遣要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して文書で行う。

(2) 国の職員の派遣あつせんの求め

指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣あつせんを内閣総理大臣に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。

(3) 都道府県間の災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

次の各協定に基づく場合は、各協定書の規定に基づき行う。

① 中部9県1市災害応援に関する協定

(富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市)

- ② 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定
(福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合)
- ③ 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定(三重県、奈良県、和歌山県)
- ④ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定(各都道府県)

(4) 応援職員確保現地調整会議

大規模災害時には、県内に「応援職員確保現地調整会議」(構成:総務省(事務局)、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック幹事都道府県、等)が設置され、被害の状況等を考慮しつつ、県内市町ごとに対口支援団体が決定される。

(5) その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の都道府県職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行う。

2 従事命令等(総括部隊<応援・受援班>)

知事は、基本法第71条第1項の規定に基づき、災害が発生した場合において、基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、救助法(第七条、第八条)の規定の例により、従事命令、協力命令を執行することができる。

なお、知事は、基本法第71条第1項の規定に基づき、その権限に属する事務の一部を市町長が行うこととすることができるが、その場合は、当該事務及び当該事務を行うこととする期間を市町長に通知するものとし、またこの通知をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(1) 執行にかかる事務

従事命令等の執行の事務は、各法令を所管する部局担当課が実施する。

(2) 公用令書の交付

従事命令等を発するとき及び発した命令を変更し又は取り消すときは、公用令書を交付する。

(3) 費用

知事が基本法第71条並びに救助法第7条の規定に基づいて発した従事命令により、災害応急対策並びに救助に従事した者に対しては、救助法施行細則第10条に規定するところによりそれぞれ実費を弁償する。

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令により、災害対策に従事又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族等に対し、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」に基づき損害を補償する。(三重県地域防災計画添付資料参照)

【参考1】基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項

- ① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ③ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- ④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ⑤ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑥ ①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難の勧告又は指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

【参考2】基本法第71条第1項の規定による知事の権限

1 従事命令（救助法第7条関係）

従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第4条）

- ① 医師、歯科医師又は薬剤師
- ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
- ③ 土木技術者又は建築技術者
- ④ 大工、左官又はとび職
- ⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者
- ⑥ 鉄道業事業者及びその従事者
- ⑦ 軌道経営者及びその従事者
- ⑧ 自動車運送事業者及びその従事者
- ⑨ 船舶運航事業者及びその従事者
- ⑩ 港湾運送事業者及びその従事者

2 協力命令（救助法第8条関係）

協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。

3 受援状況の進行管理（総括部隊〈応援・受援班〉）

応援・受援班は、応援職員の受入れ数、活動場所、被災市町からの要請情報に対する過不足等を把握し、自治体応援職員の配置調整、受援状況の進行管理等を行うため、必要に応じて各部隊を招集し、受援調整会議を開催する。

■市町が実施する対策

1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等

市町長又は、市町の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣のあつせんを求める。

(1) 国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、指定地方行政機関に対して文書で行う。

(2) 国の職員の派遣あつせんの求め

指定地方行政機関の職員の派遣あつせんを都道府県知事に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。

(3) 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。

(4) その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行う。

2 従事命令等

基本法第71条第2項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、市町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、市町長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

3 受援状況のとりまとめ

応援職員の受入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行

管理を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 国及びその他の地方公共団体への職員派遣要請
- (2) 従事命令等
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<国及びその他の地方公共団体の対策>

1 災害対策要員の確保

(1) 動員体制の確立

各機関の災害応急対策責任者は、災害時における動員体制を確立しておく。

(2) 機関相互の応援

応急体制に要する人員は、その機関において確保する。

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の の応急対策

第1節 緊急の交通・輸送機能の確保(発災7)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊<公共土木対策班>
警察部隊

第1項 活動方針

○ 道路災害等による二次災害防止措置を適切に講じるとともに、防災活動の拠点となる広域防災拠点や災害拠点病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
通行規制の実施	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班)	【発災のおそれがある場合】 雨量等規制値を超え次第	・雨量情報、河川水位情報 等(气象台、河川管理者等)
道路交通情報・被害情報の収集	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班) 警察部隊	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損 壊・被害情報等(道路管理者 等)
道路パトロールと緊急時の措置	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班)	【発災6時間以内】 発災後速やかに	・県内の被災状況や道路情 報(関係機関等)
緊急輸送道路等の確保	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班)	【発災24時間以内】 緊急輸送道路等の確保体 制が整い次第	・県内の被災状況や道路情 報(関係機関等)
交通規制の実施(緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行可能 が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情 報(関係機関等)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 通行規制の実施(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

(1) 通行規制区間における通行規制の実施

県管理道路について、異常気象等により被害が発生するおそれが著しいと認められる箇所を含む規制区間において、あらかじめ定める規制基準を超過した場合には、道路管理者は速やかに

通行規制を行う。

(2) 通行規制区間外での通行規制の実施

県管理道路について、規制区間外の箇所においても、気象状況等を勘案して必要に応じ規制区間に準じた通行規制を実施する。

2 道路交通情報・被害情報の収集（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>、警察部隊）

(1) 監視用テレビカメラ等による道路情報等の収集

災害が発生又は発生の危険性が高まっている場合、主要交差点の監視用テレビカメラやヘリコプターテレビシステム、（一社）三重県警備業協会と構築した「情報連絡システム」を活用するほか、広域緊急援助隊先行情報班を投入することにより、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

(2) 国や市町、民間事業者等からの道路情報等の収集

県内の道路の被害状況の情報収集にあたっては、県管理道路の情報以外に、国や市町が管理する道路情報、（一社）三重県建設業協会が構築した情報共有システムにおける道路情報、その他道路情報を提供している民間事業者からの情報収集など、多様な手段を用いて情報収集を行う。

(3) 道路情報の一元化

道路管理者、警察、その他関係機関は連携を密にして、相互の情報交換を図るとともに、社会基盤対策部隊において道路情報の一元化を図る。

3 道路パトロールと緊急時の措置（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>）

(1) 道路パトロール

道路パトロールについては、各建設事務所が実施する。

① 道路パトロールの体制

建設事務所長は必要な職員を参集させパトロールを実施する。また、緊急時の措置を行うための体制を整える。

② 道路パトロールの実施箇所

道路パトロールは、緊急輸送道路及び三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所（道路防災点検要対策箇所のうち未対策箇所）を標準として行う。

(2) 道路パトロール時における緊急時の措置

① 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険の防止を図るための障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

② 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに建設事務所にその状況を報告し、指示を受け、通行規制等を実施する。

③ 住民等への周知

前記の災害が附近の住民又は他の施設に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民又は他の施設管理者に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

4 緊急輸送道路等の確保（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>）

被災者及び救助・救急要員等の輸送あるいは災害応急対策用物資及び資材の運搬等の災害対策活

動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路等の確保を図る。

(1) 道路啓開方針の策定及びそれに基づく実施

緊急輸送道路等が障害物等により安全に通行できない場合は、道路啓開方針を決定し、それに基づき建設業協会等関係機関と協力し道路啓開を実施する。

(2) 災害時における車両の移動

緊急輸送道路等において、車両等が緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じ、かつ、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、以下の規定に基づき、当該車両等の移動を行う。

(基本法第76条の6第1項)

道路管理者等は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(3) 応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路が被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。

(緊急輸送道路の指定等については、第2部 第4章 第1節「輸送体制の整備」に記載)

5 交通規制の実施〈緊急交通路の指定〉(警察部隊)

災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、通行の禁止及び制限を行う必要があると認めるときは、次によりこれを行う。

(1) 交通規制方針

交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するため、次の方針により実施する。

- ① 緊急交通路の迅速な確保
- ② 被災状況により、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限
- ③ 被災地域への一般車両の流入制限
- ④ 道路障害及び交通状況を把握して、通行の禁止、迂回路の指示等危険防止及び混雑緩和の措置

(2) 交通規制の実施要領

大規模災害等の発生に際しては、次の交通規制等を実施する。

① 道路交通法（以下「道交法」という。）に基づく警察署長等の交通規制

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路や浸水区域への流入抑制を図る。

② 基本法に基づく交通規制

公安委員会は、緊急交通路を確保するため、基本法第76条第1項に基づき必要な交通規制を実

施する。

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限並びに迂回路における整理誘導を行う。

③ 道交法に基づく公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、更に交通規制の必要があると認めるときは、上記交通規制を解除し、改めて公安委員会の権限に基づき、車種、時間等を指定して、車両の通行を禁止又は制限する。

④ その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋りょう落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者等が実施するが、警察本部においても、必要に応じて危険防止のための交通規制を実施する。

⑤ 交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課において県災対本部と情報共有するとともに、報道機関、日本道路交通情報センター及び交通情報板等を通じ規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を提出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

(3) 路上放置車両等の移動等

基本法により交通規制を実施した通行禁止区域等において路上放置車両等が通行の障害となった場合は、以下の規定に基づき移動等の措置を取って輸送機能等の確保を図る。

(基本法第76条の3第1項)

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

(4) 交通信号機等交通安全施設の機能確保

① 交通信号機の停電について、自動起動型信号機電源付加装置が整備済の交通信号機については、同装置により対応する。

② その他交通安全施設について、特別点検、修理等応急対策を実施する。

(5) (一社)三重県警備業協会に対する警備員の出動要請

緊急交通路の確保が警察等の公的機関のみでは十分に行えない場合は、「災害時における緊急交通路の確保等に係る警備業務に関する協定」に基づき(一社)三重県警備業協会に警備員の出動を要請する。

(6) 緊急通行車両等の確認並びに緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付

緊急交通路を通行できる車両は、緊急車両及び応急災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両(緊急通行車両等)とする。

緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付は、警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、

各警察署、災害時に設置される交通検問所、三重県防災対策部、三重県地域防災総合事務所または地域活性化局において以下のとおり行う。

また、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている緊急通行車両については優先して交付する。

ア 緊急通行車両確認証明書の交付申請手続き

災害が発生した際に、車両の使用者から緊急通行車両確認証明書の交付申請があった場合、交付機関は確認のための必要な審査を行う。

また、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から緊急通行車両確認証明書の交付申請があった場合、事前届出を行っていない申請者からの交付申請に優先して交付を行うものとし、その際、確認のための必要な審査を省略することができる。

イ 緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付

交付機関は緊急通行車両の交付申請に基づき、緊急通行車両確認証明書及び確認標章を交付する。

(事前届出制度等については、第2部第4章第1節「輸送体制の整備」に記載)

■市町が実施する対策

1 通行規制の実施

「<県が実施する対策> 1 通行規制の実施」に準ずる。

2 道路パトロールと緊急時の措置

「<県が実施する対策> 3 道路パトロールと緊急時の措置」に準ずる。

3 緊急輸送道路の確保

「<県が実施する対策> 4 緊急輸送道路の確保」に準ずる。

4 交通規制の実施

(1) 路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「<県が実施する対策> 5 交通規制の実施 (3)路上放置車両等の移動等」で、警察官の取ることのできる措置を行う。

ただし、消防吏員の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 通行規制の実施
- (2) 道路被害情報の収集
- (3) 交通規制に関する措置
- (4) 道路の応急復旧等（緊急啓開路線、啓開活動等）
- (5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「<県が実施する対策>5 交通規制の実施 (3)路上放置車両等の移動等」で、警察官の取ることのできる措置を行うことができる。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

2 応急対策の実施

緊急輸送道路の確保にあたり、県、市町、中部地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所の道路啓開又は応急復旧工事を行う。

<中部地方整備局、近畿地方整備局の対策>

1 状況の把握

道路施設及び港湾施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施する。また、ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。

被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努める。

2 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報板、道路情報提供システム等により周知する。

3 応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、道路啓開等に関する計画に基づき道路啓開を実施し、緊急輸送道路を早期に確保する。また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努める。

航路についても、必要に応じて航路啓開を実施し、早期の航路確保に努める。

4 排水作業の実施

洪水や高潮等によって冠水し、長期にわたって冠水が継続する可能性が高い場合、浸水エリアの災害応急対策活動を行うため、排水作業を行う。

<中日本高速道路株式会社の対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 施設・設備等の被害状況の把握
- ② 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ③ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被害情報の収集

管理区域にかかる高速道路の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等により施設の被害状況を把握する。

(3) 通行規制の実施

通行車両の安全確保又は緊急輸送機能の確保等のため、必要に応じ適切な通行規制を行う。

(4) 利用者等に対する広報

通行規制を実施した場合は、道路情報板及びインターネット等により利用者等に対して広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

2 応急復旧対策の実施

被害箇所において速やかに通行可能となるよう復旧作業を実施する。

特に、緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急通行車両等の通行のため、暫定的復旧措置を迅速に行い、最低1車線の確保を行う。

<その他道路管理者の対策>

1 通行規制の実施

「<県が実施する対策> 1 通行規制の実施」に準じる。

2 道路パトロールと緊急時の措置

「<県が実施する対策> 3 道路パトロールと緊急時の措置」に準じる。

3 緊急輸送道路等の確保

「<県が実施する対策> 4 緊急輸送道路等の確保」に準じる。

<海上保安庁、港湾管理者の対策>

1 船舶交通の整理、指導

海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

2 船舶交通の制限等

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

3 必要な措置

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

4 水路の安全確保

水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

5 航路標識の保全

航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

<自動車運転者がとるべき行動>

1 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

- ① 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - a 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所
 - b 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所
- ② 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。
- ③ 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

■参 考

- 1 基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



- 2 基本法施行令第32条第2項に基づく緊急通行車両の標章



第2節 水防活動(発災8)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）

第1項 活動方針

- 台風・大雨時等の河川、海岸、ダム、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水防活動の実施	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災のおそれがある場合】 指定した河川水位を超過した場合 指定した海岸で高潮警報等が発表された場合	・気象情報(气象台) ・河川水位情報(各河川管理者) ・堤防等の状況(水防管理団体、県水防支部)
監視、警戒体制の整備	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災のおそれがある場合】 指定した河川水位を超過した場合 指定した海岸で高潮警報等が発表された場合	・気象情報(气象台) ・河川水位情報(各河川管理者) ・堤防等の状況(水防管理団体、県水防支部)
ダム・水門等の操作	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災のおそれがある場合】 河川水位や潮位等の状況に応じ	・気象情報、潮位情報等(气象台) ・河川水位情報(各河川管理者)
水害防止の応急活動	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災1時間以内】 堤防等の異常を確認次第速やかに	・堤防等の状況(水防管理団体、県水防支部)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 水防活動の実施(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

(1) 洪水予報河川

流域面積の大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川については、国土交通大臣が洪水予報河川に指定しており、洪水のおそれがあるときは気象庁と共同し、河川の水位又は流量を県水防本部に通知するため、県水防本部は水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。(水防法第10条)

(2) 水位周知河川

洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては、国土交通大臣及び

知事が水位周知河川に指定し氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めており、国管理河川の水位がこれに達したときはその旨を国は県水防本部に、県水防本部は水防支部を通じ水防管理者に通知する。また、県管理河川の水位がこれに達したときはその旨を県水防支部は水防管理者に通知（同時にホットラインを実施）する。なお、これらは必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。（水防法第13条）

(3) 水位周知海岸

海岸で高潮により相当な損害が予想されるものについては、知事が水位周知海岸に指定し高潮特別警戒水位を定めており、水位がこれに達したときはその旨を県水防支部は水防管理者に通知する。なお、これらは必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。（水防法第13条の3）

(4) 水防警報河川・海岸

上記河川・海岸を含め、洪水・高潮により相当な損害が予想されるものについては、国土交通大臣及び知事が水防警報河川・海岸に指定し、これにより水防警報を発したとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を国は県水防本部に、県水防本部及び水防支部は水防管理者その他水防関係機関に通知する。（水防法第16条）

(5) 水位の通知及び公表

水位計の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、水位計の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。（水防法第12条）

（「三重県水防情報システム（レピス）」が正常に機能し、三重県「防災みえ.jp」又は国土交通省「川の防災情報」ホームページで、観測所の水位を把握できる場合は、通報を省略できる。ただし、水位周知河川にかかる水位観測所は省略することができない。）

2 監視、警戒体制の整備（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸保全施設等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

県水防支部は前項の報告を受けたときは、直ちに県水防本部に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができ得よう水防管理団体を指導する。

(2) 非常警戒

水防管理者は水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

県水防支部は前項の報告を受けたときは、直ちに県水防本部に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができるよう水防管理団体を指導する。

3 ダム・水門等の操作（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者は、洪水・高潮等の発生を未然に防止するため、管理するダム・堰・水門等の適切な操作を行うとともに、必要に応じ、関係市町や管轄警察署への通知、地域住民への周知等を行う。

4 水害防止の応急活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

堤防、ため池、樋門等の決壊等、水防上の危険のおそれがあると認められる場合、水防管理者、消防団長、消防機関の長等は管轄警察署長に通報の上、当該地域の住民等に対し避難のための立退きを指示するとともに、応急措置を講ずる等によりでき得る限り被害の拡大を防止するよう努める。

■市町が実施する対策

1 消防団の出動

気象の予警報等を考慮の上、県水防支部が発表する水防警報等に基づき、水防活動を行うための消防団に対し待機、準備又は出動の配備指令を行う。

2 監視、警戒体制の整備

「＜県が実施する対策＞2 監視、警戒体制の整備」に準ずる。

3 水門等の操作

「＜県が実施する対策＞3 ダム・水門等の操作」に準ずる。

4 水害防止の応急活動

「＜県が実施する対策＞4 水害防止の応急活動」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 必要な箇所の門扉開閉操作
- (2) 監視、警戒体制の整備
- (3) 水防組織（県水防計画に準じて、災害に即応できる有効かつ適切な水防体制の確立）
- (4) 災害発生直前の対策（水防上危険と思われる箇所についての水防活動の実施や水門等の適切な操作など）
- (5) 応急復旧工事の実施
- (6) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜中部地方整備局、近畿地方整備局が実施する対策＞

1 水防活動の実施

洪水、高潮又は高波等により、相当な損害が予想される区域における水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報及び氾濫危険水位到達情報の通知並びに水防資機材の提供を行う。

また、洪水、高潮又は高波等によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、進入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施する。

第3節 公共施設被災時の応急対策 (発災9)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）

第1項 活動方針

- 県民の生命・身体を保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握するとともに、応急対策を実施することで、二次災害を防止する。

第2項 主要対策項目（道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動）

対策(活動)項目	主担当部・部隊	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
道路・橋梁にかかる応急対策	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班) 警察部隊	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(各市町、道路管理者等、防災関係機関(地域機関含む))
土砂災害発生時の応急対策	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 農林水産対策班)	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(各市町、防災関係機関(地域機関含む))
港湾施設・漁港施設にかかる応急対策	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 農林水産対策班)	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(各市町、防災関係機関(地域機関含む))
農業用施設にかかる応急対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災6時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(各市町、防災関係機関(地域機関含む))
林業用施設にかかる応急対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災6時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(各市町、防災関係機関(地域機関含む))
漁業用施設にかかる応急対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災6時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(各市町、防災関係機関(地域機関含む))

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 道路、橋梁にかかる応急対策（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、警察部隊）

(1) 被害情報の収集

「第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 <県が実施する対策> 2 道路交通情報・被害情報の収集」に準じて、緊急輸送道路を最優先として被害情報を収集するものとし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や県民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

(2) 通行障害発生時の応急対策

大雨等により道路冠水や法面崩落等の通行障害が生じた場合は、速やかに通行止め等による二次災害防止措置を講じる。

2 土砂災害発生時の応急対策（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

土砂災害が発生した場合は、可能な限り速やかに被害拡大の可能性について調査し、被害拡大の可能性が高い場合は関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

また、被害が拡大し、さらに重大な土砂災害につながるおそれが認められる場合は、土砂災害防止法第28条に基づく緊急調査を実施するとともに、緊急調査により必要が認められたときは、同法第31条に基づく土砂災害緊急情報を市町に通知し、一般に周知させるための必要な措置を講じる。

土石流や土砂ダムが発生した際には、国土交通省に連絡し、土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査及び必要な対策の実施を要請し、緊急調査により得られた情報を市町に随時提供する。

(2) 避難判断情報等の提供

迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるよう、市町へ土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報及び土砂災害に関する防災情報を提供する。

また、必要に応じ、市町に対し、基本法第61条の2に規定する避難指示等にあたっての技術的助言を行う。

土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。

3 港湾施設・漁港施設にかかる応急対策（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

高潮・高波により被害が発生した際には、可能な限り速やかに被害拡大の可能性について調査し、被害拡大の可能性が高い場合は関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロール等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。また、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。また、必要に応じて応急措置を実施する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

(3) 施設利用者及び住民に対する広報

被災した施設は、気象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民及び関係市町へ周知する。

4 農業用施設にかかる応急対策（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

農業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

5 林業用施設にかかる応急対策（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

林業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

6 漁業用施設にかかる応急対策（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

漁業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

■市町が実施する対策

1 道路、橋梁にかかる応急対策

「<県が実施する対策> 1 道路、橋梁にかかる応急対策」に準ずる。

2 土砂災害発生時の応急対策

県から提供される土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報及び土砂災害に関する防災情報や、基本法第61条の2に規定する避難指示等にあたっての技術的助言を活用し、土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。

3 漁港施設の応急対策

「<県が実施する対策> 3 港湾施設・漁港施設にかかる応急対策」に準ずる。

4 農業用施設にかかる応急対策

「<県が実施する対策> 4 農業用施設にかかる応急対策」に準ずる。

5 林業用施設にかかる応急対策

「<県が実施する対策> 5 林業用施設にかかる応急対策」に準ずる。

6 漁業用施設にかかる応急対策

「<県が実施する対策> 6 漁業用施設にかかる応急対策」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 道路、橋梁にかかる応急対策
- (2) 土砂災害発生時の応急対策
- (3) 漁港施設の応急対策
- (4) 農業用施設にかかる応急対策
- (5) 林業用施設にかかる応急対策
- (6) 漁業用施設にかかる応急対策
- (7) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<道路管理者、港湾管理者、海上保安庁が実施する対策>

1 公共土木施設等にかかる応急対策

(1) 道路、橋梁（道路管理者）

「<県が実施する対策> 1 道路、橋梁にかかる応急対策」に準ずる。

(2) 港湾施設（港湾管理者、海上保安庁）

「<県が実施する対策> 3 港湾施設、漁港施設にかかる応急対策」に準ずる。

第4節 ライフライン施設被災時の応急対策（発災10）

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、水道・工業用水道班）

第1項 活動方針

- 水道、下水道、工業用水道施設（県管理）について、被害状況を迅速に把握し、二次災害防止措置を講じる。
- ライフライン施設の管理者は、県災対本部との連絡体制を確保するとともに、被害状況を迅速に把握し、利用者等への広報に努める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部・部隊	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水道施設（県管理）の応急対策	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・施設の被害状況(水道事務所)
下水道施設（県管理）の応急対策	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・施設の被害状況(流域下水道事務所)
工業用水道施設（県管理）の応急対策	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・施設の被害状況(水道事務所)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 水道施設（県管理）の応急対策（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

(1) 被害状況の把握等

発災後、水道施設について、施設の損傷及び機能の確認にあたらせる。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

2 下水道施設（県管理）の応急対策（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 被害状況の把握等

発災後、県が管理する下水道施設について、職員を招集して施設の損傷及び機能の確認にあたらせるとともに、被害状況を把握し県災対本部へ報告する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

3 工業用水道施設（県管理）の応急対策（社会基盤対策部隊〈水道・工業用水道班〉）

(1) 被害状況の把握等

発災後、工業用水道施設について、施設の損傷及び機能の確認にあたらせる。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

■市町が実施する対策

1 上水道施設（市町管理）の応急対策

(1) 被害状況の把握等

「〈県が実施する対策〉 1 水道施設（県管理）の応急対策 (1) 被害状況の把握等」に準じる。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

「〈県が実施する対策〉 1 水道施設（県管理）の応急対策 (2) 被害の拡大及び二次災害の防止」に準じる。

2 下水道施設（市町管理）の応急対策

(1) 被害状況の把握等

「〈県が実施する対策〉 2 下水道施設（県管理）の応急対策 (1) 被害状況の把握等」に準じる。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

「〈県が実施する対策〉 2 下水道施設（県管理）の応急対策 (2) 被害の拡大及び二次災害の防止」に準じる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 上水道施設（市町管理）の応急対策
- (2) 下水道施設（市町管理）の応急対策
- (3) その他必要な事項

■その他防災関係機関が実施する対策

〈電気事業者が実施する対策〉

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2) 情報収集

災害発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

(3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネット等により地域の利用者へ広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

<都市ガス事業者が実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 情報収集

災害発生時においては、ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等によりガス設備の被害情報を把握する。

(3) 緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回点検を行い、主要なガス設備及び供給区域の家屋等の被害状況を把握する。

(4) ガス供給停止の判断

- ① 下記に挙げるような大きな災害が確認された地域では即時にガス供給を停止する。
 - a 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の大変動により供給継続が困難な場合
- ② ガス工作物の被害が予想される地域では、直ちに以下のような情報収集を開始し、経時的に得られるそれらの被害状況等からガスの工作物の被害による重大な二次災害のおそれがあると判断される場合は、速やかにガス供給を停止する。なお、二次災害のおそれの有無の判断は、可能な限り速やかに行う。
 - a 道路及び建物の被害状況
 - b 緊急巡回点検による主要ガス導管の被害状況
 - c ガス漏洩通報の受付状況

(5) 緊急連絡体制

災害発生の被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧にかかる情報連絡や救援要請を関係機関に行う。

(6) 利用者等に対する広報

都市ガス事業者は、災害によってガス供給に支障を来した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者へ広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

<LPガス販売事業者が実施する対策>

1 緊急対策

- ① 協会員及び県災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。
- ② ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。

- ③ LPガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。
- ④ その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。
- ⑤ 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

<コミュニティガス事業者が実施する対策>

「<都市ガス事業者が実施する対策>及び<LPガス事業者が実施する対策>」に準ずる。

<固定通信事業者が実施する対策>

「第1章 第2節 通信機能の確保 <その他防災関係機関が実施する対策> 固定通信事業者の実施する対策」に準ずる。

<移動通信事業者が実施する対策>

「第1章 第2節 通信機能の確保 <その他防災関係機関が実施する対策> 移動通信事業者の実施する対策」に準ずる。

<鉄道事業者が実施する対策>

1 台風・大雨等時の運転基準及び運転規制区間

台風・大雨等時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

2 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署、駅、列車等への情報伝達体制の確保
- ② 施設、旅客等の被害状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 旅客等に対する広報

災害時の旅客の不安をやわらげ、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- ① 災害の規模
- ② 被害の範囲
- ③ 被害の状況
- ④ 不通線区
- ⑤ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

- ① 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- ② 災害により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ③ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町、

警察、消防等に協力を依頼する。

<一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）が実施する対策>

1 台風・大雨等時の運転規制

台風・大雨等時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

2 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署、車両等への情報伝達体制の確保
- ② 施設、乗客等の被害状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 乗客等に対する広報

災害時の乗客の不安をやわらげ、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に案内する。

- ① 災害の規模
- ② 被害の範囲
- ③ 被害の状況
- ④ 不通区間
- ⑤ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

- ① 車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- ② 災害により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ③ 災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネット等により周知を図る。

<三重県石油商業組合が実施する対策>

1 緊急対策

- ① 石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じる。
- ② 組合員及び県災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。
- ③ 各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

第5節 ヘリコプターの活用（発災11）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、救助班）

第1項 活動方針

○ 風水害の発生により、県内で甚大な被害が発生し、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じた場合には、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出、救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集	総括部隊（救助班）	【天候回復後1時間以内】 天候回復後速やかに	・各市町の被災状況（総括部隊（情報班））
ヘリコプターの応援要請	総括部隊（救助班）	【天候回復後1時間以内】 保有ヘリコプターが活動できない場合又は不足する場合速やかに	・各市町の被災状況（総括部隊（情報班）） ・ヘリコプターの運航状況（ヘリコプター保有機関）
活動拠点の確保	総括部隊（総括班、救助班）	【天候回復後6時間以内】 ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・飛行場外離着陸場の被災状況（市町、各消防本部、各施設管理者）
各活動の実施	総括部隊（救助班）	【天候回復後6時間以内】 被災状況とりまとめ、ヘリポート確保後速やかに	・救出救助要請（各救助機関、市町） ・人員搬送要請（各部隊） ・物資搬送要請（各部隊）

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

※「天候回復」とは、ヘリコプターの活動が可能な天候に回復した状況をいう。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 被害情報の収集（総括部隊＜救助班＞）

県防災ヘリコプターは、市町等の要請に基づく運航が基本であるが、緊急を要する場合は、市町等の要請の有無に関わらず、出動し、目視による情報収集のほか、ヘリコプターテレビ電送システムを用いた情報収集活動を行い、効果的な被害情報の収集及び共有を行う。

県警察ヘリコプターは、目視による情報収集のほか、ヘリコプターテレビシステムを用いた情報収集活動を行い、効果的な被害情報の収集及び共有を行う。

（「第1章 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 <県が実施する対策>」に準ずる。）

2 ヘリコプターの応援要請（総括部隊＜救助班＞）

県が保有するヘリコプターによる活動が行えない場合、又は活動体制が不足する場合は、次の機

関等に各ヘリコプターの応援要請を行う。

(1) 緊急消防援助隊

県は、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、消防応援活動調整本部を通じ、総務省消防庁へ緊急消防援助隊航空部隊を要請する。

(2) 相互応援協定に基づく応援要請

県は、必要に応じて次にある相互応援協定に基づく応援要請を行う。

協定名称	締結先団体
紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定	奈良県、和歌山県
三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定	滋賀県
四県一市航空消防防災相互応援協定	岐阜県、静岡県、愛知県 名古屋市

(3) 指定地方行政機関への要請

県は、(1)(2)における消防防災ヘリコプター以外に、必要に応じて指定地方行政機関（中部地方整備局、海上保安庁第四管区海上保安本部）が保有するヘリコプターの活用について要請を行う。また、中部空港事務所を通じて航空輸送の要請を行う。

(4) 協定事業者への要請

協定名	締結相手方
航空機チャーターに関する協定	中日本航空株式会社
災害等緊急時におけるヘリコプター運航に関する協定 (近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定の枠組で締結)	中日本航空株式会社 朝日航洋株式会社 四国航空株式会社 アカギヘリコプター株式会社 東邦航空株式会社 学校法人ヒラタ学園
災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定	日本ヘリシス株式会社

(5) 自衛隊への要請

上記(1)から(4)による活動が困難なとき、又は急を要するときは、「第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊に対し航空輸送の支援要請を行う。

3 活動拠点の確保（総括部隊＜総括班、救助班＞）

県は、他機関のヘリコプターを活用することとなった場合、応援要請を行った各機関のヘリコプターの受入体制を整えるとともに、ヘリコプターの活動拠点を確保することとする。

(1) ヘリベース（HB）の確保

航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮を実施し、航空部隊の進出・集結拠点となるヘリベースを確保する。ヘリベースは、原則、津市伊勢湾ヘリポートとするが、被災状況に照らし、三重県営鈴鹿スポーツガーデンを代替ヘリベースとして設定する。

ヘリベースには航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮者をおく。

(2) フォワードベース（FB）の確保

被災地近傍の場外離着陸場等で、離着陸、給油、人員の乗降、装備・物資等の積み降ろし可能

な拠点を確保する。フォワードベースの運用にあたり、必要がある場合は、航空隊員（応援航空隊員を含む。）を派遣する。

(3) 航空機用救助活動拠点

ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用が想定される拠点を確保する。

(4) ランディングポイント（LP）の確保

上記(1)(2)(3)以外で、災害救助活動のための離着陸を行う地点を確保する。

(5) 航空燃料の確保

航空部隊の燃料補給基地は、原則として、津市伊勢湾ヘリポートとし、ヘリベース指揮者が燃料補給に関する協力を要請する。ヘリベースを伊勢湾ヘリポート以外に設置した場合及びフォワードベースを設置した場合は、総括部隊救助班とヘリベース指揮者が協議のうえ、航空燃料を確保する。

4 各活動の実施（総括部隊＜救助班＞）

ヘリコプターの運用は、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に実施する。ヘリコプターの運用にあたっては、要請の優先度を判断した上で決定することとし、複数のヘリコプターを運用する場合には、その役割分担について調整を行う。

- ① 被災状況等の調査及び情報収集活動
- ② 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- ③ 災害応急対策活動要員、資機材の搬送
- ④ 被災者等の救出
- ⑤ 救援物資等の搬送
- ⑥ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
- ⑦ その他、災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

■市町が実施する対策

1 県防災ヘリコプターの応援要請

市町は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合でヘリコプターによる活動が必要と認められる場合、「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの支援要請を行う。

2 受入体制の構築

市町は、ヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受入体制を整える。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 県へのヘリコプターの応援要請
- (2) ヘリコプターの受入体制
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜指定地方行政機関及び自衛隊が実施する対策＞

1 被害情報の収集

風水害の発生により、県内に甚大な被害が想定される場合には、各機関の判断により、独自に情報収集を開始するとともに、県災対本部等、関係機関間での情報共有に努める。

2 要請に基づく活動

県災対本部から要請があった場合には、県災対本部と調整のうえ、必要な活動を実施する。

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

第1節 救助・救急活動(発災12)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、救助班、総務班）

警察部隊

三重県消防応援活動調整本部

社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）

第1項 活動方針

<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。 ○ 困難な状況下(気象条件、現場条件)での活動となるため、活動現場に応じた、適切な重機や資機材を調達する。(排水ポンプ車、照明車、ボートなど)
--

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各救助機関への部隊派遣要請	警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 総括部隊(総括班)	【発災後1時間以内】 人命に係る被害が発生又は発生するおそれが生じた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)
救助・救急活動の調整	総括部隊(救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災後3時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)
活動拠点等の確保	総括部隊(総括班、救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災後3時間以内】 応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、各施設管理者) ・活動拠点の使用状況(県、市町、自衛隊、警察、消防) ・道路の状況(県、市町、自衛隊、警察、消防)
重機・資機材の調達等	総括部隊(総括班、救助班) 警察部隊	【発災後6時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後	・被害状況、救助現場の状況、気象状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海

	三重県消防応援活動調整本部 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班)		上保安庁、警察、消防、津地方气象台) ・重機・資機材の確保状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)
惨事ストレス対策	総括部隊(総務班) 警察部隊	【発災72時間以内】 救助・救急活動を実施した職員の健康状態等に変調をきたすおそれがあるとき	・救助・救急活動を実施した職員の業務従事内容、健康状態

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 各救助機関への部隊派遣要請

(1) 警察災害派遣隊に対する要請(警察部隊)

災害発生に伴って必要があると認めるときは、警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の要請を行う。

(2) 緊急消防援助隊の要請等(三重県消防応援活動調整本部)

県は、近隣市町のみでは対応できず、県内他市町の応援が必要と認める場合には、三重県内消防相互応援協定による県内消防相互応援隊の編成・応援出動の指示を行う。

また、他都道府県の応援が必要と認める場合には、消防組織法第44条による広域応援要請等を消防庁に対して行う。

その場合、県災对本部内に「三重県消防応援活動調整本部」を設置するとともに、要請手続き等については、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」により、活動体制を確保する。

(3) 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請(総括部隊<総括班>)

「第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、実施する。

2 救助・救急活動の調整(総括部隊<救助班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部)

(1) 救助機関の活動調整

県は、気象情報(予測含む)や各種防災情報及び市町からの応援要請に基づき、部隊の効果的な運用や最重要地域の選定等について、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

なお、救助・救急活動にかかる県外消防機関も含めた応援部隊の効果的な投入や展開地域の選定等については、三重県消防応援活動調整本部が消防庁と総合調整を行う。

(2) ヘリコプター等の活用調整

県は、気象状況等を考慮し、防災ヘリコプターの他、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関が保有するヘリコプター及び船舶を有効に活用できるよう調整を行う。

(3) 救助関連情報の共有等

県は、救助機関の救助部隊が効果的かつ効率的な救助活動を実施できるよう、以下の対策を実施す

る。

- ① 各救助機関に対し、救助部隊の対処状況並びに各救助機関が収集した災害情報の提供を求め、これらを集約するとともに、救助要請情報を中心に救助関連情報を整理・分析し、救助機関間で情報の共有を行う。
- ② 救助部隊を受け入れる市町と救助機関を仲介し、救助部隊受け入れの調整を行う。

3 活動拠点等の確保(総括部隊<総括班、救助班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部)

県は、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、車両や資機材の留め置場、宿営等に関して、広域応援部隊が被災地域に向かう際の一次的な進出目標を「広域進出拠点」、各部隊が具体的な支援地域に向かって移動する際の目標となる場所を「進出拠点」として、救助部隊を受け入れる市町と調整して確保する。

4 重機・資機材の調達等(総括部隊<総括班、救助班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊<水道・工業用水道班>)

救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

ただし、活動機関による調達・携行が困難と思われる特殊な重機・資機材については、関係機関等と調整のうえ調達する。

また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された消火栓等からの消火用水供給について、情報提供を行う。

5 惨事ストレス対策(総括部隊<総務班>、警察部隊)

救助・救急活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、必要に応じて、精神科医等の専門家の派遣を要請する。

■市町が実施する対策

1 救助・救急活動の実施及び調整

(1) 救助・救急活動の実施

市町は、消防機関及び消防団等市町の保有するすべての機能を発揮し、救助・救急活動を実施する。

(2) 協定に基づく応援要請

市町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災対本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(3) 協定に基づく応援出動

市町からの要請又は県からの指示があった市町は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

(4) 救助・救急活動の調整

市町単独では十分な救助・救出活動が困難な場合で、県や他の市町村へ応援要請を行ったときは、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

2 活動拠点等の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

3 重機・資機材の調達等

必要に応じ、民間からの協力等により重機・資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

4 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 救助・救急活動の実施及び調整
- (2) 活動拠点等の確保
- (3) 重機・資機材の調達等
- (4) 惨事ストレス対策
- (5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

自衛隊は県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。
また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

<海上保安庁の対策>

海上保安庁は、海難等の救助活動を行う。
また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。
県から要請があった場合は、要請に基づき、救助活動を実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 初期救助活動

被災地の住民及び自主防災組織は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

第2節 医療・救護活動（発災13）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、救助班）

保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班）

第1項 活動方針

- 発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等を中心として医療・救護活動にあたり、人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者支援を踏まえた、医療・保健・福祉の連携を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
医療情報の収集・共有	総括部隊(総括班) 保健医療部隊(情報収集・分析班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	・医療機関、医師会、保健所等、市町、
医療・救護活動	総括部隊(救助班) 保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	・医療機関、医師会、保健所等、市町、
医薬品等の確保	保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	・被害状況及び供給体制(医薬品等備蓄所)
医療施設の応急復旧	保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	・医療施設の被災情報(市町・医療機関)
保健医療調整本部の機能の強化	保健医療部隊(情報収集・分析班)	【発災後3時間以内】 DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点	・保健所

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 医療情報の収集・共有

(1) 医療情報の収集・共有（保健医療部隊<情報収集・分析班>）

広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被災状況や負傷者等の収容状況等を把握し、医療救護活動に対する迅速で的確な医療情報の収集を行う。通信手段が途絶して医療機関の被災状況が把握できない場合は、現地確認を行う。

また、保健所等による現地確認や、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・警察・消防・自衛隊等が自らの活動において収集した情報等から把握した医療機関

の被災状況については、その情報を関係機関の間で共有する。

収集した情報をもとに、災害医療コーディネーター、統括DMAT、DPAT統括者の助言を得て、DMAT・DPATや医療救護班の派遣要請を検討する。

なお、保健医療活動チームの派遣調整、情報連携等は、県災対本部保健医療部隊が兼ねる県保健医療調整本部において総合調整を行う。

(2) SCUの状況確認（総括部隊＜総括班＞、保健医療部隊＜情報収集・分析班＞）

広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）候補地の使用の可否を把握し、使用できない場合は、代替候補地の状況を把握する。

2 医療・救護活動

(1) DMAT派遣（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

ア 三重DMATの派遣

被災地において、医療の必要があるときは、知事は、三重DMATを派遣する。

なお、DMATの派遣要請を行うかどうかを判断する際には、災害医療コーディネーター又は統括DMATの助言を得て行うことができる。

イ 日本DMATの派遣要請

被害が甚大で、三重DMATのみの対応では医療の提供が不足すると想定される場合は、知事は厚生労働省へ日本DMATの派遣を要請する。

ウ DMATの活動調整

県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に設置したDMAT調整本部において、統括DMAT等がDMATの活動調整を行う。

また、ドクターヘリ調整部を設置し、救助班にリエゾンを派遣し調整を行う。

(2) 医療救護班の派遣及び配置調整（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

ア 医療救護班の派遣要請

発災後2日から1週間程度を過ぎても災害医療体制を継続する必要がある場合に、県は、医療救護班の編成協力機関に派遣を要請する。

イ 地方部による派遣調整

地方部は、市町から医療救護班の派遣依頼に基づき、管内において医療救護班の派遣調整を行う。

これによっても医療の提供が不足するときは、県災対本部に対して、医療救護班の派遣を要請する。

ウ 医療救護班の派遣

県は、地方部からの要請又は県災対本部において必要を認めるときは、医療救護班の派遣を行う。

なお、県は、必要に応じて、医療救護班でなくDMATを派遣する。

エ 国及び他都道府県への派遣要請

県は、ウによっても救護活動が不足するときは、国及び他都道府県に対し、医療救護班の派遣を要請する。

オ その他

医療救護班の配置調整については、災害医療コーディネーター等の支援、助言を得て行うことができる。また、県内における医療救護班の連絡体制については、県保健医療調整本部で調整する。

(3) 患者搬送及び収容の調整（総括部隊＜救助班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、災害拠点病院等へ搬送し、医療を実施できるように調整する。

救急車等による搬送が困難な場合は、総括部隊と調整のうえ、搬送手段の確保に努める。

(4) **SCUの設置及び運営（総括部隊<救助班>、保健医療部隊<医療活動支援班><地方部保健所（保健所一部福祉事務所）>）**

広域医療搬送及び隣県等との調整により行う地域間搬送が必要と判断された場合は、現地情報を参考にSCUの設置を決定し、災害拠点病院のDMATと協力してSCUを設置する。また、協定書等に基づき医薬品や医療資器材等の供給を実施する。

SCUの設置について、内閣府へ報告した後、国が作成する広域医療搬送計画に基づき、関係機関と調整のうえ、県外への患者搬送を実施する。

SCU本部においては、医療機関だけでなく、搬送機関と協力して、円滑な広域医療搬送が行えるよう連携して取り組む。

(5) **透析患者の対応（保健医療部隊<医療活動支援班>）**

透析医療の情報については、「<県が実施する対策> 1. 医療情報の収集・共有」に加えて日本透析医会の災害時情報ネットワークの情報も活用し、透析施設の被災状況や稼働状況等を把握し、市町等を通じて情報提供を行う。また、必要に応じて、移送及び宿泊施設の確保を行う。

それでもなお、受入が困難な透析患者等については、他都道府県に対し、患者の一時避難先及び透析施設の確保を要請し、受入可能な地域への移送及び一時避難先の確保を行う。

(6) **精神保健支援・DPATの派遣（保健医療部隊<医療活動支援班>）**

精神保健支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に設置するDPAT調整本部を中核とし、保健所が市町等と連携し、必要な箇所で被災者の救護活動を行うとともに、必要に応じ精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地へ派遣する。

ア 三重DPATの派遣

被災地において、精神科医療・精神保健活動の必要があるときは、知事は三重DPATを派遣する。

イ 他自治体DPATの派遣要請

被害が甚大で、三重DPATのみの対応では精神科医療・精神保健の提供が不足すると想定されるときは、知事は厚生労働省へDPATの派遣を要請する。

ウ DPATの活動調整

DPAT調整本部において、DPAT総括者等がDPAT派遣及び他自治体DPAT派遣要請ほか、DMATとの連携に関して調整を行う。

(7) **災害時こころのケア活動（保健医療部隊<医療活動支援班>）**

被災者のこころのケアについては、発災初期は、DPAT調整本部を中心に活動を行い避難所等の支援を展開する。発災後中長期においては、段階的に地域の精神保健活動に引継ぐ。

(8) **小児・周産期リエゾンの要請**

小児・周産期支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に招聘する小児・周産期リエゾンを中心に、小児・周産期にかかる学会、県内団体等のネットワークを活用し、小児・周産期に特有の支援を要する被災者に対して適切な支援を行うこととする。

ア 三重県小児・周産期リエゾンの招聘

被災地において、小児・周産期医療の必要があるときは、知事は三重小児・周産期リエゾンを県災対本部保健医療部隊に招聘する。

イ 他県との調整

被害が甚大で県内の産科・小児科医療機関では小児・周産期医療の提供が不足すると想定されるときは、小児・周産期リエゾンとは都道府県の小児・周産期リエゾンに応援や妊婦・周産期児の受け入れ等の調整を行う。

3 医薬品等の確保（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

(1) 医薬品・衛生材料等の調達・分配

県は被災地から要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地の救護所等へ分配するとともに、被災地外の医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の確保のための調整を行う。

また、必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品等の提供の要請を行う。

各保健所においては、所轄市町の医薬品等関係機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う。

(2) 援助物資の活用

国及び他府県から提供された援助物資（医薬品等）については、あらかじめ定める集積場所に集め、医療機関及び避難所等へ分配する。

(3) 輸血用血液製剤の確保

災害時における輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、三重県赤十字血液センターと緊密な連絡を取りつつ、輸血用血液製剤の確保に努める。必要量の確保が県内で困難な場合においては、国及び他府県等に対して血液製剤の移入を要請する。

また、必要な血液量を確保するため、広く県民に献血協力を要請する。

4 医療施設の応急復旧（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

(1) 公共病院診療所施設応急復旧計画

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

(2) 指定医療機関応急復旧計画

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置し、早期に応急復旧を図るよう努める。

(3) 応急復旧用物資の優先供給

医療機関の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、関係機関に対して優先供給を依頼する。

5 保健医療調整本部の機能の強化（保健医療部隊＜情報収集・分析班＞）

(1) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣

被災保健所からの要請、または保健医療部隊で検討を行い必要と判断した場合は、統括DHEATの助言を得て、知事は厚生労働省へDHEATの派遣を要請する。

■市町が実施する対策

1 医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、共有に努める。

2 医療・救護活動

(1) 救護所の設置

市町長は、被災状況に応じて、救護所の設置を行い、災害拠点病院や郡市医師会等へ医師や医療救護班の派遣を要請する。

住民に対して、救護所の設置場所についての広報を行う。

なお、救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行う。

また、避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所への救護所の併設についても検討する。

(2) 医療救護班の派遣による実施

「<県が実施する対策> 2 (2) 医療救護班の派遣及び配置調整」に準ずる。

市町長は、当該地域において医療及び助産救助の実施が不可能又は困難なときは、当該地域の地方部長に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派遣要請等を行い実施する。

(3) 医療機関による実施

市町長は、救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間に、被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

(4) 患者搬送及び収容

消防機関は、知事又は市町長から要請のあったとき、もしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第2章 第1節 緊急の交通・輸送手段の確保」により応急的に措置する。

また、市町長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

3 医療施設の応急復旧

「<県が実施する対策> 4 医療施設の応急復旧 (1) 及び (2)」に準ずるほか、人工透析に大量の水を必要とする透析施設への優先的な給水を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 救護班の編成
- (2) 救護所の設置候補場所
- (3) 災害拠点病院、災害医療支援病院等との連携体制
- (4) 患者の搬送体制
- (5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<医療機関が実施する対策>

1 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

- ① 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。
- ② 患者の急増等に対応するため、医療機関相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。
- ③ 医療救護班の編成協力機関は、知事又は市町長からの派遣要請を待つことなく、災害発生直後において、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。
- ④ 医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時、派遣できる体制を整えておく。

2 患者搬送及び収容

「<市町が実施する対策> 2(4)患者搬送及び収容」に準ずる。

<日本赤十字社三重県支部の対策>

1 医療及び助産の実施方法

- ① 日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行う。
なお、災害の状況に応じて独自の判断で医療救護活動を行う。
- ② 救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより、医療救護活動を行う。

<赤十字奉仕団の対策>

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、赤十字奉仕団に協力を要請する。

<三重県歯科医師会の対策>

1 口腔のケア

被災者の口腔内環境の変化に関して、歯科医師、歯科衛生士等により、必要な場所で被災者の口腔ケア活動を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。

第4章 緊急避難対策

第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保 (発災14)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、救助班、広聴広報班）
社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）
救援物資部隊（物資活動班）
被災者支援部隊（避難者支援班）
警察部隊

第1項 活動方針

- 避難の指示等が市町長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして住民への広報に取り組む。
- 県内市町や近隣府県と協力して広域的な避難対策に取り組む。
- 要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各部隊(班)が連携して市町の避難所の開設・運営を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難の指示等	総括部隊(総括班、 広聴広報班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、 農林水産対策班) 警察部隊	【発災のおそれがある場合】 市町の[警戒レベル4]避難指示 等発令後速やかに	・[警戒レベル4]避難指示等 (市町)
被災者の大規模避難 対策	総括部隊(救助 班、総括班)	【発災のおそれがある場合】 市町からの要請があり次第速や かに	・市町からの支援要請情報 (市町)
避難所の開設及び運 営支援	総括部隊(総括班、 情報班、救助班) 施設管理者 救援物資部隊(物 資活動班) 被災者支援部隊 (避難者支援班、応 急住宅班)	【発災のおそれがある場合】 市町からの要請があり次第速や かに	・避難所の支援要請情報 (市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 市町長が指示できない場合の知事の措置（総括部隊＜総括班＞）

災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、市町長が避難の指示等を行うことができなくなったときは、市町長に代わって知事が指示等を行う。

(2) 地すべり等防止法に基づく知事の措置（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた職員は、必要な区域の住民に避難を指示する。

この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する（地すべり等防止法第25条）。

(3) 水防法に基づく知事等の措置（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

台風等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の住民等に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。

水防管理者が指示した場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する（水防法第29条）。

(4) 警察官の措置（警察部隊）

① 台風による水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき、警察官は避難の指示を行う。

この場合、直ちにその旨を市町長に通知する。（基本法第61条）

② 災害による危険な事態がある場合、警察官は、その場の危険を避けるため、その場に居合わせた者を避難させる。この場合、その旨を公安委員会に報告する。（警察官職務執行法第4条）

③ 災害による危険を防止するため特に必要がある場合において、市町長等が現場にいないとき、又は市町長等から要求があったときは、警察官は、警戒区域を設定する。この場合、直ちにその旨を市町長に通知する。（基本法第63条第2項）

(5) 放送事業者を活用した避難指示等の広報（総括部隊＜総括班、広聴広報班＞）

市町長の〔警戒レベル4〕避難指示等の発令を受け、放送事業者にその広報を依頼する。

2 県内市町への広域避難の受入協議（総括部隊＜総括班＞）

災害の発生により市町の行政機能が著しく低下する中で、他市町への被災者の受入れが必要と認められたときは、市町の要請を待たず他市町への受入れを協議する。

3 他の都道府県の市町村への広域避難の受入協議（総括部隊＜総括班＞）

災害の発生に伴い、地方部を通じて、市町から他の都道府県の市町村への避難者の受入れについて、当該都道府県の市町村が所在する県との協議を求められた場合、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下する中で、他の都道府県の市町村への避難者の受入れが必要と認められたときは、当該都道府県に対して当該避難者の受入れについて協議する。

4 避難者の大規模移送支援（総括部隊＜救助班＞）

災害の発生に伴い、地方部を通じて、市町から大規模な避難者移送の要請を受けたとき等は、災害時における緊急・救援輸送に関する協定に基づき、（公社）三重県バス協会の協力を得るなどにより、避難者の移送を支援する。

また、災害の発生により市町の行政機能が著しく低下する中で移送の必要性が認められたときなどには、

市町の要請を待たず速やかに、自衛隊の出動を求める等適宜の方法により、避難者を陸上、海上輸送により移送するほか、必要に応じて空輸等の方法により避難させる。

5 避難所の開設及び運営支援

(1) 県有施設の避難所としての活用(施設管理者)

県の災害時活用施設としての事前指定を受けていない県有施設について、市町から避難所としての一時使用要請があった場合、当該施設の管理者は支障のない範囲において、これを使用させるとともに、避難所の開設にあたっての支援を行う。

(2) 避難所開設情報等の収集と伝達(総括部隊<情報班>)

市町から報告のあった避難所の開設状況を三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」や報道機関を通して住民に広報する。

(3) 避難所運営の支援(被災者支援部隊<避難者支援班>)

被災した市町等の避難所運営を支援するため、要請に基づき職員を市町に派遣するなど、避難所運営にかかる支援等を行う。

(4) 避難行動要支援者への対応(被災者支援部隊<避難者支援班>)

- ① 市町からの要請に基づく避難行動要支援者に対する支援にあたっては、自主防災組織、ボランティア等に協力を求める。
- ② 公益財団法人三重県国際交流財団と連携して「みえ災害時多言語支援センター」を設置し、外国人被災者について、市町と連携して必要な支援を行う。
- ③ 福祉避難所への避難者について、市町と連携して必要な支援を行う。

(5) 避難所等の被災宅地危険度判定(被災者支援部隊<応急住宅班>)

市町の避難所開設及び避難促進に際し、市町から三重県被災宅地危険度判定実施要綱に基づく被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請があった場合は、三重県被災宅地危険度判定士に対して活動を要請するなど、必要な支援を行う。

(6) 船舶の避難所利用(総括部隊<総括班、救助班>)

市町から要請があった場合、県災対本部は、中部運輸局三重運輸支局に対して民間船舶の調達を要請する。

(7) 救援物資情報の収集及び提供(救援物資部隊<物資活動班>)

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市町・地方部と地域内輸送拠点(市町物資拠点)・避難所における救援物資要請情報の収集及び救援物資の供給情報の提供を行う。

(8) 隣接市町への避難所の設置(被災者支援部隊<避難者支援班>)

災害の様相が深刻で、罹災市町内に避難所を設置することができない場合、隣接市町に罹災市町民の収容を委託、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。

■市町が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 避難の指示等

洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合、土砂災害防止法第29条に基づく土砂災害緊急情報が通知され人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して[警戒レベル4]避難指示の発令等により避難のための指示を行う。この場合、市町長は、その旨を知事に報告する。(基本法第60条)

また、避難の指示のほか、必要に応じて[警戒レベル3]高齢者等避難の発令等により、避難行動要

支援者等を対象として適切な避難誘導を実施する。その際、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。（基本法第56条）

さらに、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所についても、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、当該地域住民が警戒避難しうよう、周知のための必要な措置を講ずるほか、海岸付近で高潮、波浪、潮位の変化による浸水のおそれがある場合についても同様の措置をとる。

① 市町長の指示（災害種別の限定なし）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、市町長は〔警戒レベル4〕避難指示の発令等により立退きを指示する。

この場合、市町長は、速やかにその旨を知事に報告する。（基本法第60条）

② 水防管理者の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、立ち退くべきことを指示する（水防法第29条）。

水防管理者が上記指示をする場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する（水防法第29条）。

(2) 避難の指示等の内容

避難の指示等は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難場所
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項等

(3) 〔警戒レベル3〕高齢者等避難の内容

一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める〔警戒レベル3〕高齢者等避難を必要に応じて発令する。（基本法第56条）

(4) 避難の指示等にかかる市町長不在時の対応

市町長不在時においては、代理規定に基づき、〔警戒レベル4〕避難指示等の発令にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

(5) 〔警戒レベル4〕避難指示等の解除

市町長は、〔警戒レベル4〕避難指示または〔警戒レベル5〕緊急安全確保の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

2 避難の指示等の住民等への伝達

(1) 関係機関の連携体制の構築

〔警戒レベル4〕避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

(2) 〔警戒レベル4〕避難指示等の住民への伝達

① 住民への伝達方法等

〔警戒レベル4〕避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

- ア 同報無線による周知
- イ 通信事業者の提供する緊急速報メールサービス

ウ 広報車による周知

エ 県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

オ 放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

カ 障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する要配慮者等への避難情報の提供

② 避難の指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

警 鐘	乱 打		
余いん防止付 サイレン信号	1 分	1 分	1 分
	5 秒	5 秒	

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

3 避難場所・避難所への避難誘導

避難場所への避難誘導においては、各地域の避難計画に基づき、速やかに避難誘導する。

避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。但し、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについては、自家用車等での避難を誘導する。

① 避難の順序

避難場所から避難所への誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。

なお、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿等を使用して行うものとし、作成していない場合は、民生委員や地域住民、社会福祉施設等と連携して情報を収集し、避難誘導を行う。

② 移送の方法

避難者が自力で移動できない場合は、車両、船舶等によって行う。

③ 避難者の大規模移送の要請

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市町において措置できないときは、市町は県災対本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、被災市町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

④ 携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導する。

4 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

- ① あらかじめ指定されている避難所については、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し、福

社避難所を開設するとともに、その充足状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難場所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

- ② 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。
- ③ 避難所の開設及び避難の促進に際して、降雨等による宅地地盤・擁壁等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災宅地危険度判定を実施する。

(2) 避難所に収容する対象者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。

(3) 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設期間の見込

(4) 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、各市町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

- ① 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。
- ② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ③ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。また、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。
- ④ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- ⑤ 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣する。
- ⑥ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- ⑦ 帰宅困難者については、交通機関が停滞しているときは、一斉帰宅を抑制するとともに、状況に応

じて、早期の帰宅の促進を検討する。

- ⑧ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
- ⑨ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。

(5) 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

5 広域避難の実施

避難先を同一市町内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため当該避難者を一定期間他の市町に滞在させる必要があるときは、その受入れについて避難先の市町と協議する。

なお、避難者の受入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を県に要求する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 避難の指示等の実施責任者
- (2) 避難の指示等の方法（避難情報発令基準、伝達内容、伝達方法等）
- (3) 警戒区域設定の実施責任者
- (4) 避難誘導體制及び避難行動要支援者の避難誘導
- (5) 避難方法
- (6) 避難所の現況（所在地、名称、収容可能人員）
- (7) 避難所の開設
- (8) 避難所の管理、運営
- (9) 福祉避難所に関すること（設置場所、管理・運営方法等）
- (10) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 市町長が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁）

「<市町が実施する対策> 1 (1) 避難の指示等」に掲げる指示等を市町長が行うことができないとき又は市町長から要求があったときは、海上保安官は、避難を指示することができる。この場合は、海上保安官は、速やかにその旨を市町長に報告する。（基本法第61条）

(2) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場に行かないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。（自衛隊法第94条）

2 避難の指示等の県民への広報（報道機関）

市町長からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民に避難情報等の指示内容の周知を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 適切な避難行動の判断

市町から〔警戒レベル4〕避難指示等が発令された場合、もしくは居住等する地域に災害が発生するおそれが高まった場合などには、ハザードマップによる被害予測や過去の災害履歴等を踏まえ、最寄りの避難場所等に避難する、自宅の2階等安全な場所に退避するなど、各自の判断によって安全を確保するために適切な避難行動をとる。

2 住民の協力による避難行動の促進

洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。

また、避難に際しては、徒歩で避難することを原則とする。但し、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについては、自家用車等で避難を行う。

3 避難行動要支援者の避難支援

洪水や高潮による浸水や、土砂災害等の可能性が認められる地域において、〔警戒レベル3〕高齢者等避難が発令されるなどした場合、可能な範囲で避難行動要支援者の避難の支援に努める。

避難行動要支援者の個別避難計画を作成している地域にあつては、計画に沿った支援に努める。

4 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

5 要配慮者への支援

避難所の運営にあたっては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

6 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに帰宅するとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策 (発災15)

【主担当部隊】：保健医療部隊（保健衛生班）

被災者支援部隊（避難者支援班、応急住宅班、ボランティア班）

第1項 活動方針

- 地域住民等は、市町が作成する避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。
- 県及び市町は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。
- 県は、要配慮者支援に必要な専門職等の確保を図る。
- 医療・保健・福祉の連携を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況の把握・受入調整等	被災者支援部隊 (避難者支援班)	【発災のおそれがある場合】 県災対本部設置後速やかに	・避難行動要支援者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況(市町、要配慮者関連施設)
要配慮者への応急対策情報等の提供	総括部隊 (広聴広報班) 被災者支援部隊 (避難者支援班)	【発災6時間以内】 要配慮者に必要な災害応急対策情報等を入手次第	・要配慮者への支援に資する情報(関係部隊、市町、防災関係機関)
避難所等への専門職員等の派遣	保健医療部隊(保健衛生班) 被災者支援部隊 (避難者支援班、ボランティア班)	【発災24時間以内】 避難所等から避難行動要支援者・要配慮者支援のための専門職員等の派遣要請があった時点	・必要な支援の内容(市町〈避難所〉)
市町からの要請に対する支援	被災者支援部隊 (避難者支援班)	【発災24時間以内】 市町から支援要請があった時点	・優先提供が必要な要配慮者情報(市町〈避難所〉)
公営住宅等の要配慮者への優先提供	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災72時間以内】 公営住宅等の提供体制が整った時点	・優先提供が必要な要配慮者情報(市町〈避難所〉)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況の把握・受入調整等（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握

県は、市町を通じ、避難行動要支援者の被災状況及び避難情報を収集する。

また、市町の著しい機能低下により情報収集が困難な場合は、市町の避難行動要支援者対策を代行する。

(2) 要配慮者関連施設の被災状況の把握

ア 高齢者関連施設情報の把握及び受入調整等

- ① 市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
- ② 施設入所者の避難等の調整を行う。
- ③ 高齢者施設等への介護職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を行う。
- ④ 隣県に対する職員等の派遣を要請する。

イ 障がい者関連施設情報の把握及び受入調整等

- ① 市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
- ② 施設入所者の避難等の調整を実施する。
- ③ 障がい者施設等への職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を実施する。
- ④ 隣県に対する職員等の派遣を要請する。

ウ 生活保護関連施設情報の把握及び受入調整等

- ① 市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
- ② 施設入所者の避難等の調整を実施する。
- ③ 生活保護関連施設等への職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を実施する。
- ④ 隣県に対する職員等の派遣を要請する。

エ 児童福祉関連施設情報の把握及び受入調整等

- ① 市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
- ② 施設入所者の避難等の調整を実施する。
- ③ 児童福祉関連施設等への職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を実施する。
- ④ 隣県に対する職員等の派遣を要請する。

(3) 在宅難病患者の状況把握

市町の要請に基づき、在宅難病患者の状況把握を支援する。

(4) 市町を越える福祉避難所等への受入調整

市町を越えて、要配慮者を、福祉避難所又は被災を免れた社会福祉施設等へ緊急入所させる必要がある場合は、市町・社会福祉施設と連携して受入等の調整を行う。

また、重度在宅難病患者で入院等の調整が必要な場合、保健所保健師、難病医療専門員等の調整により、県内又は他都道府県の施設への受入を要請する。

2 要配慮者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊＜避難者支援班＞、総括部隊＜広聴広報班＞）

(1) 要配慮者関連施設への情報提供

- ① 「＜県が実施する対策＞ 1 (2) 要配慮者関連施設の被災状況の把握」の施設に対し、個別に必要な応急対策情報を提供する。
- ② 応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。

(2) 在宅の要配慮者への情報提供

- ① 応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。
- ② 保健所保健師等、難病相談支援センター職員等が在宅の要配慮者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。

(3) 外国人住民等への情報提供及び情報窓口の設置

- ① 公益財団法人三重県国際交流財団と連携し、みえ災害時多言語支援センターを設置して、多言語ホームページなど様々な広報手段を活用して応急対策情報を多言語で提供する。
- ② 外国人住民等に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。

(4) 県民対応窓口の設置

- ① 住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、県民対応窓口を設置する。
- ② 外国人住民等からの問い合わせに対応するため、みえ災害時多言語支援センターにおいて対応窓口を設置する。

3 避難所等への保健師等の派遣（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）

災害時における保健衛生職員等の応援要請の確認及び派遣調整を行う。県内の応援のみでは対応が困難な場合、他県等へ応援要請を行う。

(1) 保健師等チームの派遣

被災地住民の健康レベルの向上を図ることを目的に、市町及び管轄保健所の指揮下において、在宅、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等における医療・保健・福祉ニーズ(健康ニーズ)を収集し、地域住民に対する公衆衛生施策を実行する。

(2) 管理栄養士等の派遣

公益社団法人三重県栄養士会等関係団体の協力を得て、特殊栄養食品ステーションを拠点に、食事に配慮が必要な被災者へ、特別用途食品等を適切に供給できる体制づくりの支援を行う。

(3) 三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）の派遣

三重県内で一定期間避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合には、三重県、三重県社会福祉協議会、福祉関係団体等の協働により、三重県災害福祉支援ネットワーク本部を設置し、三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)を派遣する。

4 避難所等へのその他の専門職員等の派遣（被災者支援部隊＜避難者支援班、ボランティア班＞）

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

三重県聴覚障害者支援センターが中心となって、市町と連携し、避難所等へ手話通訳者・要約筆記者等を派遣する。

(2) 災害ボランティアの派遣

要配慮者を支援するため、介護、通訳など、専門的な資格や技術を活かした活動を行う専門ボランティアを募集し、派遣する。

5 市町からの要請に対する支援（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）

(1) 応援職員の派遣等の支援

市町から、被災した要配慮者に対応するための、応援職員の派遣や食料・生活必需品の供給等の要請があった場合は、優先的に支援を行う。

(2) 通訳者派遣等の多言語支援

みえ災害時多言語支援センターが中心となって、他の市町、NPO団体、ボランティア等と連携し、避難所等への通訳者の派遣の調整や、翻訳等の多言語支援を行う。

6 公営住宅等の要配慮者への優先提供（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

公営住宅等を被災者に提供するにあたっては、要配慮者等の特別の配慮を要する避難者を優先する。

7 介護職員等の受入れに係る調整本部による対応（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）

県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要がある場合に、三重県社会福祉協議会と協議のうえ、調整本部を設置する。

調整本部は、県、三重県社会福祉協議会及び関係団体で構成し、マッチングのための調整を行う。

■市町が実施する対策

1 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握

要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

2 避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援

避難支援にかかる関係機関、関係者等協力を求め、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。

(2) 要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等、生活環境の確保を図る。

3 避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。

4 要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

5 外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、多言語での情報提供、相談等の実施や、国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 避難行動要支援者・要配慮者の被災情報把握・避難支援
- (2) 避難所生活を送る要配慮者への配慮
- (3) 要配慮者の保健・福祉対策等
- (4) その他必要な事項

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、市町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用するなどして、地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、あらかじめ作成した個別避難計画等を活用して、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、各市町及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 避難行動要支援者及び保護責任者の対策

市町から高齢者等避難が発表された場合、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始し、避難支援等関係者は避難行動要支援者の支援を行う。

また、避難行動要支援者の避難の際には、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全の確保に努める。

第3節 学校・園における児童生徒等の避難対策 (発災16)

【主担当部隊】：被災者支援部隊（教育対策班）

第1項 活動方針

○ 風水害等発生時には、学校関係者、防災関係機関等が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
児童生徒等の安全確保	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被害状況及び救助活動の状況(市町・県立及び私立学校・防災関係機関)
学校・園の被害状況等の把握・情報提供	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被害状況(市町・県立及び私立学校・防災関係機関)
県立学校及び市町への支援	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災24時間以内】 支援要請があり次第速やかに	・被害状況(市町・県立及び私立学校・防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 児童生徒等の安全確保(被災者支援部隊<教育対策班>)

(1) 避難場所への誘導状況や児童生徒等の安否状況の確認

児童生徒等に被害が見込まれる風水害等が発生した場合、児童生徒等の避難場所への誘導状況や児童生徒及び教職員の安否状況を確認する。

(2) 通信途絶時等の対応

通信手段の途絶等により県立学校が被災者支援部隊<教育対策班>に安否情報を報告できない場合、学校から派遣された教職員により報告を受けた市町災対本部から(地方部を通じて)安否情報を収集する。

2 学校・園の被害状況等の把握・情報提供(被災者支援部隊<教育対策班>)

(1) 県立学校の被害状況等の把握・情報提供

県立学校の被害情報を各学校から収集し、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

(2) 公立小中学校等・園の被害状況等の把握・情報提供

公立小中学校等・園の被害情報を各市町等教育委員会から収集し、整理する。また、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

(3) 私立学校の被害状況等の把握・情報提供

私立学校の被害情報を収集し、ホームページ等により被害状況等の公表に努める。

3 県立学校及び市町への支援(被災者支援部隊<教育対策班>)

県立学校と連絡を密に取り、必要に応じ、職員の派遣や物資の供給等の調整を行う。

また、市町等教育委員会から要請があった場合、必要な支援に努める。

学校に設置された避難所の運営や学校再開に向けた業務、児童生徒等の心のケア等を自力で行えない学校がある場合、学校長または市町等教育委員会と調整の上、「三重県災害時学校支援チーム」を派遣し、学校の支援を行う。

■県立学校が実施する対策

1 児童生徒等の安全確保

(1) 学校における児童生徒等の安全確保

① 避難場所への誘導

県立学校の教職員は、風水害等による校舎の損壊や警報発表等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。

② 児童生徒等の安否確認

児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、被災者支援部隊<教育対策班>に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

③ 通信途絶時等の対応

通信手段の途絶等により被災者支援部隊<教育対策班>に安否情報を報告できない場合は、市町災対本部へ教職員を派遣し、安否情報を報告する。

(2) 登下校時の児童生徒等の安全確保

① 避難場所への誘導

県立学校の教職員は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる風水害等が発生した場合、直ちに校内の児童生徒等を把握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。

② 児童生徒等の安否確認

県立学校の教職員は、児童生徒等の安否を確認し、被災者支援部隊<教育対策班>に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

③ 通信途絶時等の対応

通信手段の途絶等により被災者支援部隊<教育対策班>に安否情報を報告できない場合は、市町災対本部へ教職員を派遣し、安否情報を報告する。

(3) 夜間・休日等における対応

① 教職員の非常参集及び被害情報の収集

県立学校の校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員等は、参集基準に従い出勤し、安全を確保しつつ被害情報を収集する。

② 児童生徒等の安否確認

風水害等により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在を確認し、被災者支援部隊<教育対策班>に対し安否情報を報告する。

③ 通信途絶時の対応

通信手段の途絶等により被災者支援部隊<教育対策班>に安否情報を報告できない場合は、市町災対本部へ教職員を派遣し、安否情報を報告する。

(4) 児童生徒等の下校又は保護継続の判断

帰宅経路等の安全が確認できた児童生徒等については、保護者と連絡を取り、迎えに来てもらうなどあらかじめ定められた方法により下校させる。

保護者が迎えに来ることができない児童生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所等で学校の保護下に置く。

2 学校の被害状況等の把握・情報提供

県立学校の教職員は、学校の人的被害及び施設被害の情報を収集し、整理する。また、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否や避難状況等の情報を提供する。

■市町が実施する対策

1 児童生徒等の安全確保

(1) 学校・園における児童生徒等の安全確保

公立小中学校等・園の教職員は、風水害等による校舎の損壊や警報発表等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。

児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、市町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

(2) 登下校時の児童生徒等の安全確保

公立小中学校等・園の教職員は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる風水害等が発生した場合、直ちに校内の児童生徒等を把握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。

公立小中学校等・園の教職員は、児童生徒等の安否を確認し、市町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

(3) 夜間・休日等における対応

公立小中学校等・園の校長、園長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員等は、参集基準に従い出勤し、安全を確保しつつ被害情報を収集する。

風水害等により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在を確認し、市町災対本部に対し安否情報を報告する。

2 学校・園の被害状況等の把握・情報提供

市町災対本部は、公立小中学校等の人的被害及び施設被害の情報を各学校から収集し、整理する。また、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否や避難状況等の情報を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

また、保育園の被害情報を各施設から収集し、整理するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 児童生徒等の下校・保護継続の判断
- (2) 児童生徒等の避難対策
- (3) その他必要な事項

■地域・住民が実施する対策

地域住民や自治会、自主防災組織等は、学校等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努める。

第5章 特定自然災害対策

第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策（発災17）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）

社会基盤対策部隊（公共土木対策班、廃棄物対策隊）

警察部隊

第1項 活動方針

- 気象庁（津地方气象台）と連携して速やかに情報を収集し、該当する市町・県民に対して、適切かつ速やかに情報提供する。
- 収集した情報を分析し、災害の可能性等に応じて、必要な防災対策を講じる。
- 県民や事業者等は、これら災害に遭遇した場合、速やかに自らの身を守るための対策を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
1 局地的大雨対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 廃棄物対策隊)	【発災のおそれがある場 合】 県内に局地的大雨が発 生した場合	・降水短時間予報(气象台) ・大雨注意報・警報(气象台) ・降水ナウキャスト(气象台) ・キキクル(气象台) ・顕著な大雨に関する気象情 報(气象台)
2 竜巻等突風対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 廃棄物対策隊)	【発災のおそれがある場 合】 「竜巻注意情報」が発表 された場合	・竜巻注意情報(气象台) ・竜巻発生確度ナウキャスト (气象台)
3 雪害対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊 (公共土木対策班) 警察部隊	【発災のおそれがある場 合】 県内に「大雪警報」が発 表された場合	・大雪に関する気象情報(気 象台)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 局地的大雨対策

積乱雲による局地的な大雨では、急に強い雨が降り、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、降り始めから十数分間程度で、中小河川が増水したり、低地や道路のアンダーパスが冠水するといった災害が発生することがある。

また、積乱雲が同じ場所で連続して発生・発達を繰り返すような場合は、非常に激しい雨が数時間にわたり降り続いたため総雨量が数百ミリに達し、甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、局地的な大雨が発生した場合は、以下の対策を講じる。

- (1) 道路の適切な管理（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

県管理道路について、アンダーパス等の浸水時における通行止や、大雨時危険区間の雨量規制及び通行規制による安全確保対策を講じる。

(2) **排水ポンプによる排水（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）**

必要に応じ排水ポンプを作動させ、道路の冠水や家屋への浸水等による被害の軽減を図る。

(3) **情報収集・伝達（総括部隊＜総括班＞、社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）**

気象庁が提供する「降水短時間予報」（15時間先までの雨の予想）や「高解像度降水ナウキャスト」（1時間先までの雨の予想）により、雨雲の状況等を随時確認して、これらの情報の県庁内での共有を図るとともに、気象庁が発表する「記録的短時間大雨情報」などについて、市町・防災関係機関等へ情報を伝達する。

また、市町が適切に避難指示等を発令できるよう、河川水位等の情報提供を適切に行う。

(4) **災害廃棄物処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）**

災害廃棄物の処理について、市町での対応が困難と判断される場合は、県災害廃棄物処理計画に基づき、県が主体的に災害廃棄物処理に関わる。また、必要に応じて各種協定により市町間の調整、民間事業者、関係団体等へ支援を要請する。

2 竜巻等突風対策

竜巻は、突発的に発生することから、その発生を予測することが難しい一方で、風速70m/s以上にも達することがある猛烈な風により、進路にあるものを巻き上げながら移動することから、建築物の破壊や飛来物の衝突などの甚大な被害を生じるおそれがある。

このため、竜巻が発生する可能性が高まった場合、又は竜巻が発生した場合には、以下の対策を講じる。

(1) **情報伝達（総括部隊＜総括班＞）**

気象台から竜巻注意情報を受信した場合は、三重県防災通信ネットワーク等を使用して地方部及び市町等へその情報文を伝達する。

(2) **災害がれき処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）**

災害がれきの処理について、市町での対応が困難と判断される場合は、県災害廃棄物処理計画に基づき、県が主体的に災害廃棄物処理に関わる。また、必要に応じて各種協定により市町間の調整、民間事業者、関係団体等へ支援を要請する。

(3) **道路の応急復旧（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）**

竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

3 雪害対策

県内で大雪が発生すると、鉄道や道路における交通障害や停電などのライフラインへの影響が生じるとともに、孤立集落が発生するなど、地域に大きな社会的混乱を生じるおそれがある。

このため、雪害が発生した場合には、以下の対策を講じる。

(1) **道路除雪（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）**

主要な幹線道路について、優先的な除排雪の実施に努める。

(2) **適切な道路管理と交通対策（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、警察部隊）**

道路管理者、県警察その他の関係機関は、大雪による車両滞留を防止するため、情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。

車両滞留が発生した場合には、基本法第76条の6の規定に基づき、直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するための必要な措置を講ずる。

(3) 防災関係機関との協力（総括部隊＜総括班＞、社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、警察部隊）

迅速かつ的確な応急対策措置を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な連携・協力体制を確保する。

■市町が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1) 県や防災関係機関との情報共有

災害の発生が予想される早い段階から、県や防災関係機関と情報を共有し、避難指示等の発令時期の検討や河川施設の操作等、必要な防災対策を講じる。

(2) 住民への注意喚起

局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、住民一人ひとりの安全確保行動が重要となるため、「＜県民・事業者等が実施する対策＞1 局地的大雨対策」で記す内容とともに住民等へ周知するよう努める。

(3) 災害廃棄物処理

市町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響の大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

2 竜巻等突風対策

(1) 住民への注意喚起

気象庁が発表する竜巻注意情報を受信した場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達するとともに、「＜県民・事業者等が実施する対策＞2 竜巻等突風対策」で記す内容とともに住民等へ周知するよう努める。

(2) 避難所の開設及び運営

竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

(3) 災害がれき処理

市町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響の大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

(4) 道路の応急復旧

「＜県が実施する対策＞2 竜巻等突風対策 (3) 道路の応急復旧」に準じる

3 雪害対策

(1) 住民への注意喚起

気象台から大雪警報等が発表されるなど、深刻な降雪被害が想定される場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達し、注意を促すとともに、「＜県民等が実施する対策＞3 雪害対策」で記す内容を住民等へ周知するよう努める。

(2) 道路除雪

「＜県が実施する対策＞3 雪害対策 (1)道路除雪」に準ずる。

(3) 適切な道路管理と交通対策

「＜県が実施する対策＞3 雪害対策 (2)適切な道路管理と交通対策」に準ずる。

(4) 防災関係機関との協力

「＜県が実施する対策＞3 雪害対策 (3)防災関係機関との協力」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 局地的大雨対策
- (2) 竜巻等突風対策
- (3) 大雪対策
- (4) その他必要な事項

■県民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難指示等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、本節では、県民や事業者が自助の対策により、自らの命を守る対策を講じることを重視している。

1 局地的大雨対策

(1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用

県民・事業者等は、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「高解像度降水ナウキャスト」などの防災気象情報により、局地的大雨が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、不要不急の外出を避け、川・崖・低地などの危険な場所に近づかないなどの予防措置を講ずるとともに、その危険性に鑑み、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

(2) 局地的大雨からの避難対策

県民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に局地的大雨が発生した場合、その危険性に鑑み、早めに安全な避難所等への避難行動を取る。

また、夜間や避難路の状況が不明であるなど、避難所等への避難が危険と判断した場合は、高層階への垂直避難や、高層階の山とは反対側の部屋への避難、近隣のより安全な住居・施設等への避難など、想定される災害事象に応じ、適切な対策を講ずる。

(3) 建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数が利用する地階を有する建築物の管理者は、局地的大雨による浸水の危険性に鑑み、利用者や従業員等の上層階への避難誘導など、適切な対策を講ずる。

(4) 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市町の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市町の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

2 竜巻等突風対策

(1) 竜巻等突風に関する防災気象情報等の活用

県民・事業者等は、竜巻等突風局地的大雨の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、〈気圧の変化で〉耳に異常を感じる）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの防災気象情報により、竜巻等突風が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、その危険性に鑑み、危険物の飛散防止等の対策を講ずるとともに、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

(2) 竜巻等突風からの避難・防護対策

県民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に竜巻等突風が

発生した場合、その危険性に鑑み、次のような避難行動を取る。

① 屋内での退避行動

- ・ 窓やドア、外壁から離れる。
- ・ 家の一階で中心部に近い、窓の無い部屋（トイレ等）や地下室に駆け込む。
- ・ 浴槽や机の下等の頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。

② 屋外での退避行動

- ・ コンクリート製等の頑丈な屋内に駆け込む。
- ・ 駆け込める屋内がない場合は、頑丈な建造物の側にうずくまったり、側溝等に伏せる。
- ・ 車庫や物置、プレハブを退避場所にしない。

(3) 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市町の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市町の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

3 雪害対策

(1) 局地的大雪に関する防災気象情報等の活用

県民・事業者等は、気象台が発表する大雪注意報・警報や12時間降雪量などにより大雪の危険性が高まっている場合は、不要不急の外出を避けるよう努める。また、車で外出する場合は、スタッドレスタイヤを装着又はタイヤチェーンを携行・装着する。

(2) 雪害からの防護対策

県民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等の屋根などが雪の重みで崩れたり、雪の固まりが落雪する等によって、通行人がけがをするなどの事故を防止するため、建物周辺の安全確保や除雪等の適切な防護措置を講ずる。

なお、除雪を行う場合は、安全な服装・装備により2人以上で作業を行うよう努める。

第5部 被災者支援・復旧対策

第1章 災害対策本部活動体制の確保

第1節 災害対策本部の継続・廃止(復旧1)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、派遣班）
地方部（総括班）

第1項 活動方針

- 災害応急対策を継続して実施する必要があるときは、県災対本部の設置を継続する。
- 県災対本部の設置が長期化する場合は、職員の健康管理に配慮する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県災対本部、地方部の継続	総括部隊(総括班、派遣班) 地方部(総括班)	【災害応急対策を継続して実施する必要があるとき】 災害の状況により、必要に応じて	・被害情報、気象情報等(地方部、市町、津地方気象台等) ・各部隊の活動状況(各部隊)
災害対策職員の健康管理	総括部隊(総務班)	【災対本部を長期間設置するとき】 災対本部活動の状況により、必要に応じて	・各職員の勤務状況
県災対本部、地方部の廃止	総括部隊(総括班) 地方部(総括班)	【災害応急対策がおおむね完了したとき】 災害の状況により、必要に応じて	・被害情報、気象情報等(地方部、市町、津地方気象台等) ・各部隊の活動状況(各部隊)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県災対本部の継続

(1) 県災対本部の継続の判断(総括部隊<総括班>)

異常な気象事象が収まり、県災対本部の設置基準に定める気象警報等が解除となった場合でも、県内に災害が発生し、救助活動や避難者支援活動等の災害応急対策を継続して実施する必要がある場合等には、県災対本部を継続する。

(2) 各部班への増員(総括部隊<派遣班>)

災害応急対策を継続するにあたり、部班内職員で人員の不足等が生じる場合、各部隊は総括部隊(派遣班)に対し増員派遣要請を行い、総括部隊(派遣班)は各部隊間での派遣職員を調

第5部 被災者支援・復旧対策
第1章 災害対策本部活動体制の確保

整して、人員を派遣する。

(3) 県災対本部と地方部間での職員の動員（総括部隊＜総務班＞）

災害応急対策を継続するにあたり県災対本部又は地方部内職員で人員の不足等が生じる場合、各部隊又は地方部は、別に定める様式により文書で職員動員要請を行う。

ただし、緊急の場合においては、電話連絡等適宜の方法により要請できる。

2 地方部の継続

(1) 地方部の継続の判断（地方部＜総括班＞）

異常な気象事象が収まり、地方部の設置基準に定める気象警報等が解除となった場合でも、管内に災害が発生し、救助活動や避難者支援活動等の災害応急対策を継続して実施する必要がある場合等には、地方部を継続する。

(2) 地方統括部各班及び各事務所への増員（地方部＜総括班＞）

災害応急対策を継続するにあたり地方統括部各班又は各事務所内職員で人員の不足等が生じる場合、地方統括部各班又は各事務所内職員は地方部（総括班）に対し増員派遣要請を行い、地方部（総括班）は地方部内での派遣職員を調整して、人員を派遣する。

(3) 県災対本部からの職員の動員（地方部＜総括班＞）

災害応急対策を継続するにあたり、地方部内職員で人員の不足等が生じる場合、地方部は、別に定める様式により文書で職員動員要請を行う。

ただし、緊急の場合においては、電話連絡等適宜の方法により要請できる。

3 災害対策職員の健康管理（総括部隊＜総務班＞）

(1) 連続勤務の制限

各部局及び各事務所等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことがないように、必要に応じて交代で休暇を与えるなど、適切な措置を講じなければならない。（1日2交代以上の勤務の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。）

このため、災害対策統括部各部隊等は、交代要員の確保を行う。

(2) こころのケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るため、適切な措置を講ずる。

4 県災対本部、地方部の廃止

(1) 県災対本部の廃止の判断（総括部隊＜総括班＞）

県災対本部は、県の地域内に被害が拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したときに廃止する。

(2) 地方部の廃止の判断（地方部＜総括班＞）

県災対本部に準ずる。

■市町が実施する対策

1 市町災対本部の継続・廃止

(1) 市町災対本部の継続

「(2) 市町災対本部の廃止」の状況にあると認められない場合は、市町災対本部を継続し、県、関係機関と連携を図るとともに、情報収集等必要な対応に努める。

(2) 市町災対本部の廃止

市町災対本部は、所管区域に被害が拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完

了したときに廃止する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 市町の活動体制
- (2) その他必要な事項

第2節 災害救助法の適用(復旧2)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）

第1項 活動方針

- 災害発生後、速やかな情報収集等により、災害救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。
- 災害救助法適用の必要が認められた場合、速やかに所定の手続きを行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	多数の者が危険を受けるおそれが生じた時点 又は被害状況判明後	・防災情報等(気象台) ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・基準への該当(内閣府) ・4号適用に必要な情報
災害救助法の運用	総括部隊 (総括班)	災害救助法適用決定後	・被害状況及び救助実施状況(関係部隊、市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害救助法の適用(総括部隊<総括班>)

(1) 適用可能性についての迅速な判断

災害発生後又は災害発生のおそれがある場合、速やかに防災情報や被害状況等の収集、市町の意向確認、内閣府に対し適用基準への該当の有無にかかる確認・協議等を行い、救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。

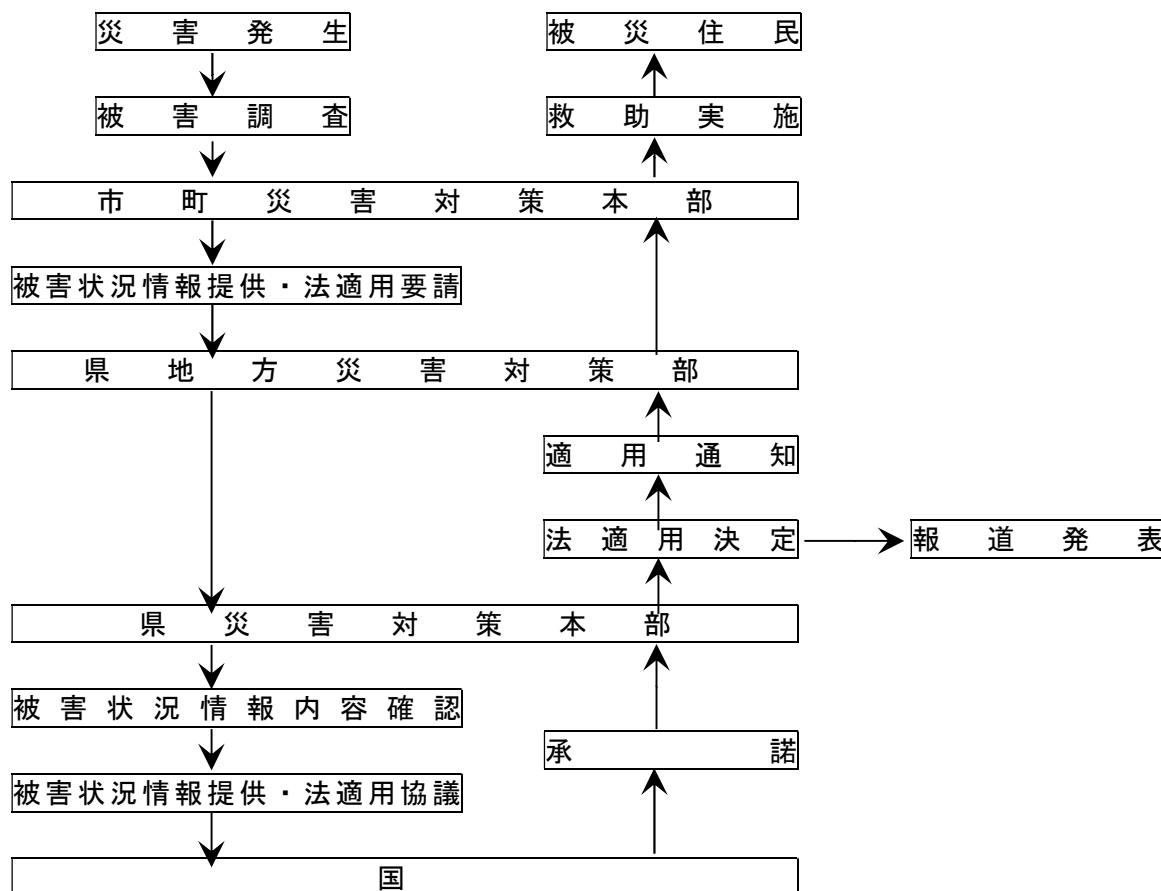
なお、適用時機を逃さないよう4号適用((4)適用基準、イ適用基準④)による適用を積極的に検討する。

そのために、災害救助法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。

(2) 適用の決定

知事は、市町長からの被害状況等の報告もしくは要請を受け、「参考 市町別適用基準」に示す救助法の適用基準に基づき法を適用する必要があると認めたときは、当該市町長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知する。

(3) 適用の手続き（フロー図）



(4) 適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。

ア 適用の要件

- ① 災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- ② 救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。
- ③ 原則として同一の原因による災害であること。

イ 適用基準

- ① 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第1号）。
- ② 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第2号）。
- ③ 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある

第5部 被災者支援・復旧対策
第1章 災害対策本部活動体制の確保

場合であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）。

- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。（施行令第1条第1項第4号）。

(5) 被災世帯の算定基準

ア 住家の滅失等の認定

「災害の認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づく被害認定方法を用いる。

イ 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

2 災害救助法の運用（総括部隊＜総括班＞）

(1) 救助法による救助の種類

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※ (1)の⑦にいう生業資金の貸与等については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていない。

(2) 実施責任者

災害救助法による救助は、国からの法定受託事務として知事が行い、市町長がこれを補助する。

なお迅速な救助の実施するため、原則として医療・助産、応急仮設住宅の建設以外の救助については市町に事務委任する。

また、局地災害の場合については、医療・助産、応急仮設住宅の建設についても事務委任する場合がある。

(3) 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- ① 県の支弁：救助に要する費用は県が支弁する
- ② 国庫負担：①の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割

合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される

- ③ 市町負担 : 災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は市町が負担する

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

■市町が実施する対策

1 災害救助法の適用手続

(1) 被害状況等の報告・適用要請

市町長は、災害が「参考 市町別適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請する。

また、市町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事に協議する。

2 救助の実施

市町長は、知事が救助の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行う。

3 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- ① 県の支弁 : 救助に要する費用は県が支弁する
- ② 国庫負担 : ①の費用が 100 万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される
- ③ 市町負担 : 災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は市町が負担する

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 災害救助法の手続き
- (2) 救助の実施内容
- (3) その他必要な事項

第2章 避難者支援等の活動

第1節 避難所の運営（復旧3）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）
被災者支援部隊（避難者支援班）

第1項 活動方針

- 県内市町や近隣府県と協力して広域的な避難対策に取り組む。
- 要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各部隊(班)が連携して市町の避難所の開設・運営を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整	総括部隊(総括班) 被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 避難所生活の長期化が見込まれる場合	・避難所運営情報(市町)
隣接市町への避難所の設置	被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)
県内市町への広域避難の受入要請	総括部隊(総括班)	【発災 48 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)
県外市町村への広域避難の受入要請	総括部隊(総括班)	【発災 48 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)
再避難の実施支援	総括部隊(総括班) 被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 48 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)
避難所運営の支援	被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)
要配慮者への対応	被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

- 1 長期滞在看通した避難所運営計画の検討・調整(総括部隊<総括班>、被災者支援部隊<避難者支援班>)
市町が、避難者の長期滞在に備えるため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所運営の計画を検討・調整できるよう情報提供等必要な支援を実施する。
- 2 隣接市町への避難所の設置(被災者支援部隊<避難者支援班>)
災害の様相が深刻で、罹災市町内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足等するときには、隣接市町に罹災市町民の収容を委託、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。
- 3 県内市町への広域避難の受入要請(総括部隊<総括班>)
地方部を通じて市町から県内市町への避難者の受入要請を受けた場合、他市町への受入を要請する。
また、災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、他市町への被災者の受入要請が必要と認められたときは、市町の要請を待たず他市町への受入を要請する。
- 4 県外市町村への広域避難の受入要請(総括部隊<総括班>)
広域災害に伴い、地方部を通じて市町から県外の市町村への避難者の受入要請を受けた場合、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、県外市町村への避難者受入要請が必要と認められたときは、市町の要請を待たず、他府県と被災者の受入について要請、協議する。
- 5 再避難の実施支援(総括部隊<総括班>、被災者支援部隊<避難者支援班>)
市町が設置する避難所が万一危険になった場合等における再避難について、適切な措置を講ずることができるよう情報提供等必要な支援を実施する。
- 6 避難所運営の支援(被災者支援部隊<避難者支援班>)
市町の避難所運営を支援するため、要請に基づき職員を市町に派遣するなど、避難所運営にかかる支援等を行う。
- 7 要配慮者への対応(被災者支援部隊<避難者支援班>)
 - ① 市町からの要請に基づく要配慮者に対する支援にあたっては、自主防災組織、ボランティア等に協力を求める。
 - ② 公益財団法人三重県国際交流財団と連携して「みえ災害時多言語支援センター」を設置して、外国人被災者について、市町と連携して必要な支援を行う。
 - ③ 福祉避難所への避難者について、市町と連携して必要な支援を行う。

■市町が実施する対策

- 1 長期滞在看通した避難所運営計画の検討・調整
避難者の長期滞在に備えるため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所運営の計画を検討・調整する。

2 隣接市町への避難受入要請

災害の様相が深刻で、市町内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足等するときには、県を通じ、隣接市町に住民の受入を要請する。

3 再避難の実施

避難所が万一危険になった場合等における再避難についての対策を講じるため、避難所や避難経路の正確な情報把握に努め、機を失することなく適切な措置を講ずる。

4 避難所の運営

避難所の運営及び管理にあたっては、各市町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

- ① 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。
- ② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ③ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。
- ④ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- ⑤ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- ⑥ 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。
- ⑦ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
- ⑧ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。

5 要配慮者への対応

高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力

も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整
- (2) 隣接市町への避難受入要請
- (3) 再避難の実施
- (4) 避難所の運営
- (5) 要配慮者への対応
- (6) その他必要な事項

第2節 緊急輸送手段の確保(復旧4)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、総務班）
社会基盤対策部隊（公共土木対策班）

第1項 活動方針

○ 大規模災害が発生した場合、県内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県有車両の確保	総括部隊(総務班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに使用可能公用車の把握を行う	・使用可能な公用車情報(管財課、地域防災総合事務所等)
輸送ルートの情報収集・伝達	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災1時間以内】	・公共土木施設の被害情報等(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報(各施設の管理者等)
輸送手段の確保	総括部隊(総括班)	【発災24時間以内】 緊急の必要があると認める場合、速やかに	・提供可能な輸送手段に関する情報(国、防災関係機関、各協定締結団体)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県有車両の確保(総括部隊<総務班>)

各部局及び各事務所等が所有する公用車では、輸送手段が十分確保できないときは、庁舎管理車両班(管財課)に県有集中管理車両の確保を要請する。

2 輸送ルートの情報収集・伝達(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>、総括部隊<総括班>)

県は、交通規制等道路情報を収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。
また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

3 輸送手段の確保(総括部隊<総括班>)

(1) 陸上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、陸上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を

行う。

① 指定公共機関、指定地方公共機関への要請（基本法第86条の18）

緊急輸送が必要となった場合、基本法第86条の18に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して支援を要請する。

＜指定公共機関＞ 日本貨物鉄道株式会社、日本郵便株式会社

＜指定地方公共機関＞ （一社）三重県トラック協会

② 協定事業者への要請

＜協定締結団体＞

【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】

協定名	締結相手方
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	一般社団法人三重県トラック協会
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽三重県軽自動車運送協同組合
緊急・救援輸送に関する協定	公益社団法人三重県バス協会

③ 国への要請

指定公共機関、指定地方公共機関及び協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省中部運輸局に対して支援を要請する。

④ 自衛隊への要請

上記①から③による輸送が困難なとき、又は急を要するときは、「第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊に対し陸上輸送の支援要請を行う。

(2) 海上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、海上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

① 協定事業者への要請

＜協定締結団体＞

【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】

協定名	締結相手方
船舶による輸送等に関する協定	中部沿海海運組合 東海内航海運組合 全国内航タンカー海運組合東海支部
旅客船による災害時の輸送等に関する協定	東海北陸旅客船協会
船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	三重県水難救済会
三重県と三重大学との災害対策相互協力協定 (三重大学練習船勢水丸による輸送等災害応急対策に関する覚書)	国立大学法人三重大学

② 国への要請

協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省中部運輸局に対して支援を要請

する。

③ 自衛隊、海上保安庁への要請

上記①及び②による輸送が困難なとき、又は急を要するときは、「第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊及び海上保安庁に対し海上輸送の支援要請を行う。

(3) 航空輸送手段の協力要請

「第4部 第2章 第5節 ヘリコプターの活用」に準じる。

■市町が実施する対策

1 市町が所有する車両の確保

「<県が実施する対策> 1 県有車両の確保」に準ずる。

2 輸送ルートの情報収集・伝達

「<県が実施する対策> 2 輸送ルートの情報収集・伝達」に準ずる。

3 輸送手段の確保

「<県が実施する対策> 3 輸送手段の確保」に準ずる。

4 応援の要請等

市町長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 緊急輸送手段の確保
- (2) 緊急輸送の要請
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<各協定締結団体の対策>

1 各協定に基づく輸送手段の確保

各協定締結団体内及び県災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。
また、各協定締結団体内の輸送手段の確保状況等を確認する。

2 各協定に基づく緊急輸送の実施

各協定に基づき県から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊急輸送を行う。

第3節 救援物資等の供給 (復旧5)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）
救援物資部隊（物資支援班、物資活動班）

第1項 活動方針

- 県民の非常用備蓄等ではまかないきれず、災害発生後の食料及び生活必需品等(以下「物資等」という。)の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。
- これに先立ち、市町は備蓄物資が確保できない避難者に対し、市町が備蓄している物資等を供給するとともに、そのために必要となる物資等の緊急調達を行う。
- 県は、物資等の供給又は緊急調達が困難な市町からの要請に基づき、物資等の提供又は調達の代行を行う(プル型支援)。
- 孤立状態にある被災者に対しても、孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
物資要請情報の収集・整理・調整	救援物資部隊 (物資支援班)	【発災 12 時間以内】 物資要請が想定され次第速やかに	・市町からの物資要請(地方部、市町)
支援物資の受入	救援物資部隊 (物資支援班)	【発災 24 時間以内】 物資提供の申し出があり次第	・広域物資提供情報(他府県、国) ・物資拠点状況(地方部、市町)
物資等の調達	救援物資部隊 (物資支援班、 物資活動班)	【発災 24 時間以内】 市町で避難所開設後、速やかに	・物資確保状況(国、協定締結団体等) ・物資調達要請状況(地方部、市町)
物資等の供給	救援物資部隊 (物資活動班)	【発災 72 時間以内】 市町から供給要請があった時点	・物資拠点状況(地方部、市町) ・物資配送状況(国、協定締結団体等)
燃料の確保	総括部隊 (総括班)	【発災 72 時間以内】 燃料確保が困難になるおそれ が認められた時点	・各部隊 ・三重県石油商業組合 ・三重県LPガス協会

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 物資要請情報の収集・整理・調整(救援物資部隊<物資支援班>)

県は、市町の被害状況及び物資要請にかかる情報を収集したうえで、必要となる物資等の数量

を推定し、物資等の配分計画を策定する。策定にあたっては、緊急輸送ルートの状況、輸送手段の確保状況及び物資等の需給バランス等総合的に判断する。

2 支援物資の受入（救援物資部隊＜物資支援班＞）

国（海外含む）及び他都道府県、NPO団体等から支援物資の提供の申し入れがあった場合は、物資供給計画の検討をふまえ、受入体制を整え、受入体制を整え、支援物資を受け入れる。支援物資は、基本的には広域物資輸送拠点において受け入れる。なお、プッシュ型支援の受け入れ及びプル型支援要請は、「物資調達・輸送調整等支援システム」により調達・輸送を行う。

3 物資等の調達（救援物資部隊＜物資支援班、物資活動班＞）

(1) 食料の調達活動

- ① 市町を通じ、在宅並びに避難所の避難者に対する食料需要情報等を収集するとともに、他市町における食料の調達に関する協定による調達可能食料量、国や広域応援による他県等からの調達可能食料量を把握し、被災市町への配分計画を策定する。
- ② 市町から避難者用食料調達の応援要請があった場合、三重県災害時応援協定に基づき他市町へ食料の応援要請を行う。また、必要に応じて、三重県備蓄・調達基本方針に基づき県が保有する備蓄物資の配分及び投入を行う。
- ③ 市町から避難者用食料調達の応援要請があった場合、食料の調達に関する協定を締結している企業及び団体に調達を要請する。また、必要に応じて、事前に把握した食事の配慮が必要な人用の特別用途食品等を取り扱う業者等に調達を要請する。
- ④ 大規模災害時に三重県備蓄・調達基本方針に基づき県で食料の調達が必要な場合、食料の調達に関する協定等を締結している企業又は団体に食料の調達を要請する。
- ⑤ 県で調達できない場合は、基本法第86条の16第1項の規定に基づき国に対し必要な措置を講ずるよう要請するとともに、応援協定に基づき他府県に対して広域応援を要請する。
- ⑥ 上記の食料の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定するよう努める。また、食物アレルギーを有する者へのニーズの把握やアセスメントの実施等を通じて、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(2) 生活必需品等の調達活動

- ① 市町を通じ、在宅並びに避難所の避難者に対する生活必需品需要情報等を収集するとともに、他市町における備蓄量、県備蓄量、生活必需品等の調達に関する協定による調達可能生活必需品等数量、国や広域応援による他県等からの調達可能生活必需品等数量を把握し、被災市町への配分計画を策定する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、必要に応じて、マスク、消毒液や簡易ベッドなどの感染防止資機材について、配分計画に盛り込む。
- ② 市町から避難者用生活必需品等調達の応援要請があった場合、三重県災害時応援協定に基づき他市町へ生活必需品等の応援要請を行う。また、必要に応じて、三重県備蓄・調達基本方針に基づき県が保有する備蓄物資の配分及び投入を行うこととし、広域防災拠点の備蓄物資で対応できる物資があれば、地方部を通じ供給の調整を行う。
- ③ 広域防災拠点の備蓄物資で対応できない場合は、生活必需品等の調達に関する協定を締結している企業及び団体に生活必需品等の調達を要請する。
- ④ 大規模災害時に三重県備蓄・調達基本方針に基づき県で生活必需品等の調達が必要な場合、生活必需品等の調達に関する協定を締結している企業又は団体に生活必需品等の調達を要請する。

- ⑤ 県で調達できない場合は、基本法第86条の16第1項の規定に基づき国に対し必要な措置を講ずるよう要請するとともに、応援協定に基づき他府県に対して広域応援を要請する。
- ⑥ 上記の生活必需品等の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。

4 物資等の供給（救援物資部隊〈物資活動班〉、地方部救援物資班）

(1) 広域物資輸送拠点の開設

県は支援物資の受入、仕分け・搬出等の作業に必要となる広域物資輸送拠点を開設する。広域物資輸送拠点は広域防災拠点及びその周辺施設とし、発災後直ちに被害状況を確認したうえで、早期に開設し、支援物資の受入体制を整える。

(2) 広域物資輸送拠点の運営

支援物資及び調達した物資等を効果的に配送するため、広域物資輸送拠点において物資等の仕分け・一時保管等を行う。広域物資輸送拠点の運営にあたっては、協定締結団体等から物流専門家の派遣等の協力を得ながら効果的な供給体制を構築することとする。

(3) 供給の実施

「第2節 緊急輸送手段の確保」の状況をふまえ、物流専門家等の協力を得ながら的確な輸送手段を選定し、地域内輸送拠点（市町物資拠点）へ物資等を輸送する。

なお、被害が甚大で被災市町からの要請が行えない場合等、緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、基本法第86条の16第2項に基づき、被災市町からの要請を待たずに、必要な物資又は資材の供給について、県が必要な措置を講ずる。

(4) 滞留物資の一時保管・再仕分け等

梱包物の内容が不明な物資や、品目が混在して仕分け作業に時間を要する物資、及び必要時期を逸した物資（以下、「滞留物資」という。）については、協定締結団体が保有する倉庫等で一時保管を行うこととする。

なお滞留物資の仕分け作業等が必要となった場合は、協定締結団体及びボランティア等へ仕分け作業を要請する。

5 燃料の確保（総括部隊〈総括班〉）

災害応急対策活動を実施する各部隊及び関係機関は、災害時における燃料の確保に努める。

なお、燃料不足となり、通常の燃料供給体制による燃料確保が困難となった場合、総括部隊（総括班）を通じて燃料の供給について要請を行う。

(1) 燃料の供給

災害応急対策活動に必要となる車両や自家発電設備、及び災害拠点病院等重要拠点における燃料が不足する場合は、三重県石油商業組合、（一社）三重県LPガス協会等に対し燃料供給の要請を行う。

(2) 燃料の確保

県は、三重県石油商業組合、（一社）三重県LPガス協会等からの情報に基づき、燃料供給が困難となることが予想される場合、国に対して燃料の確保と県内への供給を要請する。

(3) 燃料の優先供給

災害対策本部設置の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の業務継続のために、必要な燃料を確保し、優先的に供給する。

(4) 県民への広報

県は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、県民に対し、燃料の供給状況や今

後の見込み等について定期的に情報を提供するよう努める。

■市町が実施する対策

1 避難所等における必要物資品目・量の把握

市町は地域内輸送拠点（市町物資拠点）・避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握するよう努める。

2 食料の調達・供給活動

(1) 避難者に対する食料供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給又は応急給食を実施する。

【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- ・避難者発生～12時間以内：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
- ・避難者発生12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- ・避難者発生24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- ・避難者発生72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

※ 避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2) 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達又は県が保有する備蓄物資の配分を要請する。ただし、米穀については、「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続き」に従い、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

(3) 応急給食の実施

市町が設置する物資拠点で食料を受け入れ、避難者に対して応急給食を実施する。

応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等に当たっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

(4) 要配慮者等に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施などを通じて、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

3 生活必需品等の調達・供給活動

(1) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

- ・避難者発生～24 時間以内：医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ、携帯・簡易トイレ、（※必要に応じて）感染防止資機材（マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等）等
- ・避難者発生24時間後～：日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート、ブルーシート等）など

(2) 県に対する生活必需品等の調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達又は県が保有する備蓄物資の配分を要請する。

(3) 生活必需品等の配分

市町で設置する地域内輸送拠点（市町物資拠点）で生活必需品等を受け入れ、避難者に対して配分する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に配慮し、必要な生活必需品等の確保に努める。

4 物資等の供給

市町は調達した物資等を受け入れるため、地域内輸送拠点（市町物資拠点）を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

5 協定に基づく応援市町による物資等の供給

被災市町又は県からの物資等の要請があった場合、要請を受けた市町は、三重県市町災害時応援協定に基づき、必要となる物資等の供給を行う。

なお物資等は、被災市町又は県が指定する場所まで輸送する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 物資等の調達方法
- (2) 供給方法
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<生活必需品等の調達に関する協定等締結団体の対策>

以下の団体については、県との協定に基づき、生活必需品等の供給を行う。

1 生活必需品等の調達に関する協定締結団体

- ・株式会社一号館
- ・スーパーサンシ株式会社

- ・マックスバリュ中部株式会社
- ・株式会社ぎゅーとら
- ・株式会社オークワ
- ・株式会社ヤマナカ
- ・イオンリテール株式会社東海カンパニー
- ・株式会社ジュンテンドー
- ・ユニー株式会社
- ・三重県生活協同組合連合会
- ・NPO 法人コメリ災害対策センター
- ・三重県パン協同組合
- ・株式会社ローソン
- ・株式会社ファミリーマート
- ・株式会社セブンイレブン・ジャパン
- ・株式会社ケーヨー
- ・株式会社総合サービス
- ・日本チェーンドラッグストア協会
- ・中日本段ボール工業組合

2 災害時における飲料調達に関する協定締結団体

- ・サントリーフーズ株式会社
- ・大塚食品株式会社名古屋支店

3 救助用副食等の調達に関する協定締結団体

- ・三重県漬物協同組合

<農林水産省農産局長の対策>

農林水産省農産局長は、三重県及び市町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。（「災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー」参照）

<中部経済産業局の対策>

中部産業経済局は、災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。

<自衛隊の対策>

三重県からの要請に基づき、応急給食等を実施する。

<三重県石油商業組合の対策>

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

<（一社）三重県LPガス協会の対策>

「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づき、県からLPガスの供給要請があ

った場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

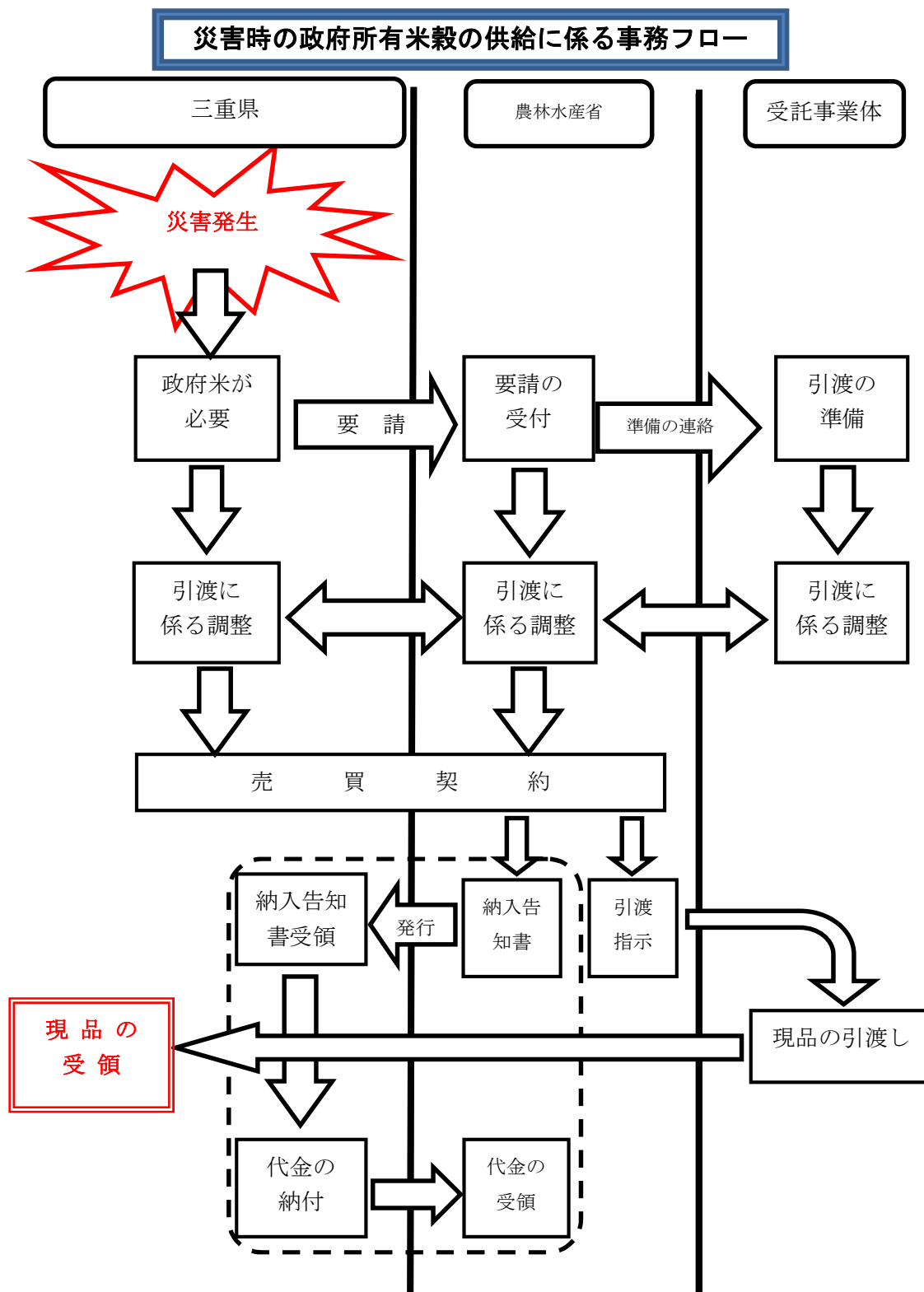
■地域・住民が実施する共助・自助の対策

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる3日間又はそれ以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内の住民間で融通し合うよう努める。

食生活改善推進員は、日ごろの活動を活かし、行政との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努める。

■参考



※代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で農産局長と知事が協議して決定

第4節 給水活動(復旧6)

【主担当部隊】：総括部隊(救助班、情報班)
社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班)
保健医療部隊(医療活動支援班)
被災者支援部隊(水道応援班)

第1項 活動方針

- 被災者支援部隊(水道応援班)は応急給水活動の総合調整を行い、市町と県(企業庁)が給水タンク車等による応急給水活動を実施する。
- 市町、日本水道協会等と連携して、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。
- 水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
飲料水の確保	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班) 被災者支援部隊(水道応援班)	【水道施設発災1時間以内】 市町水道施設被災後できる限り速やかに	・市町水道施設の被害状況 ・市町での応急給水状況 ・応援要請(市町)
応急給水活動の調整	総括部隊(情報班) 保健医療部隊(医療活動支援班) 被災者支援部隊(水道応援班)	【水道施設発災6時間以内】 水道施設被災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請(市町)
応急給水活動の実施	総括部隊(救助班) 被災者支援部隊(水道応援班)	【水道施設発災24時間以内】 応急給水活動の必要性が見込まれる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請(市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

- 1 飲料水の確保(社会基盤対策部隊<水道・工業用水道班>、被災者支援部隊<水道応援班>)

市町水道施設に被害が生じた場合、県が管理する水道施設について、受水市町の需要に対応しつつ、浄水場、調整池等にてできる限り応急給水用の飲料水を確保する。

- 2 市町による応急給水活動の調整

(1) 市町等による協定に基づく応急給水活動の調整（被災者支援部隊＜水道応援班＞、総括部隊＜情報班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、県内の応急給水活動について、以下のとおり総合調整等を行う。

- ① 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。
- ② 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、総括部隊＜情報班＞から、災害対策活動の拠点となる重要施設の断水状況等の情報を収集する。
- ③ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、保健医療部隊＜医療活動支援班＞から、災害拠点病院等の断水状況等の情報を収集する。
- ④ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、社会基盤対策部隊＜情報収集・分析班＞から、応急給水活動の実施に必要な道路(国道、県道及び市町道)の情報を収集する。
- ⑤ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は「三重県水道災害広域応援協定」にかかる県内5地域のブロック代表市（以下、「ブロック代表者」という）に対してブロック内の市町の応援体制（資機材、人員）を確認する。
- ⑥ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、被災市町からブロック代表者を通じて応援要請があった場合で、ブロックを超える規模の応援が必要と判断した場合には、被災市町が必要とする応援体制・応援規模等をもとに応援者や給水資機材の調整を行い、その配分計画を策定して、他のブロック代表者に応援を要請する。

(2) 他の都道府県等への応援要請（被災者支援部隊＜水道応援班＞）

県内の市町等のみでは応援が不足する場合には、被災者支援部隊＜水道応援班＞は、日本水道協会三重県支部長（津市）に対して、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき、他の都道府県等へ応援を要請する。

- ① 他の都道府県等への応援要請にあたっては、被災者支援部隊＜水道応援班＞は日本水道協会三重県支部長（津市）と十分に連携を図る。
- ② 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、必要に応じて県災対本部への連絡要員等の派遣を日本水道協会三重県支部長（津市）に要請し、日本水道協会三重県支部長は、被災者支援部隊＜水道応援班＞と連携して活動する。
- ③ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、総括部隊＜情報班＞及び県内市町から、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水の状況の情報を収集し、日本水道協会三重県支部長（津市）と情報を共有する。

3 県による応急給水活動の実施

(1) 応急給水活動（被災者支援部隊＜水道応援班＞）

応急給水実施機関から給水車等への水道水の供給要請があった場合は、県が管理する施設を用い、可能な範囲で対応する。

また、県による給水タンク積載車による応急給水活動は、企業庁の施設・車両を用いて実施する。

(2) 水質検査機関の斡旋（被災者支援部隊＜水道応援班＞）

被災市町から飲料水の水質検査要請があった場合は、公的検査機関(又は検査登録機関)を斡旋する。

(3) 自衛隊・海上保安庁への応援要請（被災者支援部隊＜水道応援班＞）

防災関係機関等の支援が必要と判断した場合は、自衛隊、海上保安庁等に給水支援を要請す

る。

(4) 備蓄資機材の提供（被災者支援部隊〈水道応援班〉）

被災市町から水道管などの資機材等の貸し出し要請があった場合は、企業庁が所有する備蓄資機材を提供する。

(5) 応急給水目標水量（被災者支援部隊〈水道応援班〉）

水道施設被災からの日数別の応急給水目標水量は、厚生労働省が地震発生時を想定して作成した以下の指針を参考とする。

地震発生からの日数	目標水量	用途
～3日まで	1人1日3 ^{リットル}	飲料等
7日	1人1日20～30 ^{リットル}	飲料、水洗トイレ、洗面等
14日	被災前給水量 (1人1日250 ^{リットル})	

出典：厚生労働省健康局水道課「水道の耐震化計画等策定指針」

■市町が実施する対策

1 飲料水の確保

住民に対して一人あたり3日分以上の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池、震災対策用貯水施設等の貯留水を確保するとともに、不足する場合は、井戸水、河川水、ため池やプール等の水をろ過、滅菌して飲料水を確保する。

2 応急給水活動の調整

(1) 市町等による協定に基づく応急給水活動

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

- ① ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。
- ② ブロック代表者は、ブロック内の市町の応援体制（資機材、人員）を確認する。
- ③ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合は、ブロック内の市町に応援を要請する。
- ④ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに被災者支援部隊(水道応援班)に応援を要請する。
- ⑤ ブロック代表者は、被災者支援部隊(水道応援班)を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 他の都道府県等への応援要請

県内の市町等のみでは応援が不足する場合は、日本水道協会三重県支部長（津市）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく他の都道府県等の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣する。

3 応急給水活動の実施

(1) 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

(2) 住民への広報

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災無線等を活用した広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(3) 応急給水活動の応援要請

市町単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

応援を受ける市町は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請するなどして、確保を図る。

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 動員体制
- (2) 情報連絡体制
- (3) 応急給水用資機材の確保
- (4) 応急給水体制
- (5) 応援要請
- (6) 広報体制
- (7) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、県災対本部の災害派遣要請に基づき、県、市町と連携して給水活動を実施する。

2 海上保安庁の対策

海上保安庁は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して巡視船等を使用した、海上からの給水支援を実施する。

3 四日市港管理組合の対策

四日市港管理組合は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して保有する船舶を使用した、海上からの給水支援活動を県、市町と連携し実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会や地域住民が協力して行う。

2 飲料水、生活水の確保

災害発生後3日分以上は自らの備蓄でまかなえるよう、各家庭での飲料水等の確保に努める。
また、自家用井戸等がある場合には、生活水として確保・利用する。

第5節 ボランティア活動の支援（復旧7）

【主担当部隊】：被災者支援部隊（ボランティア班）

第1項 活動方針

- みえ災害ボランティア支援センターを中核としたボランティア支援活動を展開する。
- 災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに県内外からのボランティアの受入体制を確立する。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。
- 災害規模や被災状況に応じて、三重県広域受援計画に準じたボランティア支援活動を展開する。
- 感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重県災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、県内外からのボランティアを円滑かつ効果的に受け入れる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と共有	被災者支援部隊 (ボランティア班)	【発災 48 時間以内】 発災後速やかに	県災対本部等からの情報収集と情報共有
みえ災害ボランティア支援センターの設置	被災者支援部隊 (ボランティア班)	【発災 48 時間以内】 災害ボランティア受入が必要と認められた場合	被災状況、現地災害ボランティアセンターの設置状況 (市町・現地災害ボランティアセンター)
災害ボランティアへの支援(みえ災害ボランティア支援センターにおける活動)	被災者支援部隊 (ボランティア班)	【発災 48 時間以内】 災害ボランティア受入後速やかに	被災地のボランティアニーズ、災害ボランティアの受入状況(市町・現地災害ボランティアセンター)
災害支援団体への支援	被災者支援部隊 (ボランティア班)	災害支援団体への支援が必要と認められた場合	被災地のニーズ (市町・現地災害ボランティアセンター)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 被害情報の収集と共有（被災者支援部隊<ボランティア班>）

「みえ災害ボランティア支援センター」の設置準備として、県災対本部からボランティア支援等に必要な情報等を収集し、幹事団体（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県）の間で情報の共有を図る。

2 みえ災害ボランティア支援センターの設置（被災者支援部隊＜ボランティア班＞）

県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れるため、現地災害ボランティアセンターを県域で後方支援する「みえ災害ボランティア支援センター」（幹事団体：特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県）をみえ県民交流センター（津市羽所町700番地 アスト津3階）に設置し、職員を派遣する。

また、必要に応じて、県災対本部へみえ災害ボランティア支援センターから連絡要員を派遣する。

3 災害ボランティアへの支援（みえ災害ボランティア支援センターにおける活動）（被災者支援部隊＜ボランティア班＞）

(1) 被災状況の把握と現地災害ボランティアセンターの立ち上げ支援

被災状況を把握するため、県災対本部へみえ災害ボランティア支援センターの担当職員を派遣するとともに、関係機関から被災地の情報を収集し、情報共有を図る。また、必要に応じて被災地及び現地災害ボランティアセンターに支援要員を派遣し、情報収集と現地災害ボランティアセンターの立ち上げにかかる支援を行う。

(2) 現地災害ボランティアセンターの後方支援

現地災害ボランティアセンターの活動状況やニーズを把握し、県内外への情報発信を行うとともに、現地センターへの情報提供、センター間の広域的なコーディネート、関係機関や県内外の災害支援団体との連携・調整、人員の派遣、物資の調達、ボランティアバスの運行などを行う。

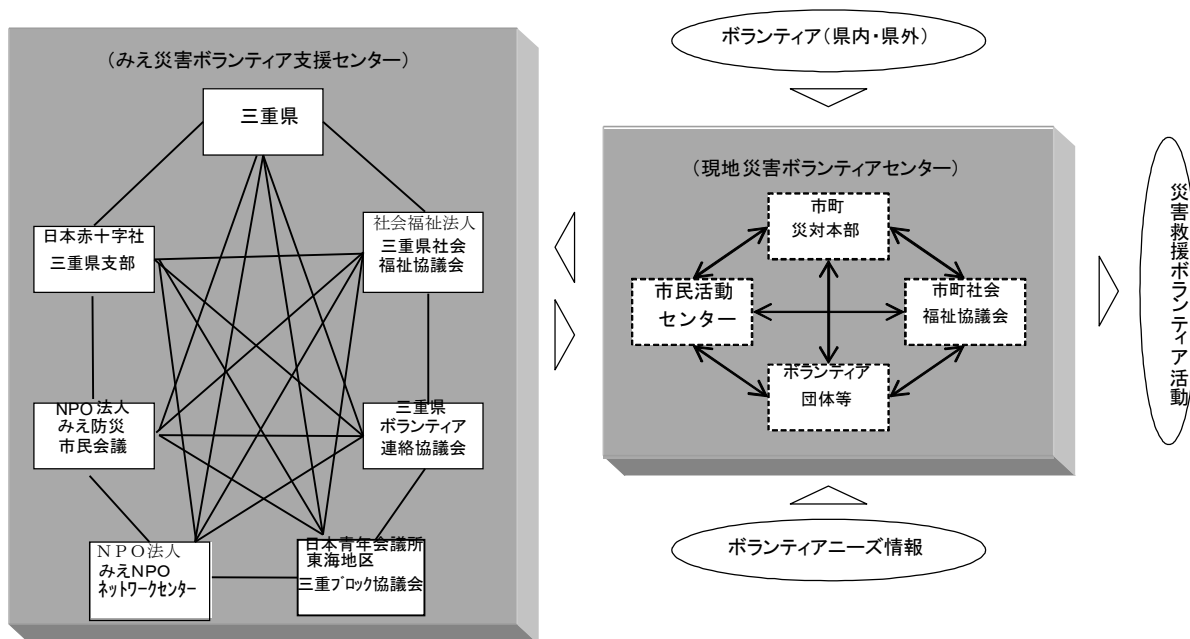
(3) 災害ボランティア活動への支援

ボランティア活動を支援するため、被災地のボランティアニーズや、現地災害ボランティアセンターの設置場所、ボランティアの受入状況、ライフライン・公共交通機関・交通規制の状況などボランティア活動に必要な情報を広く提供する。ボランティア活動の支援にあたっては、ボランティア活動の自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮する。

(4) 多様な分野の専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携

災害支援活動を行う様々な団体（災害ボランティア団体、専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等）に加え、県外の間接支援型支援者、資金助成・資機材提供型支援者等も参加して情報共有、連絡調整を行うための連携の場（三重県域協働プラットフォーム）を構築し、各団体が効果的な活動が行えるよう、情報提供や現地災害ボランティアセンター等との調整等必要な支援を行う。

「みえ災害ボランティア支援センター」の概念図



4 災害支援団体への支援（被災者支援部隊＜ボランティア班＞）

被災者の多様なニーズに対応するため、様々な災害支援団体が行う支援活動を財政面で支援する。支援にあたっては、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用する。

■市町が実施する対策

1 現地災害ボランティアセンターの設置

関係機関と連携・協働し、市町の広さや被災状況に応じて「現地災害ボランティアセンター」や「サテライト」（ボランティアの活動拠点）を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(1) 災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、受入ボランティアと活動先との調整を行うとともに、必要な支援を行う。

(2) 専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携

専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

2 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 現地災害ボランティアセンターの設置（設置主体・設置場所）

- (2) 現地災害ボランティアセンターの運営（運営主体・運営方法）
- (3) 災害支援団体との連携
- (4) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

- 1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等）
 - (1) 日本赤十字社三重県支部
 - ① 日本赤十字社三重県支部内に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。
 - ② みえ災害ボランティア支援センターに職員等を派遣する。
 - (2) 三重県社会福祉協議会
 - ① 三重県社会福祉協議会に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。
 - ② 必要に応じて、被災市町の社会福祉協議会へ先遣隊を派遣し、情報収集を行うとともに、みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣し、被害状況などの情報共有を行い活動に参画する。
 - ③ 必要に応じて、被災市町の市町社会福祉協議会に職員を派遣し、災害ボランティアセンターの設置や運営を支援する。またこのための調整事務を行う。
 - ④ 全国社会福祉協議会や県内外の社会福祉協議会、支援団体と連携し、被災市町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの設置や運営を支援する。またこのための調整事務を行う。
 - (3) 災害支援団体等（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会等）
 - ① みえ災害ボランティア支援センターにメンバーを送り出すとともに、関係ボランティア団体等に協力を要請する。
 - ② みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

- 1 被災状況の把握とボランティアの要請
自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、現地災害ボランティアセンターに情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。
- 2 現地災害ボランティアセンターの運営支援
被災状況に応じて、現地災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。
- 3 ボランティアの受入支援
現地災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入を行う。
- 4 ボランティア活動への参加
被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第6節 防疫・保健衛生活動(復旧8)

【主担当部隊】：保健医療部隊（保健衛生班）

第1項 活動方針

- 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
- 食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。
- 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
防疫活動の実施	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後 24 時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部)
防疫活動の支援	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後 24 時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)
食品衛生監視	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後 3 日以内】 救護所・避難所設置後等速やかに	・被害状況及び給食施設等の設置状況(市町、地方部) ・活動要請(市町)
健康管理(保健活動)の実施・調整	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後 24 時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 防疫活動の実施(保健医療部隊(保健衛生班))

県(保健所)は、市町と連絡を密にして次の活動を実施する。

(1) 疫学調査及び健康診断等

ア 疫学調査班の編成

県は、災害規模等に応じて必要な人数の疫学調査班を編成する。

イ 疫学調査班の用務

- ① 災害地区の感染症発生状況の迅速・正確な把握
- ② 患者及び保菌者や接触者に対する適切な対応
- ③ 疑わしい症状のある者への適切な対応

ウ 疫学調査の実施

疫学調査班は、緊急度に応じて計画的に疫学調査を実施するが、実施にあたっては、地

区組織活動等の協力を得て、的確な情報把握に努める。

エ 健康診断の実施

疫学調査の結果、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の疑いがあるときは、感染症予防法の規定による健康診断を実施する。

なお、同法に規定されていない感染症に対する健康診断は、流行状況や避難地域等を与える影響等を考慮して実施する。

オ 臨時予防接種の実施又は実施指示

県は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるものの、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種を行う、又は市町に行うよう指示する。

(2) 市町に対する指導及び指示等

災害発生と同時に保健所は、災害地区の疫学調査、消毒方法及びねずみこん虫等の駆除その他の防疫措置について実情に即した指導を行う。特に被害が甚大な市町に対しては、職員を現地に派遣し、その実情を調査して実施方法及び基準を示し、指導にあたらせる。

2 防疫活動の支援（保健医療部隊（保健衛生班））

県は、各市町間の支援体制を充実し、感染症発生等の未然防止に万全を期す。

(1) 防疫用資機材の調達及び搬送体制

県は、被災地から防疫用消毒薬等防疫用資機材の供給依頼があった場合、直ちに調達・搬送できる体制を整える。

なお、防疫用資機材の調達については、「第3章 第2節 医療・救護活動 <県が実施する対策> 3 (1) 医薬品・衛生材料等の調達・分配」に準ずる。

(2) 感染症指定医療機関の確保体制

県は、災害時に発生した一類感染症、二類感染症、又は新感染症の患者等で入院が必要な者については、感染症法により感染症指定医療機関への入院を勧告し、移送及び収容できる体制を整える。

(3) ペット対策

県と（公社）三重県獣医師会等の関係団体等は、市町に対し、避難所における飼い主と同行避難したペットの受入に関する助言を行うとともに、放浪動物や負傷動物の救護を行う。

また、特定動物（クマ、ライオン等の国が定めた危険動物）が逸走し、飼い主責任による対応が困難な場合、県は、飼い主、関係機関等と連携し対応する。

3 食品衛生監視（保健医療部隊（保健衛生班））

県は、災害地の飲料水の汚染、食料品の腐敗等による食品からの健康被害の発生を防止するため、必要に応じ、特別食品衛生監視班を編成し、救護食品の緊急安全確認やボランティア等に対する衛生指導を行うなど総合的な食品衛生対策を実施する。また、必要に応じて（一社）三重県食品衛生協会の食品衛生指導員にも協力を要請する。

なお、浸水した地区に関しては、次のとおり実施する。

(1) 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底によって健康被害の発生を防止する。

【重点指導事項】

- ①手洗い消毒の励行

- ②食器器具の消毒
- ③給食従事者の検便及び健康診断の実施
- ④原材料及び食品の検査

(2) 営業施設

生鮮食品取扱営業施設を重点的に監視するとともに、製造、調理、加工、保存及び陳列されている食品を確認することによって、不良食品の供給を排除する。

重点監視指導事項

浸水地区は、^{たんすい}湛水期間中は営業を自主休業させ、水が引いた後、施設及び設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。

また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗及び変敗した食品が供給されることがないようにすること。

(3) その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員のみでは、十分な監視指導が出来ない場合もあると考えられるので、状況により県内の食品衛生指導員を指揮して、指導にあたらせるよう配慮する。

4 健康管理（保健活動）の実施・調整（保健医療部隊（保健衛生班））

(1) 保健師・管理栄養士・災害支援ナース等による健康管理の実施

市町からの要請があった場合は、保健師・管理栄養士・災害支援ナース等により被災地のニーズ等に的確に対応した健康管理（母子、高齢者、精神、歯科保健等における保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

(2) 健康管理実施計画の策定

被害が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者の健康管理を組織的に行うことが必要と思われるときは、市町からの要請に基づき、被災者等の健康管理のための実施計画を策定して計画的な対応を行う。

(3) 巡回による保健・栄養指導

住民の健康管理を図るため、市町から保健・栄養指導等の要請があった場合、保健師・管理栄養士等は市町の協力のもと、避難所等を巡回し、被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導を行う。

(4) 近隣市町等への応援要請

被害の規模が大きく、県の専門職員等だけでは支援要員等が不足すると予想される場合は、近隣市町又は関係団体並びに他県等に対し応援要請を行う。

■市町が実施する対策

1 実施体制

(1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は市町が行う。

(2) 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

(3) 臨時予防接種の実施

県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適

切に実施する。

(4) 保健活動

ア 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的に支援を行う。要援護者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

イ 栄養・食生活支援

- ① 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。
 - a 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。
 - b 避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。
 - c 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行なう。
- ② 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

(5) ペット対策

市町は、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 防疫体制の確立
- (2) 避難所の衛生保持疫学調査及び健康診断
- (3) 臨時予防接種の実施
- (4) 保健活動（保健師活動、栄養・食生活支援）
- (5) ペット対策
- (6) その他必要な事項

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けるよう心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておき、避難時に携行する。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

また、市町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

第7節 災害警備活動(復旧9)

【主担当部隊】：警察部隊

第1項 活動方針

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める
- 住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害警備体制の確立	警察部隊	【発災1時間以内】 発災後直ちに	被害状況、交通状況等(県・市町その他の関係機関等)
災害警備活動の実施	警察部隊	【発災3時間以内】 被災状況等に応じて速やかに	被害状況、交通状況、治安状況等(県・市町その他の関係機関等)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害警備体制の確立(警察部隊)

(1) 職員の招集・参集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定めたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

(2) 災害警備本部の設置

警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

(3) 警察災害派遣隊の派遣要請

被害の規模に応じて、速やかに警察庁に対し警察災害派遣隊の派遣を求める。

2 災害警備活動の実施(警察部隊)

(1) 災害情報の収集・連絡等

災害警備活動上必要な情報収集を行い、収集した情報を必要に応じて関係機関に連絡する。また、人的・物的被害状況を警察庁及び中部管区警察局に報告する。

(2) 救出救助活動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地を管轄する警察署等に出動させ、県、市町、消防等と協力し、救出救助活動を実施する。その際、消防等関係機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

災害現場における被災者の救出救助にあたっては、警察用航空機(ヘリコプター)及び装備資機材を活用する。

(3) 避難誘導

市町等と協力し、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で避難行動要支援者に十分配慮し、安全な避難経路を選定して避難誘導を行う。

(4) 緊急交通路の確保

道路管理者等と連携して道路の損壊状況、交通状況等の交通情報を迅速に把握し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急交通路の確保にあたる。

(5) 身元確認等

市町等と協力し、検視の場所を確保するとともに、医師・歯科医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

(6) 二次災害の防止

二次災害の危険場所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、市町等に情報提供する。

(7) 危険箇所等における避難誘導等の措置

石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための措置を行う。

(8) 社会秩序の維持

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内等での女性、子供等に対する性暴力、DVやトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

加えて、被災地に限らず、災害に便乗した各種犯罪、インターネット、SNS等によるデマ情報の拡散等に関する情報収集及び取締り、被害防止対策等を講じるとともに、県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の防止に努める。

(9) 被災者等への情報伝達活動

被災者のニーズを十分に把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。その際、高齢者、障がい者等に配慮した伝達を行う。

(10) 相談活動

行方不明者相談ダイヤル等の相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立寄り等による相談活動を推進する。

(11) ボランティア活動の支援

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

■市町が実施する対策

県警察（所轄警察署）との緊密な連携の下に災害応急対策を実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、

取締りを行う。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第8節 遺体の取扱い（復旧10）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）
保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班）
警察部隊

第1項 活動方針

- 風水害等の災害が発生し、多数の死者、行方不明者が発生することが想定される場合には、これらの捜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。
- 県は市町と連携して、検視場所・遺体安置所の調整を行う。
- 市町は、関係機関と連携し、遺体の捜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
検視場所・遺体安置所の設置場所の調整	総括部隊(総括班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)・応援要請(県、市町)
遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)
遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)
広域火葬体制の確立	保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災後3日以内】 市町内での火葬が不可能となったことを把握後速やかに	市町内での火葬の可否 火葬場の被害状況(市町、防災関係機関等)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 検視場所・遺体安置所の設置場所の調整（総括部隊〈総括班〉、警察部隊）

総括部隊は、被災状況に応じ、市町が検視場所・遺体安置所を開設するにあたり、設置場所に関する必要な調整を図るとともに、警察部隊と連携しながら、発見された遺体の収容先等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。

2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し

(保健医療部隊<情報収集・分析班、医療活動支援班>、警察部隊)

遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。

遺体の検案については、警察部隊が被災市町及び警察等と連携をとりながら、(公社)三重県医師会、三重大学法医学講座等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、(公社)三重県歯科医師会等に要請する。

この場合、円滑な検視・検案・身元確認が行えるよう、必要に応じて関係機関との連携を図る。

検案応援の医師等については、災害医療コーディネーターの助言を受け、各市町等に対する派遣の調整を行う。

3 遺体保存用資材等の支援(総括部隊<救助班>、保健医療部隊<保健衛生班>、警察部隊)

市町から遺体の保存や搬送用の資材、車両等の手配について応援要請があった場合は、必要な資材等の確保に努める。

4 広域火葬体制の確立(保健医療部隊<保健衛生班>、警察部隊)

風水害等の災害時、被災地が広範囲にわたる場合には、公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図るため、広域火葬計画による広域火葬体制の確立に努める。

■市町が実施する対策

1 遺体の捜索

(1) 実施者及び方法

市町災対本部において消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な機械器具等を借上げて実施する。

(2) 応援の要請

市町災対本部において、被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をする。

なお、応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- ① 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- ② 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- ③ 応援を求める人数又は舟艇器具等
- ④ その他必要な事項

2 検視場所・遺体安置所の開設

警察(所轄警察署)と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。

(検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、警察(所轄警察署)と調整を図り、候補地を事前に検討しておく。)

3 遺体の収容、処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、市町災対本部は速やかに警察(所轄警察署)等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

(1) 実施者及び方法

市町災対本部医療班は、警察（所轄警察署）及び日本赤十字社三重県支部と連携・協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、市町災対本部において実施できないときは、他の市町災対本部医療班の出動応援を求める等の方法により実施する。

(2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、市町災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

4 遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので、市町災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、市町災対本部において、直接火葬もしくは土葬に付す。

なお、埋火葬の実施が、市町災対本部でできないときは、「＜市町が実施する対策＞1（2）応援の要請」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

(2) 遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 実施責任
- (2) 遺体の搜索、收容、処理、埋火葬の体制
- (3) 検視場所・遺体安置所
- (4) 必要な資機材の調達
- (5) 遺体の搬送
- (6) 遺体の埋火葬
- (7) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、県の要請に基づき、市町、警察等救助機関と連携して遺体の搜索活動等を行う。

2 海上保安庁の対策

海上保安庁は、市町、警察等救助機関と連携して遺体の搜索活動等を行う。

第3章 社会基盤施設等の復旧・保全

第1節 公共施設等の復旧・保全(復旧11)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）
 警察部隊

第1項 活動方針

- 県民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
- 災害時に孤立の可能性がある地域への交通路の確保を優先する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第2項 主要対策項目(道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動)

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 農林水産対策班)	【発災6時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	人員及び資機材確保状況(社会基盤対策部隊)
施設の復旧活動	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 農林水産対策班) 警察部隊	【発災24時間以内】 人員及び資機材等が確保でき次第	被害状況(社会基盤対策部隊)
施設における危険箇所の周知	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 農林水産対策班)	【発災24時間以内】 危険箇所を確認次第	被害状況(社会基盤対策部隊)
公共土木・農林水産施設災害復旧事業	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 農林水産対策班)	災害復旧事業の準備が整い次第	被害状況(社会基盤対策部隊)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>、警察部隊)

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか、(一社)三重県建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、「第2章 第2節 緊急輸送手段の確保」に基づき、緊急輸送道路及び緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急輸送道路及び緊急交通路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や県民生活に欠くことのできない重要な生活道路等について、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を実施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を関係市町、地域住民等に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

2 港湾施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

港湾施設の復旧にあたっては、速やかに岸壁、物揚場等港湾施設の補修や補強等の応急復旧を行うとともに、二次災害を防止するため、崩壊した構造物等の障害物の除去や船舶の航行に支障のないよう標識、照明等の設置等を行う。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

(5) 国への要請

被害の状況によっては、港湾法55条の3の3に基づき、国による非常災害時の港湾施設の管理業務の実施を要請する。

3 漁港施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

漁港施設の復旧にあたっては、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を

実施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

4 河川・海岸保全施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、水防計画や建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

河川・海岸保全施設の復旧にあたっては、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を関係市町、地域住民等に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

5 砂防設備・治山施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

砂防設備・治山施設の復旧にあたっては、早期の機能回復を図るため、被災箇所の速やかな応急復旧を実施するとともに、被害の拡大を防ぐため、必要に応じ山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて危険箇所等の応急工事を実施する。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を関係市町、地域住民等に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

6 地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林

水産対策班、公共土木対策班＞)

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の復旧にあたっては、早期の機能回復を図るため、被災箇所の速やかな応急復旧を実施するとともに、被害の拡大を防ぐため、必要に応じ山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて危険箇所等の応急工事を実施する。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を関係市町、地域住民等に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

7 農地及び農業用施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

農地及び農業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

被害情報を踏まえて、市町の応急復旧活動を支援するために必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 復旧活動

農業用施設の早期の機能回復を図るため、市町が実施する応急復旧活動を支援する。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(5) 農林水産施設災害復旧事業

農地及び農業用施設の災害については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

8 林業用施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

林業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

被害情報を踏まえて、市町の応急復旧活動を支援するために必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

林業用施設の早期の機能回復を図るため、市町が実施する応急復旧活動を支援する。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(5) 農林水産施設災害復旧事業

林業用施設の災害については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧支援をする。

9 漁業用施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

漁業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

被害情報を踏まえて、応急復旧に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

漁業用施設の早期の機能回復を図るため、応急復旧の実施等必要な措置を講じる。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(5) 農林水産施設災害復旧事業

漁業用施設の災害については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

■市町が実施する対策

1 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動

(1) 市町道路、橋梁

「＜県が実施する対策＞ 1 道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

(2) 漁港施設

「＜県が実施する対策＞ 3 漁港施設にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

(3) 河川、海岸

「＜県が実施する対策＞ 4 河川、海岸施設にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

(4) 農業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事を実施する。

特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、速やかに点検を行い、下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

(5) 林業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

(6) 漁業用施設

「<県が実施する対策> 9 漁業用施設にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 公共土木施設及び農林水産施設の応急復旧対策
- (2) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<道路管理者、港湾管理者、河川管理者、海岸管理者、海上保安庁が実施する対策>

1 公共土木施設等にかかる応急復旧

(1) 道路、橋梁（道路管理者）

「<県が実施する対策> 1 道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

(2) 港湾施設（港湾管理者、海上保安庁）

「<県が実施する対策> 2 港湾施設にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

(3) 河川、海岸（河川管理者、海岸管理者）

「<県が実施する対策> 4 河川、海岸にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

第2節 農作物等の被害軽減対策（復旧12）

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（農林水産対策班）

第1項 活動方針

- 風水害により被害を受けた農林水産物等について、その被害をできる限り軽減するための被害拡大防止措置等を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
農作物被害軽減対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災 24 時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	被害状況(市町、関係団体等)
畜産被害軽減対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災 24 時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	被害状況(市町、関係団体等)
森林被害軽減対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災 24 時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	被害状況(市町、関係団体等)
水産物被害軽減対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災 24 時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	被害状況(市町、関係団体等)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 農作物被害軽減対策（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害状況の把握

速やかに農作物被害の状況を把握する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

被災農業者に対し、冠浸水被害を受けた農地の排水対策や、農作物の病虫害防除対策等の技術指導を適切に行う。

(3) 災害等緊急時の種子の確保

関係機関と連携し、必要種子量の確保に努めるとともに、必要に応じ、東海農政局へ災害対策用種子の斡旋を依頼する。

2 畜産被害軽減対策（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 家畜伝染病防疫対策

被災地における家畜伝染病予防業務は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜保健衛生所長が、管内家畜防疫員を指揮して実施する。

なお、必要に応じ、家畜伝染病防疫対策本部を設け、家畜の防疫に万全を期する。

(2) 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び農業共済組合を主体に獣医師会の協力により、治療に万全を期する。

(3) 畜舎の消毒対策

伝染病発生対策のための畜舎の消毒については、県が時期、場所及び方法を指定して実施する。

(4) 消毒薬等の確保と斡旋

災害救助法が適用された地域における家畜伝染病発生に伴う必要消毒薬品は、県が確保する。

一般疾病の治療に必要な動物用医薬品について、県は供給体制の確認に努め、要請に応じ情報提供を行う。

3 森林被害軽減対策（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害状況の把握

速やかに林産物被害の状況を把握する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

被災林業者に対し、風倒木の除去や、被災木の病害虫対策等の技術指導を適切に行う。

(3) 山林種苗の供給

浸冠水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜き取り及び焼却等に努める。

り災造林地においては、幼令林の倒木起し作業及び施肥等により早期復旧を図るとともに、枯損等による所要苗木数量を把握し、その供給確保を図る。

4 水産物被害軽減対策（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害状況の把握

関係漁業団体と相互に連携のうえ、速やかに水産物及び水産施設の被害状況を把握する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

被災水産業者に対し、水産施設の応急措置や、濁水等からの養殖水産物の移送等の技術指導を適切に行う。

■市町が実施する対策

1 農作物被害軽減対策

(1) 被害状況の把握

速やかに農作物被害の状況を把握し、県へ報告する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

「＜県が実施する対策＞1 農作物被害軽減対策 (2) 被害拡大防止のための技術指導」に準ずる。

2 水産物被害軽減対策

(1) 被害状況の把握

関係漁業団体と相互に連携のうえ、水産物及び水産施設の被害状況を把握し、県へ報告する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

「<県が実施する対策> 4 水産物被害軽減対策 (2) 被害拡大防止のための技術指導」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 農産物被害軽減対策

(2) 水産物被害軽減対策

(3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<農業協同組合が実施する対策>

1 農作物被害軽減対策

「<県が実施する対策> 1 農作物被害軽減対策 (2) 被害拡大防止のための技術指導」に準ずる。

<農業共済組合が実施する対策>

1 農作物被害軽減対策

「<県が実施する対策> 1 農作物被害軽減対策 (2) 被害拡大防止のための技術指導」に準ずる。

第3節 ライフライン施設の応急復旧・保全 (復旧13)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班、公共土木対策班、農林水産対策班）
被災者支援部隊（水道応援班）

第1項 活動方針

- 県管理の水道、工業用水道施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
- 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
応急復旧に向けた準備	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)	【発災 12 時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害及び復旧状況 (水道事務所、流域下水道事務所)
施設の応急対策活動	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班、公共土木対策班)	【発災 12 時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害及び復旧状況 (水道事務所、流域下水道事務所)
市町水道施設応急復旧活動支援	被災者支援部隊(水道応援班)	【発災 24 時間以内】 応援要請があり次第速やかに	・施設の被害及び復旧状況 (市町、関係施設)
電力事業者・通信事業者施設応急復旧活動支援	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災 24 時間以内】 応援要請があり後速やかに	・電気・通信施設被害状況及び要請情報(電力事業者・通信事業者)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

【水道(県管理)】

1 応急復旧に向けた準備(社会基盤対策部隊<水道・工業用水道班>)

水道施設は、都市が活動していくうえでの基幹的施設であり、住民の生活に一日も欠かせない施設であるとともに、大多数の住民は、飲料水をはじめ生活用水を水道に依存しているため、風水害による断・減水の影響は非常に深刻なものがあることから、こうした事態に迅速かつ的確に対処し、可能な限り短時間のうちに施設を復旧させるよう努める。

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

水道施設の被害情報等を踏まえ、応急復旧活動に必要な人員、資機材等を確保する。

2 施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

災害時における応急対策の円滑な推進にあたっては、応急連絡体制の確立、人員、車両、必要資機材等の確保並びに配備体制の整備を図る。

(1) 応急復旧体制の確立

水道施設の被害の状況により、受水市町と密接な連絡を保ちながら応急復旧活動を行う。

(2) 情報連絡体制の確保

一般的な通信手段の使用が不可能となった場合は、県防災通信ネットワーク等を活用して応急連絡体制の確立を図る。

(3) 動員体制の確立

応急復旧に従事する人員の確保を図るため動員体制を確立する。

(4) 応援要請等

「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」、「近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」等により他の公共団体に応援を求めるほか、資機材メーカーなどの関係会社等に協力を要請する。

(5) 施設に関する情報共有

水道施設の被害状況、応急復旧の見通し等を受水市町と情報共有を図る。

(6) 応急復旧の実施

水道施設の被害状況を速やかに把握するとともに、その状況に基づく適切な応急復旧体制及び応急復旧計画を確立して、被害箇所の応急復旧を行い、施設機能の迅速な回復に努める。

3 市町水道施設応急復旧活動支援（被災者支援部隊＜水道応援班＞）

市町から「三重県水道災害広域応援協定」に基づく水道施設の応急復旧にかかる応援要請があった場合には、企業庁に対して応援要請指示を行い、企業庁は可能な範囲で応援活動を行う。

【下水道（県管理）】

1 施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、流域下水道管理者は公共下水道管理者に対して、流域下水道の使用制限の措置を講じる。

【工業用水道（県管理）】

1 応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

工業用水道は、産業がその生産活動を行ううえで、不可欠な基礎的生産要素である。万一、風水害等により施設に予期せぬ被害を受けると、工場への給水がストップし、火災等を誘発するおそれがあるほか、二次災害の発生も予想される。こうした事態に迅速に対処し、可能な限り短時間のうちに施設を復旧させるよう努める。

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

工業用水道施設の被害情報等を踏まえ、応急復旧活動に必要な人員、資機材等を確保する。

2 施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

災害時における応急対策の円滑な推進にあたっては、応急連絡体制の確立、人員、車両、必要資機材等の確保並びに配備体制の整備を図る。

(1) 応急復旧体制の確立

工業用水道施設の被害の状況により、関係市町、受水企業と密接な連絡を保ちながら応急復旧活動を行う。

(2) 情報連絡体制の確保

一般的な通信手段の使用が不可能となった場合は、県防災通信ネットワーク等を活用して応急連絡体制の確立を図る。

(3) 動員体制の確立

応急復旧に従事する人員の確保を図るため動員体制を確立する。

(4) 応援要請等

企業庁の職員及び資機材で対応が困難な場合は、「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」「工業用水道事業における災害相互応援に関する基本的ルール（日本工業用水協会）」等により他の公共団体に応援を求めるほか、資機材メーカーなどの関係会社等に協力を要請する。

(5) 施設に関する情報共有

工業用水道施設の被害状況、応急復旧の見通し、対応等の状況を受水企業に情報提供する。

(6) 応急復旧の実施

工業用水道施設の被害状況を的確に把握して早期復旧を図り、一日も早く受水企業に給水する。

【電力・通信】

1 電力事業者・通信事業者施設応急復旧活動支援（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）

被害の状況に応じて、一般送配電事業者が行う復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木、土砂の障害物の除去などの啓開作業を行う。

■市町が実施する対策

【上水道（市町管理）】

1 応急復旧に向けた準備

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

管理する水道施設の被害情報等を踏まえ、応急復旧活動に必要な人員、資機材等を確保する。

2 施設の応急対策活動

(1) 応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

(2) 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など、重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

(3) 住民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

3 応援協定に基づく応急復旧活動

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、被災市町は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者（協定で定める県内各地域の代表市）に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしなが、被災市町水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う。

- ① ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。
- ② ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。
- ③ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。
- ④ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。
- ⑤ ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

また、日本水道協会三重県支部は、必要に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣し、県災対本部において活動する。

【下水道（市町管理）】

1 施設の応急対策活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、公共下水道管理者及び集落排水管理者は住民に対し、使用制限の措置を講じる。

また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 応急復旧に向けた人員・資機材の確保
- (2) 応急体制
- (3) 情報連絡体制

- (4) 動員体制
- (5) 施設に関する情報共有
- (6) 応急復旧の実施
- (7) その他必要な事項

■その他防災関係機関が実施する対策

<電気事業者が実施する対策>

1 復旧方針

- ① 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。
- ② 発電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。
- ③ 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

2 広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

3 利用者に対する広報

事業者は、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<都市ガス事業者が実施する対策>

1 応急復旧対策

早期にガス供給施設を復旧させるため、被災箇所に安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、供給可能な地域からのガス供給に努める。

2 本復旧対策

都市ガスの安定した供給を図るため、できる限り早期に被災施設の本復旧工事を行う。

3 利用者に対する広報

事業者は、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<LPガス販売事業者が実施する対策>

1 中期対策

- ① 危険箇所からの容器の引上げ
- ② 緊急性の高い病院等へのLPガスの供給
- ③ 避難所への生活の用に供するLPガスの供給
- ④ 一般家庭へ安全総点検後、早期LPガスの供給

2 「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づくLPガスの供給

「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づき、県からLPガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

3 利用者に対する広報

事業者は、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<コミュニティガス事業者が実施する対策>

「<都市ガス事業者が実施する対策>及び<LPガス事業者が実施する対策>」に準ずる。

<固定通信事業者が実施する対策>

「第4部 第1章 第2節 通信機能の確保 <その他の防災関係機関が実施する対策> 固定通信事業者が実施する対策」に準ずる。

<移動通信事業者の実施する対策>

「第4部 第1章 第2節 通信機能の確保 <その他の防災関係機関が実施する対策> 移動通信事業者が実施する対策」に準ずる。

<鉄道事業者が実施する対策>

1 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区における輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

- ① 折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送
- ② 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

2 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るための応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

3 利用者に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）が実施する対策>

1 鉄道の代替輸送

災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

2 利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等

により周知を図る。

＜三重県石油商業組合が実施する対策＞

1 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく供給

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

第4節 流木等漂着物対策 (復旧14)

【主担当部 (部隊)】：社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、農林水産対策班)
 警察部隊

第1項 活動方針

○ 大雨や高潮により流出した木材等漂流物による二次被害を防止する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
港湾・漁港水域内の漂着物の処理	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災後1日以内】 水域内の漂着物を確認し次第	流木情報(木材所有・占有者) 水域内漂着物情報(港湾・漁港管理者)
河川・海岸保全区域内の漂着物の処理	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災後1日以内】 区域内の漂着物を確認し次第	流木情報(木材所有・占有者) 区域内漂着物情報(河川・海岸管理者)
湛水・浸水区域内の漂着物の処理	警察部隊	【発災後1日以内】 区域内の漂着物を確認し次第	区域内漂着物情報(住民等)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

- 1 港湾・漁港水域内の漂着物の処理 (社会基盤対策部隊<公共土木対策班、農林水産対策班>)

港湾水域内(漁港水域内)に漂流する流木等漂着物については、関係防災機関・港湾管理者及び漁港管理者は、相互に連絡を密にし、その所有者に直ちに除去させる。

所有者が不明の場合は、関係防災機関・港湾管理者又は漁港管理者がこれを除去するものとし、直ちに除去できない場合には、標識を設置し、船舶運航の安全を図る。
- 2 河川・海岸保全区域内の漂着物の処理 (社会基盤対策部隊<公共土木対策班、農林水産対策班>)

河川区域内及び海岸保全区域に漂流する流木等漂着物について、河川管理者及び海岸管理者並びに市町は、その所有者に直ちに除去させる。

所有者が不明の場合は、河川管理者、又は海岸管理者又は市町並びに関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図る。

3 湛水・浸水区域内の漂着物の処理（警察部隊）

たん水又は浸水地域に漂流する流木等漂着物については、警察及び市町が「2 河川・海岸保全区域内の漂着物の処理」に準じた措置をとる。

■市町が実施する対策

1 漁港水域内の漂着物の処理

「<県が実施する対策> 1 港湾・漁港水域内の漂着物の処理」に準ずる。

2 河川・海岸保全区域内の漂着物の処理

「<県が実施する対策> 2 河川・海岸保全区域内の漂着物の処理」に準ずる。

3 湛水・浸水区域内の漂着物の処理

「<県が実施する対策> 3 湛水・浸水区域内の漂着物の処理」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 漁港水域内の漂着物の処理
- (2) 河川・海岸保全区域内の漂着物の処理
- (3) 湛水・浸水区域内の漂着物の処理
- (4) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<木材の所有者・占有者が実施する対策>

木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努めるとともに、下流の河川、海岸、港湾、漁港等の管理者に速やかに連絡する。

<公共貯木場管理者が実施する対策>

公共管理者が管理する貯木場については、当該管理者が貯木場の利用者に対し、木材、筏を整理、緊縛させ、木材又は筏の混乱、流散の防止を図るほか、貯木場によっては、水門の閉鎖等の措置をとる。また港湾水域内に仮置中の木材を貯木場内に引き入れる。

<民間貯木場が実施する対策>

港湾水域の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が各水門を閉鎖し、又は貯木場によっては出入口に網場を張りめぐらすとともに、貯木場内の木材、筏を整理、緊縛する等によって木材、筏の流散防止を図る。

高潮、河川の増水、溢水等により流出するおそれのある民間貯木場においては、当該木材の所有者、占有者が木材を安全な位置に移動させ、又は流失防止柵を設置する等流失防止に努める。

第4章 復旧に向けた対策

第1節 廃棄物対策活動（復旧15）

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（施設整備隊、廃棄物対策隊）

第1項 活動方針

○大規模風水害発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のごみ、し尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
障害物の除去	社会基盤対策部隊 (施設整備隊、廃棄物対策隊)	【発災24時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(地方部、市町) ・応援要請(市町)
し尿処理	社会基盤対策部隊 (廃棄物対策隊)	【発災24時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(地方部、市町) ・応援要請(市町)
生活ごみ等処理	社会基盤対策部隊 (廃棄物対策隊)	【発災3日以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(地方部、市町) ・応援要請(市町)
災害廃棄物処理	社会基盤対策部隊 (廃棄物対策隊)	【発災1ヶ月以内】 災害廃棄物処理体制が確立した時点	・被害状況(地方部、市町) ・応援要請(市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 障害物の除去（社会基盤対策部隊＜施設整備隊、廃棄物対策隊＞）

県が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、道路啓開（障害物を撤去等）を実施することにより、緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行い、そこで発生した災害がれき等については、適正かつ円滑に処理を行う。

また、市町等から障害物の除去について応援、協力の要請があったときは、必要に応じ適切な措置を講ずる。

2 し尿処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）

(1) 処理体制

市町において人員、器材が不足する場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等の

あっせん・供給に関する協定」等により、民間団体の協力のもと、県域内での処理体制の調整を図る。

3 生活ごみ等処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）

(1) 処理体制

県は、避難所をはじめ被災地における生活ごみ等の発生状況と処理状況を適切に把握し、市町等から「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」に基づく応援要請があった場合には、県域内での処理体制の調整を図る。

なお、県域内で生活ごみの処理を行うことが困難と考えられる場合には、県は国や他府県に対し支援を要請する。

4 災害廃棄物処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）

(1) 処理体制

市町において、対応が困難と判断される場合は、早期に災害廃棄物を処理する必要があることから、県災害廃棄物処理計画に基づき、県が主体的に災害廃棄物処理に関わる。

また、必要に応じて各種協定により市町間の調整、民間事業者、関係団体等へ支援を要請する。

県域内での処理を行うことが困難であると認めた場合には、国、他府県に対し支援を要請する。

(2) 処理の方法

災害廃棄物の処理については、県災害廃棄物処理計画に基づき適正かつ迅速に行う。

災害廃棄物の仮設焼却炉の設置や広域処理を含めた処理処分方法を確立し、技術的助言等市町に対する支援を行い、計画的な収集運搬、処分を実施する。

なお、災害廃棄物の処理にあたっては、基本法第87条に基づく災害復旧の事業として、適切な分別と可能な限りリサイクルに努める。

■市町が実施する対策

1 障害物の除去

市町が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

2 し尿処理

(1) 処理体制

避難所設置に伴い発生するし尿に対応するため、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。（し尿の発生量は、ひとり1日あたり1.7リットルを目安とする。）

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とする。

3 生活ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

人員、処理機材等については、可能な限り市町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受けた市町で、人員、機材等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

4 災害廃棄物処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置等を行い、「市町災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した市町においては、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

市町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) し尿、生活ごみ等、災害がれき処理班の編成
- (2) 処理の方法
- (3) 必要な機材等の調達
- (4) 仮置場の確保
- (5) その他必要な事項

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市町の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

2 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市町の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについて、市町の指示する分別方法や排出場所等に従うよう協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

第2節 住宅の保全・確保 (復旧16)

【主担当部隊】：被災者支援部隊（応急住宅班）

第1項 活動方針

- 市町と密接に連携して、被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
- 既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
- 被災宅地危険度判定等を速やかに実施するとともに、被災状況に応じた住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
- 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもと、あらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後 24 時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ (市町、住宅相談窓口)
被災宅地危険度判定の実施	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災 24 時間以内】 市町から支援要請があり、被災宅地危険度判定実施本部を設置次第、速やかに	・危険度判定対象宅地に関する情報(市町)
応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況 (市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 住宅関連情報の受発信

(1) 住宅相談窓口等の設置支援（被災者支援部隊〈応急住宅班〉）

市町における住宅相談窓口等の設置を支援し、相談需要に応えるとともに、被災者の住宅確保に関するニーズを把握できる体制を構築する。

住宅の修理に備えて、住宅の被害拡大防止の応急措置や雨風をしのぐ措置について広報する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握（被災者支援部隊〈応急住宅班〉）

各市町の住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量など、県災

対本部における市町支援方針を検討するための情報を把握する。

2 被災宅地危険度判定の実施（被災者支援部隊〈応急住宅班〉）

県は、市町から支援要請があった場合、又は市町の被害が甚大で災害対策機能が著しく低下していると認められた場合は、三重県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、県災対本部に被災宅地危険度判定支援本部(県土整備部内)を設置し、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも注意喚起する。

3 応急仮設住宅等の確保

救助法が適用され、応急仮設住宅の確保等に関する市町長の要請があった場合、県は被災者の住宅確保対策のための体制を県災対本部に設け、以下の対策を講じる。

但し、被災市町の状況に鑑み、救助法に基づく対策について、知事が市町長に委任する場合がある。

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保（被災者支援部隊〈応急住宅班〉）

県営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、一時的な居住の安定を図る。

県は、発災時に応急仮設住宅(借上げ)として活用可能な民間賃貸住宅に関する情報が迅速かつ的確に把握できるよう、平常時から関係事業者との連携体制を構築しておく。

公営住宅や応急仮設住宅(借上げ)への入居者決定においては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

また、県は、発災時に応急仮設住宅(借上げ)として活用可能な民間賃貸住宅に関する情報が迅速かつ的確に把握できるよう、三重県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会三重県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会と平時から連携体制を構築しておく。

(2) 住宅の応急修理（被災者支援部隊〈応急住宅班〉）

自らの資力では住宅を修理することが出来ない避難者の避難所からの早期帰宅につながるため、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、市町の行う住宅の応急修理を支援する。

また、応急対策をすれば居住を継続できる住宅の居住者に対し、応急修理を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設（被災者支援部隊〈応急住宅班〉）

自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会等と連携し、応急仮設住宅による一時的な居住の安定を図る。市町に事務委任した場合には、市町が行う応急仮設住宅の建設を支援する。

応急仮設住宅の建設場所については、市町において決定するものとし、市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、適地の把握に努める。

応急仮設住宅への入居者は市町において決定する。(要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。)

また、ペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。

■市町が実施する対策

1 住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに、被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県災対本部に報告する。

2 被災宅地危険度判定の実施

市町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、市町災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも注意喚起する。

3 応急仮設住宅等の確保

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保とあっせん

市営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。

これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市町が行う。

市町は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として県が行うが、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市町が行う。

市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

またペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 応急仮設住宅の建設予定地
- (2) 住宅相談対策
- (3) 被災宅地危険度判定の実施方法
- (4) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保及び提供の実施方法
- (5) 応急仮設住宅の確保及び提供の実施方法
- (6) 住宅の応急修理の実施方法
- (7) その他必要な事項

第3節 文教等対策（復旧17）

【主担当部隊】：被災者支援部隊（教育対策班）

第1項 活動方針

- 通常の教育が行えない場合には、応急教育を実施する。
- 教育機能の早期回復をめざす。
- 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
- 文化財の被害情報を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第2項 主要対策項目

<共通>

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県有学校施設等の一時使用措置	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後1日以内】	・避難状況等(市町、県立学校) ・一時使用要請の状況(市町、県立学校)
応急教育の実施判断	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(市町・県立及び私立学校)
教職員の確保	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(市町・県立及び私立学校)
被災児童生徒等の保健管理	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後1週間以内】	・被害状況(市町・県立及び私立学校)
授業料の減免等の判断	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後1週間以内】	・被害状況(市町・県立及び私立学校)
文化財・歴史的文化的資料の保護	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県有学校施設等の一時使用措置（被災者支援部隊<教育対策班>）

災害応急対策のため、県立学校及び県営施設等の一時使用の要請があった場合、その調整にあたる。

2 応急教育の実施判断（被災者支援部隊<教育対策班>）

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- ① 校舎の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間を要する場合には、学校と、使用可能な学校施設、公民館、公会堂及びその他民有施設の借り上げ等の調整を行う。
- ② 施設の借り上げが困難な場合は、仮校舎を設置する。(私立学校を除く。)
- ③ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を行う。

3 教職員の確保（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県内市町等教育委員会との連携のもとに、学校間等での教職員の応援を図るとともに、非常勤講師の任用等を行う。

教職員の不足が補えない場合は、全国知事会等を通じて他県等に対し教職員の派遣を要請し、県内市町等教育委員会と受入、配置先等の調整を行う。

4 被災児童生徒等の保健管理（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

救急処置器材を各学校に整備する。

被災学校の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

5 授業料の減免等の判断（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱(平成14年教育委員会告示第4号)により、授業料の支弁が困難な者に減免の措置を講ずる。

また、私立高等学校授業料減免補助金取扱要領(平成22年生文第01-1号)により、授業料の支弁が困難な者に減免の措置を講ずる。

災害に伴い市町民税が非課税又は減免となった場合及び災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の緊急採用の措置を講ずる。

6 文化財・歴史的文化的資料の保護（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

(1) 被害報告

文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体）にあってはその長。以下「市町教育委員会等」という。）を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国（文化庁）に報告する。

(2) 応急対応

文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、県は必要に応じて国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、三重県文化資産防災ネットワーク要綱に基づき、被災文化財・歴史的文化的資料の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指導・助言を行う。

■ 県立学校が実施する対策

1 県有学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、県立学校の一時的な使用の要請があった場合、

当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

2 応急教育の実施判断

施設管理者は、被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- ① 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ② 校舎の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間を要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、公会堂及びその他民有施設の借り上げ等を行う。
- ③ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メールやホームページなどで実施時期等の周知を図る。

3 被災児童生徒等の保健管理

教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。
また、養護教諭等が応急処置にあたる。

■市町が実施する対策

1 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- ① 学校施設の被災建築物応急危険度判定を行う。
- ② 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ③ 校舎の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間を要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、公会堂及びその他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。
- ④ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メールやホームページなどで実施時期等の周知を図る。
- ⑤ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市町等教育委員会は被災者支援部隊<教育対策班>に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

2 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもと、学校間等での教職員の応援を図るとともに非常勤講師の任用等を行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

3 被災児童生徒等の保健管理

「<県が実施する対策> 4 被災児童生徒等の保健管理」に準ずる。

4 授業料等の減免等の判断

「<県が実施する対策> 5 授業料の減免等の判断」に準ずる。

5 学校施設等の一時使用措置

「＜県立学校が実施する対策＞1 県有学校施設等の一時使用措置」に準ずる。

6 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し、被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を給与する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市町長(救助法が適用された場合は知事の委任による市町長)が行う。

7 文化財・歴史的文化的資料の保護

(1) 被害報告

文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊＜教育対策班＞に報告する。

調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に連絡の上、県との協議を行う。

(2) 応急対応

文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、市町教育委員会等は県の指示・指導等のもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指導・助言を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 応急教育の方法
- (2) 教育実施者の確保
- (3) 学用品の給与
- (4) 文化財の保護
- (5) その他必要な事項（休校園措置、給食の措置等）

■事業者等が実施する対策

1 応急教育の実施判断（私立学校管理者）

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- ① 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ② 施設の安全が確保できない等により応急教育が長期間実施できない場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に対し、児童生徒等の公立学校等への一時的な転入学等を要請する。
- ③ 施設の早期復旧の目途がたたず、仮校舎の設置もできない場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

2 教職員の確保（私立学校管理者）

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、非常勤講師の任用等を行う。

3 被災児童生徒等の保健管理（私立学校管理者）

教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が応急処置にあたる。

4 授業料の減免等の判断（私立学校管理者）

「＜県が実施する対策＞5 授業料の減免等の判断」に準ずる。

5 学校施設等の一時使用措置（私立学校管理者）

「＜県立学校が実施する対策＞1 県有学校施設等の一時使用措置」に準ずる。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡するとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力する。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、市町等教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

第4節 中小企業・農林漁業復旧対策（復旧18）

【主担当部（部隊）】：雇用経済部＜生活・経済再建支援部隊（事業者再建支援班）＞
農林水産部＜社会基盤対策部隊（農林水産対策班）＞

第1項 活動方針

- 被災した中小企業の自立を支援する。
- 被災農林漁業者等の自立を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
中小企業復旧対策	生活・経済再建支援部隊(事業者再建支援班)	【発災3日以内】 災害発生後速やかに	被害状況の把握 (各中小企業事業者等)
農林漁業復旧対策	社会基盤対策部隊(農林水産対策班)	【発災3日以内】 災害発生後速やかに	被害状況の把握 (市町)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 中小企業復旧対策（雇用経済部＜生活・経済再建支援部隊（事業者再建支援班）＞）

- (1) 中小企業への情報収集
関係機関と連携をとりながら、中小企業への影響について情報収集を行う。
- (2) 金融相談窓口の設置
被災した中小企業向けの金融相談窓口を設ける。
- (3) セーフティネット対応
被災した中小企業の資金繰り等へのセーフティネット対応について、政府、政府系機関、政府系金融機関、市中金融機関等への協力要請を行う。
- (4) 県融資制度の確保
県融資制度のセーフティネット関連の融資枠を確保する。

2 農林漁業復旧対策（農林水産部＜社会基盤対策部隊（農林水産対策班）＞）

- (1) 日本政策金融公庫等融資制度
被災により経営に支障を生じている農林漁業者のために、政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを紹介する。
- (2) 天災融資制度
天災融資法に基づき、被災した農林漁業者等に対して、国、県及び市町が農協及び漁協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資する。

なお、本法の適用は、災害の被害程度に応じ政令で定めるところによる。

■市町が実施する対策

1 中小企業復旧対策

県と連携し、被災した中小企業事業者等に対し、経営安定資金の利用等について、周知に努める。

2 農林漁業復旧対策

「＜県が実施する対策＞2 農林漁業復旧対策」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 中小企業復旧対策
- (2) 農林漁業復旧対策
- (3) その他必要な事項

第5節 災害義援金等の受入・配分(復旧19)

【主担当部隊】：生活・経済再建支援部隊（義援金受入・配分班）

第1項 活動方針

- 災害義援金の募集、保管及び配分を円滑に行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
三重県災害義援金募集推進委員会の設置	生活・経済再建支援部隊(義援金受入・配分班)	【発災3日以内(災害救助法適用後1日以内)】 災害発生後速やかに	被害状況の把握(市町)
災害義援金の募集	生活・経済再建支援部隊(義援金受入・配分班)	【発災2週間以内(災害救助法適用後2週間以内)】 募集体制が整い次第速やかに	
災害義援金等の保管	生活・経済再建支援部隊(義援金受入・配分班)	【発災2週間以内(災害救助法適用後2週間以内)】 災害義援金を受け入れた時点	災害義援金の受入状況(三重県災害義援金募集推進委員会)
三重県災害義援金配分委員会の設置	生活・経済再建支援部隊(義援金受入・配分班)	【発災3週間以内(災害救助法適用後3週間以内)】 災害義援金が配分できる程度に集った時点	被害状況の把握(市町)
災害義援金等の配分	生活・経済再建支援部隊(義援金受入・配分班)	【発災1ヶ月以内(災害救助法適用後3週間以内)】 災害義援金が配分できる程度に集った時点	被害状況の把握(市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

- 1 三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置(生活・経済再建支援部隊<義援金受入・配分班>)

災害義援金の募集及び受入・配分は、三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、
県、市町(配分委員会のみ)、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

- 2 災害義援金の募集(生活・経済再建支援部隊<義援金受入・配分班>)

県内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く全国を対象に募集する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

なお、他の都道府県で大災害が発生した場合の募集については当該都道府県の状況等を十分考慮して行う。

3 災害義援金の保管（生活・経済再建支援部隊＜義援金受入・配分班＞）

災害義援金については、県災対本部（出納局）において一括してとりまとめて保管する。

4 災害義援金の配分（生活・経済再建支援部隊＜義援金受入・配分班＞）

配分の単位を市町として、被災地の状況及び災害義援金の応募（入金）状況等を検討し、速やかに罹災者に届くよう配分する。また、他の都道府県に配分する場合は、該当する都道府県に送付する。

なお、配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

■市町が実施する対策

1 実施機関の設置

市町自ら又は「＜県が実施する対策＞ 1 三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置」に準じて実施する。

2 災害義援金等の募集・受入

災害義援金については、「＜県が実施する対策＞ 2 災害義援金の募集」に準ずる。

災害義援品については、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

3 災害義援金の保管

災害義援金については、「＜県が実施する対策＞ 3 災害義援金の保管」に準ずる。

災害義援品については、各関係機関において保管する。

4 災害義援金の配分

「＜県が実施する対策＞ 4 災害義援金の配分」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 災害義援金の取扱い
- (2) 災害義援金品の受入、配分方法
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体＞

1 実施機関の設置

「＜県が実施する対策＞ 1 三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置」に準ずる。

2 災害義援金の募集

「<県が実施する対策> 2 災害義援金の募集」に準ずる。

3 災害義援金の保管

「<県が実施する対策> 3 災害義援金等の保管」に準ずる。

4 災害義援金の募集及び配分にかかる経費

災害義援金品の募集及び配分に要する労力等は、可能な限り無料奉仕とし、輸送その他に要する経費は実施機関において負担する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 災害義援金への協力

地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

第5章 復旧にかかる支援措置

第1節 災害復旧事業にかかる財政支援（復旧20）

第1項 基本方針

○ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任し、これに要する費用はそれぞれの実施機関が負担することを原則としているが、これに固執した場合、地方財政を混乱せしめ、ひいては国の円滑な財政運営を阻害するおそれがあるため、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずる。

第2項 対策

■県と市町が連携して実施する対策

1 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、対策を要した県・市町が負担するものとする。

（注）法令に特別の定めがある場合

ア 救助法 第36条

イ 水防法 第44条

ウ 基本法 第94条、第95条

エ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 第62条

(2) 応援に要した費用

他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた県・市町が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて市町長が実施した費用

知事の指示に基づいて市町長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、指示又は応援を受けた市町に負担させることが困難又は不適當なもので、基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部負担する。

その負担率については、基本法施行令第40条により、負担することが不適當と認められるもののうち、市町が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、3分の2、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担する。

2 国が負担又は補助する範囲

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(2) 緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

基本法に基づき国に設置される緊急災害対策本部長の指示に基づいて市町長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該市町又は県に負担させることが不適当なもので、政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

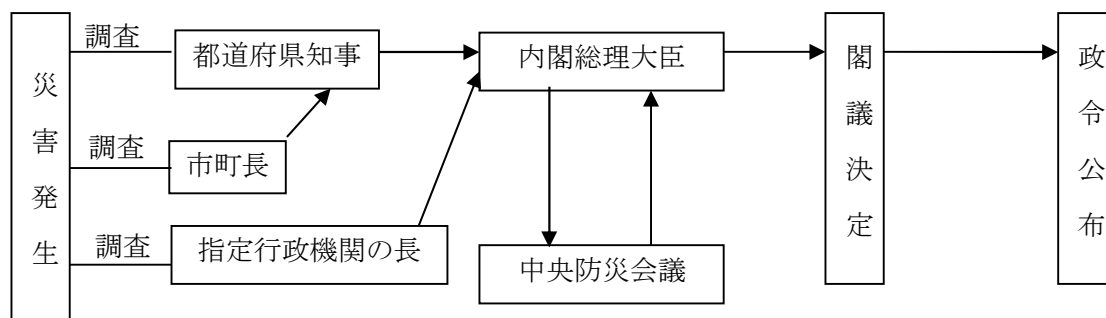
(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



(5) 激甚災害に係る財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ⑨ 障害者支援施設等災害復旧事業
- ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑫ 感染症予防事業
- ⑬ 堆積土砂排除事業
 - ・ 公共施設の区域内の排除事業
 - ・ 公共的施設区域外の排除事業
- ⑭ 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- ② 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除（都道府県の措置）
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
- ④ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ⑤ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- ⑥ 水防資材費の補助の特例
- ⑦ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑧ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 災害対策基金

県は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、救助法第 37 条の災害救助基金についての規定、地方財政法第 4 条の 3 及び第 7 条の積み立てについての規定並びに地方自治法第 241 条の積み立てについての規定により災害対策基金を積み立てなければならない。

4 起債の特例

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- (3) 上記(1)・(2)の場合において、基本法施行令第 43 条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第 5 条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

5 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるための特別の措置を講ずることができる。

第2節 被災者の生活再建に向けた支援（復旧21）

第1項 基本方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 県と市町が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

第2項 対策

■県と市町が連携して実施する対策

1 被災者情報の収集と対応（防災対策部）

(1) 被災者台帳整備に向けた検討

市町は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県は、市町の整備促進に協力する。

(2) 罹災証明書の交付

市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

県は、住家被害調査のために必要な人材育成を図って名簿整備を行うとともに、市町の住家被害認定調査員養成の促進を図る。また、県は、市町の被害認定や罹災証明書の発行事務について、調査・判定にばらつきが生じないように、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。

あわせて、被災者生活再建支援法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 罹災証明書の交付にかかる手続き等

2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1) 生活資金等の貸付（各資金所管部）

ア 災害援護資金

- ① 実施主体：市町
- ② 対象災害：県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害
- ③ 受給者：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- ④ 貸付限度額：350万円

イ 母子父子寡婦福祉資金

- ① 実施主体：市町
- ② 受給者：配偶者のない女子であって、現に児童（20才未満の者）を扶養している者及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。

- ③ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付
- ④ 貸付資金の種類(主要なものを抜粋)
 - a 事業開始資金 b 住宅資金 c 生活資金 d 就職支度資金
 - e 修学資金
 - f 修業資金 g 医療介護資金 h 結婚資金

ウ 生活福祉資金

- ① 実施主体：県社会福祉協議会
- ② 受給者：アの災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者
- ③ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付
- ④ 貸付資金の種類
 - a 総合支援資金
 - ・生活支援費 ・住宅入居費 ・一時生活再建費
 - b 福祉資金
 - ・療養費 ・介護等費 ・福祉費 ・福祉費(住宅) ・災害援護資金 等
 - c 教育支援資金
 - ・教育支援費 ・就学支度費
 - d 不動産担保型生活資金
 - ・不動産担保型生活資金

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給(防災対策部)

ア 対象となる自然災害

異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

- ① 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- ③ 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ④ 県内に①又は②の市町を含む場合にあって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にかかる自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にかかる自然災害
- ⑥ 県内に①、もしくは②の市町を含む場合、又は③に該当する都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあっては、2以上の世帯)の区域にかかる自然災害

イ 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給する。また、e 中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給する。

《複数世帯の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借（公営住宅以外）	—	25	25

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、 長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借（公営住宅以外）	—	18.75	18.75

(3) 住宅自力再建支援、災害公営住宅の建設及び住宅金融支援機構との連携（県土整備部）

ア 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築を含めて円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、県及び市町においては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであるため、早期から積極的に促進を図っていくものとする。

また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平時から、行政内部での事前検討及び住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らす。

イ 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得る

ことができない被災者に対しては、県及び市町は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地市町及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

ウ 住宅金融支援機構との連携

県及び市町は、平時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、発災時には家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

(4) 租税の徴収猶予及び減免等（総務部）

ア 県税の減免及び期限延長

① 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

② 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

イ 市町税の減免等の措置

市町においては、被災者の市町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの市町の条例の定めるところにより必要な措置を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給にかかる手続き等

■その他の防災関係機関が実施する対策

<国の機関が実施する対策>

1 租税の徴収猶予及び減免等の対策（国税庁）

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に

関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

2 金融対策（東海財務局津財務事務所、日本銀行名古屋支店）

(1) 金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。

イ 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図る。

また、やむを得ない事情が認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずる。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。

エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(2) 保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずる。

イ 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等の適宜の措置を講ずる。

ウ 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポ

スターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(3) 証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

- ① 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。
- ② 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。
- ③ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合、可能な限りの便宜措置を図る。
- ④ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。
- ⑤ その他、顧客への対応について十分配慮する。

3 雇用対策（三重労働局）

(1) 被災者に対する職業あっせん等

ア 通勤地域における適職求人の開拓

- ① 職業転職者に対する常用雇用求人の開拓を実施する。
- ② 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

イ 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- ① 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
- ② 避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

ウ 雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

<日本郵便株式会社が実施する対策>

1 郵便業務にかかる災害特別事務取扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、災害救助法に基づき、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- ① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の指定の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- ③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- ④ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

＜三重弁護士会が実施する対策＞

1 被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき、被災した県民及び県内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等を行うことにより、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。

第6部 事故等による災害対策

第1章 重大事故等対策

第1節 危険物施設等の事故対策(事故1)

【主担当部】：防災対策部、医療保健部、警察本部

第1項 活動方針

○ 事故発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設、ばい煙発生施設、排水施設等の被害拡大を防止する。

第2項 事故等発生時の主要対策項目（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設、ばい煙発生施設、排水施設等にかかる対策）

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
警察における措置	警察本部	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	・事故発生情報(施設所有者等、各関係機関、市町) ・警戒区域設定情報(市町) ・事故現場の状況(施設所有者等、各関係機関、市町)
事故等発生時の緊急措置	防災対策部 医療保健部	【発災後1時間以内】 事故発生情報を確認後速やかに	・事故発生情報(施設所有者等、各関係機関、市町) ・自衛隊災害派遣要請(市町) ・資機材等確保要請(市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 危険物施設

(1) 平常時の予防対策(防災対策部)

危険物施設における事故等の不測の事態に備え、施設の管理監督者及び危険物取扱作業従事者に対し、次のとおり指導する。

① 移送取扱所(知事許可)の管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、知事が許可した移送取扱所について立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。

② 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。

(2) 事故等発生時の緊急措置(防災対策部)

① 情報収集・伝達等体制の確保

危険物施設において事故等が発生した場合は、速やかに関係機関等との間に情報収集・伝達を行う体制を確保するとともに、関係機関、関係市町との連絡調整を図る。

② 自衛隊の災害派遣要請

市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

③ 資機材等の確保

市町から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材の確保等について要請を受けたときは、その確保に努める。

(3) 警察における措置（警察本部）

① 県への連絡

危険物施設における災害発生を確認した場合には、県に連絡する。

② 危険物所有者等への危害防止措置の命令

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための必要な措置をとるよう命令、又は自らその措置を講ずる。

③ 情報収集

必要に応じ、警察用航空機等を活用するなどして、被害状況等の情報収集を行う。

④ 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

⑤ 警戒区域の警戒及び避難誘導

警戒区域の警戒を行うとともに、避難誘導を実施する。

⑥ 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

⑦ 遺体の捜索、収容、検視等

死者が発生した場合の遺体の捜索、収容、検視等を、「第5部 第2章 第8節 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

2 高圧ガス施設

(1) 平常時の予防対策（防災対策部）

高圧ガス施設における事故等の不測の事態に備え、施設の管理監督者及び高圧ガス等の取扱作業従事者に対し、次のとおり指導する。

① 管理監督者に対する指導等

高圧ガス保安法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。

② 輸送業者等に対する指導等

高圧ガス等の移動について、路上点検等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

③ 取扱作業従事者に対する指導等

高圧ガス等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。

(2) 事故等発生時の緊急措置（防災対策部）

① 情報収集・伝達等体制の確保

高圧ガス施設において事故等が発生した場合は、速やかに関係機関等との間に情報収集・伝達を行う体制を確保するとともに、関係機関、関係市町との連絡調整を図る。

② 製造業者等に対する高圧ガス製造施設、貯蔵所の使用停止命令

製造業者、販売業者、貯蔵所の所有者、もしくは占有者又は消費者等に対し、高圧ガス製造

施設、貯蔵所の全部又は一部の使用の一時停止を命じる、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止する、又は制限する。(高圧ガス保安法第39条)

③ 高圧ガス容器の所有者等に対する廃棄又は所在場所の変更命令

高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者、占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

④ 自衛隊の災害派遣要請

市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

⑤ 資機材等の確保

市町から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材の確保等について要請を受けたときは、その確保に努める。

(3) 警察における措置（警察本部）

① 県への通報

高圧ガス施設における災害発生を確認した場合には、県に通報する。

② 高圧ガス所有者等への危害防止措置の命令

高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための必要な措置をとるよう命令、又は自らその措置を講ずる。

③ 情報収集

必要に応じ、警察用航空機等を活用するなどして、被害状況等の情報収集を行う。

④ 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

⑤ 警戒区域の警戒及び避難誘導

警戒区域の警戒を行うとともに、避難誘導を実施する。

⑥ 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

⑦ 遺体の搜索、収容、検視等

死者が発生した場合の遺体の搜索、収容、検視等を、「第5部 第2章 第8節遺体の取扱い」の定めにより実施する。

3 火薬類施設

(1) 平常時の予防対策（防災対策部）

火薬類施設における事故等の不測の事態に備え、施設の保安責任者及び火薬類等の取扱作業従事者に対し、次のとおり指導する。

① 管理監督者に対する指導等

火薬類取締法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について保安責任者に対する指導を行う。

② 取扱作業従事者に対する指導等

火薬類等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。

(2) 事故等発生時の緊急措置（防災対策部）

① 情報収集・伝達等体制の確保

火薬類施設において事故等が発生した場合は、速やかに関係機関等との間に情報収集・伝達を行う体制を確保するとともに、関係機関、関係市町との連絡調整を図る。

② 製造業者等に対する製造施設、火薬庫の使用停止命令

製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者又は消費者等に対し、製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命じ、又は製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止する、又は制限する。（火薬類取締法第45条）

③ 火薬類の所有者等に対する所在場所の変更又は廃棄命令

火薬類の所有者、占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。（火薬類取締法第45条）

④ 県警察への通報

②、③の措置を講じたときは、直ちにその旨、県警察（公安委員会）へ通報する。

⑤ 自衛隊の災害派遣要請

市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

⑥ 資機材等の確保

市町から必要資機材の確保等について要請を受けたときは、その確保に努める。

(3) 警察における措置（警察本部）

① 県への通報

火薬類施設における災害発生を確認した場合には、県に通報する。

② 火薬類所有者等への危害防止措置の命令

火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための必要な措置をとるよう命令、又は自らその措置を講ずる。

③ 情報収集

必要に応じ、警察用航空機等を活用するなどして、被害状況等の情報収集を実施する。

④ 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

⑤ 警戒区域の警戒及び避難誘導

警戒区域の警戒を行うとともに、避難誘導を実施する。

⑥ 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

⑦ 遺体の搜索、收容、検視等

死者が発生した場合の遺体の搜索、收容、検視等を、「第5部 第2章 第8節 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

4 毒劇物施設

(1) 平常時の予防対策（医療保健部）

災害時に毒物劇物が流出又は飛散する等不測の事態に備え、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、次のとおり指導等を行う。

① 危害防止規程の策定

毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）を策定し、これに基づく指導を行う。

- ② 安全管理者を対象とした講習
毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会を実施する。
 - ③ 防災訓練の実施等の促進
施設の特異性に合わせた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。
- (2) 事故等発生時の緊急措置
- ① 情報収集・伝達等体制の確保（医療保健部、防災対策部）
毒劇物施設において事故等が発生した場合は、速やかに関係機関等との間に情報収集・伝達を行う体制を確保するとともに、関係機関、関係市町との連絡調整を図る。
 - ② 自衛隊の災害派遣要請（防災対策部）
市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。
 - ③ 資機材等の確保（医療保健部、防災対策部）
市町から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材の確保等について要請を受けたときは、その確保に努める。
 - ④ 水道水取水機関等への連絡（医療保健部）
飲料水汚染の可能性がある場合は、事故発生施設周辺河川下流の水道水取水地区の担当機関等に対し、事故の概要を連絡する。
- (3) 警察における措置（警察本部）
- ① 県への連絡
毒劇物施設において事故等が発生した場合は、県に連絡する。
 - ② 毒劇物所有者等への危害防止措置の命令
毒劇物の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令、又は自らその措置を講ずる。
 - ③ 情報収集
必要に応じ、警察用航空機等を活用するなどして、被害状況等の情報収集を行う。
 - ④ 救出救助活動
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
 - ⑤ 警戒区域の警戒及び避難誘導
警戒区域の警戒を行うとともに、避難誘導を実施する。
 - ⑥ 交通規制
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
 - ⑦ 遺体の捜索、収容、検視等
死者が発生した場合の遺体の捜索、収容、検視等を、「第5部 第2章 第8節 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

5 放射性物質施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

- ① 情報収集・伝達等体制の確保（医療保健部、防災対策部）
放射性物質施設において事故等が発生した場合は、速やかに関係機関等との間に情報収集・伝達を行う体制を確保するとともに、関係機関、関係市町との連絡調整を図る。
- ② 自衛隊の災害派遣要請等（防災対策部）

市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

③ 資機材等の確保（医療保健部、防災対策部）

市町から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材の提供等について要請を受けたときは、その確保に努める。

④ 水道水取水機関等への連絡（医療保健部）

飲料水汚染の可能性がある場合は、事故発生施設周辺河川下流の水道水取水地区の担当機関等に対し、事故の概要を連絡する。

(2) 警察における措置（警察本部）

① 県への連絡

放射性物質施設において事故等が発生した場合は、県に連絡する。

② 放射性物質所有者等への危害防止措置の命令

放射性物質の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令、又は自らその措置を講ずる。

③ 情報収集

必要に応じ、警察用航空機等を活用するなどして、被害状況等の情報収集を行う。

④ 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

⑤ 警戒区域の警戒及び避難誘導

警戒区域の警戒を行うとともに、避難誘導を実施する。

⑥ 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

⑦ 遺体の搜索、収容、検視等

死者が発生した場合の遺体の搜索、収容、検視等を、第5部第8節「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

6 ばい煙発生施設、排水施設

(1) 平常時の予防対策（環境生活部）

ばい煙発生施設、排水施設等の日常の管理状況等について、立入検査等による把握に努め、施設の設置者等に対し、適正な維持管理の指導に努める。

(2) 事故発生時の緊急措置

① 情報収集・伝達等体制の確保（環境生活部、防災対策部）

ばい煙発生施設、排水施設等において事故等が発生した場合は、速やかに関係機関等との間に情報収集・伝達を行う体制を確保するとともに、関係機関、関係市町との連絡調整を図る。

② 自衛隊の災害派遣要請等（防災対策部）

市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

③ 資機材等の確保（環境生活部、防災対策部）

市町から必要資機材の提供等について要請を受けたときは、その確保に努める。

④ 設置者に対する指導等（環境生活部）

工場・事業場のばい煙発生施設、排水施設等に事故が生じた場合には、設置者に対し、緊急の防災措置をとるよう指示するなど、住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を

講ずる。

⑤ 水道事業者等への連絡（環境生活部）

飲料水汚染の可能性がある場合は、事故発生施設周辺河川下流で取水している水道事業者等に対し、事故の概要を連絡する。

(3) 警察における措置（警察本部）

① 県への連絡

ばい煙発生施設、排水施設等において事故等が発生した場合は、県に連絡する。

② 事業者等への危害防止措置の命令

ばい煙発生施設、排水施設等の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令、又は自らその措置を講ずる。

③ 情報収集

必要に応じ、警察用航空機等を活用するなどし、被害状況等の情報収集を行う。

④ 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

⑤ 警戒区域の警戒及び避難誘導

警戒区域の警戒を行うとともに、避難誘導を実施する。

⑥ 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

⑦ 遺体の搜索、收容、検視等

死者が発生した場合の遺体の搜索、收容、検視等を、第5部第8節「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

■市町が実施する対策

1 危険物施設

(1) 平常時の予防対策

① 管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し指導を行う。

② 輸送業者等に対する指導等

危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

③ 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。

④ 防災訓練の実施等の促進

施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

(2) 事故等発生時の緊急措置

① 県への通報

危険物施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

② 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示、又は自らその措置を講ずる。

③ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

④ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

⑤ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

⑥ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑦ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

⑧ 危険物製造所等の使用の一次停止命令等

市町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所、もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。(消防法第12条の3)

⑨ 住民の安全の確保

消防職員は、事故等発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

⑩ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

⑪ 避難の指示等

市町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

2 高圧ガス施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

① 県への通報

高圧ガス施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

② 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

③ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

④ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

⑤ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑥ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

⑦ 住民の安全の確保

消防職員は、事故等発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

⑧ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の手配の制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

⑨ 避難の指示等

市町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

3 火薬類施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

① 県への通報

火薬類施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

② 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

③ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

④ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

⑤ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑥ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

⑦ 住民の安全の確保

消防職員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防衛活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

⑧ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

⑨ 避難の指示等

市町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

4 毒劇物施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

① 県への通報

毒劇物施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

② 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

③ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

④ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

⑤ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑥ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

⑦ 住民の安全の確保

消防職員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防衛活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

⑧ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

⑨ 避難の指示等

市町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

5 放射性物質施設（市町役場、所轄消防本部又は消防署）

(1) 事故等発生時の緊急措置

① 県への通報

放射性物質施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

② 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

③ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

④ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

⑤ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑥ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

⑦ 住民の安全の確保

消防職員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防
御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、
住民の安全を確保する。

⑧ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの
制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

⑨ 避難の指示等

市町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防
災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を
確保する。

6 ばい煙発生施設、排水施設等

(1) 事故発生時の緊急措置

① 事故発生に係る県への通報

ばい煙発生施設、排水施設等の事故が発生した場合、速やかに県へ通報する。

② 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言
を求めることができる。

③ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、
必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実
施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流
出被害防止について、十分留意して行う。

④ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条
の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を
要請する。

⑤ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊及び
海上保安庁への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑥ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材
の提供を要請する。

⑦ 住民の安全の確保

消防職員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防
御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、
住民の安全を確保する。

⑧ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの

制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

⑨ 避難の指示等

市町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

＜平時の予防対策＞

- (1) 管理監督者、輸送業者、取扱作業従事者等に対する指導等
- (2) 防災訓練の実施等の促進
- (3) その他必要な事項

＜事故等発生時の緊急措置等＞

- (1) 県への通報
- (2) 施設所有者等に対する危害防止措置等の指示
- (3) 警戒区域の設定、立入制限、退去等の命令
- (4) 救助・消火活動
- (5) 他市町への応援要請
- (6) 県への自衛隊災害派遣要請依頼
- (7) 資機材等の確保
- (8) 施設等の使用の一次停止命令等
- (9) 避難の指示等
- (10) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜中部近畿産業保安監督部が実施する対策＞

(1) 高圧ガス施設・火薬類施設

災害発生及び拡大防止を図るため、次の措置をとる。

- ① 液化石油ガス等の販売、貯蔵及び移動の制限等
- ② 高圧ガス製造所、火薬類製造施設の事業者に対する応急対策等の指導
- ③ 県が実施する高圧ガス施設・火薬類施設にかかる緊急措置に対する支援

＜海上保安庁が実施する対策＞

(1) 海上の危険物対策

事故等発生時における海上の保安を確保するため、関係機関と密接な連絡をとり、次の措置をとる。

- ① 危険物積載船舶等（危険物を取り扱う海洋施設を含む）で災害が発生した場合の防除活動を行う。
- ② 危険物積載船舶について、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限、もしくは禁止を行う。
- ③ 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止、取り止め等事故防止のために必要な指導を行う。

(2) 停泊船舶への情報伝達等

危険物等の漏洩により、港湾内の停泊船舶等に影響を及ぼすおそれがある場合に、停泊船舶等に対し通報を行う。

■関係事業者が実施する対策

1 平常時の予防対策

(1) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施

危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに、保安管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施する。

また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るための備蓄を図り、必要な資機材を整備するとともに、防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成する。

(2) 緩衝地帯の整備

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進する。

(3) 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

施設の特異性や安全対策への取組を積極的に地域等に情報発信するよう努める。

2 事故等発生時の対策

(1) 危険物施設

① 危険物の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

② 事故等発生に係る消防署等への通報

消防署、市町長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関に、事故等発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、周辺の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部に通報する。

③ 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員による、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係事業所の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

④ 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告するなどし、消防機関の行う消火活動に協力する。

(2) 高圧ガス施設

① ガスの安全な場所への移動等安全措置

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出する。

また、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移す、又は水(地)中に埋める等の安全措置を講ずる。

② 事故等発生に係る県等への通報

県、警察、消防に事故発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部に通報する。

(3) 火薬類施設

① 火薬類の安全な場所への移動等の安全措置

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつける。

また、移す余裕のない場合は、水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講ずる等、安全な措置を講ずる。

② 事故等発生に係る警察等への通報

警察署及び消防署に、事故等発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、周辺の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部に通報する。

(4) 毒劇物施設

① 毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物等化学薬品類等を安全な場所に移動、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

② 事故等発生に係る保健所等への通報

保健所、警察署、消防機関に、事故等発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、周辺の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部にも通報する。

③ 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員による、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係事業所の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

④ 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告するなど、消防機関の行う消火活動に協力する。

(5) 放射性物質施設(放射性物質の使用者、販売者、廃棄事業者等)

① 事故等発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故等が発生した場合は、速やかに次の機関に通報する。

ア 所轄保健所

第6部 事故等による災害対策
第1章 重大事故等対策

- イ 所轄警察署
- ウ 所轄消防本部又は消防署
- エ 市町役場

② 汚染区域の拡大防止措置

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに汚染区域の拡大防止措置を行う。

(6) ばい煙発生施設、排水施設等

① 事故状況等の報告

工場・事業場のばい煙発生施設、排水施設等に事故が生じた場合は、設置者は速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を県に対し報告する。

② 緊急の防災措置

事故発生時には、設置者は速やかに被害拡大防止のための緊急の防災措置をとり、住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずる。

第2節 航空機・列車事故等突発的災害への対策(事故2)

【主担当部】：防災対策部

第1項 活動方針

- 航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等、突発的災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動を実施する。

第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
警察による初動措置	警察本部	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	・事故発生情報(各関係機関、市町)
活動体制の確立	防災対策部	【発災後1時間以内】 事故の状況を確認後速やかに	・事故発生情報(各関係機関、市町)
応急対策活動	防災対策部 警察本部 医療保健部	【発災後1時間以内】 事故の状況を確認後速やかに	・事故発生情報(各関係機関、市町) ・自衛隊災害派遣要請(市町) ・応援要請(市町) ・事故状況等(各関係機関、市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 平素からの防災体制の整備(防災対策部)

航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等、突発的災害が発生した場合に備え、被害拡大の抑止に向けた活動体制を整備するとともに、平素から防災機関との協力体制の確立に努める。

また、過去の事件事例の収集と分析を行い、発生時に迅速的確に対応できる体制づくりを行う。

2 事故等発生時の対応

(1) 警察による初動措置(警察本部)

事故等災害が発生した場合は、次の初動措置を行う。

- ア 情報収集
- イ 救出救護
- ウ 事態の収拾
- エ 交通対策
- オ 初動捜査

カ その他の必要な初動措置

(2) 活動体制の確立（防災対策部）

航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没事故等の災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、知事が必要と認めた場合には県災対本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに、県災対本部を設置した場合には、国（消防庁）へ報告する。
また、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

(3) 応急対策活動

① 災害情報の収集及び伝達（防災対策部、警察本部）

県は、迅速的確な応急対策を実施するため、関係事業者や国土交通省大阪航空局、中部運輸局、第四管区海上保安本部、市町（消防本部）などから、災害状況の早期把握に努めることとし、必要に応じてヘリコプター（県防災ヘリ、県警ヘリ）による情報収集を行う。
なお、収集した情報は国（消防庁）へ報告を行う。

② 自衛隊の災害派遣要請（防災対策部）

知事は、航空機事故、列車事故等の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断した場合は、災害派遣要請を行う。

③ 消防救急活動及び救助活動の支援（防災対策部）

市町からの要請等、必要に応じて次の支援活動を実施する。

ア 被災地以外の市町への応援要請

イ 国への緊急消防援助隊の応援要請

ウ 協定に基づく他県等への応援要請

④ 医療・救護活動の支援（防災対策部、医療保健部）

市町からの要請等、必要に応じて次の支援活動を実施する。

ア 医療従事者の応援派遣

イ 日赤、医師会等への応援出動の要請

ウ 負傷者の搬送及び搬送応援の要請

⑤ その他の応急対策

上記以外の応急対策についても、必要に応じて、迅速かつ的確に実施する。

■市町が実施する対策

1 事故等災害発生時の対応

(1) 活動体制の確立

市町は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等の災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立を図るとともに、消火、救助活動を行うための資機材の整備に努め、災害の特性に合わせた臨機応変な活動体制をとる。

また、市町長が必要と認めた場合は、市町災害対策本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに市町災対本部を設置した場合には、県（防災対策部）へ報告する。

また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

(2) 応急対策活動

市町は必要に応じて次の応急対策活動を実施する。

また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施する。

① 被害情報の収集

② 消防応急活動及び救助活動

③ 医療・救護活動

- ④ 被災者及び地域住民の避難対策活動
- ⑤ 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

【市町地域防災計画記載検討項目】

＜事故等災害発生時の対応＞

- (1) 活動体制の確立
- (2) 応急対策活動
- (3) その他必要な事項

■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 事故等災害発生時の対応

(1) 活動体制の確立、情報収集

国土交通省大阪航空局中部空港事務所、中部運輸局、第四管区海上保安本部等の防災関係機関は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等の事故災害が発生した旨の通報を受けた場合、又はその発生を確認した場合は、速やかに情報収集、又は状況把握を行い、必要に応じて適切な配備体制を敷くとともに、関係機関と情報共有を図り、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとる。

(2) 応急対策活動

国土交通省大阪航空局中部空港事務所、中部運輸局、第四管区海上保安本部等の防災関係機関は、必要に応じて適切な応急対策活動を実施する。

■ 事業者が実施する対策

1 鉄道事業者における措置

(1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害内容の把握等、迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市町、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動に努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(4) 代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

(5) 鉄道施設の応急措置

鉄道施設の応急措置について、必要な措置を講ずる。

(6) 他の鉄道事業者への応援要請

応急工事等の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

第3節 海上災害への対策(事故3)

【主担当部】：防災対策部、警察本部、環境生活部、農林水産部、県土整備部

第1項 活動方針

○ 船舶の火災、衝突、沈没などの海難事故により多数の遭難者が発生した場合における遭難者の救出・救助活動並びに油(危険物を除く)及び有害液体物質の流出事故が発生した場合における周辺地域の人命、財産等を災害から保護する。

第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	事故の種別
情報の収集及び関係機関への連絡	防災対策部	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	・事故発生情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	共通
災害対策本部の設置	防災対策部	【発災後1時間以内】 災对本部設置の必要性が認められたとき	・事故の規模、流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	共通
連絡調整本部との連携	防災対策部	【発災後1時間以内】 連絡調整本部が設置されたとき	・連絡調整本部設置情報(海上保安庁)	油等流出
事故現場における情報収集	警察本部	【発災後1時間以内】 関係機関による調整後速やかに	・事故の規模、流出油、火災等に関する情報(現場警察官、市町等)	共通
ヘリコプター等による救出救助及び応急対策活動	防災対策部 医療保健部 警察本部	【発災後1時間以内】 関係機関による調整後速やかに	・事故の規模、流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	共通
避難誘導、警戒区域の警戒	警察本部	【発災後3時間以内】 現場の状況を確認後、速やかに	・流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	油等流出
交通規制	警察本部	【発災後3時間以内】 現場の状況を確認後、速やかに	流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	油等流出
必要資機材確保等の応援要請への対応	防災対策部、 農林水産部、 県土整備部	【発災後12時間以内】 要請を確認後、速やかに	・資機材確保要請等情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	油等流出

自衛隊、他県等に対する応援要請	防災対策部	【発災後12時間以内】 市町からの要請確認後、速やかに	・自衛隊等派遣要請(市町)	共通
漂着油等の防除活動への協力	農林水産部、 県土整備部	【発災後12時間以内】 火災等のおそれがないことを確認次第	・流出油等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	油等流出
ボランティアの受け入れ	防災対策部、 環境生活部	【発災後24時間以内】 関係機関等による防除作業の処理不足が判明したとき	・流出油等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	油等流出

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

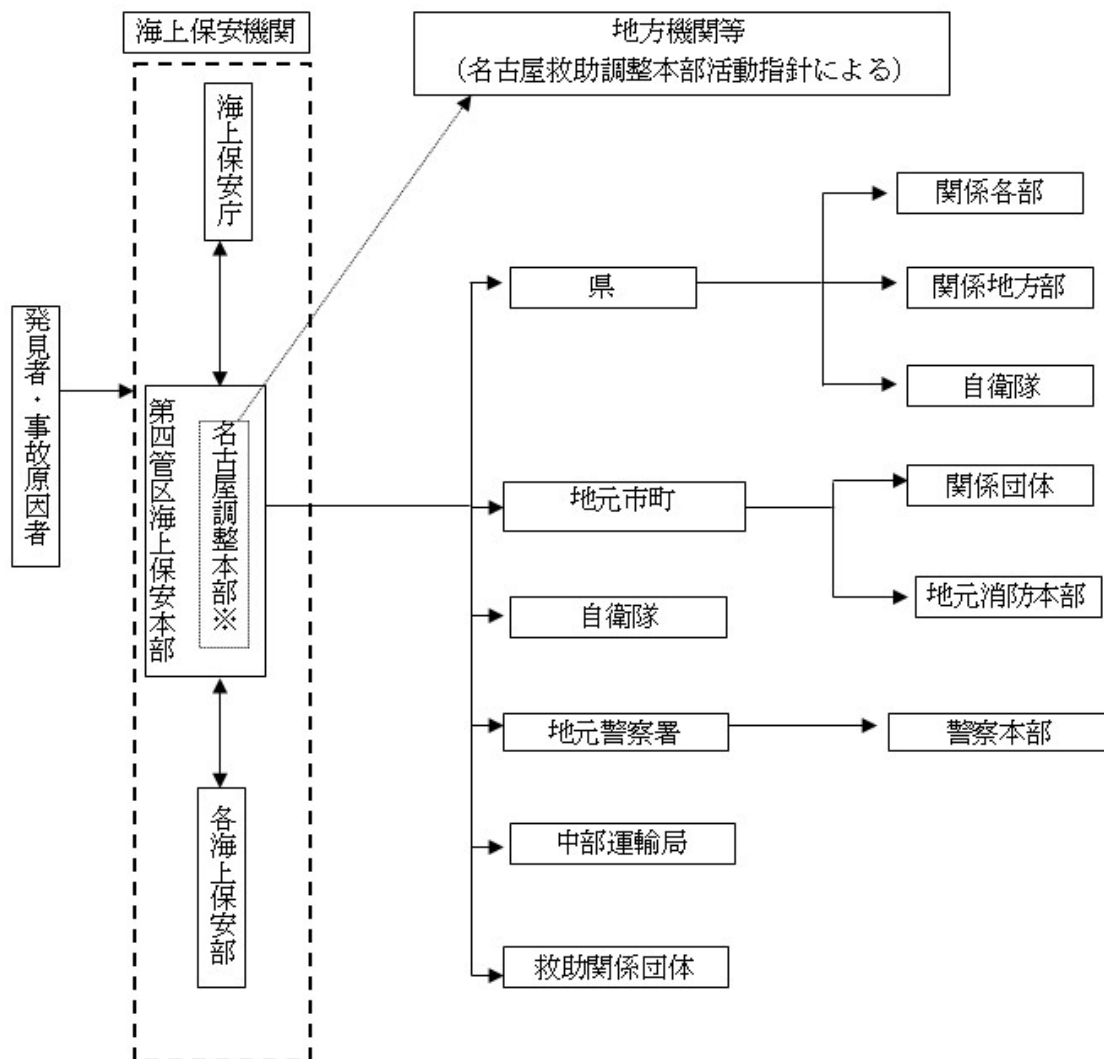
第3項 対策

■計画関係者共通事項等

1 情報の伝達

(1) 関係機関への連絡

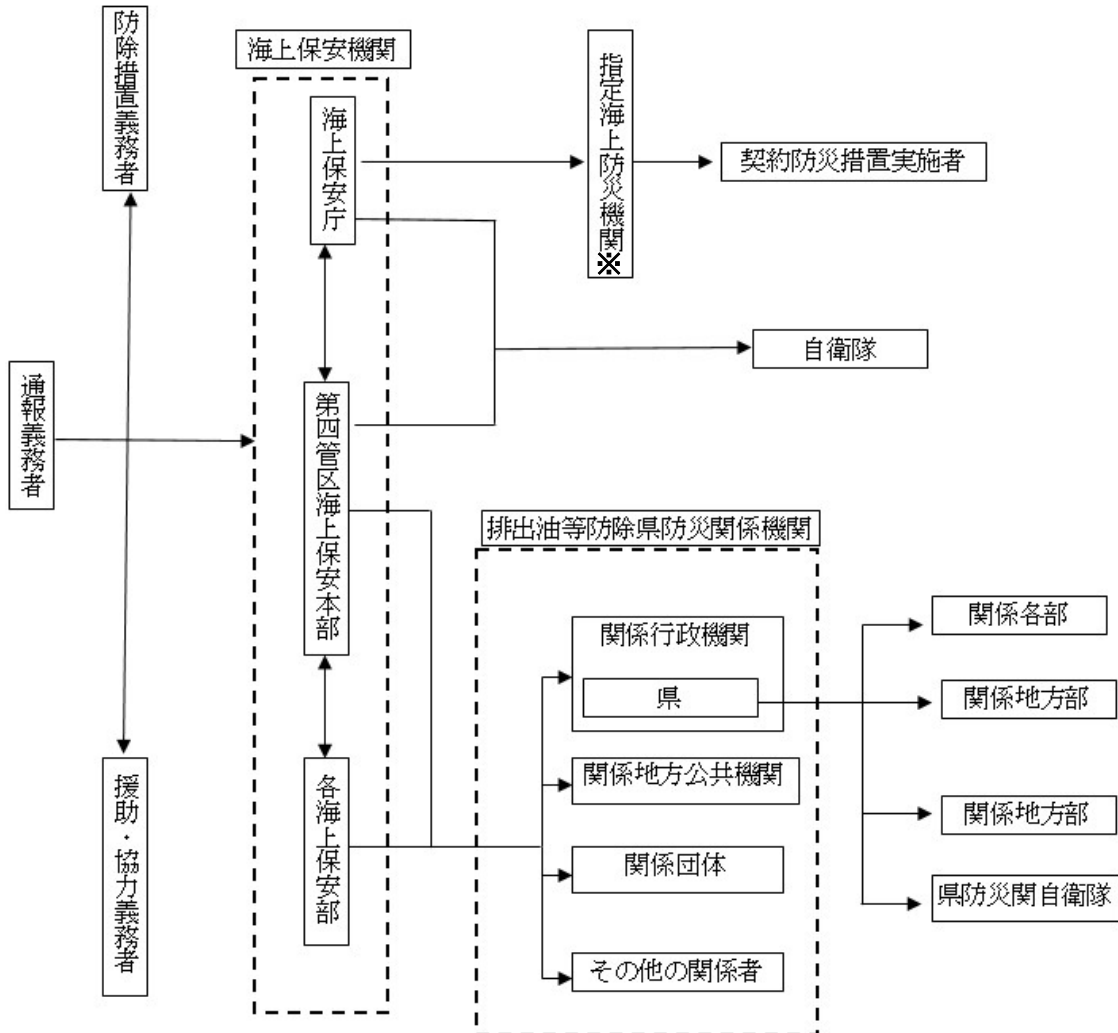
ア 多数の遭難者を伴う船舶事故



※名古屋調整本部は、下記の情報がある場合に設置される。

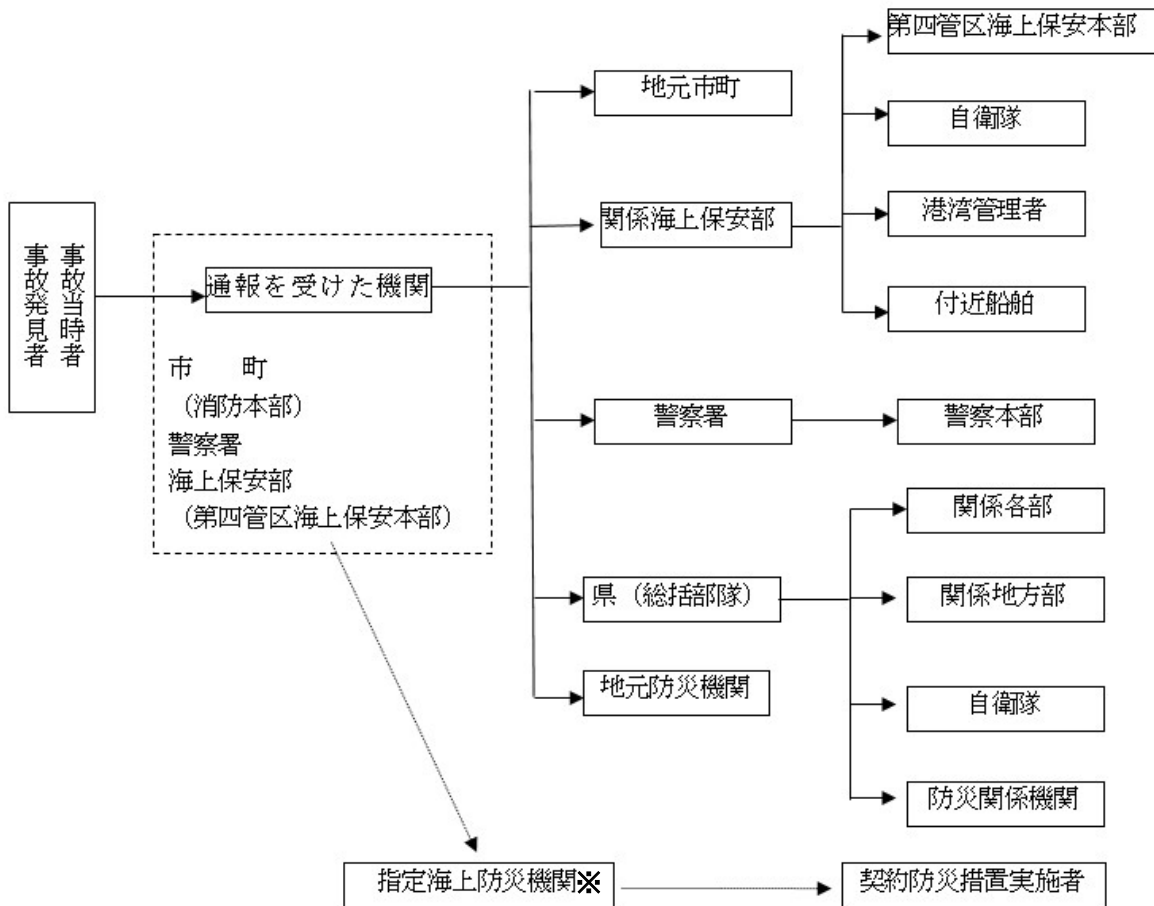
- ・船舶が緊急の状態にあるとの情報
- ・外国の救助隊が我が国の領海、領土、領空への立ち入り許可を求めているとの情報

イ 油等流出事故（海上での災害）



※指定海上防災機関は、事故原因者から委託、又は海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する

ウ 油等流出事故（陸上での災害）



※指定海上防災機関は、事故原因者から委託、又は海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する

(2) 一般への周知

ア 船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、おおむね次の区分により一般船舶に対し、周知に努める。

機 関 名	周 知 方 法	対象船舶
第四管区海上保安本部	無線通信・電話	付近船舶
関係海上保安部	〃	〃
放送局（NHK・民放）	ラジオ・テレビ放送	〃
関係海上保安部	船舶拡声器による放送	港内船舶
関係警察署	〃	〃

イ 周辺住民への周知

防災関係機関は、周辺住民及び施設等に災害が波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努める。

機 関 名	周 知 方 法	周 知 事 項
関係市町（消防機関）	広報車からの放送等	1 災害の状況 2 防災活動の状況 3 火気使用制限、禁止及び交通規制、通行禁止等の措置 4 避難準備等一般的注意事項 5 その他必要事項
関係警察署	〃	
関係海上保安部	巡視船艇からの放送	
放送局（NHK・民放）	テレビ・ラジオ放送	

2 応急対策活動

防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により応急対策を実施する。

- ① 総合的応急対策の実施並びに災害救助活動の総合調整並びに統制
- ② 災害情報の交換
- ③ 関係機関に対する協力要請
- ④ 油吸着材、油処理剤及び油回収船による油処理
- ⑤ オイルフェンス展張による拡散防止
- ⑥ 消火
- ⑦ 防災資材の輸送

また、油等流出事故においては、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾災害対策協議会」、「鳥羽地区排出油等防除協議会」、「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

3 事故等発生時の対応

船舶の火災、衝突、沈没等海難事故が発生した場合の乗員、乗客等の救出、流出した油等の防除活動について、次により実施する。

(1) 実施機関

県及び市町、第四管区海上保安本部、指定海上防災機関、港湾管理者等は、人命の救助、避

難誘導などそれぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。

(2) 救助救出並びに防除活動の分担

海難船舶等は、第四管区海上保安本部への通報を行ったうえで、救助救出活動を実施するとともに、流出油等の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要に応じ、第四管区海上保安本部長を通じて自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

4 流出油等防除応急対策活動

船舶又は海洋施設及び陸上施設等から、石油等及び有害液体物質が流出又は流出のおそれのある場合（以下「流出油等」という。）の防除活動について、次により実施する。

(1) 実施機関

流出油防除等の活動にあたっては、県及び市町、第四管区海上保安本部、指定海上防災機関、港湾管理者等は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。

なお、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾災害対策協議会」、「鳥羽地区排出油等防除協議会」、「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

また、県及び第四管区海上保安本部は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を海上保安庁、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置する。

なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は、原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括される。

連絡調整本部の設置場所は、海上保安部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 防除活動の分担

① 海上における防除活動の分担

流出油等があった船舶等は、第四管区海上保安本部への通報を行うとともに、流出油等の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、指定海上防災機関に、防除措置を依頼する。

第四管区海上保安本部は、流出油等の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行う。

なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずるべきことを、指定海上防災機関に対し指示することができる。また、必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

② 陸上における防除活動の分担

消防機関は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油等の状況を第四管区海上保安本部に連絡する。

また、第四管区海上保安本部は、消防機関との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

■県が実施する対策

1 平時の対策

(1) 防災体制の整備（防災対策部）

船舶の火災、衝突、沈没等船舶海難その他原因（大型客船による原因不明の傷病者発生事案）により多数の死者、行方不明者等の発生、船舶又は陸上施設からの油、有害物資の流出が発生

した場合に備え、乗船者の救出救助並びに沿岸地域の住民等に対する被害の拡大抑止に向けた活動体制を整備するとともに、平素から防災機関との協力体制の確立に努める。

また、過去の事故事例の収集と分析を行い、発生時に迅速的確に対応できる体制づくりを行う。

- ① 発災時に安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し明確にしておくよう努めるものとする。
 - ② 救助関係機関等の保有する救助用資機材の保有状況を把握するとともに、平時からの情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の活用を図るものとする。
 - ③ 第四管区海上保安本部や消防等救助関係機関と医療機関、事業者等と医療機関及び医療関係機関相互の連絡体制等救助機関と医療機関の連絡・連携体制の整備を図る。
 - ④ 中部運輸局（海運事務所）、大型客船、遊覧船、遊漁船等を運航する事業者との情報交換を行い、多数の乗客等を乗船している船舶の把握に努める。
- (2) 防災設備及び防災資機材等の整備（防災対策部、農林水産部、県土整備部）
- 災害が発生した場合の被害の拡大を防止するため、必要に応じ、設備及び資機材を備蓄・整備・点検するとともに、特に次に掲げる資機材については、その増強に努める。
- ① 化学消火剤、オイルフェンス、油処理剤及び油吸着剤等
 - ② 油回収器、照明機器、通信機器、ガス検知器（可燃性ガス及び有毒性ガス用）、耐熱防火衣及び空気又は酸素呼吸器等
- (3) 防災訓練の実施（防災対策部、農林水産部、県土整備部、警察本部）
- 災害の拡大防止方法を演習し、防災活動の迅速かつ的確な実施と相互の有機的連携を図るため、海上災害に対する総合的な防災訓練を実施するよう努める。
- (4) 調査研究の実施（防災対策部、農林水産部、県土整備部）
- 防災活動の円滑な実施を図るため、次の資料を整備し、その充実を図る。
- ① 災害発生状況及び災害の訓練等に関する資料の整備
 - ② 災害発生の予想に関する資料（気象、海象等に起因する災害の種類、発生時期及び程度の子想並びに判断のための諸資料）の整備
 - ③ 港湾状況の調査（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯木場及びはしけ溜り等における防災対策調査）
 - ④ 防災施設、資機材等の種類・分布状況の調査
- (5) 危険物積載船舶等の対策（防災対策部、県土整備部）
- 海上災害に対する防災意識の高揚を図るため、海上保安部が実施する指導啓発等に協力する。
- (6) 海上防災思想の普及、海上安全防災対策に関する指導、育成（防災対策部）
- 海上防災活動を行うための必要な知識を身につけるため、各種機関の行う研修、訓練等を活用するなどの職員教育を行う。

2 多数の遭難者を伴う船舶事故等発生時の県の措置

(1) 災害情報の収集及び関係機関への連絡（防災対策部）

迅速的確な応急対策を実施するため「計画関係者共通事項等 1 情報の伝達」に定める情報伝達経路により、情報の収集及び関係機関等への伝達を行うほか、必要に応じてヘリコプターによる情報収集を行う。

(2) 活動体制の確立（防災対策部）

船舶の火災、衝突、沈没事故等により多数の死傷者や行方不明者が発生する事故、又は何らか

の原因により船舶内に多数の傷病者が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行うほか、第四管区海上保安本部に海難事故等対策本部が設置された場合又は知事が必要と認めた場合には県災対本部を設置しその旨を国(消防庁)へ報告するとともに、適切な配備体制を敷く。

また、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

(3) 海難事故等対策本部との連携(防災対策部)

第四管区海上保安本部に海難事故対策本部等が設置されたとの連絡があった場合、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、同本部に連絡員を派遣し、密接な連携のもとに防除活動の実施を図る。

(4) 防災ヘリコプター等による応急対策活動(防災対策部)

防災航空隊は救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。

(5) 応援派遣要請

① 自衛隊の災害派遣要請(防災対策部)

知事は、収集した事故の規模、被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断した場合は、災害派遣要請を行う。

② 消防救急活動及び救助活動の支援(防災対策部)

市町からの要請等、必要に応じて次の支援活動を実施する。

ア 事故発生地以外の市町への応援要請

イ 国への緊急消防援助隊の応援要請

ウ 協定に基づく他県等への応援要請

③ 医療・救護活動の支援(防災対策部、医療保健部)

市町からの要請等、必要に応じて次の支援活動を実施する。

ア 医療従事者の応援派遣

イ 日赤、医師会等への応援出動の要請

ウ 負傷者の搬送及び搬送応援の要請

④ 民間救助機関への救助要請

多数の遭難者の救出救助にあたり、三重県水難救済会への救助要請を検討する。

(6) 被害者の支援

事業者からの申し出や被害の状況等をふまえ、可能な範囲で被害者の支援に協力する。

3 油等流出事故等発生時の県の措置

(1) 連絡調整本部との連携(防災対策部)

各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、第四管区海上保安本部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等に調整本部等が設置された場合は、同本部に連絡員を派遣し、密接な連携のもとに防除活動の実施を図る。

(2) 必要資機材確保等の応援要請への対応(防災対策部、農林水産部、県土整備部)

第四管区海上保安本部又は市町から、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について支援の要請があった場合は、その確保に努める。

また、第四管区海上保安本部、市町及び漁業協同組合等から、オイルフェンス、油処理剤等排出油等防除資材の要請があった場合は、県保有の資機材の提供や、関係機関、民間企業の備蓄資機材の調達についてあっせんするよう努める。

(3) 漂着油等の防除活動への協力(農林水産部、県土整備部)

発災事業所・船舶等及び沿岸市町等を行う漂着油等の防除活動に協力、指導を行うとともに、必要に応じ港湾・漁港管理者として防除活動を実施する。

(4) ボランティアの受け入れ（防災対策部、環境生活部）

通常の行政のシステムや処理能力では十分な対応が実施できないと認められる場合は、流出油等を防除するためのボランティアを受け入れ、防除作業を実施する。

4 警察の措置

(1) 事故現場における情報収集

警察官を事故現場等に派遣し、又は必要に応じ警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(2) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(3) 避難誘導、警戒区域の警戒

危険物が大量に流出した場合、沿岸における漂着物の調査及び監視を行い、関係機関と連携し、避難誘導、警戒区域の警戒を実施する。

(4) 交通規制

必要に応じ、事故発生場所及びその周辺の交通規制を実施する。

■市町が実施する対策

1 平時の対策

(1) 防災設備及び防災資機材等の整備

「<県が実施する対策> 1 平時の対策 (1) 防災設備及び防災資機材等の整備」に準ずる。

(2) 防災訓練の実施

「<県が実施する対策> 1 平時の対策 (2) 防災訓練の実施」に準ずる。

(3) 調査研究の実施

「<県が実施する対策> 1 平時の対策 (3) 調査研究の実施」に準ずる。

(4) 危険物積載船舶等の対策

「<県が実施する対策> 1 平時の対策 (4) 危険物積載船舶等の対策」に準ずる。

2 多数の避難者を伴う船舶事故等の発生時の市町の措置

(1) 活動体制の確立

市町は、船舶の沈没事故等の災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立を図るとともに、消火、救助活動を行うための資機材の整備に努め、災害の特性に合わせた臨機応変な活動体制をとる。

また、市町長が必要と認めた場合は、市町災害対策本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに市町災対本部を設置した場合には、県（防災対策部）へ報告する。

また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

(2) 応急対策活動

市町は必要に応じて次の応急対策活動を実施する。

また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施する。

- ① 被害情報の収集
- ② 医療・救護活動
- ③ 被災者及び地域住民の避難対策活動

④ 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

(3) 被害者の支援

事業者からの申し出や被害の状況等をふまえ、可能な範囲で被害者の支援に協力する。

3 油等流出事故等発生時の市町の措置

(1) 連絡調整本部との連携

各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、第四管区海上保安本部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等に調整本部等が設置された場合は、同本部に連絡員を派遣し、若しくは都道府県を通じ、密接な連携を図る。

(2) 応急対策活動

- ① 沿岸に漂着した流出油等の除去・回収等活動及び連絡調整
- ② 災害情報の収集及び伝達
- ③ 住民に対する広報
- ④ 避難の指示等及び誘導
- ⑤ 防災資機材の調達搬入
- ⑥ 他市町に対する応援要請
- ⑦ 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
- ⑧ その他の災害の規模に応じた措置

3 消防本部の措置

- ① 災害情報の収集及び伝達
- ② 陸上での火気使用禁止措置
- ③ 流出油等拡大防止の指示及び危険区域の設定
- ④ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- ⑤ 第四管区海上保安本部との連絡調整
- ⑥ その他の災害の規模に応じた措置

【市町地域防災計画記載検討項目】

<平時の対策>

- (1) 防災設備及び防災資機材等の整備
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 調査研究の実施
- (4) 危険物積載船舶等の対策
- (5) その他必要な事項

<事故等発生時の措置>

- (1) 流出油等の除去・回収等活動及び連絡調整
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 住民に対する広報
- (4) 避難の指示等及び誘導
- (5) 防災資機材の調達搬入
- (6) 他市町に対する応援要請
- (7) 県に対する自衛隊の派遣要請の要求

(8) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 第四管区過剰保安本部の措置

- ① 災害情報の収集及び伝達
- ② 海上での消火及び火気使用禁止措置
- ③ 船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び警戒
- ④ 流出油等の拡大防止措置
- ⑤ タンカーの船長がとるべき措置の指示
- ⑥ 流出油等に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置
- ⑦ 危険区域内及びその付近の船舶に対する避難、立ち退き及び航行の制限又は禁止措置
- ⑧ 消防機関との連絡調整
- ⑨ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- ⑩ 協議会に対する協力要請
- ⑪ 自衛隊の災害派遣要請
- ⑫ その他の災害の規模に応じた措置

2 その他の防災関係機関の措置

自らの所管する防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力する。

■原因者等が実施する対策

1 多数の遭難者を伴う船舶事故等発生時の原因者等の措置

(1) 県、第四管区海上保安本部、中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模な船舶事故が発生した場合は、被害内容の把握等、迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市町、第四管区海上保安本部、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

(2) 救助・救急活動及び消防活動

大規模船舶災害発生直後における負傷者の救助・救急活動に努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(3) 被害者の支援

事故災害の発生による乗客の被害者等に対する情報提供等の支援を行う。(国土交通省公共交通事故被害者支援室作成、被害者等支援計画作成ガイドラインによる)

2 油等流出事故等発生時の原因者等の措置

(1) 県、第四管区海上保安本部、中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模な船舶事故が発生した場合は、被害内容の把握等、迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市町、第四管区海上保安本部、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

(2) 応急対策活動

- ① 流出源の閉止及び拡大防止措置
- ② 火気使用禁止措置
- ③ 事業所内での危険区域の設定
- ④ 住民に対する広報活動
- ⑤ 流出油等の回収措置
- ⑥ 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
- ⑦ その他の災害の規模に応じた措置

(3) 被災者の支援

第6部 事故等による災害対策
第1章 重大事故等対策

事故災害の発生による被害者等に対する情報提供等の支援を行う。

第4節 原子力災害対策(事故4)

【担当部】：防災対策部、医療保健部、環境生活部、農林水産部、雇用経済部

第1項 活動方針

- 本県は県内に原子力発電所又は原子炉施設(以下、「原子力発電所等」という。)は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径5km)及び緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径30km)にも含まれていない。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散状況を考慮すると、県境から概ね70kmの位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所や概ね100kmの位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所を始めとする福井県及び静岡県内の原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて対処できる体制を整備することが必要である。
- 今後も、国による原子力災害対策指針の見直し等の動向を注視し、随時、本対策の見直しを行なうこととする。

第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集・伝達・広報	防災対策部	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・原子力施設の災害情報(国、原子力事業者、関係都道府県等)
環境放射能モニタリングの実施	防災対策部 医療保健部	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・モニタリング情報(国、原子力事業者、関係都道府県等)
防護措置	防災対策部 医療保健部 環境生活部 農林水産部	モニタリング等の情報により防護措置が必要となった時	・モニタリング情報(国、原子力事業者、関係都道府県、医療保健部)
放射性物質における環境汚染への対処	関係各部	放射性物質による環境汚染が発生した時	・モニタリング情報(国、原子力事業者、関係都道府県、医療保健部)
県外からの避難受入	防災対策部	避難受入れ要請を受けた時	・避難受入れ要請(関係都道府県、国)
風評被害等の軽減	農林水産部 雇用経済部	風評被害等の影響が予見される時	・モニタリング情報(国、原子力事業者、関係都道府県、医療保健部)
心身の健康相談等の実施	医療保健部	県民に健康不安等が生じた時	・モニタリング情報(国、原子力事業者、関係都道府県、医療保健部)

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害情報の収集・伝達・広報（防災対策部）

県は事前に、国、原子力事業者又は放射性物質取扱事業者、气象台、原子力発電所が所在する県（以下「所在県」という。）及び隣接県等と情報収集、情報交換を行えるよう、次に掲げる体制等を整備し、対策を実施する。また、収集した情報は、必要に応じて関係市町、関係防災機関及び県民等へ周知伝達する。

なお、県は災害の状況に応じて災害応急対策を円滑に実施するために必要があると認める場合には、県災害対策本部を設置し、必要な措置を実施する。

(1) 原子力事業者との連絡体制

県は、周辺県にある原子力事業者との間に整備した情報連絡体制に基づき情報収集を行う。

(2) 三重県原子力災害対策アドバイザー

県は必要に応じて、三重県原子力災害対策アドバイザーに協力を依頼し、専門的、技術的立場からの助言等を求める。

2 環境放射能モニタリングの実施（防災対策部、医療保健部）

県は、平時においては環境放射能水準調査による大気中の環境放射線モニタリングを実施し、緊急時における影響評価に用いるための比較データを収集蓄積するとともに、その結果について公表を行う。

緊急時において、国及び原子力事業者等が実施したモニタリング結果を収集するとともに、環境放射能調査におけるモニタリングを強化し、その調査結果を関係機関、関係市町等に連絡し、あわせて県民等に情報提供する。

3 防護措置

(1) 屋内退避、避難等（防災対策部、医療保健部）

県は、モニタリング結果や国の指導・助言、指示に基づき、必要に応じて、屋内退避や避難に関する情報を警察、関係市町等と連携し、県民等に多様な媒体を活用し提供するとともに関係市町等に対する活動支援を行う。

また、屋内退避や避難の防護措置と安定ヨウ素剤との併用の在り方について検討する。

(2) スクリーニング及び除染（防災対策部、医療保健部）

県は、住民に放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が生じた場合に備え、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設等との協力体制を検討し、被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、市町と連携し、スクリーニング及び除染を行う。

(3) 水道水・食品の摂取制限等（医療保健部、環境生活部、農林水産部）

県は、モニタリングの結果及び国からの指示等により、必要に応じて、水道水・食品・農林水産物中の放射性核種濃度測定を行えるよう体制を整えるとともに、基準値を超えている場合、水道水については水道事業者と連携して飲用の中止及び給水の確保等の対応、食品については食品の廃棄・回収、農林水産物については出荷制限や出荷自粛要請等、必要な措置をとる。

4 放射性物質における環境汚染への対処（関係各部）

県はモニタリング等により基準を超える空間放射線量が確認され、県民の被ばくを低減する必

要がある場合について、放射性物質による環境汚染への必要な対策を検討する。

5 県外からの避難受入（防災対策部）

県は、県内の避難所を平時から把握し、原子力災害により県境を越える避難者が発生した都道府県から協議を受けたときは、市町に対し、避難所の開設を要請し、その配分調整を実施するとともに、県の有する施設についても、一時的な避難所として提供する。また、避難経由所の設置を行うとともに、避難所として県の有する施設の提供や市町の支援を行う。

※避難経由所とは、避難者が避難する際に、第一目的地となり、かつ、避難者に避難所を案内する機能等を持たせた場所である。

6 風評被害等の軽減（農林水産部、雇用経済部）

県は、原子力災害による風評被害の未然防止を図るとともに、影響を軽減するため、市町と連携し、科学的根拠に基づく広報活動を行い、農林漁業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止を図る。

7 心身の健康相談等の実施（医療保健部）

県は、住民の健康不安解消及び住民が被ばくした際の措置をした原子力災害対策指針等に基づき、国及び市町とともに、県民等に対する心身の健康相談を実施し、必要に応じ健康調査を行う。

■市町が実施する対策

1 災害情報の収集・伝達・広報

県との情報交換及び協力を密にし、入手した情報を必要に応じて住民及び関係機関へ周知する。

2 防護措置

(1) 屋内退避・避難誘導等

国の指導・助言、指示又は県からの情報に基づき、必要に応じて県及び警察と連携し、住民への多様な媒体を活用した、屋内退避に関する情報提供又は避難所への避難誘導等の活動を行う。

(2) スクリーニング及び除染

被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、県と連携し、スクリーニング及び除染を行う。

(3) 水道水・食品の摂取制限等

県及び国からの指示等により、基準値を超える水道水・食品・農林水産物について、必要な措置をとる。

3 放射性物質における環境汚染への対処

放射性物質による環境汚染に対して、住民の被ばくを低減する必要がある場合について、必要な対策を検討する。

4 県外からの避難受入

県外から原子力災害等により県境を越える避難者の受入要請があった際には、保有する施設を

避難所として設置する。

5 風評被害等の軽減

県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止を図るとともに、その影響を軽減するため、農林漁業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行う。

6 心身の健康相談等の実施

住民の健康不安解消及び住民が被ばくした際の措置として、原子力災害対策指針等に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談を実施し、必要に応じ健康調査を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 災害情報の収集・伝達・広報
- (2) 防護措置
- (3) 放射性物質における環境汚染への対処
- (4) 県外からの避難受入
- (5) 風評被害等の軽減
- (6) 心身の健康相談等の実施
- (7) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 津地方気象台の対策

津地方気象台は、原子力災害発生時には、原子力発電所等から放出された放射性物質の動きを予測するため、県に周辺府県の気象状況を提供する。

第2章 火災対策

第1節 大規模火災の対策(事故5)

【主担当部】：防災対策部、医療保健部

第1項 活動方針

- 大規模な火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救援活動や避難誘導等の応急対策の整備を着実に進める。

第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
情報の収集・連絡調整	防災対策部	【発災後1時間以内】 大規模火災発生後速やかに	火災発生状況 (消防機関、市町)
消防活動	防災対策部	【発災後3時間以内】 応援が必要と認められるとき	火災発生状況 (消防機関、市町)
救急活動	防災対策部 医療保健部	【発災後3時間以内】 救急患者の転院搬送等が必要なとき	救急患者の状況(医療機関等)
資機材の調達等	防災対策部	【発災後6時間以内】 要請があり次第	資機材等確保要請 (市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害予防

(1) 災害に強いまちづくり(県土整備部)

県は、次により、大規模な火事災害の拡大を防ぎ、又は被害を軽減できる災害に強いまちづくりを推進する。

- ① 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設及び防災街区の整備
- ② 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業の支援

- ③ 市街地再開発事業等による市街地の不焼化促進策の支援
- ④ 水面・緑地帯の計画的確保
- ⑤ 海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
- ⑥ 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化（県土整備部、防災対策部）

① 消防用設備等の整備、維持管理

建築物等について、法令に適合したスプリンクラー整備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を指導する。

② 建築物の防火管理体制

建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るよう指導する。

③ 建築物の安全対策の推進

不特定多数の者が利用する建築物等の所有者又は管理者に対し、避難経路の確保、防火設備・排煙設備・非常用照明等の適正な維持管理など、防火・避難対策に関する措置の重要性について、防災査察時等に周知を図る。

(3) 消防力の強化（防災対策部）

① 公設消防力の強化

ア 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に沿い、市町の消防組織の整備充実を推進する。

また、消防団員の数は減少傾向にあるので、これを補充強化するための消防団確保対策を講じるほか、教育訓練の機会を拡充し、資質の向上を図り、青年・女性層の参加を促進するなど消防団組織の活性化に努める。

イ 消防学校の整備並びに消防教育訓練の充実

消防学校の整備や消防教育訓練の充実を通じ、消防職員、消防団員等の育成や資質の向上を図る。

ウ 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、市町の消防機械器具、

消防水利施設等の整備及び充実を促進する。

② 自衛消防力の強化育成

消防機関を通じて、防火対象物（消防法第8条に規定するもの）の関係者に対し、防火管理者制度への理解を徹底するとともに、火災に対する初期消防体制に万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図る。

(4) 防災知識の普及（防災対策部）

① 火災予防運動の実施

県民に火災予防思想と具体的な予備知識を浸透させるため、県と市町が中心となり、関係機関団体の協力のもと、春秋2回火災予防運動を県内一斉に実施する。

② 住宅防火対策の推進

一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、消防本部等が中心となり、三重県住宅防火対策推進協議会を通じ、住宅用火災報知器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。

(5) 特定防火対象物等火災予防対策

① 特定防火対象物（防災対策部）

消防機関を通じて、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物には、防火管理者を選任させ、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うように消防機関を通じて指導する。

② 県立学校建物（教育委員会）

県立学校の建物については、毎年、消防用設備等点検業務の委託を行い、不良箇所を修繕を行う。

③ 文化財（教育委員会）

県内の文化財で、防火・防災施設設備を要するものの対策は、収蔵庫、消火栓等の設置・点検、防火・防災訓練の指導徹底並びに管理者の巡回により、万全を期する。

(6) 管理体制の整備（県土整備部、警察本部）

県及び県警察は、国や市町の道路管理者等を含めて、信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 情報の収集・連絡調整（防災対策部、警察本部）

① 県災对本部の設置

県は、知事が必要と認めるときは、県災对本部を設置し、市町、消防本部、警察

本部等防災関係機関から災害情報を収集し、伝達及び総合調整を行う。

② ヘリコプター等による状況確認

必要に応じ、防災ヘリコプター等による災害状況の確認を行う。

また、県警察本部は、必要に応じ、ヘリコプターテレビシステムにより撮影した現場の映像を県災害対策本部室に配信する。

③ 防災関係機関との調整

県外からの消防機関も含めた応援部隊の効果的な投入や最重要防御地域の選定等について、消防庁をはじめとした防災関係機関との総合調整を行う。

④ 火災気象通報の通報

消防法第22条第1項の規定により、津地方気象台から通報される火災気象通報を防災行政無線等を用いて市町長等に通報する。

(2) 消防活動（防災対策部）

① 県内消防相互応援隊の出動要請

被災市町が実施する消防活動の状況により、他市町の応援を必要と認める場合には、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、他市町に対し県内消防相互応援隊の編成・応援出動を要請する。

なお、被災市町から応援要請があった場合も同様とする。

② 他府県への応援要請

災害の状況により特に必要があると認める場合には、消防組織法第44条に基づき、消防庁長官を通じて、他府県に対し応援を要請する。その手続きは、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」によるものとし、県は消防応援活動調整本部を設置する。

③ 自衛隊への災害派遣要請

空中消火を実施するにあたり、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、第4部 第1章 第3節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に規定する基準に準ずる。

④ 広域航空消防応援の要請

空中消火を実施するにあたり、他の都道府県等の所有の消防・防災ヘリによる広域航空消防応援を要請することができる。

なお、応援を要請する場合は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（三重県地域防災計画添付資料参照）による手続により行う。

(3) 救急活動（医療保健部、防災対策部）

① 関係機関との調整

被災状況の早期の把握及び災害医療コーディネーターをはじめとする関係機関との総合調整を行う。

救急患者の受入体制や高度な医療が必要な患者の転院搬送等について、医療機関、運輸業者等との総合調整を行う。

市町等からの要請により、重篤患者の緊急搬送及び遠隔地搬送が必要な場合は、ヘリコプターを活用する。

② 県内市町及び他府県市に対する応援要請

他の医療関係機関等の応援を必要と認める場合は、応援協定に基づき、県内市町及び他府県市に対し応援出動を要請する。

(4) 資機材の調達等（防災対策部）

① 資機材の携行

消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

② 必要な資機材の確保

必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行う。

■市町が実施する対策

1 災害予防

(1) 災害に強いまちづくり

「<県が実施する対策> 1 (1) 災害に強いまちづくり」に準ずる。

なお、火災警報が発せられた場合における火の使用の制限について、市町火災予防条例においてあらかじめ定めておく。

(2) 火災に対する建築物の安全化

「<県が実施する対策> 1 (2) 火災に対する建築物の安全化」に準ずる。

(3) 消防力の強化

① 公設消防力の強化

ア 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に沿って消防組織の整備充実を図る。

また、消防団員の数は減少傾向にあるので、これを補充強化するための消防団確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充し資質の向上を図り、青年・女性層の参加を促進するなど消防団組織の活性化を推進する。

イ 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。

② 自衛消防力の強化育成

消防機関を通じて、防火対象物（消防法第8条に規定するもの）の関係者に対し、防火管理者制度の徹底とともに、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図る。

(4) 防災知識の普及

① 火災予防運動の実施

「<県が実施する対策> 1 (4) ① 火災予防運動の実施」に準ずる。

② 住宅防火対策の推進

「<県が実施する対策> 1 (4) ② 住宅防火対策の推進」に準ずる。

③ 立入検査の強化

市町、消防機関は、常に当該区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握しておくとともに、地域別又は用途別に応じて計画的に立入検査を行う。

また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行う。

④ 応急手当の普及啓発等

市町及び消防組合は、住民に対し応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる認定救急救命士の要請等救急搬送体制の強化を図る。

(5) 特定防火対象物等火災予防対策

① 特定防火対象物

ア 防火管理者制度の効果的な運用

「<県が実施する対策> 1 災害予防 (5) 特定防火対象物等火災予防対策

① 特定防火対象物」に準ずる。

イ 立入検査指導の強化

市町、消防機関は、特定防火対象物の用途、地域等に応じ立入検査を計画的に行い、常に所轄区域の特定防火対象物の状態を把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設については、設備改善の指導を強化する。

ウ 防火対象物定期点検報告制度の実施

消防機関は防火対象物定期点検報告制度により、点検及び報告が義務づけられた一定の防火対象物について、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化等を図る。

また、同制度による点検済の表示、及び防火優良認定証の表示により利用者への情報提供を行う。

さらに、上記以外の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、消防法令を遵守している旨の表示をすることにより、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図るとともに利用者への情報提供を行う。

② 公立学校建物

「＜県が実施する対策＞ 1 災害予防 (5) 特定防火対象物等火災予防対策
② 県立学校建物」に準ずる。

③ 文化財

「＜県が実施する対策＞ 1 災害予防 (5) 特定防火対象物等火災予防対策
③ 文化財」に準ずる。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 情報の収集・伝達

① 市町災対本部の設置

市町は、市町長が必要と認めるときは、市町災対本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

(2) 消防活動

① 火災警報の発令

市町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができる。

なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。

② 消防活動の実施

市町の地域内に火災等による災害が発生した場合の消防活動は、当該市町の長又は消防組合管理者が主体となり、消防機関を動員して実施する。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど、必要な措置を講ずることとする。

また、被災市町の長又は消防組合管理者は、消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期すよう、あらゆる手段により呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

③ 応援要請

被災市町の長又は消防組合管理者は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

なお、被災をしていない市町は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところ、もしくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して応援出動する。

また、災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

被災市町の長又は消防組合管理者は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、

十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(3) 救急活動

① 救急活動の実施

被災市町等は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

② 応援要請

被災市町の長又は消防組合管理者は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要と判断した場合は、消防活動と同様に、協定に基づき県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

なお、あらかじめ消防相互応援協定締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

また、近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援出動を要請する。

(4) 避難措置

発災時には、人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。

また、必要に応じて避難所を開設する。

(5) 資機材の調達等

「<県が実施する対策> 2 (4) 資機材の調達等」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

<災害予防>

- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 火災に対する建築物の安全化
- (3) 消防力の強化
- (4) 防災知識の普及
- (5) その他必要な事項

<迅速かつ円滑な災害応急対策>

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 消防活動
- (3) 救急活動
- (4) 避難措置
- (5) 資機材の調達等
- (6) その他必要な事項

■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 災害予防

「＜県が実施する対策＞ 1 災害予防」に準ずる。

■ 住民が実施する対策

1 消防活動

(1) 初期消火活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

2 救急活動

(1) 初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

■ 参 考

1 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定により津地方气象台から通報される火災気象通報の実施基準は、津地方气象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

- ① 三重県における乾燥注意報の基準：北中部、南部ともに、実効湿度が60%以下で、最小湿度30%以下となる見込み。
- ② 三重県における強風注意報の基準：北中部、南部ともに、陸上で最大風速が13m/s以上となる見込み。(ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、通報を実施しないときがある。)

第2節 林野火災の対策(事故6)

【主担当部】：防災対策部、医療保健部

第1項 活動方針

- 林野火災による広範囲にわたる林野の焼失などの被害を防止するとともに、林野火災が発生した場合にはその被害軽減を図る。

第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
消防活動	防災対策部	【発災後3時間以内】 応援が必要と認められるとき	火災発生状況(消防機関、市町)
林野火災空中消火活動	防災対策部	【発災後3時間以内】 空中消火活動が必要と認められるとき	火災発生状況(消防機関、市町)
救急活動	医療保健部 防災対策部	【発災後3時間以内】 救急患者の転院搬送等が必要 なとき	救急患者の状況(医療機関等)
資機材の調達等	防災対策部	【発災後6時間以内】 要請があり次第	資機材等確保要請 (市町)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害予防

(1) 林野火災に強い地域づくり

① 林野火災特別地域対策事業の推進(防災対策部)

市町が随時見直しを行う林野火災特別地域対策事業の実施計画について、山村振興計画、過疎自立促進計画、市町総合計画等の各種計画と整合を保ちながら、当実施計画に基づき林野用消防施設資機材の整備等を図るように協議を行う。

② 防火機能を有する林道、森林の整備(農林水産部)

林野火災発生時における消火活動を容易にするため、林道及び作業道の整備に積極的に取り組む。

③ 監視体制の確立（農林水産部）

林野火災予防のため、火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、火災警報発令中においては、市町火災予防条例の定めるところにより、市町及び林野の所有（管理）者は、火器の使用制限を徹底するなど万全の対策を推進する。

④ 森林所有者（管理者）への指導（農林水産部）

林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行う。

ア 防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入

イ 自然水利の活用等による防火用水の確保

ウ 事業地の防火措置の明確化

エ 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立

オ 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化

カ 林野火災対策用機材の整備

(2) 公設消防力の強化（防災対策部）

「第1節 大規模火災の対策 <県が実施する対策> 1 災害予防 (3) 消防力の強化 ① 公設消防力の強化」に準ずる。

(3) 空中消火用資機材の整備及び運用（防災対策部）

空中消火用機材の整備を行い、三重県防災資機材備蓄センター（三重県消防学校内）及び尾鷲市倉庫に保管し、「三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱」に基づき市町等へ貸出し、林野火災に万全を期する。

(4) 防災知識の普及・啓発等（防災対策部、農林水産部）

① 防災知識の普及・啓発

関係機関の強力を得て、一般住民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及活動を図る。

また、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林火災表示板を設置するなどにより、火の取扱いのマナーなど、林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。

② 防災訓練の実施

県は、消防本部、市町、林業関係団体関係機関が相互に連携した防火訓練の実施を検討する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 情報の収集・連絡調整（防災対策部、警察本部）

① 県災対本部の設置

県は、知事が必要と認めるときは、県災対本部を設置し、市町、消防本部、警察

本部等防災関係機関から災害情報を収集し、伝達及び総合調整を行う。

② ヘリコプター等による状況確認

必要に応じ、防災ヘリコプター等による災害状況の確認を行う。

また、県警察本部は、必要に応じ、ヘリコプターテレビシステムにより撮影した現場の映像を県災害対策本部室に配信する。

(2) 消防活動（防災対策部）

① 県内消防相互応援隊の出動要請

被災市町が実施する消防活動の状況により、他市町の応援を必要と認める場合には、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、他市町に対し県内消防相互応援隊の編成・応援出動を指示する。

また、被災市町から応援要請があった場合も同様とする。

なお、必要に応じ、ヘリコプターによる消防活動の支援を行う。

② 他府県への応援要請

災害の状況により特に必要と認める場合には、消防組織法第44条に基づき、消防庁長官を通じ、他府県に応援を要請する。その手続きは、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」によるものとし、県は消防応援活動調整本部を設置する。

③ 火災気象通報の通報

消防法第22条第1項の規定により、津地方气象台から通報される火災気象通報を防災行政無線等を用いて市町長等に通報する。

(3) 林野火災空中消火活動（防災対策部）

県の森林面積は、全体の約64%となっており、ひとたび火災が発生すると、地理的条件等によって、従来の地上消火活動は極めて困難であると予想されることから、迅速的確な消火活動を実施し、貴重な森林資源を守るため、本計画により空中消火活動を行う。

① 空中消火等の概要

本計画でいう空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその近傍に水又は、消火剤水を散布し消火を行う作業のほか、現場指揮本部、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた作業をいう。

ア 現場指揮本部

空中消火を効果的に実施するため消火計画を作成し、空中と地上との連携を図り、統一的な指揮を行う。

イ 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリポート（離着陸場所）、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中活動の拠点となる。

ウ 空中消火用資機材等

a 三重県防災ヘリコプターの資機材

(i) 消火バケツ (バンビマックス)

消火バケツ (1,000リットル、2台) を防災ヘリコプターのカーゴフックに吊り下げ、火災発生時に河川・湖、海等で給水を行い散水する。

b 中型ヘリコプターの資機材

(i) 水のう

ヘリコプターの機体下部に懸吊して、消火薬剤を散布する。

(ii) 組立水槽

ナイロンターポリン製で、消火薬液調整の際の混合・貯水槽として使用する。

(iii) 混合機

水に消火薬剤、増粘剤、着色剤を混合・溶解して所定の濃度と粘度をもつ消火薬液を作る。

(iv) 消火薬剤等

水と消火薬剤等を混合攪拌する。

エ 空中消火法

空中消火法には、直接消火法と間接消火法の2種類がある。

a 直接消火法…火線に沿って飛行し、火点に直接水又は消火薬液を散布して消火する方法で、主として火勢の弱い初期消火、飛火消火、残火処理等及び人命、家屋等に危険が迫った場合に用いる。

b 間接消火法…火線の前方に水又は消火薬液を散布し、防火線を作り延焼防止を図る方法で、空中消火法の主体をなすものである。

② 空中消火の実施

県は、空中消火を実施した場合、消防庁応急対策室に電話（無線）で報告する。

【報告事項】

- a 林野火災の場所
- b 林野火災焼失（損）面積
- c 災害派遣を要請した市町名
- d 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- e 散布回数（機種別）
- f 散布効果
- g 地上支援の概要
- h その他必要事項

③ 自衛隊の災害派遣要請（ヘリコプターの要請）

空中消火を実施するにあたり、林野火災が大規模化した場合など、自衛隊の災害

派遣を必要とする場合は、次により実施する。

ア 災害派遣要請の基準

災害派遣要請の基準は、第4部 第1章 第3節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に規定する基準に準拠し、原則として次のいずれかに該当する場合とする。

- a 地形等の状況により、地上の消火活動が困難な場合
- b 火災規模に対して、地上の消火能力が不足し、又は不足すると判断される場合
- c 人命の危険、人家等への延焼又はその他重大な事態を避けるため、必要と認められる場合

イ 災害派遣要請の手続き

災害派遣要請の手続きは、第4部 第1章 第3節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」によるが、林野火災においては、特に次の事項を明確にすること。

- a 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物
- b 災害派遣要請市町の連絡場所及び連絡責任者名
- c 資機材等の空輸の必要の有無
- d 空中消火用資機材等の整備状況
- e その他空中消火を実施するにあたり、参考となるべき事項

④ 他府県等の消防・防災ヘリの派遣要請

空中消火を実施するにあたり、他の都道府県等所有の消防・防災ヘリによる広域航空消防応援を要請することができる。

応援を要請する場合は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（三重県地域防災計画添付資料参照）による手続により行う。

市町及び都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知ルートは、別図のとおりである。

(4) 救急活動（医療保健部、防災対策部）

① 関係機関との調整

被災状況の早期の把握及び災害医療コーディネーターをはじめとする関係機関との総合調整を行う。

また、救急患者の受入体制や高度な医療が必要な患者の転院搬送等について、医療機関等との総合調整を行う。

なお、市町等からの要請により、重篤患者の緊急搬送及び遠隔地搬送が必要な場合は、ヘリコプターを活用する。

② 県内市町及び他府県市に対する応援要請

他の医療関係機関等の応援を必要と認める場合には、応援協定に基づき県内市町及び他府県市に対し応援出動を要請する。

(5) 資機材の調達等（防災対策部）

① 資機材の携行

消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

② 必要な資機材の確保

必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行う。

■市町が実施する対策

1 災害予防

(1) 林野火災に強い地域づくり

① 林野火災消防計画の確立

市町は、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び林内作業の状況等を考慮のうえ、関係機関と連携を図り、以下の事項について林野火災消防計画の確立に努める。

ア 特別警戒実施計画

- a 特別警戒区域
- b 特別警戒時期
- c 特別警戒実施要領

イ 消防計画

- a 消防分担区域
- b 出動計画
- c 防護鎮圧計画

ウ 資機材整備計画

エ 啓発運動の推進計画

オ 防災訓練の実施計画

② 監視体制の確立

「<県が実施する対策> 1 災害予防 (1) 林野火災に強い地域づくり ③ 監視体制の確立」に準ずる。

③ 森林所有（管理）者への指導

「<県が実施する対策> 1 災害予防 (1) 林野火災に強い地域づくり ④ 森林所有（管理）者への指導」に準ずる。

④ 火災警報発令中における火の使用の制限

火災警報が発せられた場合における火の使用の制限について、市町火災予防条例においてあらかじめ定めておく。

⑤ 防災知識の普及・啓発等

「<県が実施する対策> 1 災害予防 (4) 防災知識の普及・啓発等」に準ずる。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 情報の収集・伝達

① 市町災対本部の設置

市町は、市町長が必要と認めるときは、市町災対本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

(2) 消防活動

① 火災警報の発令

市町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができる。

なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。

② 消防活動の実施

市町の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、当該市町又は消防組合が主体となり消防機関を動員して実施する。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定による応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。

③ 近隣市町への応援要請

被災市町の長又は消防組合管理者は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

また、被災をしていない市町は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところ、もしくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して応援出動する。

なお、災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

④ 緊急消防援助隊の応援要請

被災市町の長又は消防組合管理者は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(3) 林野火災空中消火活動

市町長等は、市町地域防災計画等に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の措置を講じる。

① 初動体制

ア 災害情報等の報告

市町長等は、市町地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を、関係機関等に報告する。

イ 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のための大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については、「第4部第1章第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に定める所要の措置をとる。

ウ 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握する。

また、危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握する。

エ 資機材の確保

他の自治体、関係機関の資機材の保存状況を把握し、補給できる体制を整えておく。

また、使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておく。

オ 輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

また、陸上輸送の場合は、必要に応じて警察署と連絡をとり、先導等の措置をとる。

② 空中消火活動

ア 現場指揮本部における任務

a 情報の総括…空中偵察用航空機、空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行う。

b 空中・地上各消火隊の活動統制…消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し関係機関との連絡調整を行う。

イ 作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動をする。

③ 派遣要請

ア 県防災ヘリコプターの派遣要請

市町長等は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

応援を要請する場合は、「第4部 第2章 第5節 ヘリコプターの活用」の手続により行う。

④ 報告

市町は、空中消火を実施した場合、速やかに以下の概要を県（災害対策課）に報告する。

- a 林野火災の場所
- b 林野火災焼失（損）面積
- c 災害派遣を要請した市町名
- d 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- e 散布回数（機種別）
- f 散布効果
- g 地上支援の概要
- h その他必要事項

(3) 救急活動

① 救急活動の実施

被災市町の長又は消防組合管理者は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

② 応援要請

被災市町の長又は消防組合管理者は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合は、消防活動と同様に、協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

- a あらかじめ消防相互応援協を定締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。
- b 被災市町の長又は消防組合管理者は、多数の傷病者が発生し、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、県、市町及び消防組合が締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を県に対し要請する。

(4) 資機材の調達等

「<県が実施する対策> 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (4) 資機材の調達等」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

<災害予防>

- (1) 火災予防
- (2) その他必要な事項

＜迅速かつ円滑な災害応急対策＞

- (1) 消防活動
- (2) 林野火災空中消火活動
- (3) 救急活動
- (4) 資機材の調達等
- (5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 林野火災空中消火活動（自衛隊）

「＜県が実施する対策＞ 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (2) 林野火災空中消火活動」に準ずる。

■住民が実施する対策

1 消防活動

(1) 初期消火活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

2 救急活動

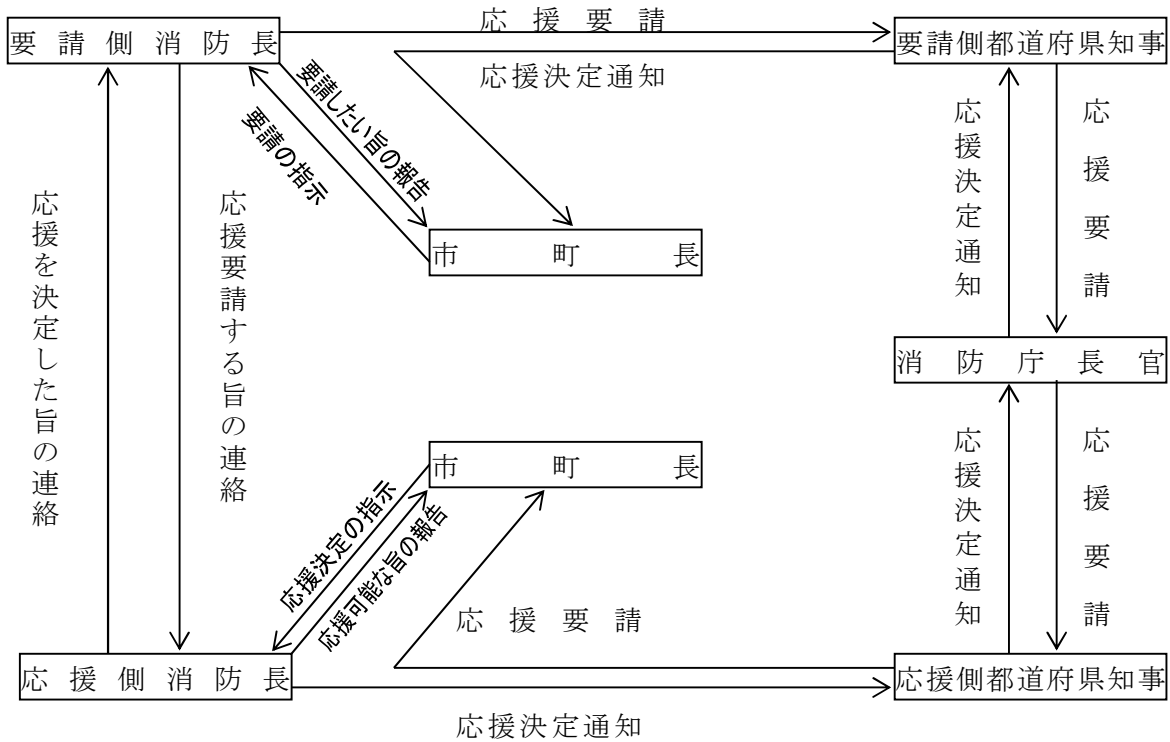
(1) 初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

3 林野火災空中消火活動

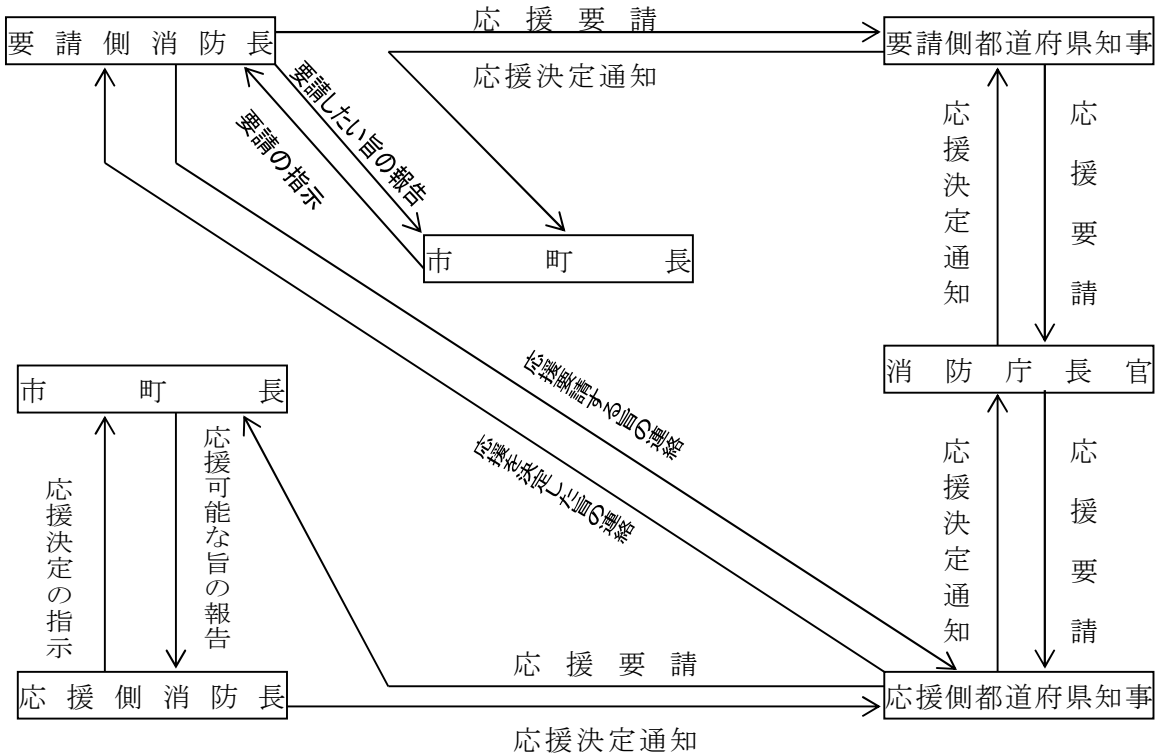
[別図] 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート

(1) 市町がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知



(2) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

(参考) 要綱第8項の手続き



4 県林野火災対策等資機材管理運用

林野火災等の対策用として県が備蓄している資機材の管理並びに市町等関係機関が使用する場合は「三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱」による。

三重県地域防災計画

－風水害等対策編－

令和5年3月発行

三重県防災会議

(三重県防災対策部 防災対策総務課)

〒514-8570 津市広明町1-3

電話 059-224-2181

E-Mail btsomu@pref.mie.lg.jp

<http://www.bosaimie.jp/>

